

博士論文

所得税制度における夫婦の取り扱いの変容
—国際的動向と日本の配偶者控除改革の課題—

2023年1月

滋賀大学大学院経済学研究科

経済経営リスク専攻

氏名 森 一葉

指導教官 北村 裕明

指導教官 松田 有加

指導教官 増山 裕一

目次

序章 研究の背景と本論文の構成	1
1. 研究の背景.....	1
2. 研究課題	5
3. 先行研究	7
4. 本論文の構成	11
第一章 所得税制度と夫婦	14
はじめに.....	14
1. 課税単位	14
1-1 課税単位の類型及び特徴.....	14
1-2 課税単位に関する議論	17
2. 世帯単位課税による夫婦への措置の議論	22
2-1 イギリス	23
2-2 アメリカ	25
2-3 フランス	32
3. 個人単位課税における夫婦に対する減免措置.....	35
3-1 所得控除方式の日本.....	38
3-2 税額控除方式のカナダ	38
3-3 移転可能な基礎控除方式を初めて採用したデンマーク	40
3-4 移転可能な基礎控除が給付付き税額控除の類型となるオランダ.....	41
3-5 配偶者への所得移転が可能なベルギー	43
4. 本章のまとめ.....	44
第二章 イギリスの所得税改革における夫婦の取り扱いの変容.....	47
はじめに.....	47
1. イギリスの所得税制における個人単位課税への移行.....	48
1-1 移行前の所得税制における夫婦の取り扱い	48
1-2 個人単位課税移行時の議論.....	50
1-3 個人単位移行後の夫婦の取り扱い	53
2. 夫婦控除廃止への議論	55

3. 税額控除と結婚ペナルティ	57
4. 個人所得税の簡素化と結婚を奨励する税制の復活	58
4-1 移転的基礎控除に関する議論	58
4-2 保守党と自由民主党の連立政権における所得税改革	60
4-3 IFS による移転可能な基礎控除の効果の試算	62
4-4 移転可能な基礎控除の議会での議論	64
4-5 移転可能な基礎控除方式の結婚控除の導入	65
4-6 結婚控除の効果と批判	66
4-7 結婚控除の評価	69
4-8 イギリスの結婚控除と日本の配偶者控除等の適用状況の比較	70
5. 本章のまとめ	72
第三章 日本の所得税制における課税単位論と配偶者控除	74
はじめに	74
1. 所得税の創設とシャウプ勧告以前の制度	76
1-1 所得税の創設と 1920(大正 9)年改正、1940(昭和 15)年改正	76
1-2 終戦からシャウプ勧告までの課税単位に関する議論	77
1-3 1945(昭和 20)年シャウプ勧告	78
1-4 戦後から高度経済成長までにおける所得税制の改正	81
1-4-1 三控除の引き上げ	81
1-4-2 個人事業者における専従者控除の創設	81
2. 配偶者控除の創設	84
2-1 税制調査会における「配偶者控除」創設	84
2-3 課税単位の再検討	87
2-4 夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の差の是正効果	87
2-5 配偶者控除創設と女性労働の状況	88
2-6 昭和 40 年代の課税単位の議論	90
3. 物価調整として 1974 年(昭和 49)年度改正	91
4. 配偶者特別控除の創設	92
4-1 昭和 50 年代後半の所得税の状況	92
4-1-1 財政の再建	92

4-1-2	1985(昭和 60)年改正におけるパート減税	92
4-2	抜本的税制改革と配偶者特別控除創設.....	93
4-2-1	消費税の導入と配偶者特別控除の創設の経緯	93
4-2-2	税制調査会における議論	94
4-2-3	事業所得者と給与所得者の妻の取り扱いの違い.....	94
4-2-4	パート所得者の手取りの逆転現象.....	95
4-2-5	夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の差.....	96
4-2-6	配偶者特別控除の仕組みの決定過程.....	97
4-3	1988(昭和 63)年の改正	101
4-4	バブル崩壊と過去最高の所得税の減税政策	103
5.	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	104
5-1	人的控除の憲法上の位置づけ	104
5-2	配偶者特別控除の廃止に関する議論	105
5-3	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	107
6.	配偶者控除等の廃止に関する議論	109
6-1	配偶者控除の問題点.....	109
6-2	民主党政権下における控除から手当化への議論と年少扶養控除の廃止.....	109
7.	自民党政権における配偶者控除等の廃止の議論	111
7-1	配偶者控除等の廃止と代替案の議論	111
7-2	配偶者控除等の改正.....	115
8.	2017(平成 29)年度の配偶者控除等改正による配偶者控除適用割合と女性就業状況の社会的な変化	118
8-1	配偶者控除等の適用状況の変化.....	118
8-2	女性の就業形態の推移	123
8-3	既婚女性の就業形態.....	124
9.	2017(2019)年度税制改正後の議論	127
10.	本章のまとめ	127
第四章	配偶者控除の改革課題.....	130
1.	2017(平成 29)年度税制改正における配偶者控除の改正.....	131
1-1	改正の経緯	131

1-2 配偶者控除等の改正.....	132
1-3 先行研究.....	133
2. 税制改正の効果の推計と現行制度の比較.....	135
2-1 標準世帯.....	135
2-2 納税者本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の世帯.....	136
2-3 納税者本人の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の世帯.....	137
2-4 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円超の世帯.....	138
2-5 世帯の種類別収入増加率.....	139
2-6 社会保険加入による手取りの減少に対する影響.....	141
3. 配偶者控除等の改正により残された課題.....	144
3-1 就労の中立性.....	145
3-2 二重控除の問題.....	146
3-3 配偶者控除を含む人的控除が高所得者に有利な点.....	147
3-4 結婚の中立性、単身者との公平性.....	149
4. 問題の解決方法のシミュレーション.....	150
4-1 配偶者控除の税額控除化.....	151
4-2 二重控除の問題を解決するための移転可能な基礎控除.....	153
4-3 移転可能な基礎控除の税額控除化.....	157
4-4 配偶者控除を廃止した場合の税負担変化率.....	159
4-5 検討した制度のまとめ.....	162
5. 本章のまとめ.....	165
終章 所得税制における夫婦の取り扱いの望ましい方向.....	167
1. 諸外国における所得税における夫婦に対する取り扱いの変容.....	167
2. 日本の配偶者控除等の変遷と評価.....	170
3. 配偶者控除等の課題と改革の方向性.....	172
謝辞.....	175
参考文献.....	176

序章 研究の背景と本論文の構成

1. 研究の背景

本論文は所得税における夫婦の取り扱いの変容について、日本の配偶者控除及び配偶者特別控除(以下「配偶者控除等」という。)の変遷及び諸外国における夫婦及び世帯に対する所得税制上の配慮の国際的な動向を研究し、今後の日本の配偶者控除等のあり方について考察したものである。

配偶者控除等は税制上で結婚や夫婦に対して配慮を行うため、既婚女性のライフスタイルに影響を与える。日本は総人口における65歳以上の人口の比率が28.7%と諸外国においても最も高く、合計特殊出生率も1.34と低い水準となっており、少子高齢化は深刻な問題である。そのため、労働力人口の減少も今後ますます深刻になると予測され、労働力人口の増加は日本の喫緊の課題である。税制調査会においても、既婚女性の潜在労働力の労働参加を促さなければならないからこそ、配偶者控除の議論が必要であるとされている¹。

日本の配偶者控除等の導入と改革の過程を見ると、所得税における夫婦の取り扱いの国際的な動向を参照してきたことは税制調査会の審議においても明瞭である。そこで諸外国の夫婦又は家族に対する税制上の配慮の違いを確認することで、税制で行える夫婦や家族に対する配慮について概観する。これは、今後の日本の配偶者控除等の改革において重要な視点であるのみならず、今後、少子高齢化が問題となりうる国において既婚女性の就労と所得税における夫婦への配慮のあり方を決定する際に、重要な論点となるであろう。

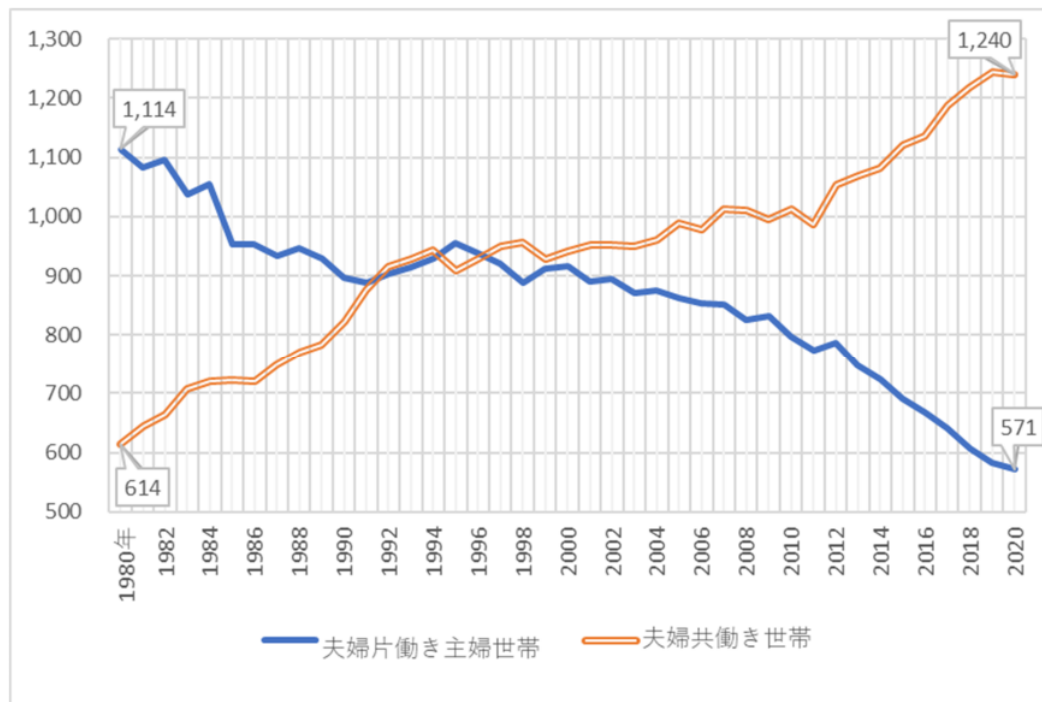
序章では本格的な分析に入る前に簡単に配偶者控除制度に大きく関係する日本の既婚女性の就業や婚姻率の状況について確認を行う。夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の推移を確認する²。図序-1に示したとおり、1980年は夫婦片働き世帯が1,114万世帯、夫婦共働き世帯が614万世帯であり、夫婦共働き世帯は夫婦片働き世帯の約半数であった。1990年代に入ると夫婦片働き世帯の数を夫婦共働き世帯が逆転し、1997年以降は夫婦共働き世帯が

¹ 税制調査会(2016c)7頁

² 「夫婦片働き世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯を示す。2018年以降は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯を示している。「夫婦共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯である。

夫婦片働き世帯を上回るようになる。現在では夫婦片働き世帯が少数派であり、1,810 万世帯のうち 3分の2 を超える 1,240 万世帯が夫婦共働き世帯である。

図 序-1 夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の推移 (単位：万世帯)



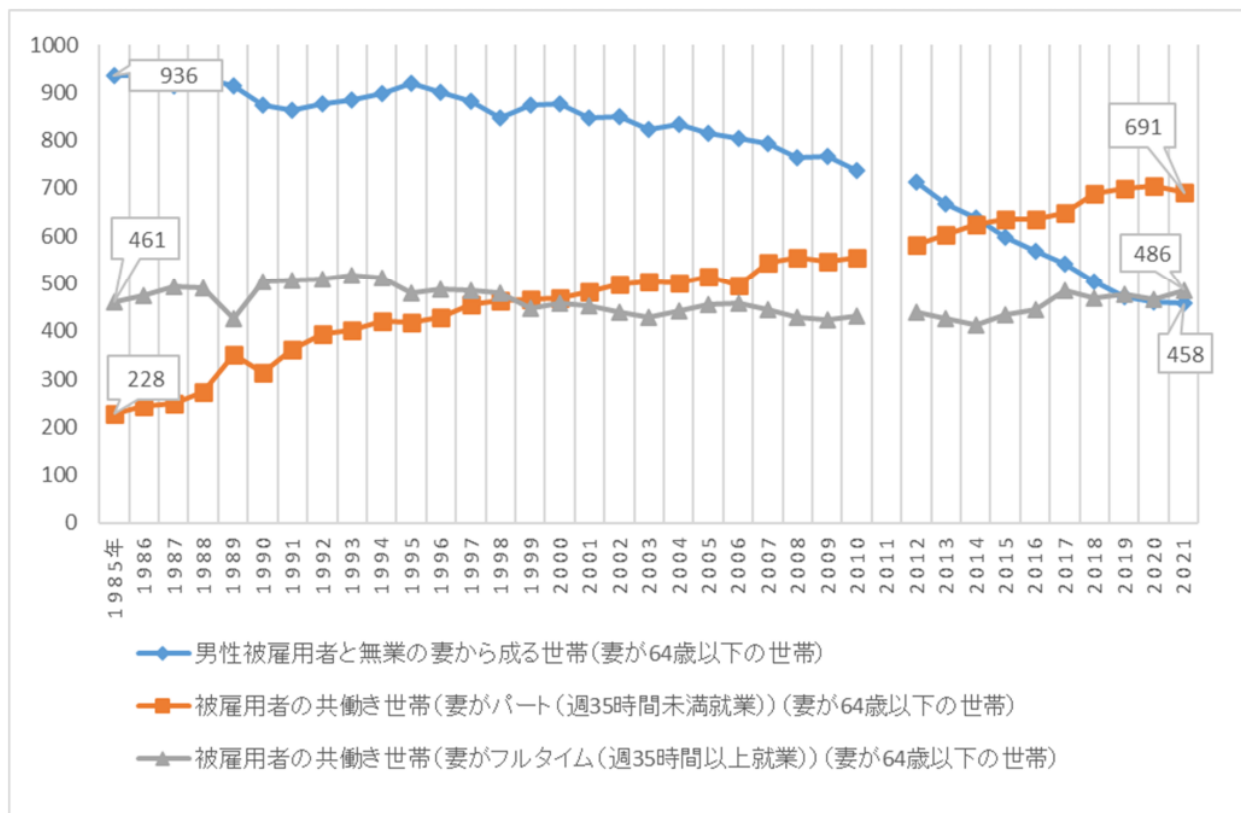
出所：厚生労働省(2020)図表 1-1-3 より筆者作成

次に夫婦共働き世帯の妻の就業について確認する。夫婦共働き世帯の妻がパートタイム労働者の世帯数と夫婦共働き世帯の妻がフルタイム労働者の推移を図序-2 に示している。1985 年から比較すると、夫が被雇用者で、妻が週 35 時間未満のパートタイム労働者の世帯は 228 万世帯から 2021 年には 691 万世帯と 3 倍以上増加している。しかし、夫が被雇用者で妻が週 35 時間以上のフルタイム労働者の世帯は 1985 年に 461 万世帯から 2021 年には 458 万世帯であるため、ほとんど変化はない。1985 年から 2021 年の期間を通じてその数はほぼ横ばいであり、大きな増減はない。また、夫婦片働き世帯が減少していることから、専業主婦も減少している。つまり、夫婦共働き世帯の増加は既婚女性のパートタイム労働者の増加であることがわかる³。

³ 厚生労働省(2021)

図 序-2 夫婦片働き世帯数と夫婦共働き世帯の配偶者の就業状況の推移

(単位：万世帯)



出所：内閣府(2022)特- 8 図より筆者作成

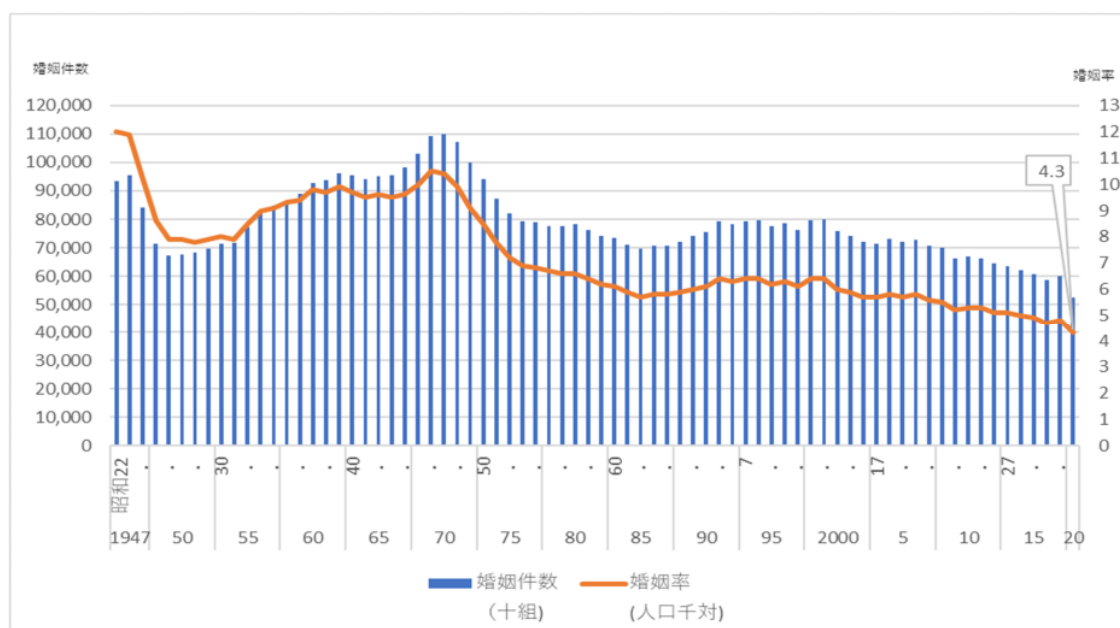
ただし、2010年及び2011年は岩手県、宮城県、及び福島県のデータがないため、欠測値となっている。

配偶者控除等の適用は夫婦であることが前提となっている。そこで、日本の婚姻件数の推移及び婚姻率を確認する。図序-3は婚姻件数及び人口1,000人当たりの婚姻率を示したものである。2020年には婚姻件数は52万5507組、婚姻率も4.3と過去最低となっており、戦後すぐの混乱期を除けば婚姻件数が年間100万組を超え、婚姻率もほぼ10.0以上であった1970年代前半と婚姻件数と比較すると約半数となっている。内閣府(2022)によると、男女の年齢別未婚率は25-29歳の男性が1960年に46.1%だったが、2020年には72.9%にな

日本ではパートタイム労働者は1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者とのみ定義されており、収入や労働時間についての定義がないことは注意しなければならない。

っており、女性は1960年に21.7%だったが、2020年には62.4%となっている。女性は特に大きく上昇している。35-39歳の未婚率も男女とも1960年代は10%未満であったのが、2020年の男性は34.5%、女性は23.6%が未婚である。この年代の未婚率は男女ともに2010年ころからほぼ横ばいである。男性の3人に1人、女性の4人に1人が未婚であることが明らかとなっている。

図 序-3 婚姻件数及び婚姻率



出所：内閣府(2020)図第 1-1-8

これらをふまえると、かつて日本では多数の女性が一定の年齢になると結婚をし、女性は仕事をやめて専業主婦となっていたが、現在では結婚しても仕事を継続する女性も増加し、夫婦共働き世帯が増加している。また、婚姻件数及び婚姻率も減少している。内閣府(2019)の調査⁴においても、女性の24.1%が「結婚するつもりはない」と回答しており、その理由として最も多かったのが「ひとりの方が気楽だから」(62.8%)となっている。ただし、思い描く家族形態として最も多かったのが「結婚するつもりはないがプライベートで信頼できる人がほしい」(40.1%)となっており、法律上の結婚だけではなく、諸外国でも多く見受け

⁴ 内閣府(2019)35頁

られる事実婚であっても適用できる制度⁵や、結婚を選択しない単身者と既婚者にとって中立的な制度が望まれることとなる。

2. 研究課題

配偶者控除等は、税制における夫婦という最小限の家族に対する配慮である。日本は所得税の課税単位として個人単位課税を採用しているが、その中で配偶者控除等というかたちで夫婦に対する配慮を行っている。

本論文では次の二つの課題について重点的に検討を加える。

第1に、日本の所得税制における夫婦の取り扱いの制度改革に多大な影響を与えた諸外国における夫婦の取り扱いの変容及び制度が、どのような経緯で採用されているかを明確に分類し、その歴史的経緯を明らかにすることである。

1798年にイギリスにおいて所得税が導入された際に、その課税単位は世帯単位とされていた。その後、多くの国で世帯を単位とした所得税が導入されていく。所得税の課税単位が世帯である理由として家族は最小の消費単位であり、その世帯の担税力に即した課税を行うためである。また、かつて多くの妻は、夫や家族とともに農林業や家の事業に従事しながら、家事、育児を行っていたため、収入がある場合は世帯主の所得に合算するということが当然であった。

所得税の導入から200年以上経過し、どの国においても生活様式のみならず家族のあり方が大きく変化した。女性の社会進出も進み、就業し、収入を得る既婚女性も増加した。また、法律上の結婚だけでなく、諸外国では事実婚も一般的になり、単身世帯も増加している。

このような個人のライフスタイルの多様化に対応するため多くの国で所得税の課税単位は世帯単位課税から個人単位課税に変更されることとなった。日本では1950(昭和25)年シャウプ勧告によって、諸外国と比較すると早い段階で個人単位課税が採用されている。しかし、個人単位課税の中で配偶者に配慮するかたちで、1961(昭和36)年に配偶者控除が採用される。

日本のように、個人単位課税において夫婦若しくは世帯に対する配慮を行う国は現在で

⁵ イギリスの結婚控除は事実婚でも適用が可能である。また、フランスでは事実婚(Pacte civil de solidarité:PACS)によってカップルであっても夫婦と同様の権利を得ることができる。

も存在する。夫婦の取り扱いの方法として日本の所得控除方式のみならず、税額控除方式で控除を行う方法や、夫婦間で移転可能な基礎控除方式や、給付付き税額控除として夫婦及び世帯をひとつの単位として配慮する方法が存在する。これらの夫婦に対する配慮は近年、世界的に問題視されている所得格差や貧困の解決策として、個人単位課税の中に世帯単位の観点を導入する一つの方法であると考えられる。

日本の配偶者控除等の導入と改革の過程を見ると、所得税における夫婦の取り扱いの国際的な動向を把握することは極めて重要であると考え。その中で、イギリスは先進国の中では所得税導入から1990年まで長らく世帯単位課税を採用してきた。1990年からは、個人単位課税に移行し、国際的な租税改革を意識しつつ夫婦の取り扱いについて様々な変更を行った国である。したがって、夫婦の取り扱いの変更の結果が明瞭であり、個人単位課税導入以降、所得控除方式の配偶者控除等を採用してきた日本の配偶者控除等の改革の課題を検討する際には重要な国となるため、その制度改革について詳しく検討する。

第2に、個人単位課税が採用されている日本における配偶者控除制度の成立以降の展開を税制調査会の議論を中心に検討し、2017(平成29)年度税制改正の効果分析をふまえて、配偶者控除等の改革の課題を明らかにする。配偶者控除は、事業所得者の事業専従者である妻と給与所得者の配偶者の税負担の差の是正や、夫婦片働き世帯の税負担を軽減するために配偶者の「妻の座」を認める制度として1961(昭和36)年度の税制改正によって採用された。配偶者控除創設当時は、同じ収入の夫婦は同じ所得税を負担すべきであることから、課税単位についての検討も行われた⁶。しかし、日本の所得税制は個人単位課税を維持しながら、所得控除という形で、夫婦に対する配慮が行うことが決定された。

配偶者控除創設時は夫婦片働き世帯が多数であったため、配偶者控除等によって夫婦片働き世帯の税負担を軽減することができた。その後、給与所得世帯の税負担の軽減とパートタイム労働者の増加による世帯の手取りの逆転現象解決を目的として、1987(昭和62)年度税制改正において配偶者特別控除が創設された。

女性の社会進出がさらに増加する中で、個人単位課税の中でライフスタイルに中立な税制が求められるようになると、配偶者控除制度の廃止を含む検討が本格化する。2002(平成14)年、小泉内閣総理大臣から諮問を受けた税制調査会においては、配偶者控除の廃止につ

⁶ 税制調査会(1960)大蔵省財政史室(1997)348-350頁

いて初めて言及された⁷。民主党政権においても、「控除から手当へ」をスローガンに配偶者控除等を含む、人的控除の抜本的な見直しが明言された⁸。再び自民政権となった2014(平成26)年の税制調査会においては配偶者控除等の廃止とともに、配偶者控除等に代わる制度の具体的な提案が初めて行われた⁹。そして、2017(平成29)年度税制改正において配偶者控除等は改正された。2000年に入ってからのこれらの配偶者控除等の廃止や改正を含む議論の要点を整理したうえで、2017(平成29)年度改革の効果や残された課題を分析する。さらに、今後の配偶者控除等の改革案を諸外国の事例をもとに提案し、その改革案を実施した場合の効果分析を行うことを本論文の目的とする。

配偶者控除等は既婚女性の就労に影響を与えるため、廃止を望む意見もある¹⁰。しかしながら、配偶者控除創設時には夫婦片働き世帯の妻の家事、育児による貢献を控除により認めるといった意見もあった¹¹。また、配偶者控除は憲法25条の生存権の表れであるという解釈もある¹²。このように配偶者控除等に関しては様々な解釈や意見があるため、これらを現在の状況に照らし合わせて検証を行う。

3. 先行研究

配偶者控除等は夫婦を税制上どのように扱うかが問題となるため、課税単位論と大きく関係してくる。課税単位の議論については第1章の1-2で扱うが、1980年半ばまでは課税単位の選択が議論の中心となっていた。Bittker,B(1975)は、「等しい所得の夫婦には等しい税負担を」という原理がアメリカにおける1948年の二分二乗方式の採用の経緯であったが、この二分二乗方式が「結婚を優遇する制度」となるため結婚中立的な税制の要請と完全に二律背反の関係にあることを明らかにしている¹³。Meade,J.(1978)は、同じ財産を持つ家族は同じ税負担であるべきとして世帯単位課税が望ましいとしているが、Brazer,H.(1980)は既婚女性の就業率の増加と人々のライフスタイルが多様化している中では、世帯間の公平性

⁷ 税制調査会(2002)4-5頁

⁸ 税制調査会(2010)13頁

⁹ 税制調査会(2014b)

¹⁰ 大田(1994)(1997) 全国婦人税理士連盟(1995) 遠藤(1997)石塚(2003) 64-75頁

¹¹ 税制調査会(1960)

¹² 金子(2005)194-196頁

¹³ Bittker,B(1975) 金子(1985)213-215頁

よりも結婚に中立的な税制が重要であるため、個人単位課税への転換を主張している¹⁴。Royal Commission on Taxation(1967)においても、課税単位の基本は個人単位課税であるとしながら、世帯の税負担の水平的公平性のため、夫婦に関しては世帯単位課税を採用し、単身者の個人単位課税と別個の税率表を設けることが望ましいとしている。

このような課税単位について多くの議論がなされているなか、1984年 EC 委員会において結婚していた場合にも、夫婦それぞれの所得を分離する個人単位方式の採用が勧告され、1990年にイギリスが世帯単位課税から個人単位課税に転換したことから、OECD 加盟国において、世帯単位課税から個人単位課税へ移行する傾向が強くなった¹⁵。ただし、現在でも OECD 諸国の中には世帯単位課税を採用する国や、個人単位課税の中において夫婦若しくは家族に対して特別な配慮を行う国が混在している。これらの制度について O'Donoghue, C. and Sutherland, H(1999)は各国の課税単位と夫婦又は家族に対する配慮がどのような目的で行われているか国ごとにまとめている¹⁶。そして、既婚女性の就業率が低い国ほど夫婦関連の税制を導入することを明らかにしている。

Alm, J and Melni, M. (2005)は、世帯間の公平、垂直的公平性、さらに結婚中立性という観点から OECD 諸国の課税単位について典型的に分類し分析を行い、望ましい課税単位について個人単位課税であるとしている。家族形態が多様化する中で伝統的な家族形態を重視し、アメリカを含む税制上の課税単位において優遇措置が講じられることは望ましくないとしている。ただし、個人単位課税においても累進性、結婚中立性、家族間の水平的公平性、夫婦と単身者の公平性を同時に解決することは不可能であるため、何を重視するかの検討が国ごとに必要であるとしている。個人単位課税の中で夫婦に対する所得税上の特別な配慮が行われている国は限定的であり、配慮がない国においては結婚中立性が保たれるとしている。

第一章ではこれらの先行研究をふまえ、個人単位課税が主流となる中で、夫婦に対する配慮として世帯単位課税を維持している国と個人単位課税の中で夫婦に対して配慮を行う国について体系的に分類し、その歴史的経緯及び現在の夫婦への配慮について明らかにする。

日本において諸外国における所得税における夫婦に対する配慮の制度を網羅的に調べた

¹⁴ Brazer, H. (1980) p223

¹⁵ 金子編著(1996b)74頁

¹⁶ O'Donoghue, C. and Sutherland, H(1999) pp.565-598

ものとしては鎌倉(2009)が挙げられるが、課税単位で夫婦に配慮を行う国の歴史的な変遷及び個人単位課税において配慮を行う国について詳しく言及はされていない。イギリスの制度については小石(1998)がイギリスの夫婦合算課税から個人単位課税への移行における動きについてまとめている¹⁷。岩田(2000)においてはイギリスの夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除廃止からブレア政権における給付付き税額控除制度の導入における税制改正についてまとめている¹⁸。また、Seely,A. (1995,2019a,2019b)ではイギリスにおける移転可能な基礎控除の議論について考察している¹⁹。しかし、イギリスの所得税制における個人単位移行から現在の移転可能な基礎控除方式である結婚控除に至るまでの制度改革について全体として評価を行い、意義を明らかにした研究は行われていない。このイギリスの所得税制における夫婦の取り扱いの変容は、日本の配偶者控除改革において必要な論点を多く含むものであるため、諸外国の制度の中でも特に詳しく分析を行う。

配偶者控除等は創設から60年が経過しており先行研究は数多く存在する。近年の配偶者控除等の改革に関するものについては、本論文では税制調査会の議論を中心に当時の就業状況や議論をあとづけながら確認することにする。

1990年代半ばに既婚女性の就労との関係から配偶者控除等に対する廃止の議論が活発となる²⁰。大田(1994)は配偶者控除等及び基礎控除の廃止を提案し、遠藤(1997)は配偶者控除等の廃止と基礎控除の拡充を提案している。2000年代に入ると所得格差問題と子育て支援の観点から配偶者控除等の廃止と給付付き税額控除の議論が活発となる²¹。給付付き税額控除とは人的控除を所得控除方式から税額控除方式にし、納税者の所得税額から直接控除する方法である。また、低所得者で納税額が少ない場合、税額控除できなかった金額を給付するため、より低所得者支援となると考えられる。さらに、配偶者控除等の二重控除の問題を解決するために移転可能な基礎控除の導入が議論されることとなる²²。移転可能な基礎控除とは夫婦のどちらかが収入がない、若しくは収入が基礎控除以下であった場合にその

¹⁷ 小石(1998)

¹⁸ 岩田(2000)

¹⁹ Seely,A. (1995)(2019a)(2019b)

²⁰ 大田(1994) 全国婦人税理士連盟(1995) 遠藤(1997)

²¹ 森信(2008)

²² 鎌倉(2009)

利用できなかった基礎控除を夫婦のもう一方に移転することができる制度である。これらの戦後からの現在に至るまでの配偶者控除等に関する議論を、税制調査会の議論を中心に長期的に調査した研究は必ずしも十分ではない。

所得税を含む女性労働における政策評価として Jaumotte.F(2003)は OECD 諸国の 1985 年から 1999 年のデータで実証分析を行い、女性の労働市場参加の政策の効果の確認を行っている。中立的な税制として課税単位は世帯単位課税より個人単位課税が望ましいが、多くの国で個人単位課税が主流になっているにも関わらず、家族を前提とする様々な税制上の優遇措置があるため、既婚女性が収入を得ると単身者よりも世帯の税負担額が大きくなってしまうと指摘している。個人単位課税の中で夫婦に対する配慮を夫にのみ行くと、家庭の中の第二稼得者の限界税率が上昇する。そのような制度により家庭の中の第二稼得者の就業阻害要因となる。反対に、第二稼得者(多くの場合は妻となる)に対して税制上の優遇措置がある国においては第二稼得者の限界税率の上昇に伴う就業阻害要因について解決できているとしている。日本はパートタイム労働者を優遇する税制や社会保障制度、とりわけ、配偶者控除や国民年金の第 3 号被保険者制度によるパートタイム労働者の増加が女性の労働市場参加の増加要因であると指摘している。

Ferragina, E .and Kaiser, M.(2015)は、1980 年代から 2010 年代の 30 年間の OECD 諸国における家族政策を調査し、家族政策は母親の就業促進を目的として行われているとしている。しかし、日本の税制は家族政策が拡大した中でも男性稼ぎ手モデルから脱却していないため、既婚女性の就業阻害要因であると分析している²³。

Alastair ,T.and Pierce ,O.(2016)は、家庭の中の第二稼得者が、労働市場に参加する場合に損失する手当と、就労によって直面する税率を、参加税率(Participation Tax Rate : PTR)として表し、OECD 諸国において比較を行っている。ほとんどの国において、家庭内の無職の配偶者が就労した場合の税率は第一稼得者に対する税率より高くなることが明らかとされている。個人単位課税であっても税制優遇制度が家族単位で行われている国においては、第一稼得者が優遇制度を使い切ってしまうため、第二稼得者の PTR は高くなる。純粋な個人課税を採用することが第二稼得者の就労阻害要因を最小限に抑えることができるが、公平性の観点から子供を持つ人や無職の配偶者の支援は必要であり、配偶者控除は個人ごとに払い戻し可能な税額控除、又は配偶者間で譲渡可能な税額控除を行うことによっ

²³ Ferragina, E .and Kaiser, M.(2015)pp.1-37

で第二稼得者の労働を阻害することなく支援が行えるとしている。

Brys, B., Perret, T. and O'Reilly, P (2016) においては、OECD 諸国では、累進的な所得課税がされており、第二稼得者の労働市場参加率は、世帯単位課税、世帯で考慮される控除や利益の喪失、配偶者控除の 3 つの主な要因が大きいとされている。配偶者の労働市場参加を改善するためには、世帯単位課税から個人単位課税に移行し、低所得又は働いていない配偶者の所得の一定額に対して配偶者本人への税額控除や夫婦間で移転可能な税額控除若しくは基礎控除方式が採用されることが望ましい。税額控除方式としては勤労税額控除が望ましいとしている。

配偶者控除等の効果分析は様々な手法を用いて行われている²⁴。しかし、2017(平成 29)年度の配偶者控除等の改正の効果と、2020(令和 2)年の基礎控除改正による配偶者控除等の効果分析を同時に分析したものの筆者の知る限りない。本論文ではそうした効果分析を行った上で、現在の配偶者控除等の問題点を明らかにする。そして、先行研究で示された夫婦に対する配慮の方法や、諸外国における夫婦に対する配慮の方法を参考にして、配偶者控除等の問題解決のためのシミュレーションを具体的な数値を用いて行い、その評価を行う。最後に、夫婦に対する配慮あり方について考察を行うことを目的としている。

4. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第一章では、諸外国で行われている夫婦に対する所得税上の措置について分類を行い、それぞれの分類に該当する国についてその制度の変遷と制度の内容について確認し、配偶者に対する配慮の体系を明らかにする。配偶者に対する配慮としては、大きく分けて課税単位で行う方法と、個人単位課税の中で配偶者に対して特別な控除等を行う方法がある。まず、課税単位の類型及び特徴を明確にし、個人単位課税であれば基本的に個人で考えるため夫婦への配慮はないが、世帯単位課税は課税単位において夫婦若しくは世帯に配慮していると考えられる。世帯単位課税としては夫婦若しくは世帯で所得を合算し、世帯の所得に課税する合算非分割方式と、夫婦若しくは世帯で所得を合算し、世帯の人員に分割してそれぞれに課税する合算分割方式がある。そこで、かつて世帯単位課税のうち合算非分割方式を採用

²⁴ 河野(2019)、佐藤(2014)、白石・高山(2016)、(2017)、田近・横田(2018)、森信・中本(2013)

していたイギリス、世帯単位課税の世帯の所得について合算分割方式である n 分 n 乗方式を採用しているフランス及び、世帯単位課税のうち夫婦の所得について合算分割方式である二分二乗方式を個人単位課税と選択的に採用しているアメリカにおける課税単位の議論を歴史的な流れから明らかにする。

次に個人単位課税の中で夫婦に対して特別な配慮を行っている国を類型化し、その配慮が行われるようになった経緯及び配慮の方法について分析する。

第二章²⁵では、イギリスにおける夫婦の配慮のあり方の変遷を確認する。イギリスは所得税制導入後、長く夫婦の所得について合算非分割方式の世帯単位課税が採用されていたが1971年に選択制の個人単位課税が認められ、1990年に夫婦合算課税から個人単位課税への変更という大きな改革が行われた。また、イギリスは個人単位課税導入後、現在に至るまで、配偶者に対する配慮として、夫婦間で移転可能な所得控除方式である夫婦控除(Married Couple's Allowance)、夫婦控除の実質税額控除化、当該夫婦控除の廃止、そして移転可能な基礎控除方式である結婚控除(Marriage Allowance)の導入と様々な改革が行われてきた。配偶者控除等の税額控除化や移転可能な基礎控除方式は日本においても配偶者控除等の代替案として議論されたものもあり、イギリスでこのような夫婦への配慮の方法が大きく変化した理由や問題点を明らかにする。現在イギリスで行われている移転できる基礎控除の金額を限定した移転可能な基礎控除方式は日本における配偶者控除等改革におけるひとつの指針となると考える。

第三章²⁶では、日本における戦後から現在に至るまで個人単位課税の導入、配偶者控除の創設、配偶者特別控除の創設、配偶者控除等の廃止に関する税制調査会の議論を中心に歴史的な流れを包括的にまとめた。配偶者控除等が創設された際には事業所得者と比較して給与所得者の夫婦の税負担が大きかったこと、また、給与所得者の中でも夫婦片働き世帯の税負担が大きかったことに対応し、配偶者の家事労働を「内助の功」として評価することされた。その後、就業を行う配偶者が増加すると、パートタイム労働者である配偶者の収入が一定額を超えて、配偶者控除が適用できなくなると世帯における手取りの逆転現象が生じることとなる。これに対処するために配偶者特別控除は創設された。しかし、この配偶者特別

²⁵ 本章は拙論、森(2021)「イギリスの所得税改革における夫婦の取り扱いの変容」『財政研究』第17巻をもとに加筆、修正したものである。

²⁶ 本章は拙論、森(2017)「戦後の所得税制と配偶者控除」『びわ湖経済論集』第23号をもとに加筆、修正したものである。

控除も夫婦片働き世帯に対して手厚い配慮を行う側面も持っていた。さらに女性の社会進出が進むと配偶者控除等の廃止を含めた議論が行われることとなる。これらの議論を踏まえ、配偶者控除等の導入から現在に至るまでの配偶者控除等の適用者の推移を確認しつつ、2017(平成 29)年度の配偶者控除等の改正時点における既婚女性の就業状況等を示すことで、配偶者控除等が既婚女性の就業に与えた影響を指摘する。

第四章²⁷では、2017(平成 29)年度税制改正より変更された配偶者控除等の改正の税負担の変化の推計と 2022(令和 4)年現在の配偶者控除等による税負担の変化を比較して、どのようになっているかを確認し、配偶者控除等の適用状況を分析する。2017(平成 29)年度税制改正の配偶者控除の改正については配偶者控除の適用に所得制限が設けられたことと、所得制限内の納税者については配偶者特別控除の拡充という 2 つの大きな改正が行われた。

2017(平成 29)年度改正の効果の推計と 2022 年時点の比較を行う理由は、2018(平成 30)年度税制改正によって基礎控除及び給与所得控除の改正が行われたため、その改正による配偶者控除等への影響を確認するためである。また、配偶者控除等に残された課題として、既婚女性の就労の中立性、配偶者控除等が配偶者本人の基礎控除と二重の控除となる二重控除の問題、配偶者控除等が所得控除方式であるため、高所得者で高い税率が適用されるほど控除額が大きくなるという高所得者有利な点、そして結婚の中立性を指摘する。そしてこれらの課題解決のために考えられる配偶者控除等の代替案についてイギリスの制度設計を参考にしたシミュレーションを行う。配偶者控除等の課題と既婚女性の就労の現状を踏まえ、配偶者控除等を廃止し最低限の生活保障となる移転可能な基礎控除方式について検討を加える。

終章では第一章から第四章までの分析を踏まえ、日本の配偶者控除等の課題と改革の方向性を示して本論文の結びとする。

²⁷ 本章は拙論、森(2018)「戦後の所得税制と配偶者控除」『国際公共経済研究』No.29 をもとに加筆修正したものである。この論文は森(2017)と同名の論文であるが、森(2017)は戦後の配偶者控除等の制度展開を扱っているのに対して森(2018)年はそれをふまえて 2017(平成 29)年度配偶者控除等の改革の効果进行分析している。

第一章 所得税制度と夫婦

はじめに

日本の所得税制度の改革においては常に諸外国の制度や動向の確認が行われてきた。配偶者控除等についても例外ではない。そのため、現在諸外国で行われている夫婦に対する所得税法上の措置について考察し、各国の動向について明らかにすることを本章の目的とする。

夫婦に対する所得税法上の措置としては大きく分けて①課税単位において夫婦に対する措置を行う方法と、②個人単位課税において控除等で夫婦に対して措置を行う方法が考えられる。第一節では、課税単位の類型とその特徴を明らかにしたうえで、これまで主要な税制改革に関する報告書等において課税単位論に関してどのような主張が行われてきたかを示す。次に第二節では課税単位で夫婦及び家族に配慮を行う国について確認を行う。現在、諸外国においては個人単位課税が主流となっている。その中でアメリカでは選択制の二分二乗方式が、フランスでは n 分 n 乗方式が採用されている。かつてイギリスでは夫婦合算方式の夫婦単位課税が採用されていた。個人単位課税が主流となる中で世帯単位課税を採用する理由をこれらの国の歴史をふまえて明らかにする。最後に第三節で個人単位課税の中で控除等によって夫婦に対する措置を行っている国の類型を明示し、その類型に属する国の夫婦に対する措置について分析を行う。

1. 課税単位

1-1 課税単位の類型及び特徴

所得税の税額を計算する人的単位を課税単位という。所得税において累進税率を採用する場合にどのように課税単位を設定するかは大変重要な問題となる。担税力を測定するために個人を採用するか世帯を選択するかによって税負担に影響を与えるため、課税単位は所得税負担のあり方を考える基礎となる。まず、課税単位の類型とその特徴について確認する。

課税単位の分類として、個人を課税単位とする個人単位主義(individual unit system)と、夫婦や家族など消費生活上の単位を課税単位とする消費単位主義(consumption unit system)に大きく分類できる。さらに、消費単位主義の中でも消費単位を夫婦とする夫婦単位主義(marital unit)と家族単位主義(family unit)に分類することができる²⁸。

²⁸ 課税単位の分類は金子(1996a)によった。

消費単位主義における税額計算の方法としては、消費単位の構成員の所得を合計した金額に税率表を適用する合算非分割主義と、構成員それぞれの所得に税率表を適用し税額を合計する合算分割主義がある。また、消費単位主義に適用すべき税率表については、独身者と夫婦ないし世帯に対して同一の税率表を適用する単一税率制度と、異なる税率表を適用する複数税率制度がある。つまり、消費単位主義の中にはこれらの要因の組み合わせによっていろいろな類型が考えられるが、従来から諸外国においては次の3つが採用されていた。

- ① 夫婦単位合算非分割主義
- ② 夫婦単位合算均等分割主義(二分二乗方式)
- ③ 家族単位合算不均等分割主義(n分n乗方式)

夫婦単位合算非分割主義は個人単位課税移行前のイギリスで採用されていた。現在ではノルウェーとスペインにおいて選択的に適用が認められている。夫婦単位合算均等分割主義、いわゆる二分二乗方式はエストニア、ドイツ、ポーランド、アメリカにおいて個人単位課税と選択的に適用が認められている。また、フランスでのみ家族単位合算不均等分割主義であるn分n乗方式が採用されている。本論文では個人単位主義の課税単位については個人単位課税、消費単位主義の課税単位については世帯単位課税と表記する。

表1-1は、累進課税を前提にした場合のそれぞれの課税単位の特徴を公平性、中立性、簡素の観点から整理したものである²⁹。世帯間の公平性は同じ所得を持つ世帯の税負担が同額であること、個人間の公平性は同じ所得を持つ個人では個人の税負担は同額であることである。また、同一の所得を得ている子供のいない夫婦が夫婦共働き世帯か夫婦片働き世帯であるかによって税負担が変更するか、垂直的公平は高所得者と低所得者かによって税負担が公平であるか示している。次に結婚中立性は課税単位が結婚の選択に影響を与えるかどうかであり、課税単位の選択が結婚に影響を与える場合は中立性がないとする。就労の中立性は、課税単位が就労に対して影響を与えるかどうかであり、就労に影響を与える場合は中立性がないとする。最後に簡素については税制が納税者及び税務行政にとって簡素であるかどうかを示したものである。

個人単位課税の長所は、個人間の公平性が確保され、中立性に優れていることであるが、その一方で世帯間の公平性が阻害されるという短所がある。世帯単位課税の長所は、家族が最小限の消費単位であるという生活の実態に適合しており、個人単位課税のように夫婦の

所得の組み合わせで世帯間の税負担が大きく異なることがない点であるが、その一方で、結婚や配偶者の就労といった個人の選択に対して中立的ではないという短所がある³⁰。

表 1-1 課税単位の特徴

		個人単位 課税	世帯単位課税		
			合算非分割	合算分割 二分二乗方式	合算分割 n分n乗方式
公平性	世帯間	×	○	○	×
					(世帯員が多いと有利)
	個人間	○	×	×	×
			(既婚者に不利)	(単身者に不利)	(単身者に不利)
	同じ所得の夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯	×	○	○	×
					(子供の数による)
	垂直的	○	×	×	×
中立性	結婚	○	×	×	×
			(結婚へのペナルティ)	(結婚へのボーナス)	(結婚へのボーナス)
	就労	○	×	×	×
			(就労を阻害)	(就労を阻害)	(就労を阻害)
簡素	納税者	○	×	×	×
	税務行政	○	×	×	×

出所：鎌倉(2017)表 1 及び金子(1996a)67-72 頁より筆者作成

夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担は担税力に即して配分されなければならないことが公平負担の原理である³¹。夫婦ないし家族はひとつの経済生活の基本単位であり、消

³⁰ 鎌倉(2017)73 頁

³¹ 金子(1999)25-26 頁

費単位としてその世帯全員の所得をプールし、シェアしているため、世帯を構成する個人の所得の大きさを基準とするのではなく、世帯の所得の大きさを基準として担税力を測定するのがより公平であると考えられる。同じ収入の夫婦片稼ぎ世帯と夫婦共働き世帯においては、世帯単位課税の合算非分割主義及び合算分割主義は、同じ収入の夫婦は同じ税負担となるため公平であるといえる。同じ収入の夫婦である場合、個人単位課税は夫婦共働き世帯の方が夫婦片稼ぎ世帯より適用される税率が低くなる。ただし、合算非分割主義であってもn分n乗方式を採用している場合は子供の数により税負担が変化するため公平ではない。

また、夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯を比較すると、夫婦片働き世帯は家事労働による帰属所得がより多く存すると考えられることから、夫婦共働き世帯よりも担税力が多いということになり、その夫婦間の公平性を保つための措置が必要となる。

累進税率の下では税負担において個人単位課税は高所得者と低所得者は公平である。世帯単位課税も合算非分割主義は、夫婦うちの低所得者の税負担を増加させる可能性があり、合算分割主義は、夫婦のうちの高所得者の税負担をより減少させる働きがあり公平とは言えない。

次に世帯単位課税の中で考えると、合算非分割主義は、結婚すると夫婦の税負担が増加することにより結婚がペナルティとなる。合算分割主義は、結婚により夫婦の税負担が減少するため結婚に対して中立ではない。世帯単位課税の合算分割主義は公平の観点から①単身者と夫婦の間に不公平が生じること、②合算分割の利益が低所得者層にはほとんど及ばず、所得が大きくなるほど利益が大きくなる、③夫婦共働き世帯と比べて夫婦片働き世帯により大きな利益を与えることが問題として挙げられる。異なる夫婦間の公平を維持しながらこれらの問題点を解決するためには規模の経済、単身者と夫婦を考慮に入れた複数税率表制度が必要となる。

就労の中立性の観点からは、個人単位課税は中立である。世帯単位課税は世帯の中の所得が低い方が直面する限界税率が高くなるため就労阻害要因となる。

簡素の観点からは、納税者と税務当局のいずれの立場から見ても、個人単位課税が最も優れていると考えられる。

1-2 課税単位に関する議論

ここでは、課税単位は諸外国や日本の主要な税制改革に関する報告書や論文においてどのように捉えられているかを確認する。

まずは、歴史的に税制に大きな影響を与えた世界的な報告書の中で、所得税の課税単位について言及しているものにおいて、課税単位はどのようなものが望ましいとされているかを取り上げる。まずは、カナダの『王立委員会報告書(*Report of the Royal Commission on Taxation*)』(以下カーター報告とする。)である³²。カーター報告は包括的所得税を主張しており、所得税の支払は個人であるため、課税単位の基本は個人単位課税であるとしている。

ただし、社会の主要な単位である夫婦を中心とした家族の中に所得稼得者が2人以上存在し、家族内部で財産の授受が行われる場合、個人単位課税では複雑かつ不公平の負担配分問題が生じる。この問題をある程度解決するために、課税単位として世帯単位と個人単位の2つを認めて、それぞれ別個の税率表を設けることが望ましい。その結果、家族内の所得は統合され、個人に所得を分割する問題はなくなるとしている。さらに、家族の税率は単身者の税率表と違って家族の特性を認めるように設定する。扶養者の有無は税額控除によって考慮するべきだとしている。カーター報告書は個人単位を単身者と家族を分けて複数税率表によって結婚の中立性を確保したうえで、同額の所得を持つ世帯及び夫婦は公平な税負担であることが望ましいとしている。

次に、イギリスのジェームズ・ミードを中心としてまとめられた報告書『直接課税の構造と改革(*The Structure and Reform of Direct Taxation*)』(以下ミード報告とする。)である。ミード報告は包括的所得税ではなく支出税によって帰属所得にまで累進的支出税によって課税し、所得再分配を目指したものである。その中で、課税単位の選択に当たって最も重要な8つの要素が挙げられている³³。

1. 結婚するかしないかの判断は、税務上の考慮事項に影響されてはならない。
2. 同じ財産を持つ家族には平等に課税されるべきである。
3. 家族の1人の勤労意欲が、家族の他のメンバーに対する税制上の配慮によって妨げられてはならない。
4. 家族内の経済的・財政的な取り決め(財産の所有権など)が税務上の考慮事項に支配されてはならない。
5. 税制は、勤労収入に依存する家族と投資収入を得る家族との間で公平であるべきである。

³² 山本(1971) 83 頁

Royal Commission on Taxation(1967)

³³ Meade,J.(1978) pp.337-338

6. 同居して家計費を分担している二人は、別居している独身の二人よりも安く生活できるため、担税力が高くなる。
7. 課税単位の選択は、税収減のために過度にコストがかかるものであってはならない。
8. 税制に関する取り決めは、納税者が理解し、税務当局が管理するために適度に単純であるべきであるとしている。

ミード報告においては第一に課税単位は結婚に中立でなければならないことを挙げている。ミード報告はカーター報告書と同様に世帯の税負担の公平性が重要であるとして世帯単位課税が望ましいとしている。ただし、世帯の収入はその収入が勤労所得であっても不労所得であっても同じ扱いをするとしている。

ミード報告の後継報告書と位置付けられるマーリーズ・レビュー（2010）においては課税単位に対して直接言及はされていないが、税制の原則として経済主体の行動に対して中立的であることが重要であるとされている³⁴。その点から、個人単位課税を原則とする税制改革案が提案されている。

さらに、課税単位と課税の公平を考えるうえで重要なものとしてオールドマン＝テンブルの三原則がある³⁵。第一の原則は「共同消費」の原則であり、夫婦は共同消費をするので、独身者の所得と、夫婦の合計所得が同額であれば、夫婦を軽課しなければならないという原則である。個人単位課税であっても結婚によって経済力が減少するので、配偶者控除などの軽減措置が必要となる。第二の原則は「規模の経済」の原則である。夫婦は「共同消費」をするけれども、この「共同消費」には「規模の経済」が働く。そのため、結婚前と結婚後の2人の所得が同額であれば、結婚前よりも結婚後を重課することとなる。合算非分割の夫婦単位は、この原則を満たすが、それゆえに結婚ペナルティとなり、結婚への中立性を満たさないこととなる。第三の原則は「分業の利益」の原則である。夫婦共働き世帯も夫婦片働き世帯も、夫も妻も生産労働をするとともに、家事労働もする。しかし、夫婦片働き世帯は夫が生産労働に特化し、妻が家事労働に特化するため、「分業の利益」が働くこととなる。つ

³⁴ 一由(2020)、Adam,S., Besley,T., Blundell,R., Bond,S., Chote,R., Gammie,M., Johnson,P., Myles,G.,and Poterb,J(2010)。マーリーズ・レビューで重視されている税制の3原則は、①個別の税ではなく税制全体の効果を考えること(system)、②経済主体の行動に対して中立的であること(neutrality)、③累進的な税制であること(progressivity)が挙げられている。

³⁵ 金子(1996a)10頁

まり、所得が同額の場合には夫婦共働き世帯より夫婦片働き世帯を重課しなければならない。この原則は個人単位課税であれば満たすことができる。

合算非分割の世帯単位課税は夫婦片働き世帯の実態を、二分二乗方式の合算分割の世帯単位課税は夫婦共働き世帯の実態を、個人単位課税は夫婦共働き世帯の実態をそれぞれ反映しているといえるが、いずれの課税方式もオールドマン＝テンブルの三原則すべてを満たすことはできない³⁶とされている。

日本における議論として、金子(1996b)は夫婦又は家族が1つの消費単位としてその所得をプールし、シェアする関係にあることからすると、既婚者の場合は個人単位ではなく夫婦や家族を単位として課税を行うことが公平の原則に合致するとしている³⁷。また、夫婦又は家族間の所得の人為的な分割をなくすためにも夫婦又は家族を単位として課税するのが合理的であり、夫婦を単位とするのが適当であるが、高い担税力を有する資産所得は高額所得者の間では子女に移転して所得分割することが考えられるため、子女の資産所得は親の所得に合算すべきであるとしている。

さらに、夫婦単位主義のうち二分二乗方式は独身者に不利で、高額所得者には不当な利益を与えるため、既婚者には独身者用の税率表を基礎とした共同生活の規模の利益を考慮した別の税率表を設ける。さらに、2つの税率表の下で、夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の間の公平を維持するために、給与所得控除に加えて主婦が職業に従事することによって失う帰属所得に対応する特別の控除を認めるべきであるとしている。

松田(1999)は所得課税のあるべき姿として、第1に、累進課税であること、第2に、他の事情が一定であれば(合計)所得が同一の家計は同額の所得税を支払うこと、そして第3に、所得税は結婚に対して中立的であることの3点をあげている³⁸。ただし、この3つを同時に満たすような所得税は不可能である。個人単位課税の場合、同一の所得の夫婦であっても累進課税によって夫婦が所得の半分ずつを得ている夫婦共働き世帯よりも、夫婦の一方のみが所得を得ている夫婦片働き世帯の税負担が高くなり、第2の原則を満たさない。

世帯単位課税になると税額は家計の所得が同一であるため等しくなるが、結婚前の男女の支払税額は結婚後に変化する。これは合算により妻と夫の所得が合算され、累進課税の下

³⁶ 神野 (2015) 44-45 頁

Oliver, O. and Ralph, T. (1960)

³⁷ 金子(1996)42-43 頁

³⁸ 松田 (1999) 489-490 頁

ではその所得区分は前よりも高い税率区分に入るため、第3の原則を満たされない。実際の所得税率により税額の差はあるが、基本的にこの3つの原則は両立しない。

岡村(2018)は課税単位論をさらに広義にとらえている。世帯単位課税の夫婦単位主義や家族単位主義にみられる「合算」という計算過程は、合算される対象、すなわち、個人に対して権利義務が帰属し、所得が一応は計算されることを前提としている。それゆえ、これまでいわれてきた夫婦単位の世帯単位課税も家族単位の世帯単位課税も、個人を単位とする所得計算に、配偶者や家族の存在を考慮するための計算過程が追加されたものと構成できる³⁹。課税単位を個人としても、夫婦又は家族としても、追加的計算過程を課税標準の計算や税率に適宜配置することにより、同じような納税義務の金額を算定することができる。

つまり、個人単位課税と夫婦単位や家族単位の世帯単位課税とは、個人単位課税において配偶者や家族の存在により所得計算をどのように変えるか、世帯単位課税において構成メンバーの存在や事情をどのように取り扱うかという点に相対的に差があるだけである。むしろ重要なことは、配偶者や家族の存在や事情がどの程度、どのように織り込まれるか(織り込まれないか)、純粋な個人単位課税又は世帯単位課税に付加された追加的計算過程がどのように仕組みられているか(いないか)にあり、このような連続線上にある議論を課税単位論としている。

これらの、課税単位に関する議論をまとめると、カーター報告においては、単身者は個人単位課税、家族は世帯単位課税を採用し、それぞれが税率表を持つ複数税率表が望ましいとしており、ミード報告においては同じ収入の家族は同じ税負担が望ましいという観点から世帯単位課税を支持している。その他の文献においては夫婦や家族のあり方を考えるとどのような課税単位を選択しても、様々な立場に置かれる人に対して公平、中立、簡素の租税三原則を満たすことはできないということが論じられている。

日本の所得税において戦前は、世帯単位課税の世帯合算非分割制度がとられていたが、戦後のシャープ勧告以降は個人単位課税が原則となっているため、課税単位の議論については個人単位課税を前提として行われてきた。ただし、所得税の計算上は、配偶者控除等が導入されているため、広義では夫婦を一つの単位としているとも考えられる。

岡村の考えを基にすると、そもそもの課税単位において夫婦に配慮を行う国、個人単位課税の中で夫婦に配慮を行う国は夫婦をひとつの単位として考えている。所得税において個

³⁹ 岡村 (2018) 43-47 頁

人単位課税を採用し、夫婦に対して所得税の計算上の配慮がない国が真の個人単位課税であると言える⁴⁰。

次節からは課税単位において世帯単位課税を採用し夫婦に対して配慮を行う国、個人単位課税の中で所得税の計算上何らかの形で夫婦に配慮する国における夫婦に対する配慮のあり方の確認を行う。

2. 世帯単位課税による夫婦への措置の議論

諸外国においては個人単位課税が主流となっているが、世帯単位課税を採用している国もいくつか存在しており、そのうち個人単位課税と世帯単位課税の選択制を採用している国は、アメリカ、エストニア、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペインである。世帯単位課税を採用している国はフランス、ルクセンブルク、スイスとなっている⁴¹。

世帯単位課税には先に述べたとおり、夫婦単位合算非分割主義、夫婦単位合算均等分割主義及び家族単位合算不均等分割主義の3つがある。本節ではこの3つの中で夫婦単位合算非分割主義を採用していたイギリス、夫婦単位合算均等分割主義を採用しているアメリカ、家族単位合算不均等分割主義を採用するフランスについて説明を行う。イギリスは1799年に世界で初めて所得税が導入され、世帯単位課税の夫婦単位合算非分割主義が採用されていた。つまり、世帯単位課税の基礎となった国である。そのイギリスの世帯単位課税の夫婦単位合算非分割主義の概要から個人単位課税へ移行した経緯を示す。アメリカは1913年に連邦所得税が導入された際には個人単位課税を原則としていたが、州による資産の取り扱いの違いと連邦所得税の整合性を図るため1948年に世帯単位課税の夫婦単位合算均等分割主義である二分二乗方式と個人単位課税の選択制となった。フランスは所得税導入時点では世帯単位課税であったが、1945年以降に世帯単位課税の家族単位合算不均等分割主義であるn分n乗方式が採用されている。アメリカとフランスにおいて世帯単位課税が現在も採用されている理由を歴史的経緯も含めて説明する。

⁴⁰ 神野(2015)においても移転可能な基礎控除を夫婦間で移転できる移転的基礎控除は、課税方式として夫婦単位を想定しているとしている。

⁴¹ 鎌倉(2017)75頁

2-1 イギリス

イギリスは1799年に所得税が初めて導入されて以来、夫婦は一つの課税単位とされてきた。イギリスではコモンロー上、妻は、夫婦一体論のもと、夫の庇護(coverture)下におかれ、自己の法的存在が否定されていた。すなわち妻には財産の取得、保有、契約、訴訟等の能力が認められず、妻の財産は夫の管理下におかれるのが常であった⁴²。1799年の所得税導入以降1971年まで夫婦を課税単位として世帯単位課税の夫婦合算非分割方式が採用されていた。1970年の所得税法及び法人税法(Income and Corporation Taxes Act)31条においては、所得税の目的上、妻の所得を夫の所得とみなすと明記されており、結婚すると妻は家庭に入ることが一般的であったイギリスにおいては妻の所得は独立して考えられていなかった⁴³。また、世帯単位課税は、徴税上の便宜さを目的としていたとも考えられる。

1918年には妻が家庭に入ることによる片働き世帯の家計の負担の増加に対して、既婚男性には基礎控除に加算される既婚男性控除(Married Man's Allowance)が導入された。この制度は、夫に対して基礎控除の50%が加算された。この50%の基礎控除の増加分は妻を扶養する夫の法的・道義的な義務を根拠としていた⁴⁴。

1920年に妻の勤労所得控除(Wife's Earned Income Relief :WEIR)が創設される。それまで、世帯単位課税のもとで妻が働いた場合には妻の収入に関する控除はなかった。共働き世帯に適用される控除は夫の既婚男性控除のみであり、独身の2人の基礎控除の合計額よりも控除額が少なくなってしまうため、結婚ペナルティとなることが批判される⁴⁵。そこで、未婚の2人の基礎控除の合計額と、夫の既婚男性控除と基礎控除の合計額の差額を妻への所得控除とみなして、夫婦の控除として認めることとなった。この控除は世帯の所得に関係なく妻が働いている場合のみ適用でき、片働き世帯は既婚男性控除と基礎控除のみであった。

その後、1942年には妻の勤労所得控除は独身の基礎控除と同額に引き上げられた。一般的に世帯単位課税は、累進税率が適用されるため、共働き世帯に不利に働く。イギリスにおいては、妻が働いている場合、夫の基礎控除に加え既婚男性控除と妻の勤労所得に対する所

⁴² 小石(1998)72頁

⁴³ Adam,S., Besley,T., Blundell,R., Bond,S., Chote,R., Gammie,M., Johnson,P., Myles,G., and Poterb,J(2010)pp.14-15.

⁴⁴小石(1998)75頁

⁴⁵ Brice,A.(1982)

得控除が夫婦の所得の合算後に控除される。さらに、イギリスの所得税は最低税率の適用範囲が広がったため、片働き世帯や単身者に比べ共働き世帯が不利にならず、妻にとっては就労促進的な制度であったと評価できる。税負担は片働き世帯には夫の基礎控除と既婚男性控除があったため、共働き世帯と比較して不公平ではないが、単身者 2 人と比較すると夫婦の控除が大きくなり、結婚中立性は損なわれていた。

1960 年代後半から女性の社会進出が激増するにつれ、世帯単位課税の下では妻の所得を夫に明らかにしなければならないというプライバシーの問題から個人単位課税への移行の議論が活発化するようになった⁴⁶。そこで、1971 年以降は妻の所得を夫の所得から分離し、妻本人が納税義務を選択できる選択制の個人単位課税が認められる。この場合、夫も妻もそれぞれ単身者と同額の基礎控除を使用し、既婚男性控除や妻の勤労所得控除は使用できないものとされた。そのため、個人単位課税を選択するより世帯単位課税を選択する方が有利であった⁴⁷。

世帯単位課税は妻の所得を夫の所得に合算するという構造そのものが妻を夫のものとする概念であり、妻のプライバシーが侵害されていると指摘された⁴⁸。

この指摘を受け保守党政権は、個人単位課税を導入した場合、現行制度のもとで優遇されている夫婦共働き世帯の負担が大きくなること、妻にも所得税が課されることによる税務行政事務の整備が不十分であることを理由に個人単位課税への移行ではなく 1971 年からすでに導入されている選択可能な個人単位課税を維持することとした。

機会均等委員会は、保守党政権が提案している個人単位課税移行に関して賛成し、世帯単位課税が性による差別的制度であり、根本的な解決としては個人単位課税にするほかないという基本方針を公表した⁴⁹。個人単位課税への移行については野党を含め、多くの支持を集め、1990 年から、完全な個人単位課税に移行した。

イギリスの世帯単位課税における夫婦単位合算非分割方式は、一般的に夫婦共働き世帯に不利になると言われる世帯単位課税において、妻に対しても勤労所得控除と単身者と同額の基礎控除が適用されるため、妻の就業に対する中立性があり、夫婦共働き世帯に対して不利にならない。また、妻の勤労所得控除により結婚による税負担の増加を受けるのは累進

⁴⁶ Seely,A. (1995)p.6.

⁴⁷ 岩田(2000)70 頁

⁴⁸ Great Britain HM Treasury (1980)

⁴⁹ Equal Opportunities Commission(1986)p.7.

税率の適用を受ける比較的大きな所得の人々に限られることとなるため、夫婦合算非分割主義の特徴である結婚による税負担の増加が緩和される。そのため、結婚することにより夫婦共働き世帯の税負担が増加するという結婚ペナルティを軽減することによって、中低所得者の働いている男女の結婚の中立性も確保することができる。ただし、イギリスでは既婚女性の就労が増加するとともに、夫婦単位合算非分割主義は夫婦がお互いの所得を明らかにしなければならないという性質からプライバシーが問題となり、個人単位課税に移行し⁵⁰、現在も個人単位課税が採用されている。

2-2 アメリカ

アメリカ合衆国は、個人所得税が1913年に連邦所得税として制定された当初は個人単位課税を採用してきた⁵¹。1913年に制定された所得税制では既婚の納税者に対する優遇措置が存在していた。そのため、既婚の男性は妻が個別で申告をせずに夫婦共同申告を行った場合、非課税枠が拡大し、課税所得がゼロになっていた。この制度により、1913年から1948年までアメリカの中低所得者層の給与所得者のほとんどは実質的に夫婦共同申告を行っていた⁵²。

ただし、高所得者層においては夫婦個別申告が主流であった。多額の不動産を保有し、家賃や利子などの財産から収入を得ている場合、少なくとも妻が自分で収入を得ているように見せるため、財産を移転し、夫婦個別申告を行う方が夫婦共同申告より税額が少なくなるためである。連邦国家であるアメリカ合衆国は財産制度が各州に委ねられており、夫婦の財産の取り扱いも州によって異なり、夫婦別産制を採用するアングロ・サクソン系の州と、夫婦共有財産制を採用するラテン系の州が存在していた⁵³。夫婦別産制は夫婦のどちらかが取得した財産や所得は取得した個人の資産となる。夫婦共有財産においては夫婦の取得した財産や所得は夫婦のどちらが取得したかにかかわらず夫婦共有の資産とされていた。

⁵⁰ ただし、個人単位課税移行はしたが、夫婦への措置として夫婦間で移転可能な所得控除方式である夫婦控除(Married couple's allowance)が導入されている。イギリスの制度変遷については第2章でさらに詳しく論ずることとする。

⁵¹ アメリカの課税単位論については金子(1996)、Edward ,M(1997)、Lawrence ,Z (1993)、松田(1999)、岡村(2018)を参照した。

⁵² Edward ,M(1997) pp.500-501

⁵³ 金子(1996)7-12 頁

アメリカの連邦所得税制における個人単位主義と各州の財産制度の相違は所得の分配において大きな問題を生み出すこととなる。夫婦共有財産制の州に住む納税者の場合は、夫婦の所得を合算しそれを折半した金額がそれぞれ夫及び妻の所得になることから、累進課税の下では夫婦別産制の州に住む納税者と比較してその税負担が軽減される。つまり、夫婦共有財産制の州と夫婦別産制の州の間における夫婦の税負担の地域間格差が生じることとなる。このような地域格差及び夫婦の財産の分配に関して 1930 年に 2 つの裁判が行われ、この裁判が連邦所得税制に大きな影響を与える⁵⁴。

まず、1930 年に *Lucas v. Earl* の裁判が行われる。これは契約による夫婦共有財産制を採用しているカリフォルニア州に住む弁護士である Earl が、その妻とすべての財産と収入を夫婦が共同で所有するものとみなすという契約を結び、Earl の収入については夫婦の共有財産として、1920 年及び 1921 年の申告において Earl と妻は収入の半分をそれぞれ申告し、所得税を節税した。この節税行為に対し、内国歳入局（内国歳入庁の前身）は、Earl に課される税金は、妻に分割する前の収入すべてに課されるものであり、妻の収入はないものと判断し、裁判となった。州裁判所では、夫婦が行った契約は有効であり、収入は夫婦で分割できるとしたが、アメリカ最高裁判所は、連邦所得税法が給与を稼いだ者に課税することができると疑いの余地はないとし、所得分割は認められないとした。この判決以降、節税のための契約による所得分割は認められないことになる。

これに対して同年に起きた *Poe v. Seaborn* の裁判においては、所得分割について異なった判決が出される。連邦所得税の課税において、*Seaborn* 夫妻は州財産法によって共有財産制を採用しているワシントン州の住民であり、それぞれが *Seaborn* の給与などの収入の 2 分の 1 を夫婦で分割し、それぞれが個別に申告を行った。内国歳入庁は、*Seaborn* の申告書には夫婦で分割する前のすべての収入を申告すべきであると判断した。これに対して地方裁判所は、ワシントン州法の下で夫婦の財産の共有が認められており、夫の収入及び資産であっても妻には 2 分の 1 の所有権があるため、所得分割して申告することができるとして *Seaborn* を支持する判決を下した。アメリカ最高裁判所もワシントン州法において婚姻後に取得した資産は夫又は妻のいずれかによって、若しくは双方によって共有されるものと規定されていることを重視した。その結果として、ワシントン州に居住している妻は共同財産につき夫と同様の既得財産権を保有しており、夫婦は共同財産を 2 分の 1 にした金額をそ

⁵⁴ Edward, M(1997) pp.609-727

それぞれの所得として申告している資格を有するとして、税制上における所得分割が認められた。最高裁判所は妻との契約締結による所得分割を認めなかった *Lucas v. Earl* とは区別し、*Seaborn* のケースでは州法により収入が夫婦の財産であることが明示されていることにより所得を妻と分割することができるとした。

州法による財産の取り扱いの違いは、高所得者の夫婦片働き世帯の場合に大きな節税効果を生み出すこととなるため、それぞれの州への夫婦共有財産制度導入が要請される。さらに1930年代に累進税率の引き上げが行われると、財産の取り扱いの州間格差が問題となり、その是正を求める世論が強くなる。1940年代にかけて、州法における共有財産制度の改正及び連邦所得税制改正を含めた様々な議論が行われることとなった。1947年には下院歳入委員会において、共有財産制度について大規模な公聴会が行われた。当時結婚している家庭の多くは片働き世帯であり、そのほとんどの家庭の所得は4万ドル以下だったため、所得分割を行う必要もなく、ほとんど影響がないと考えられた。所得分割によって税制上有利になるのは高所得者である。政府は連邦所得税において所得分割を認めた場合、結婚している納税者のうちの最も裕福な10%へ影響を与えることになると試算した。

アメリカ議会では、共有財産制の州と夫婦別産制の州との格差を是正するために様々な検討がなされた。イギリスの夫婦単位合算非分割主義の提案や、州の夫婦財産制には関係なく連邦所得税については所得の稼得者に課税するという提案がなされたが、同一の税率表の存続を前提とする限り、夫婦単位課税はすべての州の納税者の税負担を増加させ、連邦所得税を所得の稼得者に課税すると夫婦共有財産制の州の納税者の税負担を増加させることが懸念された。1941年には夫婦合算非分割主義の共同申告の義務化が提案される。この夫婦共同申告の義務化の提案に際しては、税率表の改正が含まれていなかった。そのため、夫婦の収入が合算され、高い税率が課される場合、夫婦片働き世帯の税負担が大きくなり、結婚の大きな障害となるという反対意見が多く寄せられ、夫婦合算非分割主義の共同申告は採用されなかった。

1948年に議会は、夫婦共有財産制の州と夫婦別産制の州における高所得者層の家族の資産の取り扱いの違いに対処するため4つの選択肢を提案する。第一の選択肢は連邦所得税の夫婦単位合算均等分割主義である共同申告、いわゆる二分二乗方式の導入である。夫婦共有財産制の州の夫婦であっても、収入の少ない配偶者がいる夫婦は、その収入が主たる稼得者の収入に上乘せられるような税率表で共同申告を選択することはないと考えられたためである。第二の選択肢は共有財産制を無視して、財産の所有者に課税をする。第三の選択肢

は家族やパートナーシップに適用される新たな減税策を採用する。第四の選択肢は共有財産制を採用しない州の夫婦は共有財産について書類を作成し、共有財産制度を採用している州と同様に夫婦で所得分配を行えるようにするというものであった。

夫婦共有財産制の州と、連邦所得税において課税される妻の財産の取り扱いは大きく異なる。連邦所得税では個人課税を原則とし、自分の財産を所有する妻のみに課税することを目的としたが、夫婦共有財産制の州において妻は夫婦の財産の半分の所有者であるとして課税されていた。そのため、連邦所得税においても夫婦合算分割主義の共同申告制度が採用されると、高所得者層の夫婦片働き世帯の所得税負担の軽減が大きくなるという意見も出されるが、最終的に共有財産制度を採用していない州と高所得者層の夫婦の格差に対して配慮する⁵⁵ために、個人単位課税を原則としながらも、選択制の夫婦合算分割主義の夫婦共同申告制度、いわゆる二分二乗方式が採用されることとなった。選択制の夫婦共同申告制度が採用されれば、連邦所得税においても妻の財産権は確保されるため、女性の財産権に対して配慮を行うことができることが議会でも支持された。

夫婦共同申告の税率は、世帯収入の半分を稼ぐ単身者の2倍に設定された。税務上はすべての夫婦の収入が夫婦間で分割されることとなるが、夫婦は対等であるとみなされ、その収入を実際に分割する必要はないため、所得分割の煩雑さが発生することはなかった。この制度においては夫婦を一つの単位と考え、同じ収入を持つ夫婦は同じ税額が課せられることが最も重要視された。

寡婦のように夫(妻)がいなくても扶養親族がいる場合、二分二乗方式の恩恵を受けることができないが、これらの者は夫婦に類する経済的状況にあることを考えると、単身者と同じように扱うことは不公平となるため、1951年に内国歳入法の改正が行われ、単身世帯主に対して既婚者と単身者の中間の税負担になるような別の税率表が与えられることとなった。

夫婦共同申告制度は、結婚を過度に優遇している点において、単身者と夫婦の公平性が損なわれる。特に事実婚を選択するカップルにとっては大きな問題となる。1948年の申告方法によると、単身者は同じ所得の既婚者と比較して141%も税負担が大きかった⁵⁶。

また、二分二乗方式は、単一税率表の下では単身者に対して既婚者が税制上優遇され、既

⁵⁵ 1948年の議会においては減税政策が重要な課題となっており、所得分配規定として減税総額65億ドルのうち8~10億ドルが共有財産制度のない州の高所得者層の夫婦の減税が行われることが決定した。

⁵⁶ Ayla.A(1999)pp.214-217

婚者の中でも夫婦片働き世帯の税負担を軽減する。また、二分二乗方式の恩恵は低所得者層より高所得者層に税負担軽減の恩恵が与えられる点から、垂直的公平に反するという批判が繰り返されるようになった。

このような不公平を解消するため、複数税率表が提案され、1969年の内国歳入法典の改正によって複数税率表制度の導入が決定された。二分二乗方式は既婚者に利益を与え、その利益が高所得者ほど大きいという批判に対して、従来の税率表は既婚者用として、それと別に単身者用の税率表を設けた。この新しい税率表は、単身者の税負担は同一所得の既婚者の120%を超えないように設定された。また、共同申告をする既婚者のために、税率表のブラケットの刻みを既婚者の個別申告用の税率表の2倍とする税率表が設けられた。これにより、共同申告をする夫婦は二分二乗方式による計算式を用いるのではなく、夫婦の合算所得をその税率表にあてはめることによって、二分二乗方式と同様の税額を算出できるようになり、同一所得の夫婦は個別で申告を行っても、共同申告を行っても税額が同額になり平等となった。この改正により、アメリカの税率表は①個別申告を選択する既婚者用の税率表②共同申告を選択する夫婦の税率表③単身者用の税率表④単身世帯主用の税率表の四種類が設けられ、現在まで採用されている。

この税率表の変更により、夫婦共働き世帯の第二稼得者が直面する限界税率が以前より高くなった。また、夫婦片働き世帯の税負担も増加することとなった。1969年の改正は夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯において異なる影響を与えることになる。

1970年代になり、女性の社会進出が進むと、夫婦共働き世帯が増加し、同額の収入の単身者2人より、結婚している夫婦の税負担が大きくなる点が問題となる。議会において、この結婚した場合の税負担の増加に対処するために3つの方法が検討された。まず第1に結婚した夫婦に対して、有利な単身者用の税率表と通常の夫婦共同申告の税率表を与え、共同で申告するか、別々に申告するかを選択できるようにすること、第2には世帯単位課税制度を廃止し、完全な個人単位課税に移行する、第3に第二稼得者に限定的な控除を認めるという方法であった。その結果1981年に夫婦共同申告を維持しながら、第二稼得者に対して勤労配偶者控除が導入された。

1986年にレーガン政権において所得税の大幅な税率の引き下げが導入されると、第二稼得者に対する勤労配偶者控除が廃止されることとなった。11%から50%まで15等級あった所得税率を15%と28%の2等級に大幅に簡素化された。当時、アメリカでは高所得者層が、法人や所得の家庭内の所得移転等を利用することによって税制の再分配機能が損なわ

れていることが問題となった。高所得者層と低所得者層との格差の是正は重要な課題であった⁵⁷。そこで政府は所得の家庭内での移転を防止するため、法人税や高所得者層が利用していた所得税制の抜け穴の改正を行った。例えば、所得税においては高所得者が一般的に行っていた個人所得の損失控除制度を撤廃した。また、子供への移転された所得のうち、一定の所得を超える部分については、親が適用される限界税率で課税を行うこととした。反対に、中低所得者層に対しては、税率の引き下げを行うことによって所得税の再分配機能を高めることが目的とされた。勤労配偶者控除は廃止されたが税率及び税区分が簡素化されたことによって、夫婦共同申告による税負担の増加は緩和され、中低所得者の夫婦共働き世帯における第二稼得者の就労を阻害する要因は減少した。ブッシュ政権においても格差是正が重要視され、1990年には個人所得税の最高税率が31%に引き上げられ、低所得者対策として勤労税額控除(Earned Income Tax Credit:EITC)⁵⁸の拡大が行われる。EITCは低所得の世帯の就労を促進しつつ所得配分効果を高めることを目的とした税額控除制度であり、就労し収入を得ていることが要件とされていることで、貧困世帯の就労を促進することをも目的とされている。EITCは夫婦世帯や単身世帯でも利用することができるが、家族の人数で調整されるため、子供の人数が多いほど税額控除の額が大きくなる。子供のいない夫婦世帯でも利用することができるため、配偶者に対する配慮の側面を持ちつつ、子供を含めた世帯への配慮がより大きくなっている。

1996年にクリントン政権において、高額所得者の税率が引き上げられ税率及び税区分が増加すると、再び夫婦共働き世帯への税負担の増加が問題となる。しかし、政府は税率の引き上げと同時に子供を持つ働く親への特別な支援策を行うと打ち出し、1998年に児童税額控除の創設及び給付付き税額控除であるEITCの大幅な増額が行われた。さらに、未婚で子供を養育する低額所得者のための税額控除や、児童の世話に要する費用の税額控除制度等の減税政策を行った。クリントン政権は、これまで以上に子を持つ低所得者世帯を重視し、子育て支援政策の拡充が重要視された。

2020年現在の税率表は表1-2となる。税率32%までについては、共同申告の既婚者の上限額414,700ドルが、単身者の上限額207,350ドルの2倍となっていることから、この範

⁵⁷ Lester,W、大橋、椎名(1990)

⁵⁸ 勤労税額控除(Earned Income Tax Credit:EITC)低所得者支援として1977年に導入されている。

国内においては結婚ペナルティが解消されることとなる。また、2013年から引き続いて、中高所得者では少しでも働く配偶者がいる場合、既婚者の個別申告を選択すると、税率35%の限度額が311,025ドルとなり、単身者の限度額518,400ドルより低いため、夫婦それぞれの所得が311,025ドルよりも高いと、税額が単身者より高くなるため結婚ペナルティが発生することが考えられる。しかし、このような措置があってもKearney&Lesley(2013)や、Sara(2017)においてはアメリカの税制において夫婦共同申告者のもとでは家庭における第二稼得者に夫婦の中でより高い限界税率が適用されるため就労阻害要因となっていることが指摘されている。

表 1-2 アメリカの個人所得税の税率(2020) (単位:ドル)

税率	単身者	既婚者(個別申告)	既婚者(共同申告)	単身世帯主
10%	0-9,875	0-9,875	0-19,750	0-14,100
12%	9,876-40,125	9,876-40,125	19,751-80,250	14,101-53,700
22%	40,126-85,525	40,126-85,525	80,251-171,050	53,701-85,500
24%	85,526-163,300	85,526-163,300	171,051-326,600	85,501-163,300
32%	163,301-207,350	163,301-207,350	326,601-414,700	163,301-207,350
35%	207,351-518,400	207,351-311,025	414,701-622,050	207,351-518,400
37%	518,401-	311,026-	622,051-	518,401-

出所：IRS (2020) *Your Federal Income Tax For Individuals* IRS Publication 17 から作成

アメリカの連邦所得税における夫婦共同申告は、アメリカの州ごとの財産制度の違いに対応する妥協策であった。そのため、個人単位課税である夫婦個別申告と、世帯単位課税である夫婦共同申告を選択して申告することができ、同一所得の夫婦は税負担が公平になる。しかし、夫婦共同申告制度が所得の高い配偶者に節税効果を及ぼすため、現在も夫婦個別申告より、夫婦共同申告が圧倒的に多いのが現実である⁵⁹。アメリカの夫婦は夫婦共働き世帯の場合一般的に妻の所得が低く、夫の所得が高いため、夫婦個別申告であれば夫の税額は増加し、妻が負担する税額は少なくなる。夫婦共同申告制度を選択することで、夫の税額を減

⁵⁹ 石村(2017)7-9頁

アメリカの夫婦による所得税申告の95%が夫婦共同申告制度を選択している。

少させることが可能であるため、夫婦共同申告制度は妻を所得の高い夫の節税効果を付与する存在にしていると指摘される。

また、夫婦片働き世帯が夫婦共同申告制度を選択すると、単身者と比較して夫婦の税負担が少なくなる。このような効果を生むアメリカの所得税制は「性の中立」「結婚中立」の視点から、制度の改革が必要であり、夫婦共同申告制度は廃止すべきであるとの意見もあり、所得税が税収の中核を担うアメリカにおいては課税単位の問題は大きな課題となっている。

2-3 フランス

夫婦共有財産制を採用するフランスは1914年に一般所得税が導入されて以来、男性世帯主が納税義務者となる世帯単位課税が導入された。フランスの所得税制は父親が仕事に従事し、母親が家事や介護に従事するという結婚した核家族という家族モデルを対象としている⁶⁰。課税対象は夫、妻、扶養家族で構成される世帯単位(Fayer fiscal)とされる。世帯単位課税は、その導入当初から、家族に対して多額の控除が認められた⁶¹。このような多額の控除が認められたのは、王政復古以降、間接税中心の税制となっているためである⁶²。フランスはアメリカと異なり中央集権的な国家であり、地方政府の役割は限定的であり、所得税が導入されるまで、フランスでは直接税の徴収において、徴税人が納税者の私生活に立ち入ることができないように設計されていた。所得を正式に申告させる代わりに、外形的な特徴によって納税額を決定した。例えば不動産の評価においては窓やドアの数によって価値が決定される「戸窓税」が採用されていた。このような伝統的な制度及び中央集権によってフランスにおいては個人の所得を正確に測定することができておらず、所得や富の地域的な詳細なデータを国家が収集することができなかった。直接税では十分な歳入が得られなかったが、直接税の歳入を増やすために直接税の改革を行うと大きな反発がおこる恐れがあ

⁶⁰ Ayla A. (1999) pp.233-242 また、フランスの税制度については森(1967)を参考としている。

⁶¹ 小澤(2001) 164-165 頁

5,000 フラン以上の所得について課税されたが、妻に対しては2,000 フラン、未成年の子に1人につき1,000 フランが控除された。

⁶² フランスは OECD "Revenue Statistics 1965-2019"においてフランスの現在の税収における消費課税の割合は40.9%となり、所得課税の38.6%より大きなウェイトを占めている。日本は令和3年度(2021)年度予算において消費課税の割合は36.9%、所得課税は48.7%の割合となっている。

ったため、19世紀には消費を中心とした間接税への依存度を高めた⁶³。また、フランスでは所得税制度が定着するまでに第一次世界大戦が始まったために、戦後の歳入不足解消のために所得税より定着していた消費税制度で対応が行われる。消費に重点がおかれる消費課税においては、その消費は消費者の数が多いほど、すなわち家族の規模が大きく構成人数が多いほど増加する。所得税におけるこの増加数に応じた寛大な控除は、消費を促し、消費課税による税収を増やす誘因にもなると考えられた⁶⁴。

フランスは第一次世界大戦によって多数の死者や負傷者が出ただけでなく出生数が急激に減少したため、政府は出産奨励策を推奨することとなる。その方法として賃金への家族付加給付の適用拡大政策が採られることとなる⁶⁵。家族付加給付は第一子には少額で、子供が増えるに従って多くの額を支給するものであった。つまり、子供を持たないことを思いとどまらせ、家族が多くの子供を持つことを積極的に支援する制度であった。当初は一部の企業の任意加入の制度であり、その企業に就業する労働者にのみ支給された家族付加給付であったが、1929年にはすべての企業の強制加入制度となり、名称も家族手当とされた。1939年には被用者に限らず、労働によって生計を立てるすべての者に家族手当として支給されることとなった。1946年には家族給付制度は家族手当に加えて、出産奨励の観点から妊婦に支給される産前手当、出産手当、夫婦片働き世帯に対して給付される単一賃金手当があり、これらは所得制限のない普遍的な給付であった。普遍的な給付である家族給付制度が所得税における家族序数制度にも影響を与える。

フランスでは所得税導入以降、世帯単位課税が採用されていたが、1945年以来家族序数制度いわゆる n 分 n 乗方式が採用されている。 n 分 n 乗方式は家族単位合算非分割主義制度の一種であり、夫婦とその子供の全員の所得を合算し、その合算額を家族の数に応じて一定の序数で分割した金額に税率表を適用し、それによって算出された金額を序数倍して税額が算出される。序数は夫及び妻については1、子供についてはそれぞれ0.5である⁶⁶。こ

⁶³ Kimberly J.(2009)pp. 1350-1394

⁶⁴ 山田(1998)107頁

⁶⁵ 江口(2009)134-141頁 家族付加給付は特定企業から調整金庫が保険料を徴収し手当を給付する社会保険制度である。

⁶⁶ 金子(1996)17-19頁

家族計数で用いられた手法は第二次世界大戦前にオックスフォード大学における家計分析から開発されており、年齢によって消費量が異なるという考え方に基づいている。

の序数は世帯を構成する人数とその関係性によって決定され、家計収入を分割する際の数を表す。この序数は政策的な選択を反映し、支払能力を現実的に見積もることで税の公平性を実現しようとしている⁶⁷。先に示したようにフランスでは子供の数が多いほど給付が大きくなる普遍的な給付である家族手当が導入されており、子供を含めた世帯を基本として給付が行われていた。家族手当が子供の数が多くなるほど給付が大きくなるため、世帯の所得に関係のない子育て支援として存在している。そこで、家族序数制度は税負担を是正することによって、家族の消費能力にできる限り中立な税制を確立することが目的とされており「平等な生活水準に対する平等な税率」がその原則とされた⁶⁸。

算出された所得税の納税義務者は世帯主(chef de famille)が負うこととなっており、通常は夫となる。夫婦の所得は原則として合算されるが、子供の所得については、世帯主が分離課税を選択することができ、この場合、子供は独立した納税者となり、世帯主の所得税の税額計算上、序数はその子供の分だけ減少することとなる。

このフランスの n 分 n 乗方式は、既婚者、特に子供のいる所得者の税負担を子供の人数に比例して減少させることができる。そのため、夫婦片働き世帯である場合の税負担の減少が大きくなり、また、高所得者ほどその税負担の減少額が大きくなり、累進所得税の機能を弱める働きを持つが、税負担の減少が子供の扶養の負担軽減になると考えられている。

フランスでは家族支援政策を普遍的な家族手当で行っているため、所得税においても家族の数を考慮することによって税負担の公平を図っている。

この制度に対しては、高所得者に大きな利益を与えすぎるという批判が起きている。また、すべての子供の序数が 0.5 であるため、子供 1 人当たりの税負担の減少額が第二子以降逡減し、人口政策として不十分であるという批判も起こった。

そこで、経済社会評議会は 1969 年の報告書においてこの批判に対する 2 つの改正案を提案した。まず、第 1 案は修正家族序数制度であり、家族序数制度は維持するが、第二子以降の税負担の減少額の逡減を防止するため、第三子以降の子供の序数を 0.5 から 1 にすることである。また、高所得者有利である点を解決するために、第一子及び第二子の税負担の減少額に 2,000 フランの上限を設け、第三子以降は 4,000 フランの上限額を設けるという案である。第 2 案は子女扶養控除制度として、現行制度を二分二乗方式に改め、子供に関しては

⁶⁷ Ayla A. (1999)

⁶⁸ 江口(2009)140 頁

定額の扶養控除を認めるというものである。この提案により n 分 n 乗方式を維持したうえで、第 1 案の修正家族序数制度が採用され、第三子以降の序数は 1 になった。

また、n 分 n 乗方式は高所得者ほど減税額が大きくなるという問題に対応するため 2013 年からは高所得者は n 分 n 乗方式ではなく、扶養家族がいないものとして税額を算出し、扶養家族の人数によって一定額を控除する計算方式が用いられている⁶⁹。

フランスの制度において注目される点は、世帯主が家族全員の所得の納税義務を有しており、妻及び子供の納税義務がない点である。これはアメリカの二分二乗方式において夫と妻が連帯納税義務を負担していることと対比して極めて特色のある制度であるといえる。

ただし、その制度は複雑であり、子供の数による税額の軽減は、子供のない低所得の夫婦にとっては問題となる。そこでフランスでは低所得者の夫婦に対して n 分 n 乗方式で税額を算出した後に、税額控除が行われている。2017 年からはその範囲を広げた付加的税額控除が適用され、現在では夫婦 2 人の場合、算出税額が 2,888 ユーロ以下であれば、算出税額の 45.25%と 1,307 ユーロの差額分が税額控除となる⁷⁰。家族形態の多様化に伴い、n 分 n 乗方式と並行して税額控除を活用することにより、低所得者支援を行っている。

フランスの所得税区分は現在 5 つで構成されているが、過去には 13 もの税率が設定されていた。世帯収入が同じ世帯に対して同額の税額を課するため、世帯の規模が大きくなると累進性が劇的に低下する。しかし、フランスでは付加価値税の V A T をはじめ間接税の割合が大きい。間接税は世帯の規模が大きいとその負担が大きくなるため、直接税である所得税との組み合わせによって世帯の税負担を相殺する働きがあると考えられる。また、現在でもフランスの家族政策の中心を担っている普遍的な給付である家族給付は、家族の人数によって決定されている。そのため、所得税においても、家族が基本的な消費単位であると考えられており、フランスの所得税の課税単位は、家族単位合算不均等分割方式である n 分 n 乗方式が現在でも採用されている。

3. 個人単位課税における夫婦に対する減免措置

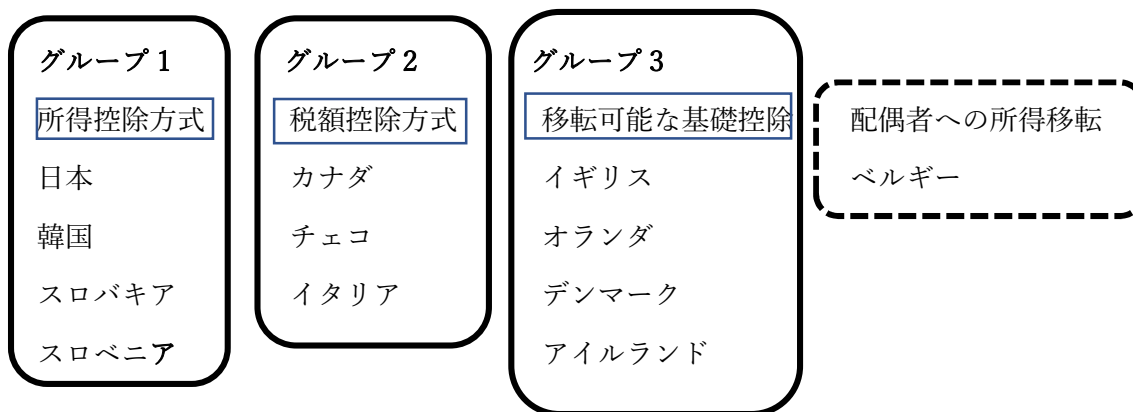
課税単位として個人単位課税を採用している国においても、配偶者に対して所得税制上特別な配慮を行う国はいくつか存在する。配偶者に対する税制上の配慮の方法としては①

⁶⁹ 服部(2013)10-11 頁

⁷⁰ フランス財務省(2022)

所得控除方式②税額控除方式③移転可能な基礎控除方式が代表的なものとしてあげられる。

図 1-1 配偶者に対する配慮の類型



出所：鎌倉(2017)より筆者作成

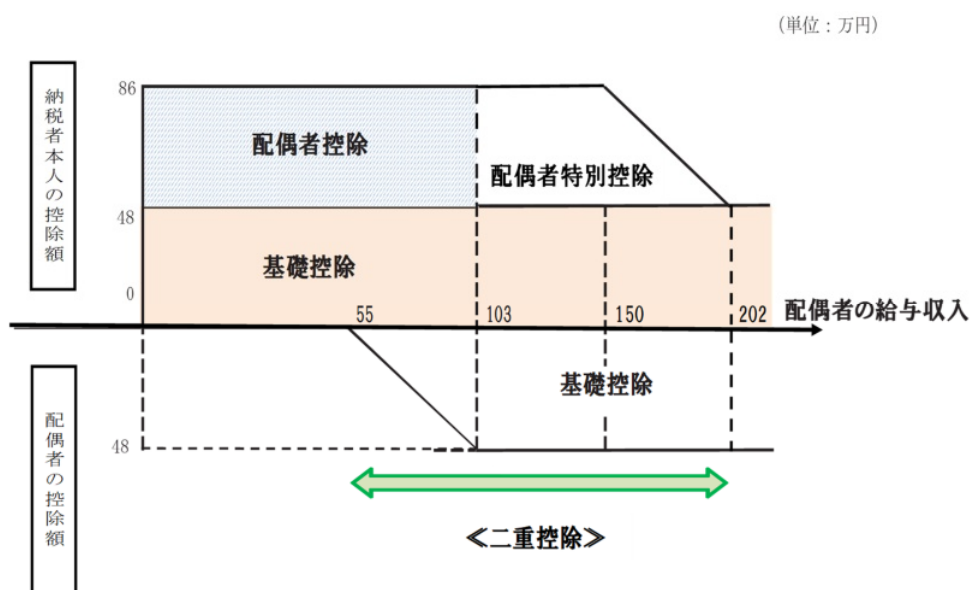
諸外国における個人単位課税の中で配偶者に対する配慮を人的控除で行う国についてグループ分けすると図 1-1 のようになる。

所得控除方式で行う国は日本、韓国、スロバキア、スロベニアであり、税額控除方式ではカナダ、チェコ、イタリアが行っている。また、デンマーク、オランダ、イギリスは移転可能な基礎控除を夫婦に認めることで夫婦に対する配慮を行っている。ベルギーは人的控除で配偶者に配慮を行うのではなく、所得を配偶者間で移転することができるという特殊な例であるため、グループ外とした。

個人単位課税のなかで所得控除方式あるいは税額控除方式において配偶者に配慮を行う日本、韓国、スロベニア、チェコでは配偶者控除と基礎控除の二重控除が問題となる。ここで、二重控除について簡単に説明を行う。

図 1-2 に示したとおり、二重控除とは通常の夫婦世帯であれば夫の基礎控除と配偶者控除か、夫の基礎控除と妻の基礎控除のどちらかによって人的控除は 2 人分しか適用されない。しかし、基礎控除の適用を受ける妻が、夫の配偶者控除又は配偶者特別控除の控除対象配偶者となる世帯では、夫の配偶者控除又は配偶者特別控除に加えて妻の基礎控除が適用される。本人の基礎控除に加えて配偶者控除が適用される二重控除については、所得控除方式を採用していても、税額控除方式を採用していても発生しうる問題である。

図 1-2 日本の所得税制における二重控除



出所：国税庁(2021)より筆者作成

スロバキア、カナダ、イタリアにおいては配偶者の収入によって、配偶者が基礎控除を控除した分だけ配偶者控除が逡減する仕組みとなっているため二重控除の問題は生じない。

配偶者に関する配慮については、その控除の縮小や、税額控除化した国がいくつか存在する⁷¹。例えばスウェーデンは、1991年に配偶者に関する控除を廃止している。イギリスについては1990年に個人単位課税を導入した際に所得控除方式の夫婦に対する控除が導入されたが、その後税額控除方式となり、廃止された。現在は移転可能な基礎控除が導入されている。カナダは所得控除から税額控除に転換した。

配偶者に対する所得税上の減免措置として給付付き税額控除を採用している国はない。ただし、配偶者に対する減免措置を広く捉えて、夫婦間で移転可能な基礎控除が給付付き税額控除に類似した形となっている国として、アイルランドとオランダが挙げられる。アイルランドは移転可能な基礎控除を所得税と地方所得税から相殺している。オランダでは移転可能な基礎控除である一般税額控除を所得税と社会保険料から相殺することができる。本節では個人単位課税の中で所得控除方式の人的控除によって配偶者に配慮を行う国として日本、税額控除方式の人的控除によって配偶者に配慮を行う国としてカナダ、移転可能な基

⁷¹ 鎌倉(2009)

礎控除方式を初めて採用した国としてデンマーク、移転可能な基礎控除方式が給付付き税額控除に近い機能を持っている国としてオランダ、所得の移転が可能な国としてベルギーを取り上げ、配偶者に対する所得税上の配慮の方法について説明する。

3-1 所得控除方式の日本

日本では戦後のシャウプ勧告によって個人単位課税が採用されるとともに、基礎控除と扶養控除が所得控除に採用された。配偶者も扶養親族の範囲に含まれていた。1961(昭和 36)年には配偶者が扶養親族から独立して、所得控除方式である配偶者控除が創設された。

日本では基本的な人的控除については所得控除が採用されてきた。また、1987(昭和 62)年には、パートタイム労働を行う配偶者が配偶者控除の適用範囲を超えた場合に、世帯の手取りの逆転現象が起こるという問題に対応して、配偶者特別控除が創設されることとなる。

2010(平成 22)年には扶養控除のうち年少扶養者に対する扶養控除が廃止された。さらに、配偶者控除については夫婦控除としての配偶者の働き方にかかわらず適用される控除や、税額控除化した控除についても検討が行われた⁷²。その後 2017(平成 29)年度税制改正において配偶者控除の適用に所得制限が追加され、配偶者控除等が適用できる納税者については配偶者特別控除の適用範囲の拡大が決定された。また、2018(平成 30)年度税制改正により、基礎控除の拡充が行われた。そのため、配偶者控除の二重控除の金額も増加し、二重控除の問題は解決ができていない。日本の配偶者控除は人的控除の中でも特に大きな変更が幾度も行われており、問題点や課題も多い。日本の配偶者控除等の変遷については第三章で詳しく論じることとする。

3-2 税額控除方式のカナダ

カナダでは 1988 年に税率構造のフラット化、課税ベースの拡大を中心とした税制改正が行われ、その中で所得控除から税額控除中心の所得税制へ大きな改革が行われた。1987 年税制改革は、1970 年代から 1980 年代にかけて個人所得税制及び法人所得税制に多くの優遇措置が組み込まれたため、課税ベースが侵食されている点や、高所得者層において税を納めない人が増大しているという問題点を改善することが目的であった。累進課税の下では、所得控除は中低所得者の税負担より高所得者の税負担をより軽減することができるため高

⁷² 税制調査会(2014)

所得者に有利であるとされている⁷³。そのため、低い税率で広くかつ公平な課税ベースを持つ税制が望ましいとされた。また、所得控除から還付のない税額控除への転換は、基礎的な人的税額控除を拡大することによって、主に低所得者の租税負担を減少させることができると考えられた⁷⁴。この税額控除は夫の所得に関係ない一定の控除であるため、高所得の夫を持つ妻が労働市場に参加するインセンティブを与えた。この結果、高所得の夫を持つ妻の労働市場参加率は7.3%増加し、年間の労働時間は低所得の夫をもつ妻よりも200時間増加した⁷⁵。

カナダの税額控除の設定方法は所得控除に所得税の最低税率を乗じたものを税額控除としている。2006年以降最低税率は15%となっており、配偶者の所得の逡増に従って、納税者本人に適用される税額控除方式の配偶者控除が逡減するために二重控除の問題は起こらないこととなっている。

また、カナダの所得税では配偶者控除のみならず、基礎控除、老年者控除、障害者扶養控除、社会保険料控除等の17種類に及ぶ控除があり、この控除に最低税率を乗じた金額が税額控除となっている。

最低税率及び各種人的控除は景気の変動によって変化し、15%は最低生活費に配慮した負担金額であると考えられている⁷⁶。さらに、この税額控除方式における税負担軽減は大学などの教育機関の授業料、教育費等に対して本人に十分な所得がない場合は、控除できない税額分を両親、配偶者、パートナーから祖父母にまで幅広く移転することができる。税額控除を採用すると、家族間で移転しても移転した者の所得によって控除額が変動しないために、カナダでは夫婦のみならず家族に対する幅広い配慮の方法として移転可能な税額控除が採用されている。

また、カナダでは子供の保育所に預ける場合や、幼児教育キャンプ等に参加させる費用に対する支援策がある。それらの保育費について保護者が1人の場合は保護者本人が、保護者が2人以上の家庭の場合には原則として2人のうち所得の低い方が、保育費控除(Child care Expense Deduction)を所得控除方式で申請することができる。保育費控除は1972年に制定されているが、2017年においては138万6,000件の控除が申告されたが、申告件数の

⁷³ 鎌倉(2009)116頁

⁷⁴ 広瀬(2014)386-387頁

⁷⁵ Jeon, S.(2004)

⁷⁶ 藤村(2012)52-55頁

うち 72.7%の 100 万 8,000 件が女性による申告であった⁷⁷。

カナダでは、税額控除により納税者のみならずその世帯全体の最低生活費に配慮を行っている。配偶者税額控除も配偶者の基本的な生活に配慮するため、配偶者の所得が増加すると配偶者税額控除も増加する。また、所得控除方式から税額控除方式にすることによって、夫の所得に関係なく控除額が一定になることから、高所得者の妻の就業促進効果が認められた。また、夫婦のうちの所得が低い方に所得控除方式の保育費控除を認めることで、子育て支援と女性の就業促進を税制で支援している点がカナダの特徴であると考えられる。

3-3 移転可能な基礎控除方式を初めて採用したデンマーク

デンマークの所得税制は 1903 年に始まり、夫婦合算課税方式が採用されていた。同年に所得控除方式の扶養控除が採用されている。1922 年には夫が受け取ることができる配偶者控除が所得控除方式で導入された。この配偶者控除は、1956 年からは税額控除方式になっていた。1950 年代後半に既婚女性の労働市場への参画の必要性が検討されると、1961 年の配偶者課税の政府委員会において、夫婦合算課税が「結婚のペナルティ」を解決するため、個人単位課税によって結婚の中立性を確保することが重要であるとして、個人単位課税の導入が提案される。1967 年に法案が可決され、1970 年に夫婦合算課税から個人単位課税に移行するが、これに併せて新しい配偶者控除制度が導入された。この配偶者控除制度は、夫婦片働き世帯は夫に対して基礎控除 2 人分の税額控除を認める制度が導入であった。これは夫婦合算課税から個人単位課税へ移行すると、当時一般的であった夫婦片働き世帯の税負担が急増するため、これを緩和するためであった。

個人単位課税となっても、夫婦に適用される多くの控除が残っており、依然として妻や子供は世帯の一部という扱いであった。資産所得は夫婦で合算されており、夫婦の所得において完全に分離して個人単位課税が認められるのは、既婚女性の稼得所得に限定されていた。

また、個人単位課税の導入と同じくして導入された源泉徴収課税制度により、申告所得税制よりも課税所得が正確に捕捉できるようになったため、税負担額が急増した。さらに、個人単位課税では同じ所得を持つ世帯間の公平性は阻害される。そのため、多くの納税者が個人単位課税導入後の所得税制に不満を持つようになる。

⁷⁷ Canada Revenue Agency(2019) Table4

このような状況のもと、政府委員会は配偶者課税のあり方について検討を開始する。1974年の報告書では夫婦合算課税の完全なる廃止は技術的に不可能であるため、個人単位課税を維持しつつ、例外として使いきれなかった税額控除の基礎控除を配偶者に移転させる移転可能な基礎控除の導入を提案した。

1982年5月に移転可能な基礎控除の採用が決定される。この租税法の改正によって、税制上においても夫婦間の平等を確保することが明記された。移転可能な基礎控除によって夫婦片働き世帯でも夫婦2人分の基礎控除が弾力性をもって適用できるようになった。また、夫婦の一方がパートタイム労働者である世帯では使用できない基礎控除を配偶者に移転することによって税負担が軽減され、世帯間の公平性が改善した⁷⁸。そして、政府は基礎控除額を年々大幅に引き上げたことにより移転可能な基礎控除の恩恵は多くの夫婦共働き世帯に行き渡ったと考えられる。

3-4 移転可能な基礎控除が給付付き税額控除の類型となるオランダ

オランダでは1972年から個人単位課税に移行し未婚・既婚のカップルにおいても原則的には個人単位課税となった。しかし、夫婦に対しては夫婦控除として夫婦の一方が利用できなかった所得控除である基礎控除を配偶者に移転することができた。さらに給与所得者は給与収入の12%の勤労所得控除が可能であったが、この勤労所得控除についても未使用分については配偶者が利用することができた。また、27歳以上でともに生活している同居人及びパートナーの所得が一定額以下である場合、その所得によって専業主婦世帯控除及び準専業主婦世帯控除を適用することができた。しかし、1980年代にオランダで発生した深刻な失業率の増加を解決するために、女性の労働進出を促す積極的な労働政策が行われることとなる。この政策によって1990年に専業主婦世帯控除及び準専業主婦世帯控除は廃止された⁷⁹。また、1990年には社会保険料と所得税が統合され徴収の一元化が行われることとなる。

2001年に所得税法の大きな改正が行われた。この改革においては、資本所得に比例税率を適用するとともに、勤労所得に対する税率を下げ、課税ベースを拡大した。所得控除から

⁷⁸ 倉地(2017)24-26頁

⁷⁹ 島村(2014)168頁

税額控除へと転換を図り、とりわけ、雇用を促進するための税額控除を導入した⁸⁰。税額控除化の理由は、所得控除が高所得者に有利であるのに対して税額控除は低所得者に効果的であること、所得税率の引き下げによる歳入減を補うための課税ベースの拡大であること、女性の社会進出の躍進などが挙げられている。そのとき設けられた税額控除は一般税額控除、勤労税額控除、扶養税額控除、付加的扶養控除、就労・子育て税額控除、寡婦(夫)税額控除、付加的寡婦(夫)税額控除、障害者税額控除のほか資本所得への課税方法の変更への移行をスムーズにするため、2つの投資税額控除が導入された。

オランダは先にも述べたように1990年に社会保険料と所得税の統合が行われている。そのため、給付付き税額控除となっているが実際には所得税と社会保険料から相殺され、還付は行われない。しかし、オランダは社会保険料率が30%と高率なため、還付が行われない社会保険料相殺型の税額控除は再分配効果が小さくないとされている⁸¹。

2001年に所得控除から社会保険料相殺型の税額控除方式に変更されたが、配偶者に対する特別な減免措置はない。ただし、基礎控除が配偶者に移転可能であったことと同様に、基礎控除及び所得に関係のない一般税額控除の未使用分が配偶者に移転可能となっている。

この移転可能な税額控除方式は、税率がフラット化している中で、高所得者の夫婦片稼ぎ世帯の夫の税負担が多く減少することとなる。税額控除方式の恩恵が大きい高所得者の妻は就業すると基礎控除を移転できなくなり、就労抑制の原因となり不公平な制度となっている。また、移転可能な一般税額控除は課税ベースを狭めるという問題もある。そこで、夫婦の一方が低所得である場合の一般税額控除の配偶者への移転は2009年から15年をかけて段階的に消滅することとなっている⁸²。

また、給与所得者に対する勤労所得控除は勤労税額控除となった。勤労所得控除は給与収入の12%(上限1,465ユーロ(2000))年であったが、勤労税額控除の限度額は920ユーロで、最低給与水準に適用された。勤労税額控除は、税率から独立した税額控除であるため、未就労の配偶者の就労のインセンティブになる。また、最低賃金以下の女性パートタイム労働者に就労インセンティブを付与するため、低所得者に対する遡増が設定されている⁸³。

Bas & Nicole(2012)は、2001年税制改正により所得控除から税額控除に変更された結果、

⁸⁰オランダの税制改革については主に柴(2011)鎌倉(2007)を参照した。

⁸¹ 鎌倉(2007)117頁

⁸² 柴(2014)151頁、158頁

⁸³ 柴(2014)151頁

低学歴と中学歴の女性の就業率を高め、効果の高さも低学歴と中学歴の女性の方が大きく、全体では女性の労働量は増加し、女性の週の平均労働時間は 0.37 時間増加したことを明らかにしている⁸⁴。

日本とオランダのパートタイム労働の大きな違いは、オランダにおいてパートタイム労働は基本的には常勤である。従って、パートタイム労働には雇用契約や収入の不安定さがなくない。日本での非正規被雇用者である派遣や臨時雇用ではない。また、パートタイム労働とは週 35 時間未満と定義されている⁸⁵。また、1 つの雇用契約は最低週 3 時間以上と規定されており、1 時間の労働であっても少なくとも 3 時間分の給与を支給する。また、差別禁止であるため社会保険への加入の対象となる。

現状オランダでも依然として妻がパートタイム労働者である割合が圧倒的に多く、その比率は諸外国と比較して圧倒的に大きい。また、男性のパートタイム労働者の比率も諸外国と比較して最も大きくなっている。オランダの夫婦共働き世帯は共働きによって家族所得を 2 倍にするのではなく 1.0 から 1.5 へ増やす「コンビネーション・シナリオ」を政策モデルとして推進してきた。これにより家族所得は増え、余った 0.5 を余暇として家事労働等に充てることができるとされている⁸⁶。

夫婦のどちらかが使用できなかった一般税額控除を移転することについては、勤労税額控除がパートタイム労働者でも高い社会保険料と相殺することで、就労と家事労働とのバランスを取ることができる点がオランダの給付付き税額控除型の移転可能な基礎控除の特徴であるといえる。しかし、給付付き税額控除型の移転可能な一般税額控除は就業阻害要因になるとして 2009 年から 15 年をかけて段階的に消滅することとなっている。そのため、勤労税額控除の制度をパートタイム労働者の就労インセンティブを与えるような制度設計とすることによって、既婚女性の就業率があがるという効果が確認されている。

3-5 配偶者への所得移転が可能なベルギー

ベルギーは 1989 年に世帯単位課税から個人単位課税に移行した。1989 年以前は基本的に世帯単位課税であったが夫婦の所得の合計が少ない場合、個人単位課税を適用すること

⁸⁴ Bosch,N &Klaauw.B (2012) pp.271-280

⁸⁵ 日本ではパートタイム労働者は 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者とのみ定義されている。

⁸⁶ 長坂(2000)14-62 頁

が可能であった⁸⁷。しかし、この個人単位課税を適用できる夫婦の合算所得の限度額がかなり低く、限度額を超えると世帯単位課税が原則となり、夫婦共働き世帯の多くは世帯単位課税となっていた。累進課税の下では同居しているが結婚していない夫婦と比較して結婚した夫婦共働き世帯の税負担が大きくなっていた。この問題に対処するために夫婦それぞれの所得について個人単位で課税されることとなった。賃金や給料、失業給付や退職年金が個人に帰属する所得であるとされたが、不動産収入などのその他の収入については夫婦のうちの勤労所得の多い方に帰属するとされた。この制度は夫婦共働き世帯の税負担を軽減するための個人単位課税であると考えられる。

一方でこの制度は夫婦共働き世帯の税負担は軽減されるが、夫婦片働き世帯は個人単位課税への移行に伴い税負担が増加することとなる。個人単位課税への移行と同時に配偶者間での所得移転が可能となる結婚分割制度(wedding-fraction)が導入される。この制度は夫婦の勤労所得を合算した金額の30%と、所得の低い方の配偶者の所得との差額を所得の低い方に移転することができる。そして、移転後の所得に対して個人単位課税で課税されるというものである。夫婦片働き世帯である場合、一方の収入がそれほど多くない場合、夫婦の合算所得の30%と収入が少ない方の所得との差額が自動的に配偶者に移転される。この移転可能な所得の上限額は2020年時点では最高11,090ユーロである。そして、移転した所得と収入が少ない方の所得を合算した所得に所得税が課せられる。所得が高い配偶者から所得が低い配偶者への所得の移転は、移転された所得の適用税率が低くなることが多く、納税額が少なくなる。

ベルギーは1989年という比較的近年まで世帯単位課税が採用されており、勤労所得については個人単位課税へ移行したが、そのほかの所得については世帯単位課税の制度が残っている。配偶者への所得移転制度は世帯単位課税の名残であり、勤労所得の個人単位課税移行に対する夫婦片働き世帯の配偶者への配慮という点で世帯という考えが色濃く残っているが、所得移転制度は夫婦片働き世帯、夫婦共働き世帯のどちらにも配慮した制度であることが特徴である。

4. 本章のまとめ

課税単位としては大きく個人単位課税と世帯単位課税に分類することができるが、どの

⁸⁷ André,D.,Isabelle,S.,Christian,V.,Guy,C.(2000)pp.11-13

課税単位を採用したとしても、すべての個人及び夫婦にとって中立、公平を満たすことはできない。各国の課税単位制度はそれぞれの国の所得税制度の発展に合わせて展開してきており、諸外国において個人単位課税が主流になる中で、世帯単位課税の夫婦合算分割方式を採用しているアメリカ、イギリス、フランスの歴史的経緯を確認し、現在の課税単位の選択に至った背景を明らかにした。イギリスは個人単位課税へ移行したが、課税単位において夫婦への配慮を行っているアメリカ、フランスの近年の動向としては、高所得者に有利に働くものは減少し、低所得者、とりわけ子供のいる世帯に対する配慮を含む制度が増加している。

アメリカは、州における資産の取り扱いと連邦所得税の個人単位課税との整合性を図るため選択制の二分二乗方式が導入された。所得税の選択制の二分二乗方式は既婚女性のプライバシーは守ることはできないが、夫婦共働き世帯にとっては結婚へのボーナスにもなる。特に、高所得者の夫婦片働き世帯では二分二乗方式を選択することによって、個人単位課税よりも所得税を減額させることができるため、公平性が問題となる。そのため、アメリカにおいては課税単位ではなく、給付付き税額控除制度を利用し中低所得者支援を行っている。

フランスは、人口政策として行われた普遍的な給付である家族手当に合わせて所得税においても世帯合算不均等分割方式である n 分 n 乗方式が採用された。 n 分 n 乗方式は子供が多い高所得者の世帯の税負担が緩和されるため、单身者や子供のいない夫婦との公平性が損なわれる。そのため、近年では、低所得者層世帯や单身者への配慮を税額控除で行っている。アメリカもフランスも課税単位として夫婦(家族)は最小の消費単位として存在しながら、他の制度を利用し中低所得者支援を対応していることが特徴である。

個人単位課税を採用している国において、夫婦への税制上の配慮を行う国は減少している。しかし、世帯単位課税から個人単位課税に移行するにあたって夫婦片働き世帯の税負担の増加は大きな問題となる。個人単位課税への制度変換における夫婦片働き世帯の税負担増加への配慮として夫婦に対する配慮制度が採用されている。夫婦の税負担の増加に対する配慮の方法として日本は所得控除方式を採用しているが、カナダは高所得者有利である所得控除方式から移転可能な税額控除方式へ転換したことにより、高所得者の妻の就業促進を行うことに成功した。さらに、夫婦のうちの所得が低い方に所得控除方式の保育費控除を認めることにより、子育て支援と既婚女性の就業促進を進めている。デンマークは移転可能な税額控除の導入と同時に二元的所得税の導入をし、各所得の最低税率を比例で統一し、夫婦間での移転可能な基礎控除を活用することにより、配偶者の就業を促進することとな

った。オランダではパートタイム労働者に対する権利を認め、柔軟な働き方に対応し、社会保険料相殺型の移転可能な基礎控除の移転可能な税額控除を採用していたが、税率がフラット化している中で高所得者の夫婦片働き世帯の納税額を減少させることや、高所得者の夫婦片働き世帯の妻の就業阻害要因となる点から段階的に廃止される予定である。ただし、勤労税額控除がパートタイム労働者の就労のインセンティブになるように設計されている。ベルギーは1989年と先進諸国の中でも長く世帯単位課税を採用しており、夫婦間の所得移転という世帯単位課税の名残が残っている制度であると考えられる。

個人単位課税でありながら夫婦に何らかの配慮を行う国では、所得控除方式の日本やベルギーを除いて、夫婦の中で所得が少ない既婚女性の就業促進や、子育て支援政策を税制上で組み合わせている。しかも、配慮の金額はそれほど大きくなく、高所得者有利な制度や既婚女性の就業阻害要因となる配慮については、縮小や廃止が予定されている。

個人単位課税におけるこれらの制度は、夫婦は最小の消費単位として存在し、そこに保障を行うことで、夫婦及び世帯の最低生活を保障し中低所得者支援を行っていると考えられる。このように、諸外国では夫婦に対する配慮は廃止されているか、配慮があってもその効果は限定的であり、低所得者支援や既婚女性の就業促進を重視する方法が採用されている。課税単位で配慮を行うアメリカやフランスにおいても、他の制度を利用し低所得者世帯により手厚い配慮を行う制度になっている。

イギリスは諸外国に先駆けて所得税を導入し、先進国ではベルギーよりも長く世帯単位課税を維持し、1990年に個人単位課税へと移行した。そして現在では夫婦に対する配慮として、移転可能な基礎控除方式が採用されている。この方式が採用されるまでに、この30年という短期間で夫婦に対する配慮を複数検討し、変更した経緯がある。第二章ではイギリスにおける夫婦の取り扱いの変容について確認を行うこととする。

第二章 イギリスの所得税改革における夫婦の取り扱いの変容

はじめに

日本の所得税制は個人単位課税を原則としているが、配偶者控除等によって夫婦に対して特別な配慮を行っている。所得控除方式で行われる配偶者控除等は既婚女性の就業に及ぼす影響や、高所得者の適用割合が多い点等の問題点が指摘され、改正に関してこれまで幾度も議論がされてきた。第一章で示したように日本と同様に、他の扶養親族とは別に配偶者に対する特別な配慮を所得税制上で行う国はいくつかあるが、その中でイギリスは移転可能な基礎控除という形を採用している。

諸外国の中でイギリスに注目した理由は次のとおりである。イギリスは所得税制導入後、長く夫婦の所得について夫婦単位合算非分割主義(以下夫婦合算課税とする)が採用されてきたが 1971 年に選択制の個人単位課税が認められ、1990 年に夫婦合算課税から個人単位課税への変更という大きな改革が行われた。イギリスは個人単位課税導入後、夫婦世帯の税負担の急増に対する配慮として、夫婦間で移転可能な所得控除方式である夫婦控除(Married Couple's Allowance)が導入された。この夫婦控除は所得控除方式であったため、高い税率が適用される納税者ほど控除額が大きくなるという批判から、最低税率に夫婦控除を乗じた金額を控除できる実質税額控除に変更された。しかし、実質税額控除方式の夫婦控除によって結婚の中立性が損なわれるという指摘から夫婦控除は廃止され、同時に低所得者世帯に対して給付付き税額控除が導入される。夫婦控除の廃止によって、夫婦に対する特別な配慮はなくなったと思われたが、給付付き税額控除が低所得者支援であるため夫婦で子育てをする世帯よりひとり親世帯に手厚い制度となっていた。これが結婚ペナルティとなることが問題となり結婚を奨励するため、現在では移転可能な基礎控除方式である結婚控除(Marriage Allowance)が導入されている。

日本の配偶者控除等の議論では、2014(平成 26)年の税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」において配偶者控除等が所得控除であるために、イギリスの夫婦控除と同様に高所得者が有利である点が指摘され、配偶者控除等に代わる制度としてイギリスの結婚控除のような移転可能な基礎控除及び移転可能な基礎控除の税額控除化が提案された。しかし、提案されたのみで、具体的な導入や効果分析は行われなかった。

先行研究としては、小石(1998)がイギリスの夫婦合算課税から個人単位課税への移行に

おける動きについてまとめている。岩田(2000)においてはイギリスの夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除廃止からブレア政権における給付付き税額控除制度の導入における税制改正についてまとめている。また、Seely,A.(1995,2019a,2019b)ではイギリスにおける移転可能な基礎控除の議論について考察している。しかし、イギリスの所得税制における個人単位課税移行から現在の移転可能な基礎控除方式である結婚控除に至るまでの制度改革について全体として評価を行い、意義を明らかにした研究は行われていない。また、関係する緑書等の政策文書の検討は行われているが、議会での討論状況等政策形成に係るより広範な一次資料をふまえた議論の検討も必要とされる。

本章では家族への税制上の取り扱いについて改正を重ねてきたイギリスを対象として、配偶者に対する取り扱いがどのように変化したか、また改革がどのような目的で行われ、どのような課題が残されたかを明らかにしたい。かかる分析は日本の配偶者控除等改革の課題を検討する際に重要であると考え。また、改革が結婚中立性、既婚女性の就労中立性、夫婦共働き世帯、夫婦片働き世帯、ひとり親世帯と単身世帯の税負担の公平性にどのような影響を与えたのか検討を行う。

そこで、本稿ではイギリスの所得税改革における夫婦の取り扱いの全体像を評価し、現状と課題を検討する。これらの作業は、日本の配偶者控除の改革に示唆を与えることになろう。

1. イギリスの所得税制における個人単位課税への移行

1-1 移行前の所得税制における夫婦の取り扱い

イギリスは1799年の所得税導入以降1971年まで夫婦を課税単位として夫婦合算課税が採用されていた。1970年の所得税法及び法人税法(Income and Corporation Taxes Act)31条においては、所得税の目的上、妻の所得を夫の所得とみなすと明記されており、結婚すると妻は家庭に入ることが一般的であったイギリスにおいては、妻の所得は独立して考えられていなかった⁸⁸。1918年には妻が家庭に入ることによる夫婦片働き世帯の家計の税負担の増加に配慮して、既婚男性には基礎控除に加算される既婚男性控除(Married Man's Allowance)が導入された。この制度は、夫に対して基礎控除の50%が加算された。この50%

⁸⁸Adam,S., Besley,T., Blundell,R., Bond,S., Chote,R., Gammie,M., Johnson,P., Myles,G., and Poterb,J(2010)pp.14-15.

の基礎控除の増加分は妻を扶養する夫の法的・道義的な義務を根拠としていた⁸⁹。

1920年に妻の勤労所得控除(Wife's earned income relief)が創設される。それまで、夫婦合算課税のもとで妻が働いた場合には妻の収入に関する控除はなかった。夫婦共働き世帯に適用される控除は夫の既婚男性控除のみであり、独身の2人の基礎控除の合計額よりも控除額が少なくなってしまうため、結婚ペナルティとなることが批判される⁹⁰。そこで、未婚の2人の基礎控除の合計額と、夫の既婚男性控除と基礎控除の合計額の差額を妻への所得控除とみなして、夫婦の控除として認めることとなった。この控除は世帯の所得に関係なく妻が働いている場合のみ適用でき、夫婦片働き世帯は既婚男性控除と基礎控除のみであった。

その後、1942年には妻の勤労所得控除は独身の基礎控除と同額に引き上げられた。一般的に夫婦合算課税は、累進税率が適用されるため、夫婦共働き世帯に不利に働く。しかし、イギリスにおいては、妻が働いている場合、夫の基礎控除に加え既婚男性控除と妻の勤労所得控除が夫婦の収入の合算後に控除される。さらに、イギリスの所得税は最低税率の適用範囲が広がったため、夫婦片働き世帯や単身者に比べ夫婦共働き世帯が不利にならず、既婚女性にとっては就労促進的な制度であったと評価できる。税負担は夫婦片働き世帯には夫の基礎控除と既婚男性控除があったが、同じ収入の夫婦共働き世帯と比較すると不公平になり、さらに、単身者2人と比較すると夫婦の控除が小さくなり、結婚中立性は損なわれていた。

1960年代の後半から女性の社会進出が激増するにつれ、夫婦合算課税の下では妻の所得を夫に明らかにしなければならないというプライバシーの問題から個人単位課税への移行の議論が活発化するようになった⁹¹。そこで、1971年以降は妻の所得を夫の所得から分離し、妻本人が納税義務を選択できる選択制の個人単位課税が認められる。この場合、夫も妻もそれぞれ独身者と同額の基礎控除を使用し、既婚男性控除や妻の勤労所得控除は使用できないものとされた。そのため、表の2-1に示したように1990年の個人単位課税へ移行する前の控除額を見ると、個人単位課税を選択すると、控除額が2人で5,570ポンドであるのに対し、夫婦合算課税を選択すると7,160ポンドの控除額となることから夫婦合算課税を

⁸⁹小石(1998)75頁

⁹⁰Brice,A.(1982)

⁹¹Seely,A. (1995)p.6.

選択する方が有利であった⁹²。

1990年の個人単位移行前の家族の形態による控除は表2-1のようになっていた。

表2-1 所得税の家族形態による控除額の違い(1989-1990年)

	基礎控除の合計額
独身者	2,785 ポンド
未婚の2人	5,570 ポンド
夫のみ働くカップル	4,375 ポンド
夫婦共働きで合算課税を選択したカップル	7,160 ポンド

出所：Seely,A.(2019 a)p.4より筆者作成

1-2 個人単位課税移行時の議論

ここからは保守党政権の基本方針である緑書及び議会において個人単位課税へ移行論拠、及び配偶者の税制上の取り扱いに関する議論がどのように行われてきたか確認したい。

1980年の『夫婦の課税』(*The Taxation of Husband and Wife*)と名付けられた緑書(以下、1980年緑書とする。)においては、夫婦合算課税は妻の所得を夫の所得に合算するという構造そのものが妻を夫のものとする概念であり、妻のプライバシーが侵害されていると指摘された⁹³。

この指摘を受け保守党政権は、個人単位課税を導入した場合、現行制度のもとで優遇されている夫婦共働き世帯の負担が大きくなること、妻にも所得税が課されることによる税務行政事務の整備が不十分であることを理由に個人単位課税への移行ではなく1971年から既に導入されている選択可能な個人単位課税を維持することとした。

保守党政権下の1985年に財務大臣であったナイジェル・ローソンは、個人単位課税に移行した場合、夫婦共働き世帯は夫婦2人分の基礎控除が適用されるが、夫婦片働き世帯は夫1人分の基礎控除しか適用することができず、不公平となることが考えられるため、夫婦片働き世帯の妻の基礎控除については夫婦間で移転可能とすることが望ましいと予算演

⁹²岩田(2000)70頁

⁹³Great Britain HM Treasury (1980)

説で発表した⁹⁴。移転可能な基礎控除という考え方は 1980 年緑書で夫婦をひとつの課税単位として捉える場合に導入すべき方法として提案されたもの⁹⁵であり、ナイジェル・ローソンは、個人単位課税導入後に夫婦に対して税制上で優遇する控除の導入を支持した。

機会均等委員会は、保守党政権が提案している個人単位課税移行に関して賛成し、夫婦合算課税が性による差別的制度であり、根本な解決としては個人単位課税にするほかはないという基本方針を発表した⁹⁶。しかし、夫にのみ認められる特別な控除や、移転可能な基礎控除は個人単位課税の理論と相容れないものとして夫婦に対する特別な税制上の措置に関しては反対をした。

1986 年の緑書『個人課税改革』(*The Reform of Personal Taxation*) (以下、1986 年緑書とする。)においても夫婦は課税上平等に扱うものとして合算課税制度の廃止を提案している⁹⁷。1986 年緑書では個人単位課税に移行した場合には既婚男性控除は廃止し、夫婦はそれぞれの基礎控除のみ適用すべきであるとされた。夫婦片働き世帯が既婚男性控除の廃止により税負担が増加する問題点については、夫婦間で移転可能な基礎控除が導入されれば解決できるとしている。ただし、世帯単位課税から個人単位課税に移行するに当たって、夫婦の税引き後の手取り収入額が減少することは避けなければならないと勧告されている。

1986 年緑書で提案された個人単位課税への移行については野党を含め、多くの支持を集めたが夫婦に対する税制上の取り扱いについては議論が続いた⁹⁸。保守党政権は夫婦のそれぞれに基礎控除が与えられ、一方の収入が基礎控除を下回る場合、未使用部分を配偶者に譲渡することにより夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の待遇を均等化できると考えた。夫婦合算課税の原則では同じ収入の 2 世帯は同じ税金を払うという水平的公平性が確保されていたため、個人単位課税移行後もある程度この原則を維持するためには移転可能な基礎控除が有効であるとした。

保守党政権が提案した移転可能な基礎控除に対する議会での野党及び各種団体の反対意

⁹⁴Seely,A. (2019a)p.8

⁹⁵Kay,J .and Sandler,C.(1982)pp.175-177.

1980 年緑書においては課税単位の可能性つとして扶養家族を含む世帯、夫婦、そして個人の 3 つの方法が提案された。

⁹⁶Equal Opportunities Commission(1986)p.7.

⁹⁷Great Britain HM Treasury (1986)

⁹⁸Seely.A(1995)pp.12-15.、 Stark.G(1988)pp.2-4.

見としては大きく4つが挙げられている⁹⁹。

まず、第一に夫婦共働き世帯について考えると、個人単位移行前の夫婦共働き世帯は表2-1で示したように夫婦で7,160ポンドの控除を受けることができた。個人単位課税移行後、夫婦共働き世帯で夫婦それぞれが基礎控除を使用している場合には、夫婦の基礎控除は単身者2人と同様の5,570ポンドとなり、1,590ポンド控除が減少する。これを回避するには基礎控除そのものの増額が必要であり、基礎控除は夫婦共働き世帯だけでなく、すべての納税者にも影響するため多大な費用がかかるというものである。

第二に、移転可能な基礎控除は行政手続きが複雑になる点である。夫婦の一方が基礎控除より収入が少なく、残りの基礎控除を配偶者に移転する場合、税務当局は夫婦の収入を把握しなければならない。イギリスの場合、あらかじめ算出した課税年度の税額を分割し、毎月の給料から差し引く源泉徴収方式がとられている。妻が年度内に働いた場合、移転される基礎控除の金額が変更されるため、課税年度の税額を正確に把握することができない。そのため、年度末に夫から多額の所得税を徴収しなければならない。この方法は、行政手続きはそこまで複雑ではないが、年度末に所得税を多く徴収される夫から不満がでると予想される。

第三に、これまで夫婦合算課税制度の下では既婚女性は妻の勤労所得控除があったため、夫の収入に影響はなかったが、移転可能な基礎控除が導入されると、既婚女性が少しでも働くと夫に移転させた基礎控除を妻が使用するため、夫の税負担が増加してしまう。そのため、女性の就労阻害要因になる。

第四に、移転可能な基礎控除は個人単位課税移行の一番の理由である既婚女性のプライバシーを守ることができない点である。移転可能な基礎控除はお互いの収入を把握する必要があるため、個人単位課税導入と矛盾する点である。

これらの移転可能な基礎控除の導入への野党を含めた各種団体の反対意見について保守党及び女性議員が反論を行っている¹⁰⁰。既婚女性の就業阻害要因となる点については夫婦それぞれが基礎控除を持っている場合、既婚女性が就労し、自分の基礎控除のみ適用されることは極めて平等であり、そもそも移転可能な基礎控除を夫にすべて移転し、妻が就労した

⁹⁹House of Commons (1986a)(1986b)

保守党政権は1986年緑書に対して約70の団体と400人の意見徴収を行っている。

¹⁰⁰House of Commons(1987)

場合に夫に移転した基礎控除が妻に適用されるという考え方が誤りであるとした。ただし、夫婦のどちらかが育児、介護等で働くことができない場合に移転的基礎控除が夫婦の救済となることが主張された。

また、既婚女性のプライバシーについても、夫婦どちらかが控除を利用すべきか決定するためお互いの収入を明らかにしなければならないのであれば、最初から基礎控除をすべて夫婦のどちらかに移転してしまえば妻は自分の収入を明かす必要なく、プライバシーを守ることができるとした。

以上のような議論の経緯を経て、最終的に問題となったのは移転可能な基礎控除を導入して、世帯単位課税から個人単位課税に移行した際に夫婦、特に夫婦共働き世帯が不利益にならないためには基礎控除の引き上げが必要であり、これには 40 億ポンドの予算が必要であるとイギリス財政研究所(Institute for Fiscal Studies:IFS)によって試算されたことだった¹⁰¹。財務大臣ナイジェル・ローソンはこの予算の問題を解決できなかったため、移転可能な基礎控除の導入は見送られることとなった。

1-3 個人単位移行後の夫婦の取り扱い

1990 年にイギリスでは妻のプライバシーや夫婦を課税上平等に扱うために個人単位課税が導入された。世帯単位課税から個人単位課税に移行すると、夫婦共働き世帯は既婚男性控除と妻の勤労所得控除制度の廃止、夫婦片働き世帯は既婚男性控除の廃止によって夫 1 人の基礎控除のみとなり、夫婦共働き世帯、夫婦片働き世帯ともに税負担が大きくなる。1986 年緑書においても個人単位課税移行において夫婦の税引き後の収入額が減ることがないようにしなければならないと指摘されていたことから、基礎控除に上乘せされる所得控除方式の夫婦控除の導入が決定される。

夫婦控除は、夫婦合算課税時の既婚男性控除の性格を受け継いでおり、基本的に妻を扶養する夫に対し無条件で適用することで夫婦としての税負担の増加を緩和する控除となっていた。そのため、控除の適用には法律上の婚姻と同居が要件とされた¹⁰²。また、妻の勤労所得控除は完全に廃止され、既婚女性本人も基礎控除が適用されるのみとなった。夫婦控除創設の議論において夫婦控除は妻を扶養する夫のみ使用することができるとされた。しかし、

¹⁰¹House of Commons(1988)

¹⁰²小石(1998)78 頁

妻が就業している場合は妻本人への夫婦控除の適用がなく、就業している夫にのみ追加的な控除を認める理由が定かでないとの批判が起こる。そこで、夫婦控除創設時に夫婦控除部分のみ移転可能とし、所得が基礎控除と夫婦控除の合計金額以下であった夫からの申立てがあった場合のみ、夫婦控除の残額を妻に譲渡することができる条件付きの移転可能な控除となった¹⁰³。申立てがない場合は自動的に夫に適用され、移転はされなかった。

移転可能な所得控除方式の夫婦控除は夫婦合算課税時の基礎控除と既婚男性控除が適用された際の税額と、個人単位課税導入後の基礎控除のみ適用される場合の税額との差額を調整し 1,720 ポンドが夫の基礎控除に上乘せされる。この制度により実質的に夫は自分の所得に関係なく、夫婦合算課税時と同額の控除を受けられることとなった¹⁰⁴。所得控除方式の夫婦控除の適用には所得制限が設けられず、妻の収入も関係なく適用されるため、既婚女性の収入を把握する必要がなく、プライバシーを守ることができる。

所得控除方式の夫婦控除が基本的に夫に適用される点に対しては夫婦控除創設当時から批判が多く、1992年の財政法 (Finance Act 1992)では夫婦控除の移転に関して改正が加えられた。妻から控除額申立てをした場合は、夫の承諾なしに妻に夫婦控除額の2分の1を移転できるようになり、夫と妻両方の申立てがあった場合は妻に夫婦控除の全額を妻に移転できるようになった。これにより、夫婦控除は基本的に妻を扶養する夫に対してのみ適用される控除という性格はなくなった。

個人単位課税を導入するに当たって、夫婦はそれぞれの基礎控除を持つのみであることが既婚女性の就労の中立性、結婚中立性、簡素の観点からも望ましい。しかし、夫婦合算課税制度から個人単位課税への大きな改正において、夫婦に何らかの施策を講じなければ、夫婦共働き世帯、夫婦片働き世帯ともに税負担が大きくなる。税負担の増大を避ける方策として移転可能な基礎控除が提案され議論されたが、最終的には移転可能な所得控除方式の夫婦控除が導入された。

世帯単位課税から個人単位課税へ転換期において夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除が導入されたことは夫婦の税負担を軽減するために一定の効果があったと評価がされている¹⁰⁵。夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除は妻が働いていてもいなくても

¹⁰³Stark.G(1988)p.4.

¹⁰⁴Seely,A. (1995)p.14.

¹⁰⁵Beighton&Draper(2013)

夫に与えられる控除であったために、夫婦片働き世帯及び夫婦共働き世帯の公平性は保たれる。また、妻の就労に関係なく適用できる点も、既婚女性が控除の適用を受けるために就業調整する必要はないため、就労中立性は保たれることとなる。しかし、夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除は夫婦合算課税における既婚男性控除の流れを汲んでおり、結婚した夫婦を優遇することにより結婚中立性は損なわれる。また、夫婦間で移転可能な夫婦控除は所得控除方式であったため、高所得で高い税率が適用される夫ほど、夫婦控除による減税額が大きくなるという問題が生じる。これらの問題点が夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除廃止の議論へとつながっていく。

2.夫婦控除廃止への議論

1991年、1992年の税制改正において他の人的控除は増額されたにもかかわらず、夫婦控除の金額は据え置かれた。これは、夫婦控除が夫婦合算課税から個人単位課税移行時の夫婦の税額の急増を緩和させる目的であったためだと考えられる¹⁰⁶。

1994年財政法(Finance Act 1994)の審議の過程において税制は結婚に中立でなければならぬため、個人単位課税の中で夫婦にのみ適用される夫婦控除に対して批判が起こる。夫婦控除は所得控除方式であるため、高所得者ほど減税額が多く、低所得者に恩恵が少ない点や、夫婦控除により税制が結婚の中立性を妨げている点が問題とされた¹⁰⁷。

1993年当時イギリスの所得税率は20%と40%の二段階であったため、夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除1,720ポンドは税率40%で税金を払う人にとっては688ポンドの所得税額の減税となっていたが、税率が20%の場合には、半分の344ポンドの減税にしかならなかった。政府はこの税率による所得税額の減額の不平等を緩和するため、1994-95年以降、納税者の夫婦控除は所得控除として差し引くのではなく最低税率に対する夫婦控除の金額344ポンドの所得税額を直接減額することを提案した。この改正により夫婦控除は実質税額控除に変更される。1993年11月の予算案では、財務大臣ケネス・クラークがこの夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除の改正をさらに進めることとし、1995-1996年からは夫婦控除の15%、1999-2000年からは夫婦控除の10%の税額控除に制限されることとなった。1996年からは夫婦控除も他の人的控除と同様に物価スライド制に

¹⁰⁶岩田(2000)71頁

¹⁰⁷Seely, A. (2019 b)

よって増額された。税額控除額は制限されたが、保守党政権下では夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除は中低所得者支援として活用されていた。

1997年に発足した労働党政権では、夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除が結婚中立性を阻害するという批判により、2000年4月6日から廃止が決定される。さらに、ひとり親などに支給される扶養控除である追加の子女控除及び寡婦控除も廃止された。人的控除を廃止し、所得税における個人単位課税が確立されたと考えられる。

夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除の廃止に関して保守党をはじめとして反対意見もあった。夫婦に対する配慮である夫婦控除を所得税制からなくすことは、家族を養う夫の支援や、妻の子育て費用を税制で認めないこととなり、家族の崩壊になるという批判もおきる¹⁰⁸。この批判に対して労働党は家族支援や子育て支援は税制と社会保障給付を組み合わせた制度によって行うことを決定する。

労働党政権は夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除の廃止と同時に低所得者に対する就労インセンティブ強化のため、1999年には、就労を条件として給付される所得制限付きの世帯手当(Family Credit)に代わって、給付付き税額控除である就労世帯税額控除(Working Family Tax Credit)を導入する。

所得税制で行われていた夫婦やひとり親への控除や手当を整理し、廃止した財源で所得税を支払うことのできない低所得者世帯に対して給付付きの税額控除で支援を行うこととした。その後、2003年に就労世帯税額控除は低所得者就労促進策である就労税額控除(Working Tax Credit)と1人以上の子供を持つ家族が利用できる児童税額控除(Child Tax Credit)の2つの給付付き税額控除に役割分担がされている¹⁰⁹。労働党の税制改革は保守党政権よりもさらに低所得者の子育て支援、就労促進が目的であり、給付付き税額控除の性質上、夫婦ではなく世帯全体を対象とした。

給付付き税額控除は、社会保障給付と税額控除が一体化したものであり、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては給付を行うというものである¹¹⁰。一定の収入以下の世帯に対して給付を行うのと同時に税負担を軽減し、収入が増えると手取り収入が減少する従来の給付とは違い、収入が増えると手取りが

¹⁰⁸Morgan(1995)

¹⁰⁹鎌倉(2017)109-112 頁

¹⁰³ 森信(2008)

増加するという点で低所得者の就労促進効果があるとされている。しかし、この給付付き税額控除の請求は世帯で行われるため、夫婦の収入を明らかにしないとならず、個人単位課税導入時に主張された「既婚女性のプライバシー」は守られなくなる。社会保障と給付が一体化した制度であるため世帯の所得の把握は必要不可欠であるが、この制度により個人単位課税は失われたと批判する意見もある¹¹¹。

夫婦間で移転可能な夫婦控除は創設時には所得控除方式であったため、高所得者の控除額が大きくなることが問題となる。そこで、夫婦控除は実質税額控除方式になり削減され、労働党政権において廃止された。租税理論の観点からは夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除の廃止により、夫婦はそれぞれの基礎控除が適用されるのみになり、女性の就労に中立、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯も公平で簡素、さらに結婚にも中立な所得税制になったと評価できる。しかし、夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除廃止と同時期に導入された給付付き税額控除により、結婚に対する新たな課題が提起されることとなる。

3. 給付付き税額控除と結婚ペナルティ

労働党政権で導入された給付付き税額控除は、就労税額控除と児童税額控除の2つの制度が一体となって構成されている。就労税額控除は就労を要件に給付を行うことで低所得者に就労インセンティブを与えながら所得保障を行い、児童税額控除は子供がいることを要件として給付を行うことにより子育て支援の機能をもっている。就労税額控除及び児童税額控除は、世帯単位所得調査に基づいて行われ、世帯の収入が一定額を超えると給付額が減額する。減額は、就労税額控除及び児童税額控除一体で計算されるため、収入が一定額を超えると、たとえ子供がいても児童税額控除も減額されることとなる。そのため、低所得の夫婦であっても2人分の収入が合算されると、ひとり親世帯と比較して給付が減額されやすいため批判が起こる¹¹²。給付付き税額控除は貧困対策という役割が大きいため、貧困で苦しむシングルマザー等の単身子育て世帯に対する給付が重要視された。夫婦に対する配慮である夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除が廃止されたため、結婚をして子供を育てるよりも、結婚せずにひとり親で子供を育てる方が給付付き税額控除制度におい

¹¹¹ Beighton, L. and Draper, D. (2013)

¹¹² Chote, R., Emmerson, C., Leicester, A. and Miles, D. (2007) pp.244-245.

て給付額が多くなり、夫婦で子供を育てる世帯が高い限界税率に直面するという「結婚ペナルティ」が議会においても大きな問題となる¹¹³。

この結婚ペナルティについて、いくつかの試算がなされている。イギリスには税制だけでなく様々な面で世帯を支援する制度があり、所得補助(income support)、求職者手当(jobseeker's allowance)、年金特別給付(pension credit)、冬季燃料給付(winter fuel payments)等の給付が個人単位ではなく、夫婦合算の収入で行われるため結婚ペナルティになっていると考えられていた。給付付き税額控除を含むこれらの給付によって結婚して夫婦で一緒に住んでいる女性と、そうでない女性では週に 100 ポンドの結婚ペナルティがおきることが試算されている¹¹⁴。また、他の研究では給付付き税額控除によって、フルタイムで働く女性が結婚し同居することによって 20%の税負担が増加するため、既婚女性がフルタイムからパート労働に移行し、就業阻害要因になることを指摘されている¹¹⁵。

Atkinson, A. (2015)は、労働党政権における世帯所得調査に基づく給付付き税額控除がなければ、子供の貧困の問題はもっと深刻になり、格差もより大きくなったとして給付付き税額控除に対する一定の評価をしている¹¹⁶。しかし、給付付き税額控除を受けることのできない中低所得の夫婦共働き世帯にとっては、ひとり親世帯や夫婦片働き世帯に比較して税負担が大きくなり、直面する限界税率も高くなった。また、給付付き税額控除が世帯で算出されるため既婚女性の就労阻害要因となることが指摘されている。結婚ペナルティの解消とともに、既婚女性の就労中立性や、中低所得の夫婦共働き世帯が税制上不利にならない制度が求められることとなる。

4. 個人所得税の簡素化と結婚を奨励する税制の復活

4-1 移転的基礎控除に関する議論

労働党政権下で行われた給付付き税額控除制度における結婚ペナルティの発生が問題と

¹¹³House of Commons(2007)

給付付き税額控除には結婚ペナルティのみならず、個人単位課税で給付が世帯単位で行われるという課税単位の問題が生じることとなるが、これについては給付付き税額控除の問題として、別稿でより立ち入った検討を行う予定である。

¹¹⁴Anderberg, D. (2006)pp.524-526.

¹¹⁵Green,D.(2009)

¹¹⁶Atkinson, A. (2015)p.212(山形他訳 245 頁)

なると保守党を中心に再びかつての夫婦控除のような税制に結婚促進的な側面を持った制度の導入可能性が検討されることとなる。かつて、夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除は高所得者有利であるため、実質税額控除方式とされ、これも結婚中立性を阻害するなどの批判を受け廃止された経緯もあり、労働党政権において各種人的控除が廃止された後に所得控除や税額控除の導入について議論されることはなかった。今回の結婚促進的な税制についても個人単位課税導入時に議論されていた実質的税額控除方式の移転可能な基礎控除について再検討されることとなった。移転可能な基礎控除は夫婦控除と異なり、配偶者本人の基礎控除と夫婦控除の二重の控除が起きることはない。

2007年に社会正義センター(The Centre for Social Justice :以下CSJとする。)は結婚ペナルティを改善するため家族を強化する福祉制度の改革を行うべきであると提案した。CSJはそこで、かつての夫婦控除のような夫婦間で使用しない所得税の人的控除を相手に移転することを認める経済的支援を導入するべきであると提言した。人的控除の移転方法の一つとして基礎控除の移転は夫婦の1人が就労し、他方が子供の世話等で就労しないことを補うことができるだけでなく、一方がボランティア活動や介護、家事等により家庭の管理を行うことを後押しすることにより家族の安定を増加させ生活の質を上昇させることができるとしている¹¹⁷⁾。

CSJは移転的基礎控除について基礎控除の全額を移転することを提案し、様々な基準で移転可能な基礎控除にかかる予算を算出した。2007年の試算ではすべての結婚しているカップルの基礎控除の全額移転には32億ポンドの費用がかかるが、それぞれの世帯において週20ポンドの支援になるとし、中低所得者世帯に大きな影響を与えるものになるとしている¹¹⁸⁾。ただし、制度が複雑になりすぎる点については注意を促している。そして、保守党はこの基礎控除の全額移転方式によって税制で中低所得世帯支援を行うことを全面的に支持することとした。

しかし、労働党政権は夫婦に対して税制で特別な制度を創設し、結婚を支援するという保守党の提案に強く反対した¹¹⁹⁾。その理由として、かつて夫婦控除があった時代においても離婚件数は増加しており、夫婦控除のような夫婦にのみ適用される税制に結婚促進性がある

¹¹⁷⁾Leigh, A. (2007)p.224

¹¹⁸⁾Smith,I(2007)pp.10-12.

¹¹⁹⁾Smith,I.(2007)pp.64-65.

とは考えられないというものであった。また、夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除が廃止された際に、ひとり親が子供を扶養している場合に控除される追加の子女控除及び寡婦控除という人的控除は廃止されたままであるのに対して、夫婦控除のような制度のみを復活させることは夫婦を過度に優遇し、ほかの家族との公平性に反することも問題とした。労働党は32億ポンドをかけて夫婦を優遇するより貧困に苦しむ子供への直接的な支援の方が重要であるとして移転可能な基礎控除の導入に反対した。

4-2 保守党と自由民主党の連立政権における所得税改革

労働党政権下(1997年-2010年)の議会においても、保守党から移転可能な基礎控除の提案は行われてきたが、具体的な改革は行われなかった。そのような中で2007年以降の世界金融危機によりイギリス経済も景気後退と雇用の悪化が大きな問題となる。2010年の総選挙においては、景気対策や低所得者支援、子供の貧困対策とともに財政の健全化が大きな焦点となる。保守党はマニフェストにおいて結婚を支援する税制を導入することを明言した¹²⁰。

これまで、保守党は夫婦間における基礎控除の全額移転を支持してきたが、基礎控除の全額を移転可能とすると、莫大な財政支出が必要であるため、基礎控除の一部を夫婦間で移転可能とすることを提案した。一部移転可能な基礎控除の金額は基礎控除の7,500ポンドの10%である750ポンドとした。基礎控除の10%、750ポンドを移転可能とする根拠としては、2000年に廃止された夫婦間で移転可能な実質税額控除方式の夫婦控除は年に夫婦に197ポンド¹²¹の恩恵を与えていたため、20%の税率で750ポンド移転可能な控除を導入すると、年間最大150ポンドの控除となり、廃止前の夫婦控除とほぼ同額の効果があると説明されている。また、基礎控除の一部を移転可能とすることによって財政支出も5億5,000万ポンドとなり、基礎控除の全額移転よりもその金額は少なくなる。

2010年に保守党と自由民主党の連立政権が成立すると、「福祉改革を見直しながら、税額

¹²⁰Conservative Party(2010)p41

¹²¹夫婦間で移転可能な夫婦控除は制限が行われた1996-97年以降増額が行われている。1996-97年には1,790ポンド、1997-98年には1,830ポンド、1998-99年には1,900ポンド、1999-2000年には1,970ポンドに増額された。つまり、1999-2000年には1,970ポンド×10%の197ポンドの控除となっていた。その金額に制限率を乗じたものが税額控除額となっていた。

控除制度でもたらされた夫婦の不利益を減らす案を進める。」ことを合意した¹²²。この合意に基づき、まず政府は財政支出の削減と給付付き税額控除の削減にとりかかった。

税制面では就労税額控除や児童税額控除が低所得者支援という役割を担う中で、給付付き税額控除の問題点を解決し、子育て支援や中低所得者に対する税制上の支援をどのように行うかが重要な論点となってくる。

2010年7月抜本的な制度改革として不就労者を対象とする3つの社会保障制度と、就労者を対象とする児童税額控除、就労税額控除、そして就労の有無を問わず低所得者を対象とする住宅補助の合計6制度を統合する「ユニバーサル・クレジット」制度の導入が決定された。ユニバーサル・クレジットは給付付き税額控除を削減し、結婚ペナルティの問題を削減するだけでなく、給付基準が統一されていなかった6制度の給付基準を統一し、不正受給や誤った給付が行われないようにした。また、これまでの制度はたとえば子供がいる世帯においても、就労による収入の増加に対して給付の減額率が高く、低所得者の就労の障害となっていた。ユニバーサル・クレジットは、就労前後の収入の増加によって給付額が減額し、可処分所得が減少しないように設計されており、子供の貧困対策として、低所得の子育て世帯の夫婦、及びひとり親世帯の就労インセンティブの付与も目的とされている。

また、2010年予算では付加価値税の税率の引き上げが決定された。税額控除の削減と付加価値税の増税に対する家計負担の増加に早急に対処するため、自由民主党がマニフェストに掲げてきた低所得者支援として基礎控除の引き上げが決定される¹²³。2014-15年までに段階的に基礎控除を10,000ポンドに引き上げることを目標として2011-12年は6,475ポンドから7,475ポンドに増額された。基礎控除の増額は相対的に高所得者に有利になるという問題が起こらないように基礎控除には所得制限が設けられ、2010-11年から所得が10万ポンドを超える場合、10万ポンドを超える所得の2ポンドごとに基礎控除1ポンドが減額されることとなった。

保守党と自由民主党の連立政権で決定されたユニバーサル・クレジットによって、給付付き税額控除の結婚ペナルティの削減が行われ、低所得の子育て世帯に対する対策が講じられた。これにより、これまで給付付き税額控除及び新たに創設されたユニバーサル・クレジットの恩恵を受けることができず、高い限界税率に直面している中低所得世帯の結婚ペナ

¹²²HM Government(2010)p19

¹²³HM Government(2010) p30

ルティを解決し、税制において結婚し子供を育てる世帯を支援する政策が検討されることとなる¹²⁴。

4-3 IFS による移転可能な基礎控除の効果の試算

2010年の基礎控除の増額を受け、IFSは中低所得者支援として基礎控除を10,000ポンドへの引き上げと、基礎控除の10%である750ポンドの基礎控除の移転とどちらが中低所得者支援として有効であるか試算を行っている¹²⁵。

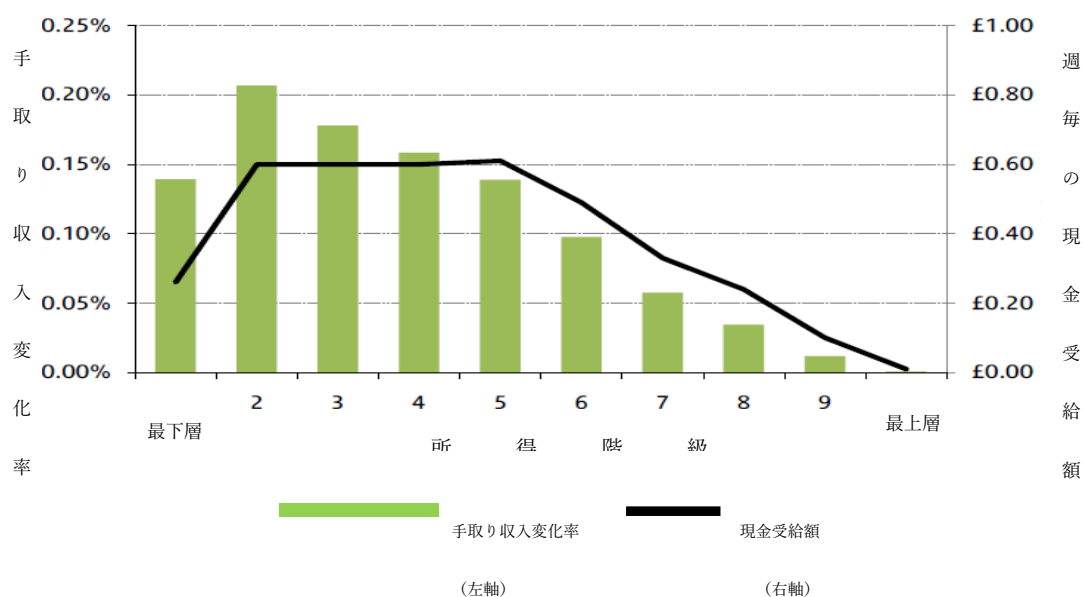
図2-1が750ポンドの基礎控除の移転、図2-2が基礎控除の10,000ポンドへの引き上げである。図2-1を見ると750ポンドの基礎控除の移転は最下層の低所得者にはそれほど恩恵が大きくないが、最下層の低所得者を除く中低所得者に広く恩恵をもたらす結果となることを明らかにしている。図2-2の基礎控除の拡充は基礎控除が削減される最上層を除いて、中高所得者になればなるほどその恩恵が大きくなっているため、750ポンドの基礎控除の移転は中低所得者支援となることを明らかになっている。

手取り収入の変化額に注目すると、基礎控除を10,000ポンドに引き上げる方がすべてのグループの手取りの収入額が大きくなっていることが明らかである。移転可能な基礎控除では最高でも0.2%程度の手取り収入の変化率はないが、基礎控除の拡充は最低でも0.8%の手取り収入の変化率があることがわかる。高所得者に最も恩恵があるものの中低所得者にも移転的基礎控除よりも大きな恩恵があることが明らかにされている。基礎控除の拡充はすでに決定していたため、IFSの論文は移転可能な基礎控除が中低所得者支援として有効であることを明らかにした。

¹²⁴House of Commons (2011)(2012)

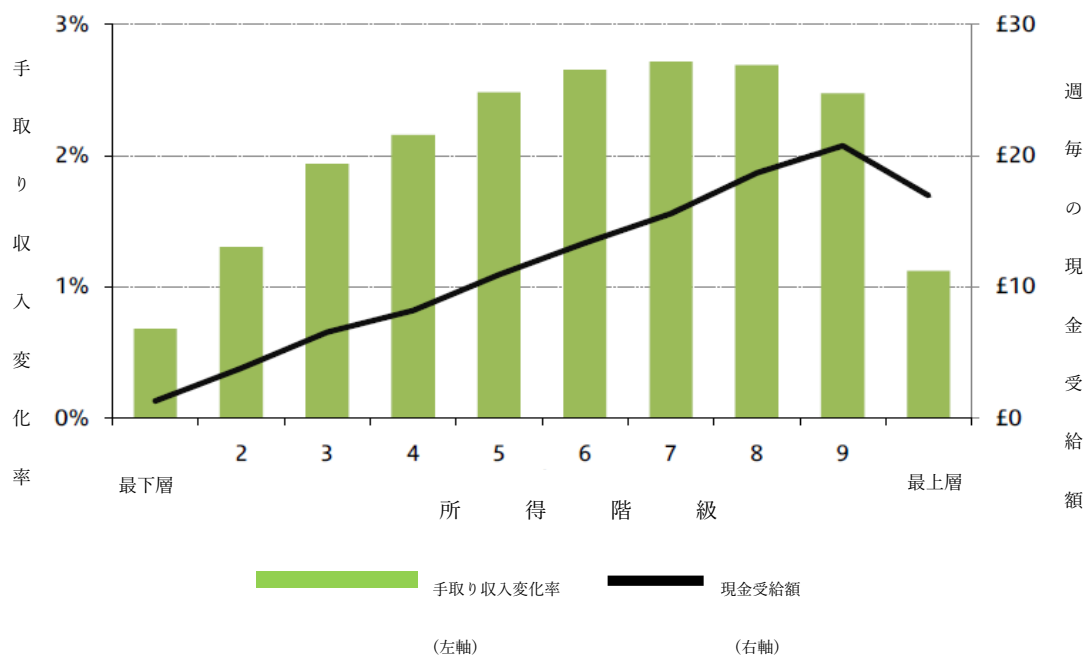
¹²⁵Adam,S., Brewer,M.,Browne,J., and Phillips,D. (2010)pp.23-27.

図 2-1 750 ポンドの移転的基礎控除



出所：Adam,S.et al. (2010)Figure4.4

図 2-2 10,000 ポンドへの基礎控除の拡充



出所：Adam,S.et al. (2010)Figure4.3

さらに、CSJ(2011)は両親のいない家庭で育つ子供は、結婚した家庭の子供と比較して学校を中退する可能性が75%高く、薬物依存になる可能性が70%高く、アルコール依存になる可能性が50%高く、失業する可能性が35%高くなるという報告書を発表し、子供の貧困対策には移転可能な基礎控除によって結婚を税制上で優遇し、結婚した夫婦のもとで子育て支援を行うことが有効であることを発表した¹²⁶。

4-4 移転可能な基礎控除の議会での議論

移転可能な基礎控除について議会においては労働党のみならず、自由民主党も子供の貧困対策として結婚を税制で奨励する点について反対した¹²⁷。これに対して、保守党は自由民主党が選挙時のマニフェストに基礎控除の拡充を掲げ、これを実現させたが、IFSの論文でも明らかにされたように基礎控除の拡充は高所得者により恩恵を与えること、移転可能な基礎控除は基礎控除の拡充よりも少ない予算で中低所得者支援ができるとして反論した。また、労働党に対しては、労働党政権下において相続税の控除を夫婦間で移転可能としたため、すでに税制上で結婚を認めていると反論した¹²⁸。

2011年に移転可能な基礎控除は一度議会で否決されるが、CSJは税制上で結婚を優遇する移転可能な基礎控除こそ中低所得者に恩恵を与え、子供の貧困対策として有効であると提案を続けた¹²⁹。

保守党はIFSの論文やCSJの提案を受け税制で結婚を奨励し、その方法として移転可能な基礎控除が望ましいとして、議会では次のことを主張した。まず、第一に諸外国において結婚している夫婦に対して特別な施策がない国は少ない。給付付き税額控除は社会保障給付の性格が強いため、税制で家族に対する配慮を行うべきである。第二に、高い限界税率に直面している中低所得世帯の中でユニバーサル・クレジットが活用できない世帯はさらに高い限界税率に直面する可能性があるが、移転可能な基礎控除によってそれが緩和される。第三に結婚した夫婦の子供の方がひとり親世帯の子供より安定した生活を送ることができる。第四に移転可能な基礎控除は中低所得の夫婦共働き世帯に最も恩恵があり、結婚ペナル

¹²⁶The Centre for Social Justice(2011)

¹²⁷House of Commons(2011)

¹²⁸House of Commons(2012)

¹²⁹The Centre for Social Justice(2012)

ティを解決することができるとした¹³⁰。これらの議論の後、2013年キャメロン首相は「家族を強化する」改革を推進するとし、移転可能な基礎控除である結婚控除を2015-16年から採用することを決定した。

4-5 移転可能な基礎控除方式の結婚控除の導入

結婚控除の適用のできる夫婦を表2-2にまとめた。結婚控除を適用できるのは、一方が基本税率20%の納税者で、もう一方が所得税を納めていない、つまり就労していない、若しくは就労していても基礎控除以下の収入で非課税である夫婦又は事実婚カップルとなる。非課税である者は基礎控除の10%を上限に控除できなかった基礎控除を、基本税率の納税者に基礎控除として移転できる。

表2-2 結婚控除適用可否一覧表(単位：ポンド)

夫収入	妻収入	適用
0～10,600 以下 (非課税範囲)	10,601 以上～42,385 未満 (適用税率 20%)	可能
10,601 以上～42,385 未満 (適用税率 20%)	0～10,600 以下 (非課税範囲)	可能
10,601 以上～42,385 未満 (適用税率 20%)	10,601 以上～ (適用税率 20%以上)	不可
42,385 以上～ (適用税率 40%)	関係なし	不可

出所：HM Revenue&Customs(2020), *Income tax personal allowances and reliefs, 1990-91to2020-21* より筆者作成

一方の収入が42,385ポンド以上となると税率が40%となるため結婚控除は使用できない¹³¹。また、夫婦の両方が納税者となった場合も結婚控除は使用できない。夫婦両方が納税者の夫婦共働き世帯も、いずれか一方が40%の税率が適用される高所得者も対象外である

¹³⁰House of Commons(2011)(2012)

¹³¹導入時の2015年の基礎控除及び税率による。

ため、介護、育児等で夫婦の一方が一時的に働くことができない、若しくは基礎控除以下しか働くことができない中低所得世帯に恩恵が及ぶことを目的として設計されている。

さらに、保守党と自由民主党の連立政権では引き続き基礎控除が増額されることがすでに決定されており¹³²、さらに結婚控除の恩恵は大きくなると予測されている¹³³。結婚控除によって移転できる基礎控除の金額は基礎控除の10%となっているため、基礎控除の金額が高くなるほど結婚控除の金額も高くなる。基礎控除の金額が高くなると、課税最低限も高くなり、結婚控除を適用できる夫婦も増加することとなる。また、基礎控除の90パーセント以内の収入であれば、第1稼得者に10%の基礎控除を移転することができる。基礎控除の金額が高くなるほど結婚控除として基礎控除を最大限移転できる基礎控除の90%の収入の金額も高くなり、既婚女性の就労による低所得者の所得の底上げの側面という点で大きな意味があると考えられる。

4-6 結婚控除の効果と批判

1-2 で述べたように結婚控除は移転可能な基礎控除であるため、かつて個人単位課税導入時に一度提案されたが、その際は採用に至らなかった。移転可能な基礎控除の問題として考えられた点が結婚控除においてどのように取り扱われているか確認する。

第一に移転可能な基礎控除には予算がかかりすぎるという批判である。この予算の問題は夫婦合算課税から個人単位課税に移行するに当たって、移転可能な基礎控除を導入したうえで夫婦共働き世帯の税負担の増加を防ぐには基礎控除の拡充が必要だったためである。そのため、個人単位課税の下で移転可能な基礎控除方式の結婚控除を導入することと全く同一の問題であるとは言い難い。しかし、結婚控除も基礎控除の全額を移転可能とするものにすると予算が多額にかかるため、最終的に基礎控除の10%のみ移転可能とすることで、予算の問題を解決した。

第二に移転可能な基礎控除は行政手続きが煩雑になるという反対意見があった。移転可能な基礎控除の問題は税制が複雑になることである。特にイギリスは源泉徴収制度を行っているため、基本的に移転可能な基礎控除の申請は納税者本人が行うこととなる。そのため、

¹³²基礎控除の金額は、2014-2015年10,000ポンド、2015-2016年10,600ポンド、2016-2017年は11,000ポンド、2017-2018年11,500ポンド、2018-2019年11,850ポンド、2019-2020年12,500ポンドと増額されている。

¹³³Great Britain HM Treasury(2013)p.14

制度が複雑になるほど、行政手続きが煩雑となり、申請漏れの問題が発生することが懸念される。しかし、現在では個人単位課税導入時には不可能であったオンライン申請が可能になり、行政手続きの煩雑さもかなり軽減される。イギリスは国民保険番号により収入が把握されているため、夫婦の国民保険番号さえわかれば、移転可能な基礎控除方式の結婚控除の適用の可否判定及び申請はオンライン上で簡単に行うことができる。また、妻の収入に変化がない場合は一度申請を行えば翌年以降も自動的に適用されることとなる。それでも、移転可能な基礎控除の制度は複雑であり、イギリスでは、2017年には申請可能な420万組のうち200万組の夫婦が申請していないことが明らかとなっている¹³⁴。そのため、2017年以降は移転可能な基礎控除方式の結婚控除を5年間遡って申請することが可能であり、これもオンライン上で申し込みをすれば簡単に行うことができるように改善されている。

第三に移転可能な基礎控除は既婚女性の就業阻害要因となる点である。この点は、移転可能な基礎控除方式の結婚控除導入時にも家庭の中の第二稼得者が基礎控除の範囲内で働くことを推奨すると問題視された¹³⁵。しかし、移転可能な基礎控除方式の結婚控除は移転できる基礎控除を10%に限定し、出産育児等の理由により働くことができない、若しくは働いても収入が基礎控除しかならない妻の基礎控除の一部のみを夫に移転することによって給付付き税額控除において恩恵がなかった中低所得者の夫婦の税額を減少させることを目的とし、適用される配偶者の基本税率も20%と限定している。移転可能な基礎控除方式の結婚控除を全額適用するには既婚女性は基礎控除の90%に就業調整を行うことが考えられるが、基礎控除の90%まで就業するより、基礎控除まで収入を得る方が世帯としての経済的利益は大きくなる。2021-22年の基礎控除は12,570ポンドとなっており、基礎控除の90%に就業調整すると、夫に1,260ポンドの基礎控除を移転することができる。この場合、妻の収入は11,310ポンド、税額減税額は1,260ポンド×20%の252ポンドとなり、11,562ポンドの経済的利益を得ることができる。ただし、妻が基礎控除内で就労すれば12,570ポンドの経済的利益を得ることができるため、結婚控除を適用するより経済的利益は大きい。問題は基礎控除を超えると高い税率に直面する点であるが、この点については既婚女性のみの問題ではない。そのため、移転可能な基礎控除ではあるが適用範囲を限定した結婚控除そのものは既婚女性の就業阻害要因とならないと考えられる。

¹³⁴Jones,R(2017)

¹³⁵Osborne,G(2013)

第四に移転可能な基礎控除を利用する場合は夫に収入を明らかにしなくてはならなくなり、女性のプライバシーが守られない点である。この点に関しては、既婚女性の収入を明かさないために夫婦はそれぞれの基礎控除を利用するのみで、移転可能な基礎控除を選択しないことも可能である。移転可能な基礎控除方式の結婚控除は移転可能な金額を基礎控除全額でなく 10%に限定したことで、たとえ移転しなくても世帯においてそれほど大きな損失にならないようになっている。結婚控除の対象を限定することで、夫婦共働き世帯において結婚控除を利用するか、既婚女性のプライバシーを守るかを配偶者本人の判断で選択できる点が結婚控除の評価できる点である。

このように個人単位課税導入時に導入されなかった移転可能な基礎控除の問題点は、移転可能な基礎控除方式の結婚控除がその移転できる基礎控除及び適用に所得制限を設け、その効果の中低所得者に限定したことで、解決が図られている。しかし、反対にこの限定された移転可能な基礎控除である結婚控除からいくつかの問題生じることとなる。

女性予算委員会(UK Women's Budget Group)は、税制で結婚を認めても女性には何の利益もないと反対した¹³⁶。その理由として、税制で「結婚を認める」という約束にもかかわらず、移転可能な基礎控除方式の結婚控除の恩恵を受けることができる夫婦が限られている点がある。この制度は収入が基礎控除を超えない配偶者を持つ基本税率の納税者にのみ適用されるため 1,230 万組の夫婦のうちおよそ 3 分の 1 の 400 万組が申請の対象となるとされている。もちろん、すべて又はほとんどの夫婦が恩恵を受けるように対策を再設計することも可能であるがこれには財源がかかりすぎてしまう。

また、この制度はひとり親世帯や夫婦 2 人が納税者である夫婦 2 人が納税者の共働き世帯には何の恩恵もない。しかし、中低所得のひとり親世帯はユニバーサル・クレジットにより給付を行うため、移転可能な基礎控除方式である結婚控除はユニバーサル・クレジットの恩恵を受けることのできない中低所得者の結婚ペナルティを解決することを目的とされている。ただし、所得制限により夫婦の働き方によって結婚控除が適用できないこととなるが、結婚控除による減税額が大きくならないようにされている。結婚控除には所得制限が設けられているため、所得制限を境に手取りの逆転現象が起きることも指摘されている¹³⁷。ただ

¹³⁶Women's Budget Group (2013)

¹³⁷Joyce,R.(2013)

し、イギリスの最低税率の適用範囲が広い¹³⁸ため、手取りの逆転現象はかなり収入の高い納税者で起こると考えられる。また、逆転するのは基礎控除の10%に20%を乗じた金額であるため、収入に対する金額は少ない。

結婚控除を今後どのようにすべきか CSJ(2019)は国民調査を行った¹³⁹。イギリスの成人の4分の3(74%)は結婚が重要でないと考えているが、同様にイギリスの成人の4分の3(74%)が保守党政権は中低所得の夫婦に対して特別な手当を支給して結婚を税制で認めるべきであると考えている。中低所得の夫婦に結婚控除を支給することに賛成する成人の6人に5人(84%)は子供を育てる環境が最も安定している傾向にあり、引き続き結婚控除によって税制で結婚を認めるべきであると提言している。さらに、結婚ペナルティを削減し、低所得の夫婦又は3歳未満の子供を持つ夫婦に対する結婚控除を自動的に受給できるようにし、請求漏れがないようにしなければならないとしている。

このCSJの評価に対して、Loutzenhiser.G(2019)は、結婚している親と学業などで成功している子供の間には強い相関関係があるが、結婚している夫婦の子供が安定しているという因果関係を示す十分な証拠がないため、政策決定の基礎としての利用には慎重でなければならないとしている¹⁴⁰。労働党は依然として税制で結婚を奨励するのではなく、子供の貧困対策を行うべきであるとして結婚控除には反対を続けており、2019年のマニフェストに廃止を掲げている¹⁴¹。

4-7 結婚控除の評価

保守党は労働党政権で行われた給付付き税額控除による結婚ペナルティを解決し、中低所得者の子育て支援及び経済的支援として結婚を税制で促進することとした。そのため、結婚控除は子供がいるかいないかにかかわらず、結婚しているものに適用され、結婚中立性は損なわれる。

移転可能な基礎控除は既婚女性の就労の中立性が損なわれる点が問題となる。その点についても移転可能な基礎控除の金額を限定したことにより、基礎控除の90%で就業調整を

¹³⁸2021-22年度は50,270ポンドまで最低税率20%となっている。

¹³⁹The Centre for Social Justice (2019) pp57-59

¹⁴⁰Loutzenhiser,G(2019)

¹⁴¹Labour Party (2019)

するよりも、課税最低限まで就労する方が世帯における経済的な利益は大きくなるため、移転可能な基礎控除方式の結婚控除が既婚女性の就業阻害要因とはならない。ただし、結婚控除が適用できない夫婦 2 人が納税者の夫婦共働き世帯又は夫婦 2 人が基礎控除以下の収入の夫婦共働き世帯と結婚控除が適用できる夫婦では結婚控除により世帯の税負担を減少させることができないという点で公平性が損なわれる。

イギリスの政策について Fraser,F.(2021)はイギリスの家族は、家族の種類がより多様化し、仕事をする母親が増え、家族がお互いの世話をする時間が増加しており、世帯単位課税制度から移行した個人単位課税制度は、夫婦片働き世帯よりも夫婦共働き世帯を奨励する。特に、イギリスの母親の多くはパートタイムで働きたいと考えており、職業の選択に対して平等な社会を目指すためにも移転可能な基礎控除方式は正しいアプローチであると評価している¹⁴²。

イギリスの移転可能な基礎控除方式の結婚控除はその移転できる基礎控除の金額及び適用できる者を限定したことで、結婚し、子育てする世帯に対して最低限の支援を行うことを目的とした制度であると言える。

4-8 イギリスの結婚控除と日本の配偶者控除等の適用状況の比較

ここで、イギリスの結婚控除と日本の配偶者控除の適用状況について比較を行いたい¹⁴³。イギリスの結婚控除の適用が認められる夫婦は夫の収入 12,571 ポンドから 50,270 ポンド(188 万円から 752 万円)であり、10%基礎控除を移転できる妻の最大収入は 11,313 ポンド以下(169 万円)である場合である。日本の配偶者控除は夫の収入 1,120 万円以下で妻の収入は 103 万円以下で 38 万円の控除となる。結婚控除と配偶者控除を比較すると結婚控除の夫の収入の適用範囲は少ない。配偶者控除は 1,120 万円とかなり高所得者まで適用されることとなる。ただし、イギリスの平均賃金は 28,092 ポンド¹⁴⁴(420 万円)となっており、平均

¹⁴²Fraser,F.(2021)

¹⁴³比較は 2018-2019 年で行った。1 ポンドは 149.7 円(2021.4.23 日時点)で換算した。

イギリスの適用割合は Great Britain HM Treasury(2020)から納税者数と結婚控除申請者を抽出した。日本の適用割合は国税庁(2020)の給与所得者のうち配偶者控除適用者数を利用した。日本の配偶者特別控除は配偶者の収入により控除額も変化するため、配偶者特別控除は含まず配偶者控除のみ考慮した。

¹⁴⁴総務省統計局(2020)232 頁

賃金より高い収入であっても結婚控除を適用することができる。また、妻の収入も 169 万円までは結婚控除として夫に基礎控除を全額移転できるが、日本は 103 万円の収入までしか配偶者控除が適用できない。ただし、配偶者特別控除が配偶者控除と同様に 38 万円適用できる収入が 150 万円までとなったため、控除適用のための妻の収入の制限に関してイギリスとほとんど差はないと言える。

結婚控除として移転可能な基礎控除は最大 1,260 ポンドで、適用されるのは最低税率のみなので、最大の減税額は 252 ポンド(37,800 円)となる。結婚控除の利用割合は総申請者数の 5.6%となっている¹⁴⁵。対して配偶者控除により控除できる税額は 19,000 円から 87,400 円となる。住民税を考慮すると、52,000 円から 120,400 円となる。また、給与所得者総数における配偶者控除の適用割合は 12.9%となっている。ただし、配偶者特別控除を加味すると適用割合はさらに多くなると予測される。

イギリスの結婚控除の最大の減税額は夫の収入が最低税率の範囲内であれば 37,800 円であるが、日本の場合は夫の収入により適用される税率が変化するため、住民税も合わせて最低で 52,000 円から 120,400 円の減税額となる。配偶者控除等は、低所得者より中高所得者ほど減税額が大きくなり、結婚控除の 3 倍以上の減税効果を中高所得者に与えることは所得控除方式の大きな問題点といえる。また、イギリスの結婚控除の利用割合は 5.6%と日本の 12.9%の半分以下であり、日本の配偶者控除の適用割合が多いのは配偶者控除等の所得制限が高く、配偶者控除等の範囲内で既婚女性が就業を調整している夫婦共働き世帯や就業をしない夫婦片働き世帯がイギリスと比較して多いことを表している。また、イギリスは移転可能な基礎控除方式であるため二重控除の問題は起こらない。また、基礎控除を移転する場合、適用税率が高い方に基礎控除を移転する方が有利であるため、配偶者の就業阻害要因となることも考えられる。しかし、結婚控除を適用できるのは、所得税非課税納税者と基礎税率 20%の納税者の夫婦であり、さらに、移転できる基礎控除を 10%に限定することにより、基礎控除の移転による夫婦の減税額はそれほど大きくない。そのため、配偶者が就業できる場合は、就業をして、収入を得る選択した方が世帯としての収入を増加させることができるということで、結婚控除が配偶者の就業阻害要因となることのないようになっている。

これらの比較からイギリスの結婚控除が日本の配偶者控除と比較して、適用者を限定し

¹⁴⁵総申請者数 3,160 万人、夫婦控除申請者 178 万人

37,800 円とそれほど多くない一律の控除となっているため、既婚女性の就労に大きな影響を与えていないことがわかる。結婚控除が一時的に働くことができない、若しくは低賃金にならざるを得ない夫婦の比較的広く、浅い救済措置として有効であると考えられる。

5. 本章のまとめ

イギリスでは 1990 年の所得税における個人単位課税移行後、夫婦合算課税の下で妻を扶養する夫の法的・道義的な義務を根拠とした既婚男性控除の性格を引き継ぎ既婚女性に対して夫の申し出があった場合のみ移転可能な所得控除方式である夫婦控除が導入された。それが夫婦間で移転可能になり、夫婦控除は妻を扶養する夫の義務という根拠がなくなり、保守党政権下で低所得者支援の役割を担うこととなった。そして、夫婦控除は夫婦間で移転可能な実質的税額控除方式となり、労働党政権下において夫婦間で移転可能な実質的税額控除である夫婦控除は廃止され、夫婦に対する税制上の配慮はなくなった。その後、保守党政権下で現行の移転可能な基礎控除である結婚控除の導入に至るまで夫婦に対する税制上の配慮が様々な形で展開されてきた。改めてイギリスの制度の変遷を確認し学ぶべき論点をまとめる。これは日本における配偶者控除等改革を示唆することになる。

イギリスは所得税導入以降、夫婦合算課税を採用していたがその中で結婚している夫には既婚男性控除、妻に対しては妻の勤労所得控除が適用されていた。そのため一般的には夫婦共働き世帯に不利になると考えられる夫婦合算課税において夫婦片働き世帯より夫婦共働き世帯が優遇されてきた。1990 年に夫婦合算課税から個人単位課税へ改革が行われ、夫婦間で移転可能な基礎控除の導入が検討された。しかし、労働党をはじめとする野党は移転可能な基礎控除に対して予算、行政手続き、既婚女性の就業阻害要因、そして既婚女性のプライバシーに関して問題があるとして反対した。移転のない所得控除方式である夫婦控除が採用されることとなった。その後夫婦控除は夫婦間で移転可能になった。夫婦間で移転可能な所得控除方式の夫婦控除は既婚女性の就業に関係なく夫婦に適用されるため既婚女性の就労に中立、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯にも公平であるが、夫婦にのみ適用されるため結婚に対する中立性はない。

夫婦間で移転可能な所得控除方式である夫婦控除は高所得者ほど控除額が大きくなるという問題点が指摘され、導入からわずか 3 年後の 1993 年には夫婦控除に最低税率を乗じた金額を限度とする夫婦間で移転可能な実質税額控除方式となることが決定された。しかし、労働党政権において、夫婦控除の結婚中立性が問題となり、夫婦間で移転可能な実質税額控

除方式の夫婦控除は廃止されることとなる。夫婦控除の廃止により、夫婦はそれぞれの基礎控除が適用されるのみになり、既婚女性の就労に中立、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯も公平であり、さらに結婚に中立な制度となったと評価できる。しかし、同時期に導入された給付付き税額控除は世帯の所得によって給付付き税額控除の金額が決定するため、単身で子育てをする方が結婚するより給付額が大きくなるという結婚ペナルティという新たな問題が発生する。

労働党政権下で導入された給付付き税額控除の結婚ペナルティ及び子供の貧困問題を解決するため、2010年に保守党と自由民主等の連立政権が成立すると、結婚ペナルティ削減のため給付付き税額控除の削減とユニバーサル・クレジットの導入が進められる。また、保守党はユニバーサル・クレジットの恩恵を受けることのできない中低所得者世帯に対して2015年から移転可能な基礎控除方式である結婚控除が導入された。移転可能な基礎控除は、夫婦の一方が基礎控除以下の収入で、もう一方に最低税率が適用される夫婦が基礎控除の10%のみを移転可能とするものである。その移転できる金額が少額であるため、既婚女性の就労にそれほど大きな影響を与えるものではない。しかし、移転可能な基礎控除方式である結婚控除は結婚したものみに適用される控除であるため、結婚中立性は損なわれる。ただし、事実婚のカップルにも結婚控除が適用されることは留意しておかなければならない。夫婦間の公平の観点からは、夫婦共働きで2人が納税者及び夫婦の一方が最低税率以上の収入である場合や、夫婦ともに非課税である世帯には適用できないため公平ではない。しかし、あくまで結婚控除は中低所得者を対象としており一般的に高所得者である夫婦共働き世帯については対象ではなくなっている。また、夫婦ともに非課税である場合の低所得者層に対してはユニバーサル・クレジットにおいて支援を行うこととなり、結婚控除はこの支援を受けることができない中低所得者に恩恵が及ぶことが目的とされている。

イギリスにおける所得税上の配偶者に対する配慮の変遷を確認したうえで、次章では日本の配偶者控除等の制度変遷と女性の就業について確認を行う。

第三章 日本の所得税制における課税単位論と配偶者控除

はじめに

日本の所得税法は、1949(昭和 24)年のシャープ勧告以降、個人単位主義のもとで所得税が課されることとなった。個人単位課税の下で所得税はその所得を稼得している本人のみ考慮し、そこに税を課するのが原則である。しかし、現行の所得税法では個々の納税者の特殊事情に基づく担税力の差異等に着目して、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の一般的な人的控除、障害者控除などの特殊な人的控除、社会保険料控除などの誘因的控除、並びに、医療費控除の担税力減殺要因をしん酌する控除の 15 種類の所得控除を行うことを規定している¹⁴⁶。

1887(明治 20)年に採用された所得税は、収入を得るために要した必要経費を控除した額が免税点を超える場合に納税する仕組みであり、所得控除に関する規定はなかった。また、同居家族の収入を世帯主の所得に合算する世帯合算課税が採用されていた。

人的控除として 1920(大正 9)年には少額所得者の担税力に対する配慮を行うため、所得控除の扶養控除が創設されたが、この扶養控除には配偶者が含まれていなかった。1940(昭和 15)年に扶養控除の所得要件が撤廃され扶養親族の範囲に配偶者が加えられる。また、この扶養控除は税額控除とされた。1950(昭和 25)年にはシャープ勧告に基づき個人単位課税が採用され、納税者間の負担の公平化と個人的事情に配慮し、控除の見直しが行われ、扶養控除は所得控除となった。

1961(昭和 36)年税制改正において事業所得者と給与所得者の所得種類間の税負担の不均衡を是正するため扶養控除から独立して配偶者控除が創設される。現在では配偶者控除、配偶者特別控除は男女共同参画社会のさらなる推進を目指す日本においてその内容について様々な議論がされている¹⁴⁷。特に配偶者控除等はパート世帯において配偶者本人の基礎控除と納税者の配偶者控除等の二重控除の恩恵を受けており、夫婦共働き世帯で配偶者控除等が適用できない世帯より優遇されているという問題がある¹⁴⁸。ライフスタイルがますます多様化する中で女性の社会進出において配偶者控除等を含めた人的控除のあり方が重要

¹⁴⁶ 所得税法 2、72～79、81～84、86、89、165 条

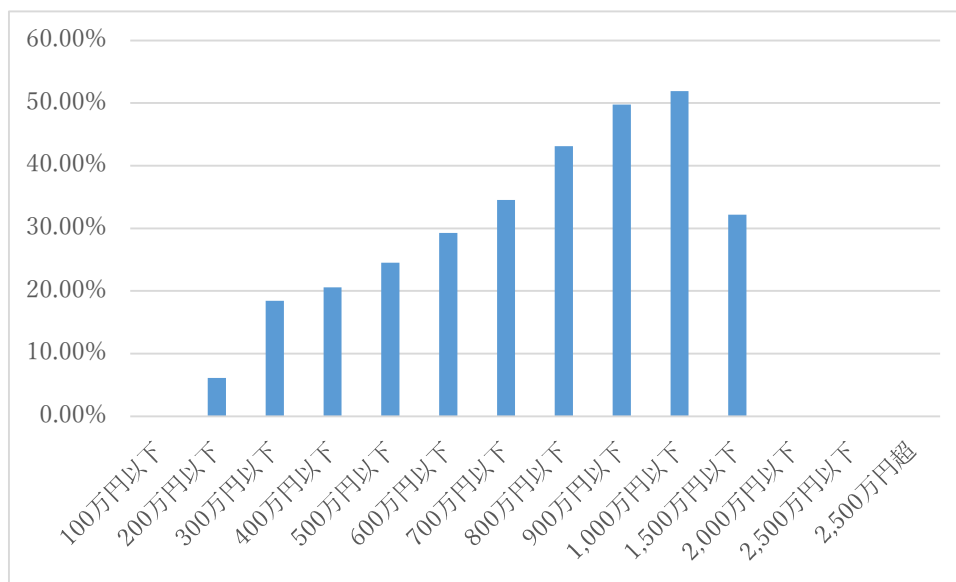
¹⁴⁷ 配偶者控除に対する批判について代表的なものとしては全国女性税理士連盟(1994)がある。

¹⁴⁸ 税制調査会(2014)

になるため¹⁴⁹、税制調査会では配偶者控除等について廃止を含めた議論が行われてきた。その中で3つの抜本的な改革案¹⁵⁰が提案されていたが、2017(平成29)年税制改正ではこれらの抜本的な改革案は採用されず所得制限を設けながらも、配偶者控除等の適用範囲を拡大する改革が決定された。

第一章では諸外国の夫婦に対する配慮について分類を行ったが、近年の動向としては高所得者に有利なものは減少し、低所得者支援や、女性の就労支援を行う制度が増加している。しかし、日本の配偶者控除等の現状として図3-1からもわかるように、現在の配偶者控除等が適用されるのは低所得者より中高所得者の割合が高い。最も適用割合が高いのは年収900万円超1,000万円以下の世帯であり、その所得階級においては50%を超える世帯で配偶者控除が適用されている。なお、年収1,000万円超1,500万円以下の世帯において適用割合が減少しているのは2017(平成29)年の税制改革によって配偶者控除の適用に所得制限が加わったことが影響している。また、低所得者であるほど配偶者控除の適用割合が小さいことから、配偶者控除は低所得者に対しては控除の恩恵が少ないと考えられる。

図3-1 給与階級別配偶者控除適用割合(2020年)



出所：国税庁(2020)第18表より筆者作成

¹⁴⁹ 税制調査会(2003)(2007)(2009)(2010a)(2010b)(2014a)(2014b)(2016a)(2016b)

¹⁵⁰ 税制調査会(2014)

本章では税制調査会の議論を中心に戦後の日本の所得税制における配偶者控除の創設と変遷の歴史を明らかにする¹⁵¹。税制調査会は国際的な租税議論を意識しながら税制改革案を提案しているため、ここにおける議論を確認することにより改革の意図を明らかにすることができる¹⁵²。また、配偶者控除等が既婚女性の就労とどのように関係しているかを見るため既婚女性の就業状況の変化の状況も確認する。さらに2017(平成29)年税制改正における配偶者控除等の改革の効果と、残された課題について明らかにする。なお、その効果については第四章にて検討することとする。

1. 所得税の創設とシャウプ勧告以前の制度

1-1 所得税の創設と1920(大正9)年改正、1940(昭和15)年改正

1887(明治20)年に日本において所得税が創設された。課税標準を算出するための必要経費を控除した額が免税点を超える場合に納税するというものであった。所得控除に関する規定はなく、同居家族の収入を世帯主に合算して課税する世帯合算主義が採用された。

1920(大正9)年に所得控除に人的控除である扶養控除が創設される。これは、少額所得者に子供や高齢者を扶養する場合に納税者の負担力に著しい影響があり、この場合の納税者の不平等の緩和という配慮によるものである¹⁵³。所得金額3,000円以下の所得者が年齢は18歳未満若しくは60歳以上の者及び不具疾病者がいる場合1人につき50円、所得金額2,000円以下の場合1人につき70円、所得金額1,000円以下の場合1人につき100円の特別控除が適用されることとなった。ただし、この扶養控除に成人である配偶者は含まれなかった。

1940(昭和15)年に分類所得税と総合所得税が創設される¹⁵⁴。分類所得税を課せられる事業所得と勤労所得には基礎控除が創設され、少額所得者の負担の緩和が行われることとなった。また、少額所得者を対象とした扶養控除の適用範囲の拡大が行われることになる。これ

¹⁵¹ 本章は森(2017)をもとに大幅に加筆修正を加えている。

¹⁵² 税制調査会の役割については石(2008a)を参照した。

¹⁵³ 大蔵省(1957)1019-1955頁

¹⁵⁴ 大蔵省(1965)529-566頁

分類所得税とは所得をその性質に応じて、不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得、退職所得の6種類に分類し、それぞれに異なる税率、免税点、控除を行い、課税するものである。総合所得税は個人の1年間の各種の所得をすべて合計して課税の対象とし、その総合した所得に累進税率により課税する制度である。

までの扶養控除の所得要件が廃止され、扶養親族の範囲に妻が加えられることとなる。そして、不動産所得、事業所得、勤労所得又は山林所得の納税者は妻その他扶養親族 1 人のにつき 12 円に相当する金額を税額から控除されることとなった。控除方式が税額控除である理由は分類所得税がその所得の種類によって税率が異なるため、どの所得から控除しても負担に差がないようにするためである。

1-2 終戦からシャープ勧告までの課税単位に関する議論

1947(昭和 22)年税制改正に対して GHQ 司令部の Shavell.H は「日本の所得税改正に対する原則と勧告」の中で所得税の課税はすべての所得を包括し、適用すべきであるとして包括的所得税を提案しているが、提案の中で共同申告は、引き続き家族の中で一括して提出することも可能であるとしている。また、個人に対する基礎控除を 600 円としたうえで配偶者及び扶養親族に対して同額の 600 円の控除を申告者の総所得から控除することを認めており、個人単位課税への転換は提案されていない¹⁵⁵。

シャープ使節団の来日が明らかとなると日本の立場から税制の提案をおこなうため 1948(昭和 23)年に税制審議会が設立される。税制審議会 1949 年(昭和 24 年 1 月 29 日)「所得税の改正に関する問題」においては課税単位について言及されている¹⁵⁶。日本において当時行われていた所得合算制度が「大所得者は別として小所得者には酷に過ぎ、現在の経済事情にそぐわない。」としている。また、「農業及び小企業はその性格において寧ろ労働の組織であるから事業専従者の控除を認める等の考慮を加えるのでなければ農村負担及び小企業負担が重きにすぎる」として、所得合算制度の廃止について税制審議会は積極的であった¹⁵⁷。

大蔵省は当初、所得合算制度の廃止に否定的であった。この理由について次の 3 点があげられている¹⁵⁸。第 1 に、所得税について合算制度を廃止するべきであるという論議は、主として合算による負担の過重を避けようとする趣旨であると考えられるが、これは超過累進税率の引き下げ、勤労控除及び基礎控除額の引き上げを行うこと並びに基礎控除を各人に認めること等によって大部分解決できる問題であって、直ちに合算制の廃止は必要ではない。第 2 に、同居親族で生計を一にするものの所得を合算して課税することは負担公平

¹⁵⁵ 大蔵省財政史室(1977a)193-195 頁

¹⁵⁶ 大蔵省財政史室(1977a)384-390 頁

¹⁵⁷ 税制審議会(1949) 9 頁

¹⁵⁸ 大蔵省財政史室(1977a)390 頁

の見地から見て、所得税の原則として必ずしも不当とはいえ、問題は主として現在の社会経済組織から見て同族親族合算の範囲が適切かである。従って、所得税の合算制は維持し、合算の範囲について実情に即応した改正を加える方向に進むことが適切と考えられる。第3に、合算制を廃止するときは一部の所得者について所得税の逡税を誘発するおそれがある。

シャウプ使節団が1949年5月(昭和24)年に来日すると勧告作成に向けて税制に関する調査が行われる。このシャウプ使節団は司令部からは独立した組織であり、独自に調査と日本に対する税制改革案を作成することとなる。これに対し、大蔵省から内閣に移された税制審議会はシャウプの一行の活動と並行して日本側からの税制改正の方向を打ち出している¹⁵⁹。同年7月12日税制改正に関する中間報告において、所得合算制度が現在の経済事情に副わないとしている。この税制審議会の「中間報告」に先立って、大蔵省主税局は「所得税制の改正について」を同年7月6日に作成し、所得税制について税率や基礎控除及び扶養控除の引き上げ等、具体的な提案を行っている¹⁶⁰。この提案のなかでは、「所得税制度の内部においても、所得合算制度、譲渡所得の課税等不合理な点があるから、制度上所要の改正を行う。」としている。また、国民の税負担緩和のため基礎控除、扶養控除の増額を要望しているが、その方法として「扶養控除を所得控除に改めることについても研究中である」としている。

この、主税局の提案においては、これまでと違い、税制審議会と同様に同居親族の合算制を廃止し、各所得者ごとに課税することを考慮している。所得合算制を存置する場合においてもその範囲を配偶者及び未成年の子に限ることとし、この場合においては各所得者ごとに基礎控除を認めるべきであると提案されている。これらのことからわかるように、シャウプ勧告以前の日本からの提案において既に世帯合算課税制度の改正が望まれていた。

1-3 1945(昭和20)年シャウプ勧告

日本からの提案とシャウプ使節団の調査によって1949(昭和24)年9月15日シャウプ勧告が発表されることとなる。シャウプ勧告では所得税の世帯単位と所得合算について最終

¹⁵⁹ 大蔵省財政史室(1977a)463-465頁

¹⁶⁰ 大蔵省財政史室(1977a)469-472頁

的にどのように述べられたか確認する¹⁶¹。

シャープ勧告以前は同居家族全員の所得が合算された後に累進税率の適用を受けることになっていた。この合算課税制度の問題点について勧告は次の4つを指摘している。まず第1に、所得額を合算すると、同一の生活水準、同一担税力水準にある納税者に適用される税率よりも高い税率で課税されることになる。それが税負担の不公平な分配であることは広くみとめられているところである。納税者は不満を感じ納税道徳は悪化する。第2に、税負担の増大は、大世帯を小世帯に分解する人為的誘因をなしている。このような変化が実際に税によって誘発される場合は比較的少ないが、起こる可能性がある。第3に、二以上の納税義務者が現実同居の親族の関係にあるか否かを判定することが困難な場合が多く、基準の適用は統一を欠いている。第4に、税額を決定して、これをいろいろな世帯員に按分するという手続は複雑であって時間を浪費する。

このような問題点を処理するために、同居家族の所得合算は廃止して各納税者が独立の申告書を提出し、他の所得と合算することなく各人の所得額に対する税額を別々に納めさせるようにシャープ使節団は勧告した。ただし、扶養控除が行われる場合には、扶養親族と主張されている者の所得は納税者の所得に合算しなくてはならないという措置を講じる。

しかしながら、納税者が個別に申告を行うと、世帯内で財産及びそれから生じる所得が分割されたり、世帯内の人員を同族の事業に雇用して賃金を支払う形で租税負担を軽減するという抜け穴が行われる可能性がある。シャープ勧告はこの予想される抜け穴に対して、納税者と同居する配偶者及び未成年者の財産所得を納税者の申告書に記載させ、合算して課税すること、また、納税者の経営する事業に雇用されている配偶者及び未成年者の給与所得は、納税者の所得に合算させるという2つの措置を提案している。

この所得合算の問題は、扶養控除と関係してくる。当時の税法では扶養控除を受ける資格のある家族は配偶者と60歳以上で働けないもの及び19歳未満に限定されていた。このような状況では租税回避の誘因が大きく、シャープ勧告は扶養控除の範囲を拡大することでこの抜け穴に対処しようとしている。

日本ではシャープ勧告後は個人単位課税を原則としつつ所得の性質に応じ、一定の所得について部分的に世帯単位主義を併用する折衷方式をとっている¹⁶²。シャープ勧告は、世帯

¹⁶¹ Shoup Mission (1949)pp.73-74.

¹⁶² 金子(1996)68頁

合算課税は納税者に負担のアンバランスをもたらす等の理由により、世帯単位を課税単位とすることを廃止し原則として個人単位課税に改めることを勧告した。ただし、所得分割を防ぐ狙いから例外として、扶養控除をうける扶養親族の所得を納税義務者の所得に合算すること、資産所得を合算すること、さらに家族専従者の労働報酬を専業主の所得に合算することとされた。

1950(昭和 25)年度改正ではこの勧告はそのまま実施に移された。これらの合算制度を考えると、現実には戦前の家族合算制度とあまり変わらない結果が生じたと指摘される¹⁶³。

しかし、翌 1951(昭和 26)年には扶養控除をうける扶養親族の所得を納税義務者の所得に合算及び資産所得の合算が主として納税者の手続きの簡素化を図るという理由で廃止された。

また、シャープ税制改革直前における日本の所得税制の人的控除制度は、基礎的な人的控除として基礎控除と扶養控除の 2 つだけを持つ簡素でありかつわかりやすいものであった。配偶者控除は存在せず、扶養控除が配偶者にも適用されていた。つまり、扶養控除の第 1 人目が配偶者となっているのである。そして基礎控除は所得控除であったが、扶養控除は税額控除の形式がとられていた。よって、高額所得者ほどその恩恵を受けるようなことはなかった。しかし、この改正によって所得が大きいものは小さいものと比較して扶養費が大きくなること、また基礎控除は所得控除方式であるため、所得の計算と納税の簡素化の観点から、シャープ税制改革によって人的控除は所得控除方式に統一された¹⁶⁴。

シャープ勧告は日本の税制の出発点となる。このシャープ勧告の意義について石は 2 つの点において評価を行っている¹⁶⁵。

まず、第一にシャープ税制は我々に絶えず税制改革の規範的な視点を与える。シャープ勧告は課税の公平確保を最優先し、かつそれを所得税で実現させようとしている。日本の税制プランとして所得税を支出税に切り替えるのは現実的ではないため、現行所得税の欠陥を修復しつつ、今後もそれに依存するという方針をとらざるをえない。そのときにシャープ税制が修復すべき方向を示唆してくれる。

第二に、本格的な税制改革を遂行するためにはその基本理念を明確に掲げつつ理論に体

¹⁶³ 岡村(2018)49 頁

¹⁶⁴ 田口(1950)15-17 頁

¹⁶⁵ 石(2008 b) 155-157 頁

系だった勧告・報告書が必要不可欠である。

シャープ税制は課税の公平を何より重視し、それに中立、簡素を目標にしたものであり、税制改革の原点あるいは規範的基準となる。現在の所得税制はシャープ税制とは大きく変化してしまっただが、現行税制の基礎を支えるものであるため、シャープ勧告の残したものを今日的視点から一層改良を加え、今後の税制においても大切に継承すべきであるとしている。

1-4 戦後から高度経済成長までにおける所得税制の改正

1-4-1 三控除の引き上げ

所得税の控除制度の中核をなすのが、基礎控除、扶養控除、勤労控除の三控除である。したがって、控除水準を引き上げ、所得税減税を図ろうとするとき、この三控除の変更が税制改正の重要な点となる。

扶養控除は、1950(昭和25)年に扶養控除(納税義務者と生計を一にする配偶者、その他の親族で総所得が1万2千円以下のもの)1人につき、一律1万2千円の所得控除とされた¹⁶⁶。

その後、政府は次第に扶養家族間の中で差をつける方向を打ち出し、1954(昭和29)年には三つのカテゴリーに分け扶養控除を実施することになった。この3つカテゴリーとは最初の1人について3万5千円、次の2人についてそれぞれ2万円、4人以上は1人につき1万5千円というものであった。

この扶養家族の中で差をつけるという方法は、当時アメリカを除き先進諸国に広く採用されていた。以上の基礎・扶養控除の改訂に当たり、具体的な金額は世帯規模別の家計所得などを基礎に算定が行われている。しかし、家族の中の1人目の扶養者は一般的に妻となるため、1人目の扶養控除が大きく引き上げられたことは実質的な配偶者控除の創設との指摘もされる¹⁶⁷。

1-4-2 個人事業者における専従者控除の創設

1952(昭和27)年度の補正予算までの所得税改正でシャープ勧告以降新たに導入された

¹⁶⁶ 大蔵省財政室(1990)22-23頁

¹⁶⁷ 作田(2010)83頁

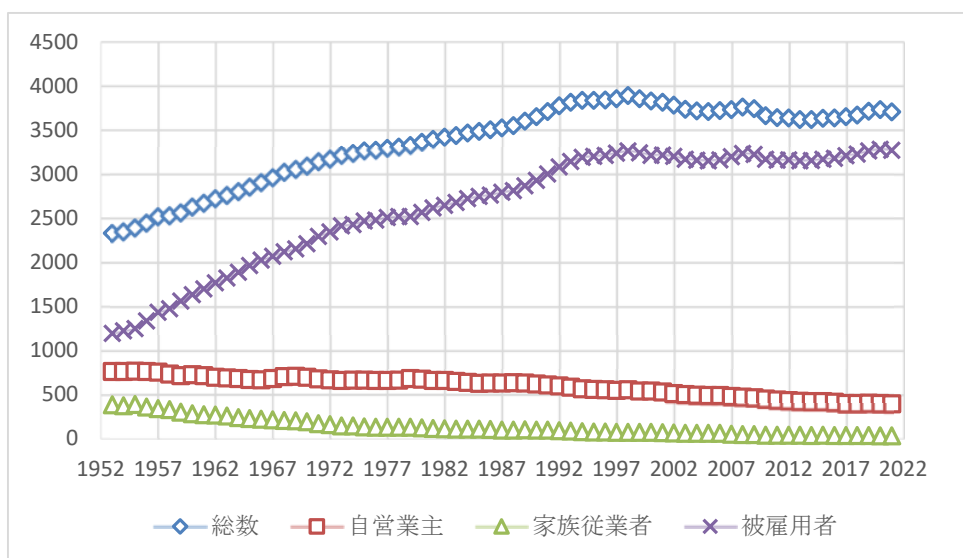
主要な所得控除の新設はひとまず終わる。所得税制はシャープ勧告以降、毎年のごとく改正を繰り返し昭和20年代の終わりまでにはほぼ日本の実態に適合するよう再構築されていた。

シャープ勧告では、世帯内における所得分割を防ぐ狙いから、個人事業主の家族専従者の所得の取扱いについてはその個人事業主と生計を一にする親族がその事業に従事し、給与を得ている場合にはその所得は事業を営んでいる世帯主に合算されていた。また、当時の個人事業者が家族に対して給与を支払うという慣習がなかったことから、家族従業者を独立の課税単位と考えずに、その事業から生じる所得全体を世帯主の所得として課税することが実情に即していたためである。

そのため、家族で事業を営む個人事業主の税負担が大きくなることが問題となり、1952(昭和27)年に個人事業主の青色申告を奨励する目的として青色申告者に対して5万円の控除が認められ、個人事業主家族専従者の報酬の世帯所得合算が一部緩和する措置が取られた。当時の就労の状況を確認すると、図3-2からわかるように、当時の男性の地位別就業者のうち、約3割は自営業主であった。専従者控除制度は1952(昭和27)年の改正で制度創設時においては、配偶者は対象とされず、父の跡を継ぐ子供等の家族従事者が主な対象とされていた。また、男性の家族従業者は現在よりもかなり多く存在していた。

図3-3からわかるように、当時女性の就業者のうち約半数が家族従事者であったため、1954(昭和29)年には配偶者が専従者の対象に加えられることとなった。

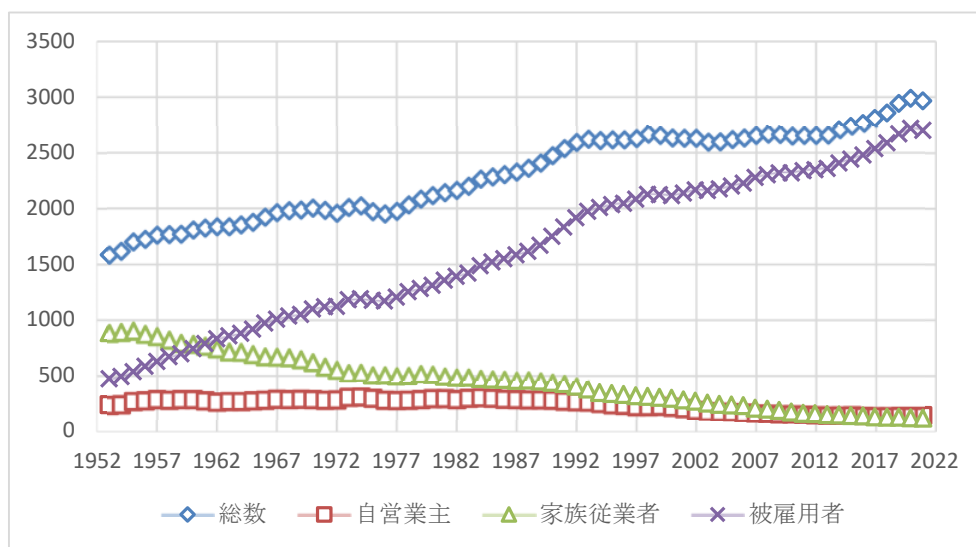
図3-2 男性の地位別就業者数の推移 (単位:千人)



出所：総務省(2021)長期時系列データ第4表より筆者作成

図 3-3 女性の地位別就業者数の推移

(単位:千人)



出所：総務省(2021)長期時系列データ第4表より筆者作成

この当時の大蔵省主税局の課税単位の基本的な考え方は次の4つに分類されている¹⁶⁸。

1. 完全分離課税制度：所得を稼得する単位ごとに担税力を見出す考え方
2. 共同体的合算課税制度：稼得された所得が統一意思に従って支配ないし処分される単位ごとに担税力を見出す考え方
3. 消費単位世帯合算制度：多数の者によって稼得された所得でも消費を全部又は一部共同にする場合には生活費が逡減する点に着目し、消費世帯単位ごとに担税力を見出す考え方。
4. 所得の種類に着目した部分合算制度：資産所得や世帯主の営む事業から得られる所得はその分割の容易さ等にかえりみ、これらの所得については世帯主単位ごとに担税力を見出す考え方。

戦後の日本においては基本的に第4の部分合算制度が採用されていた。1960(昭和35)年の臨時税制調査会において課税単位の基本的な考え方として、個人単位課税を原則としながら事業所得については世帯合算すべきであるとし、シャープ勧告と修正した部分合算制度を支持するものであった。つまり、専従者控除は青色申告を行うことに対する特例であると考えられる。

¹⁶⁸ 大蔵省財政史室(1990)142-144頁

また、法人税では所得稼得のための労働があれば、それが配偶者によるものか否かを区別せず、その対価を費用として認めることに対して、所得税では、この原理を認めないという差異のある扱いが、法人成りによって維持できなくなったということも言える。つまり、法人による雇用という形式さえ使えば、家族内における資産や役務の交換や対価関係の移転の要素が認識されないという性質が所得税にも波及したと考えられる¹⁶⁹。

そして、資産所得の世帯単位での所得合算は廃止されていたが、資産の名義分割等により所得税が軽減されることを防ぐためにも世帯を課税の単位とする方が生活の実態に即した課税になるため、同居親族の資産所得は合算して累進税率を適用する方が担税力に応じた公平な負担になるとし、再び世帯単位で所得合算することを主張した。このような答申をうけ、1957(昭和 32)年の所得税改正から資産所得の合算課税制度が復活した。

2. 配偶者控除の創設

2-1 税制調査会における「配偶者控除」創設

昭和 30 年代に日本の所得税負担が戦前と比較し高くなっており、諸外国と比較しても国民所得の水準が低い税負担割合が高いため、国民所得に対する税負担割合が増加しないことが重要な課題となっていた。そこで諸外国と比較されたのが所得税の課税最低限であった¹⁷⁰。

1958(昭和 33)年の夫婦子供 3 人の 5 人世帯における給与所得者の各国の課税最低限を表 3-1 に示した。

表 3-1 各国の課税最低限の比較(1958(昭和 33)年)

日本	アメリカ	イギリス	西ドイツ
327,912 円	1,200,000 円	732,808 円	771,390 円

(注) 公定為替レートで円換算されている。

出所：税制調査会(1960)別冊 6 頁より筆者作成

日本の課税最低限は 327,912 円となっており、アメリカ 1,200,000 円の 3 分の 1 以下、イ

¹⁶⁹ 岡村忠生(2018)49-50 頁

¹⁷⁰ 税制調査会(1960)別冊 6 頁

ギリス 732,808 円や西ドイツ 771,390 円の半分となっており、諸外国と比較すると課税最低限が低い。そのため、低所得者であっても所得税を課されることが税負担の増加の要因となるため、課税最低限の引き上げについて検討されることとなる。特に、給与所得者、営業、農業、その他の所得者の税負担の分析を行ったところ、給与所得者の税負担が重くなっており、給与所得者に向けた税負担の軽減が必要であるとされた。

また、個人事業所得者の税負担に対する不満が絶えなかったため、個人事業者の負担の軽減という形で専従者控除の限度額は毎年引き上げられることとなった。最終的に、1961(昭和 36)年改正において申告納税制度の精度を上げるために青色申告者に対して特別に認められていた専従者控除を白色申告者にも認めることが決定する。これは、白色申告者の配偶者が事実として事業に従事しなくても、家で事業を行っている場合には、家事などの何らかの形で所得の稼得に貢献しているという考えによるものである¹⁷¹。白色申告者の配偶者の家事労働つまり「内助の功」を税法上認めるということになった。事業所得が世帯合算課税で行われる中で、それまで既婚女性が夫の事業に従事していたとしても、控除が認められなかったが、専従者控除により、配偶者を含む家族従事者に対する控除が認められたと考えられる。その後、1968(昭和 43)年度からは専従者給与の控除が完全に認められることとなる。これにより、シャープ勧告で制度化された個人事業の家族所得の合算制度は完全に崩壊することとなった。

この専従者控除の改革が、家族が事業に従事する場合の労働報酬の控除であることを認める場合には、企業と家計の分離があいまいな日本の個人事業者の実態からすると、給与所得者の家庭における家族の労働との関係が問題となり、主婦の家事労働に対しても一定の評価を行うべきとして、配偶者に対する控除の新設が提案された。

ただし、税制調査会において課税最低限の引き上げについては、配偶者控除を創設しその金額をそれまでの扶養控除より増額するより、基礎控除の引き上げを行うべきであるとの反対意見もあった。この意見に対しては、基礎控除が扶養親族を持たない单身者に対する控除であり、家族に対しては基礎控除と扶養控除を合わせた控除を一体として考える必要があるとし、配偶者控除の創設及び扶養控除の改革が家族の負担を軽減させ、单身者に対しては給与所得控除の増額により税負担軽減を図るとしている。

¹⁷¹ 税制調査会(1960)別冊 39-48 頁

2.2 1960年台前半の諸外国における夫婦の配慮の状況

所得税の課税方式の問題は主として夫婦が共に所得を得ている場合にその所得に対してどのような課税を行うかという問題となる。もっとも、夫婦の所得について二分二乗等の所得分割法を採用している場合には、夫婦の一方が全然所得を得てない場合にも、その方式の適用があるが、個人単位課税の場合は所得を得てない配偶者は、他の配偶者の所得税の計算に当たって一定の控除の対象となるにとどまり、夫婦の所得が分離課税されるか、あるいは合算課税されるかということは問題とならないと意見がされている。

表 3-2 1960年代における諸外国の夫婦配慮の状況

課税単位において夫婦に対して配慮を行っている国	夫婦合算課税の下で夫婦に対して特別な控除を設けている国		夫婦合算課税の下で他の扶養控除と区別して配偶者に適用される控除を設けている国
	夫婦に対する控除が独身の基礎控除の2人分	夫婦に対する控除が独身の基礎控除の2人分より少ない	
コロンビア フランス 西ドイツ アメリカ	カナダ スウェーデン	イギリス フィリピン	スイス デンマーク ブラジル

出所：税制調査会(1960)別冊 44 頁より筆者作成

当時の諸外国においては、夫婦合算課税方式が多く¹⁷²、その中で配偶者に対して何らかの

¹⁷² 税制調査会の調査によると、個人単位課税を採用している国は、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドミニカ、イスラエル、メキシコ、パキスタン、ソ連、スペイン、ヴェネズエラの12か国にあるのに対して、夫婦合算課税を採用しているのはベルギー、セイロン、中華民国、コロンビア、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ガーナ、ギリシャ、イタリア、レバノン、マルタ、オランダ、オランダ領アンティレス、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、南アフリカ、イギリス、アメリカ27か国であるとしている。

配慮が行われていることが明らかとなっている。夫婦合算課税の下での配偶者に対する配慮の方法を表 3-2 にまとめた。

夫婦合算課税の下で夫婦に対して特別な控除を設けている国でも、イギリス、フィリピンでは独身の基礎控除 2 人分より少なくなっているのに対して、カナダ、スウェーデンは独身の基礎控除の 2 人分となっている。また、夫婦合算課税の下でスイス、デンマーク、ブラジルは扶養区別と区別して配偶者のみ適用される控除が設けられていた。

2-3 課税単位の再検討

配偶者控除創設に当たって税制調査会では、税法上、夫の所得の稼得に貢献している「妻の座」を認めるために、他の扶養親族との差をつけることとした。そのために、扶養控除とは別の新たな控除を新設するべきであるとしている。個人単位課税のなかで「夫婦」という世帯単位概念をいれること理由としては、日本以外の西欧諸国の多くが夫婦又は夫婦とその未婚の子女との家族を課税単位として導入していることをあげ、夫婦というものが消費の単位という以上に本質的に社会を構成する最小の共同体であり、その夫婦というものに税制上担税力を求める最小の単位とみることが当然であるとされる。世帯合算方式については、世帯の中に統合の緊密度を異にするグループが分化し、消費を共通にする程度にも差がある場合があり、何をもって生計を一にするものと見るべきかが問題となるとして原則として個人単位課税を貫くことを主張している。

2-4 夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の差の是正効果

1960 年に税制調査会が夫婦の合算課税を議論しながらも、合算課税方式を取り入れず、所得控除方式である「配偶者控除」を創設するに至った理由については次のようにまとめられる。

夫婦共働き世帯にはそれに応じた費用や生活の不便も生じることから家事世話費ないし、子女世話費に相当する追加控除を設けることも考えられる。しかし、現在の所得税制における夫婦共稼ぎ世帯の税額の軽減率は夫婦片稼ぎ世帯に比べて大きく、所得が高額になるほど、夫婦共稼ぎ世帯の税額の軽減が明らかに大きいように思われる。また夫婦共稼ぎ世帯の中にでも、夫婦の所得を得ている割合によって税負担に差が生じるが、夫婦の所得を得ている割合がどのようであっても、夫婦共働き世帯の方が夫婦片稼ぎ世帯よりも税負担の軽減額は大きくなることを指摘している。

この問題を解決するためには夫婦の所得を合算し、そこに税率をかけて税額を決定するという合算課税方式又は、アメリカで採用されている二分二乗方式の採用についても議論されたが、税制調査会は合算制度の採用に関して次の3点において反対している。第1に、税制として、夫婦の所得の合算制を採用することは、資産所得の合算が税制として極めて複雑なものとなっている点を考えても、「簡素」の観点からはふさわしいものではない。

第2に、諸外国の税制を見ても合算の場合の具体的な方法には各種のものがあり、単純な合算より、合算に伴う負担をいろいろな方法で調整しているものが多いが、その場合の合理的な基準を見出すことも必ずしも簡単ではない。第3に、夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の差が特に大きくなるのは高額所得者の場合であるが、実際問題として、夫婦共稼ぎ世帯にそれほど大きな所得者は例が少なく、この種の大きな税負担の差は資産所得の名義分散による方がはるかに大きい。これは一応現在の資産所得の合算制度によって対応している。

税制調査会は、夫婦共働き世帯の配偶者にはそれほど大きな所得者は少ないものとして、対象を夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担アンバランスを是正するために、配偶者の収入がそれほど多くない場合に納税者本人に適用される配偶者控除を導入することで夫婦合算課税と同じような効果を持つ制度の導入に踏み切ったと考えられる。

そして配偶者控除の金額は、妻は家庭内の勤めを果たすことにより夫の所得の稼得に大きく貢献していることを考えれば、他の扶養親族との差別化を図ることが適当であり、所得者たる夫の基礎控除と同額を認めるべきであるとし、扶養控除の1人目の控除を基礎控除と同額の9万円となるように2万円引き上げることとなった。

2-5 配偶者控除創設と女性労働の状況

課税最低限の引き上げのため、事業所得者に対しては専従者給与の拡充という形で減税を行ったため、実際問題として税負担が重いといわれている給与所得者の負担とのバランスが一層問題となった。特に家計と企業の分離があいまいな事業所得の白色申告者に対しても、一定の外形的基準により専従者控除を認めることは、主婦の家事労働と事業への従事との関係が微妙な関係となる。給与所得者の家庭から見れば、白色申告者の配偶者にも家事労働つまり「内助の功」についての控除が認められたという不満が出てくる。図3-2の男性の地位別就業者も自営業主は1960年代から徐々に減少していくが、被雇用者は増加していく。配偶者控除の創設は、給与所得者の配偶者についても控除を一定額の控除を認め「内

助の功」を認めることで給与所得者の事業所得者に対する不満感を減らすことができると考えられた。

夫婦共働き世帯の妻においても当然「内助の功」は存在するが、当時の制度においては同じ世帯収入である夫婦共稼ぎ世帯と夫婦片働き世帯を比較すると夫婦片働き世帯の所得税負担が大きくなっていることを税制調査会は指摘している。この問題を解決するために、世帯合算課税も検討されたが、個人単位課税を維持しながら配偶者控除を導入することで世帯合算課税と同様の効果を得ることができるとしている。

図 3-3 の女性の地位別就業者数を再び確認すると、1960 年代に入ると女性の被雇用者数は 716 万人、就業者に占める割合も増加を続けた。しかし、女性の就業率は 1950 年の 60.1% から 1960 年の 50.6% と減少をしている。これは被雇用者の数自体は増えているが、農業などで家族就業者として働く女性が減少したためである。女性被雇用者は結婚前の若年短期型で、男性の長期雇用、年功処遇が高度経済成長期に一般に広がったのと時を同じくして性別役割分担もこの間に広がり、いわゆる専業主婦が増大した¹⁷³。配偶者控除が基礎控除と同額の 9 万円となったのは、給与を得てない妻の最低生活費を所得の主たる稼得者と同様に見て、他の扶養者とは異なる妻の貢献を考慮に入れるものだと考えられる。また、1960 年の夫は被雇用者、妻は無職という世帯は 1,114 万世帯に対して、夫も妻も有職の夫婦共働き世帯は 614 万世帯で夫婦片働き世帯が主流であった。税制調査会の「共働きの家庭にそれほど大きな所得者は例が少ない」との意見からも、当時の夫婦共働き世帯における配偶者の就労は夫の収入を補うためであったことがうかがえる。

この配偶者控除の創設に関しては、法人税とのバランスをとるために事業所得者における専従者控除の拡充が必要となり、その減税とのバランスを取るため、主に給与所得者を対象とする、扶養控除よりも大きな金額の控除が目的とされた。配偶者控除と夫婦合算課税との連続性が認識される中で、家庭内にある配偶者の所得稼得への貢献や夫婦の消費のあり方、共働きと片働きとのバランスからは夫婦合算課税が適切であると認識されつつも、税制として複雑になることから採用に踏み切れず代替策として配偶者控除が創設されたという評価もされている¹⁷⁴。

¹⁷³ 阪東(2009)41 頁

¹⁷⁴ 岡村(2018)52-53 頁

2-6 昭和 40 年代の課税単位の議論

1961(昭和 36)年に課税単位について裁判が起こされる¹⁷⁵。原告は 1957(昭和 32)年分の所得税の確定申告に当たり、原告名義で取得した給与所得及び事業所得は、妻の家事労働等によって得たものであるとして、これらの所得は夫婦それぞれに等しく帰属すると考え、給与所得及び事業所得の半分を妻の所得として、夫婦がそれぞれ確定申告書を提出した。これに対し、所轄税務署長は上記すべての所得は原告のものとする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行ったため、裁判となった。原告は所得税法の課税単位が民法 762 条 1 項の夫婦別産制に依拠しており、この民法 762 条 1 項が憲法 24 条の婚姻における両性の本質的平等を侵しており、違憲であるとした。この裁判の焦点は課税単位をどのようにするかということである。所得税法上の「夫婦の所得の計算」に係る規定については民法 762 条 1 項の合憲性を軸に合憲であるとして、棄却されたが、租税法における合憲性が示されたものではないため、課税単位についての議論は続くこととなる。

1968(昭和 43)年に青色専従者給与の全額控除が可能になったことで、これまでも問題となった私的同族企業の家族所得と給与所得者の家族所得の課税のバランスが問題となる。税制調査会の答申においても課税単位について再び検討されることとなる¹⁷⁶。所得税の課税単位の検討課題として主に 2 点が掲げられている。第 1 に、所得の稼得に対する配偶者の貢献や夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の均衡等の見地から、夫婦について世帯単位合算非分割制度を採用すべきであるという考え方である。第 2 に、家族構成を異にする所得者間、特に事業専従者を有する事業所得者その他の所得者との実質負担の均衡を図る見地から、家庭内の消費生活の一体性に注目して同一世帯の所得を合算し、家族数に応じる一定の序数によりいわゆる n 分 n 乗方式を採用すべきという考え方である。

この 2 つの検討事項について、前者の合算非分割方式に関してはシャープ勧告以降も議論されてきたが、昭和 40 年代には家族所得の課税のバランスのあり方として、後者について主に議論された。

1968(昭和 43)年の長期答申は諸外国の状況や夫婦の共同の意志による所得の処分という実情から考えて、夫婦所得の二分二乗方式は十分に検討に値するものであるとしているが、実際の課税単位の変更に伴う控除、税率の改正が余りに大規模になるという点から、既存の

¹⁷⁵ 最高裁昭和 36 年 9 月 6 日大法院判決

¹⁷⁶ 大蔵省財政史室(1997)348-350 頁

課税方式を存置することを主張した。

夫婦所得の二分二乗方式による課税を求める声はますます強くなり、1971(昭和 46)年の長期答申はより具体的にその検討を行っている。ここでの検討は、家族所得のバランスの観点から二分二乗方式への移行に前向きな姿勢を示しているが、実際の移行に当たって、新たに給与所得者の中の片働き世帯と共働き世帯間、夫婦と単身者の間で不均衡が生じることや、二分二乗方式による夫婦所得の捕捉が税務執行上困難であることが指摘され、答申の意図がくみにくい内容となっている。結論として課税単位の変更は、税率、諸控除制度の各般にわたって多くの影響を与えることに留意し、それとの関連においても早急に結論を得るよう努めることが望ましいとして、税制調査会自身の結論を保留している。

このように多くの議論が重ねられたが、二分二乗方式への移行に伴う税制の混乱が心配されたため、課税単位の改正には至らなかった。

3. 物価調整として 1974 年(昭和 49)年度改正

1974(昭和 49)年度には給与所得者の負担軽減に重点を置いた 1 兆 4,500 億円にも上る減税が行われた。これは、サラリーマンに課せられる税の負担感や不公平感を軽減することが租税政策上最重要だと考えられたためである¹⁷⁷。

このなかで扶養控除の引き上げが行われる。もともとは扶養親族の中での「妻の座」を認めるために他の扶養親族との差別化のために「配偶者控除」と「扶養控除」の金額の差があったが、サラリーマンに課せられる所得税の重税感を緩和するため、各種控除の引き上げ及び課税最低限の引き上げが最重要課題となった。その中で、当初の創設理由にもかかわらず「扶養控除」と「配偶者控除」は基礎 3 控除(基礎・配偶者・扶養)を構成する控除として同等に扱われてしまう。また税制調査会は「国民にわかりやすい税金」という考えの下、基礎控除、扶養控除、配偶者控除の 3 控除の金額を同額に設定した。この改正により、配偶者控除は扶養控除とその違いは名前だけとなってしまい、その内容は扶養控除と同様のものであった。また、この後も配偶者控除と扶養控除は同額のまま改正が行われる。これについて三木(2003)は、配偶者控除と扶養控除の金額の差こそが「内助の功」の説明であったが、扶養控除と配偶者控除が同額であることは配偶者控除が内助の功を認めるというのは意味

¹⁷⁷ 国税庁(1974)4 頁

のない説明となっていると指摘している¹⁷⁸。

4. 配偶者特別控除の創設

4-1 昭和 50 年代後半の所得税の状況

4-1-1 財政の再建

1973(昭和 48)年と 1978(昭和 53)年の二度にわたる石油ショックによるインフレそして深刻な不況により日本の財政状況は厳しいものとなっていた。所得税は、国民の生活にもっとも深く関わるものであるために、インフレに対応する物価調整的な役割を担い、毎年人的控除の増額による減税が行われていた。

昭和 50 年代の終わりには「財政再建に関する決議」及び「増税なき財政再建」のスローガンの下で既存税制の見直しによって財政再建のための財源を確保するという目的の下、ひずみが蓄積されていた税制の見直しが行われた。このような状況の中で税制調査会は、「現行税制を社会経済情勢の変化に即応するような抜本的な見直しを行うことにより、ゆがみ、ひずみ、重圧感を除去し、国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制を確立する¹⁷⁹。」とし、様々な改革案を提出した。それらの多くが 1987(昭和 62)年及び、1988(昭和 63)年の「税制の抜本的改革」のなかで実現される。

4-1-2 1985(昭和 60)年改正におけるパート減税

主婦である妻が働き、収入が多くなると、夫の所得のうちから配偶者控除を差引くことができなくなる。その結果、夫の所得税額が増大する。昭和 50 年代後半になるとパートで働きにでる主婦が多くなってきた。そのためパート収入の限度額の引き上げが衆議院予算委員会で議論された。そして 1984(昭和 59)年に租税特別措置の一部改正として給与所得控除の最低控除額が 55 万円になったにもかかわらず、1985(昭和 60)年改正によりさらに引き上げ 57 万円となった。このとき念頭に置かれていたのは、基礎控除及び配偶者控除の限度額ぎりぎりまで働き、非課税でかつ配偶者控除の恩恵を受けているパートの人たちのパート収入限度額を引き上げることであったといわれている。この、パート収入限度額(基礎控除+給与所得控除の最低控除額)は 1983(昭和 58)年度改正で 79 万円から 80 万円に、

¹⁷⁸ 三木(2003)34 頁

¹⁷⁹ 税制調査会(1986)2 頁

1984(昭和 59)年度の改正で 88 万円まで引き上げられていたのが、1985(昭和 60)年の改正でさら 90 万円まで引き上げられることになった。

このパート問題は税制調査会のなかで、「主婦であっても、一定以上の収入があれば相応の負担を求めるのが相当であり、現行の所得要件の水準は主婦に所得のない世帯等との負担のバランスからみれば高すぎる、あるいは職業を持つ主婦で 79 万円を上回る水準の収入を得ているものも増えつつあるといった指摘もある。また、配偶者控除を徐々に縮減するといった仕組みは執行が極めて複雑になり、税制の簡素化の観点からも現行制度のように一種の免税点的な仕組みとすることが適当である¹⁸⁰⁾」と指摘されている。

この答申のなかで「極めて複雑になり」適当でないと言われた配偶者控除を徐々に縮減するといった仕組みが 1987(昭和 62)年度及び 1988(昭和 63)年度の税制改正において配偶者特別控除という形で導入されることとなる。

4-2 抜本的税制改革と配偶者特別控除創設

4-2-1 消費税の導入と配偶者特別控除の創設の経緯

高度経済成長から二度の石油危機を経て、日本の経済社会は大きく変化した。所得水準の上昇と平準化、消費の多様化・サービス化、人口構成の高齢化、経済取引の国際化といった経済社会の構造変化の中で、シャープ勧告を基礎とするそれまでの税制について種々の問題が提起されるに至り、1987(昭和 62)年から 1988(昭和 63)年にかけて、抜本的な税制改革が行われた。本格的な少子・高齢化社会の到来を控え、より多くの人々が社会を支えていけるような税体系を構築するとともに、社会保障をはじめ増大する財政需要を支えるために 安定的な歳入構造を確保していくことが重要な課題となっていた。そして消費税の導入に踏みきった。

消費税の導入は税制調査会において、日本は世界の主要国においても例をみない早さで人口の高齢化が進む見込みであり、これに伴って、年金、医療、福祉のための財源が今後とも増加することが予測されていた¹⁸¹⁾。これを、主として「働き手」である 20 歳～64 歳の者に頼っていたこれまでの税制では、今後予想される超高齢社会においては、働き手の税負

¹⁸⁰⁾ 税制調査会(1983)15 頁

¹⁸¹⁾ 税制調査会(1988) 3 頁-24 頁

当時の予測では 65 歳以上の者が総人口のうちに占める割合は、西暦 1965 年に 6.3%だったものが、西暦 1995 年には 14.6%となり、更に西暦 2040 年には 36.1%と予想されている。

担も限界に達し、納税者の重税感、不公平感が高まり、事業意欲や勤労意欲をも阻害することになりかねないことが懸念される。そこで、税制全体としての負担の公平を高める上で、間接税が果たすべき役割を十分に発揮させ、従来の個別間接税制度が直面している問題を根本的に解決するためには、従来の間接税制度を抜本的に改正し、消費全般に、広く、薄く、負担を求める消費税の創設と導入は必要不可欠であると説明している。

これらの状況を踏まえ、個人所得課税を引き続き税体系の中心と位置付けつつ、その負担が過重になって勤労意欲・事業意欲を阻害することのないよう大幅な負担軽減を図ることとし、税率構造の累進緩和・簡素化や各種控除の見直しが行われた¹⁸²。配偶者に対する配慮も給与所得者の税負担の緩和を目的として行われることとなる。

4-2-2 税制調査会における議論

1985(昭和 60)年 9 月に中曽根総理からの諮問を受けて税制調査会において抜本的税制改革の審議は始まった。所得税においては、①ゆがみ・ひずみ、負担累増感・不均衡感の是正、②社会経済事情の認識、③負担のあり方、④税率構造、⑤諸控除・課税最低限、⑥給与所得課税・事業所得課税、⑦給与所得控除の仕組み・あり方、⑧課税上の妻の取扱いについて議論されることとなった。課税上の妻の取扱いを課税単位と関連させて、専業主婦の夫の所得の稼得に対する貢献の評価(妻の座あるいは内助の功への評価)を考慮し、個人単位課税を原則としながらも、専業主婦に着目した夫婦に対する特別控除を創設するとしている。

また、この控除を専業主婦のみならず、少額の所得を有する配偶者に適用し、かつ消失控除にすることで、パートタイム労働による収入が一定額を超えると配偶者控除の適用ができなくなり、世帯の手取りの逆転現象がおきるという、いわゆる「パート問題」にも対応するという方向で第二特別部会において検討が始まった。

4-2-3 事業所得者と給与所得者の妻の取り扱いの違い

事業所得者の配偶者が一緒に働く場合、青色専従者給与の支払いを通じて事実上所得分割を行い、低い税率で課税されるが、給与所得者にはそのような制度がないため税負担が大きくなるという給与所得者の不満があった。税制調査会は、給与所得者世帯について配偶者の有無や所得の稼得形態の際に着目して、何らかの税負担の調整を図ることは十分考慮に

¹⁸² 税制調査会(2000)

値するとした。さらに、夫婦片働き世帯の給与所得者については、所得で稼得する仕事に直接従事しているのは、たとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのが自然であり、所得税及び個人住民税の課税に当たって何らかの斟酌を加えることが妥当であるとしている。つまり、事業所得者の配偶者は青色専従者給与によって配偶者の貢献を評価し、事業所得者の税負担を減少させることが可能であるように、給与所得者についても配偶者の貢献を考慮したうえで税負担を減少させることが求められた¹⁸³。ここでも、配偶者控除創設時と同様に、事業所得者の青色専従者給与の観点から、夫婦片働き世帯の配偶者の家事による貢献について、言及がなされている。

4-2-4 パート所得者の手取りの逆転現象

配偶者特別控除が導入されるまで基礎控除 33 万円と給与所得控除の 57 万円の合計金額 90 万円を境にパート所得者の手取りの逆転現象という問題が生じることとなっていた。つまり、パート収入が 90 万円である場合にはパート収入を得ている妻本人に対する課税はなく、さらに妻の給与所得（パート収入から給与所得控除を引いた残額）が 33 万円以下であるために、その夫は配偶者控除の適用がある。しかし、妻のパート収入が 91 万円の場合給与所得控除後の給与所得 34 万円から基礎控除 33 万円を引くと課税所得は 1 万円となり、パート所得者本人に対する課税が行われることとなる。それだけではなく、配偶者の給与所得が 33 万円を超えるため、その夫は配偶者控除を適用されなくなってしまう。つまり、1 万円の差で夫婦としては 34 万円も課税所得が増えてしまう結果となる。そこで、パート所得者は年末において就労を調整するといった現象が起きていた。これは税制がパート収入者の就労を制限するという大きな問題となった。

この問題に対して税制調査会においては、給与所得控除の最低控除額を引き上げて対応すべきではないかという意見が出た。この意見に対して、給与所得控除を引き上げたところで、手取りの逆転が起きる金額が大きくなるだけで、問題の根本的な解決にはならず、たとえばパート所得者であろうとも、稼ぎがあれば税負担を求めるのは当然であろうとの反対意見から、給与所得控除の改正には至らなかった¹⁸⁴。

¹⁸³ 税制調査会(1986)7 頁

¹⁸⁴ 税制調査会(1986)6 頁

4-2-5 夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の税負担の差

税制調査会では配偶者特別控除の導入の理由として夫婦片働き世帯の税負担の調整が上げられている。その主に仕事に従事して所得を稼得している者を家事労働で支えている配偶者に対してなんらかの勘酌を加えることが妥当ではないかという議論である。

表 3-3 は、(イ)給与収入が夫婦で 500 万円である場合、及び(ロ)給与収入が夫婦で 1,000 万円である場合について夫婦の収入の稼得割合によって所得税の負担がどれだけ変化するかを当時の税率、控除により算出したものである。なお、子供に対して行われる扶養控除は夫婦の所得税額が最も少なくなるように振り分けてある。

この表からわかるように、給与収入が夫婦で 500 万円である場合、完全な片稼ぎ世帯と、夫婦が半分 250 万ずつ稼いでいる世帯とでは、世帯としての収入の金額は同じであるのに、所得税額は 60,400 円も違う。また、夫婦の給与収入が 1,000 万円になると、完全な片稼ぎ世帯と夫婦が半分ずつ 500 万円ずつ稼いでいる世帯とではその世帯にかかる所得税額の差額は 503,700 円にもものぼる。これを当時の所得税率で割りなおすと 3,597,857 円の所得にかかる税金に匹敵する。

夫婦合算制が導入されれば、この問題は解決される。夫婦の収入を合算するのであるから、当然片稼ぎであろうが、共稼ぎであろうが、夫婦としての収入が同じであれば、税額も同じになるという意見も出される。これに対して、合算課税制度の採用により結婚に対する中立性が損なわれてしまうこと、また、既婚女性の就労の妨げになるという反対意見から個人単位課税は維持されることとなった。税制調査会は個人単位課税のなかで夫婦片働き世帯のうち給与所得者世帯に対する税負担調整のために配偶者特別控除の導入を決定した。

配偶者特別控除は給与所得者の税負担を軽減するため導入されたことが税制調査会の議論からも明らかである¹⁸⁵。特に、事業所得者と給与所得者との税負担の公平性や夫婦片働き世帯との夫婦共働き世帯の税負担の公平性が問題とされている。ただし、配偶者特別控除の配偶者控除の上乗せ部分は単身者と夫婦の公平性を損なうこととなり、結婚中立性も損なわれる。また、配偶者特別控除は配偶者が少額でも収入を得ると減額される仕組みとなっており、配偶者の就労中立性も損なわれる。また、導入当初の配偶者特別控除の仕組みは、後述するようになりにかなり複雑な制度となっており、税制調査会自身が基本理念として掲げてい

¹⁸⁵ 税制調査会(1986)19-20 頁

た「簡素」¹⁸⁶からもほど遠い制度であった。

表 3-3 夫婦の稼得割合所得税負担の比較(夫婦子 2 人の給与所得者の場合)

(イ)給与収入が夫婦で 500 万円である場合

給与収入		夫 500 万円： 妻 0 円	夫 400 万円： 妻 100 万円	夫 300 万円： 妻 200 万円	夫 250 万円： 妻 250 万円
所得 税額	夫	225,400 円	169,400 円	80,700 円	82,500 円
	妻	0 円	3,150 円	84,300 円	82,500 円
	合計	225,400 円	172,550 円	165,000 円	165,000 円

(ロ)給与収入が夫婦で 1,000 万円である場合

給与収入		夫 1,000 万円： 妻 0 円	夫 900 万円： 妻 100 万円	夫 800 万円： 妻 200 万円	夫 700 万円： 妻 300 万円	夫 600 万円： 妻 400 万円	夫 500 万円： 妻 500 万円
所得 税額	夫	1,169,000 円	1,024,750 円	804,750 円	591,750 円	409,150 円	332,650 円
	妻	0 円	3,150 円	84,300 円	163,800 円	264,650 円	322,650 円
	合計	1,169,000 円	1,027,900 円	889,050 円	755,550 円	673,800 円	665,300 円

出所：税制調査会(1986)53 頁より筆者作成

4-2-6 配偶者特別控除の仕組みの決定過程

配偶者特別控除の仕組みは税制調査会における次のような議論から決定した。まず第 1 に、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯との税負担の調整という観点から控除額は配偶者にかかわる基礎的な人的控除である配偶者控除の半分程度に設定するのが適当である。第 2 に、税負担の調整を図る趣旨から、一定額以上の高額収入を得ているものについてまで適用することはふさわしくない。第 3 に、パート問題の解決のためにも、配偶者に少額の所得がある場合にも適用し、同時にその控除額を配偶者の所得の控除に従って減少させるといふ消失控除にすべきである。

このような議論の結果 1987(昭和 62)年にその年の合計所得金額が 800 万円以下である居

¹⁸⁶ 税制調査会(1986)4 頁

住者が生計を一にする配偶者を有する場合には、その配偶者が控除対象配偶者に該当するかどうか等の区分に応じて配偶者特別控除として最高 16.5 万円（当時の納税者自身の基礎控除の半額）を所得控除されることとなった。所得の種類により区分するというのは、税制調査会の、勤労によって得た所得は、資産性所得に比べてその税負担を軽減すべきとの考えに従ったものである。また創設当時の、特別控除を含む配偶者控除ではパート問題も完全に解決されるものではなかった。

岡村(2018)は配偶者控除等の上乗せ部分の導入における議論を踏まえると、これらの制度は青色及び白色専従者控除とともに家族労働を対象として設けられた制度であり、累進課税における所得の分割を意図したものと考えられる。配偶者特別控除は、給与所得における配偶者の貢献により稼得された所得も勤労者に帰属するという合算非分割課税の性質を、合算分割課税の採用をせずに緩和するものであるため基礎控除や扶養控除とは性質が異なるものであると指摘している¹⁸⁷。

配偶者特別控除の創設あたって税制調査会においては、パートタイム労働者の問題も取り上げられていた。しかし、図 3-4 からわかるように、1980 年代中頃から急激に女性被雇用者総数におけるパートタイム労働者が増加したわけではなく、1970 年代中ごろから徐々に増加していることがわかる。配偶者特別控除の創設は消費税導入における給与所得者の税負担の緩和を図ることが大きな目的であったと考えられる。

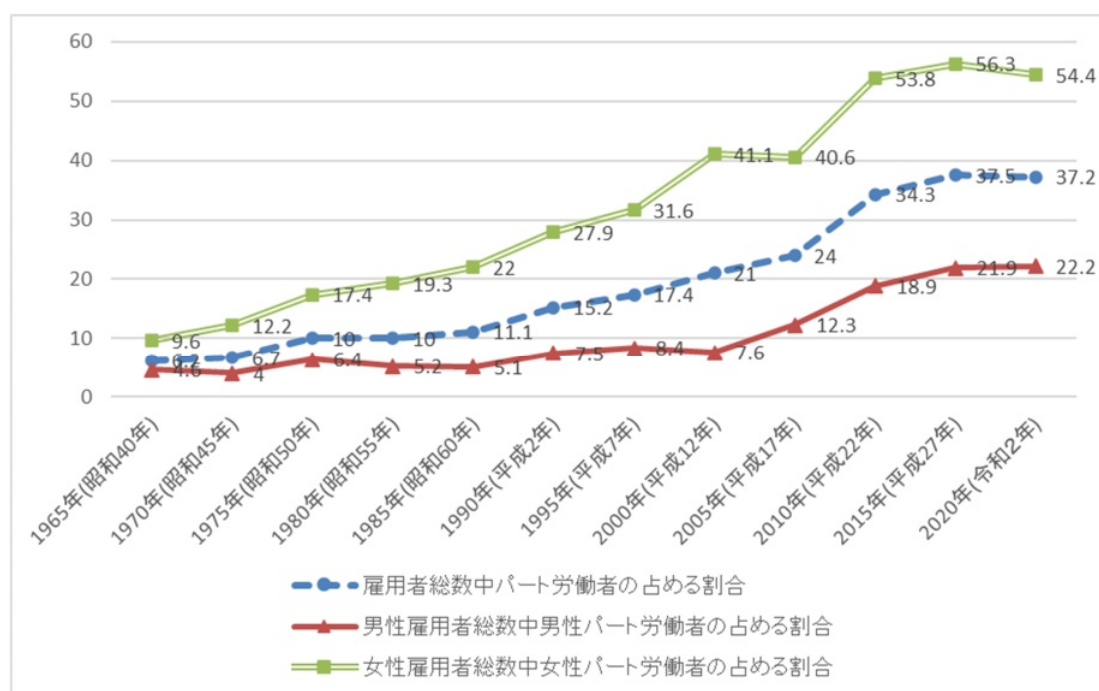
税制調査会においても個人所得税の改革及び新しいタイプの間接税である消費税が家計にどのような影響を与えるか検討が行われている¹⁸⁸。これによると働き盛りで比較的收入の高い 50 代後半から 60 代の税負担は大きく軽減されるが、20 代から 30 代までの負担減は小幅であり、ケースによっては 24 歳以下の単身者では負担増になることが明らかにされている。仕事を退職している 60 代については退職して再就職している場合には、収入に比べ消費の水準が高いことから、一部のケースにおいては負担増となる。また、年金生活の場合はおおむね負担減となるとされている。これらのことから、消費税導入に対する給与所得者の税負担の緩和であったとしても、単身者や退職後に再就職をしている 60 代の税負担が増加することが明らかとなっている点は、個人間の公平性の点で大きな問題であると考えられる。

¹⁸⁷ 岡村(2018)58 頁

¹⁸⁸ 税制調査会(1986)102-104 頁

また、配偶者特別控除の創設に当たっては個人のライフスタイルの中立性より個人のライフステージにおける家計のゆとりを考慮して税負担について議論されている。つまり、単身者よりも子育てをしている夫婦片働き世帯の方が家計のゆとりはないために、税負担を軽減することが重要視されている。この段階においても、税制調査会において結婚し子供を産む夫婦片働き世帯に対する配慮が中心であり、夫婦共働き世帯であっても配偶者の就業はパートタイム労働者を想定した制度である。

図 3-4 男女別被雇用者総数中パートタイム労働者の占める割合(%)



出所：総務省統計局 各年版より筆者作成

1987年に導入された配偶者特別控除の制度を表3-4にまとめている。控除対象配偶者である場合には合計所得がない部分については16.5万円が配偶者控除に上乗せして控除される。また、勤労性所得と資産性所得によって配偶者特別控除の遡減額が異なる点が配偶者特別控除の特徴となる。図3-5には妻の所得が勤労性所得のみであった場合を図示している。配偶者特別控除の配偶者控除の上乗せ部分は配偶者の所得が増加すると遡減する。また、配偶者控除対象配偶者でない場合、配偶者特別控除は最高で16.5万円であったため、給与収入90万円が配偶者控除対象配偶者でなくなると控除が半分になるため手取りの逆転現象も完全に解決するものではなかった。

表 3-4 創設当時の配偶者特別控除

①控除対象配偶者である場合

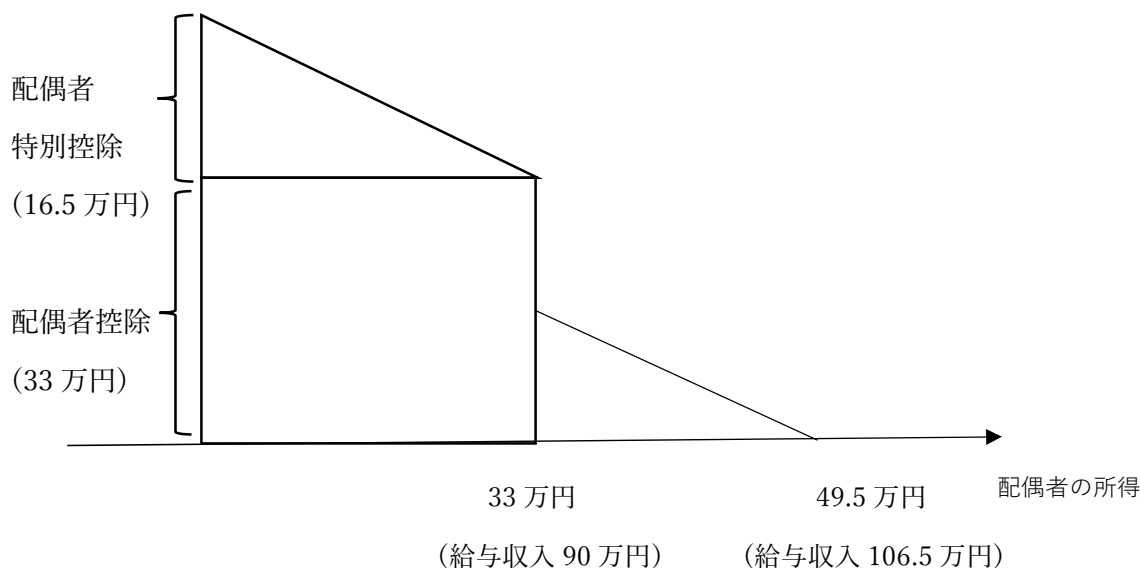
配偶者の区分	控除額(万円)
1. 合計所得金額がないもの	16.5
2. その所得の全部が給与所得等であり、その合計所得金額が 33 万円以下である者	$16.5 - (\text{合計所得金額} / 3.3) \times 1.65$
3. その所得の全部が給与所得等以外の所得であり、その合計所得金額の 3.3 倍が 33 万円以下である者	$16.5 - \text{合計所得金額} \times 1.65$
4. その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得であり、その給与所得等と給与所得等以外の金額の 3.3 倍が 33 万円以下である者	$16.5 - (\text{給与所得等の金額} / 3.3 + \text{給与所得等以外の所得金額}) \times 1.65$

② 控除対象配偶者以外である場合

配偶者の区分	控除額(万円)
1. その所得の全部が給与所得等であり、その合計所得金額が 33 万円以上 49.5 万円未満である者	$16.5 - (\text{合計所得金額} - 33)$
2. その所得の全部が給与所得等以外の所得であり、その合計所得金額の 3.3 倍が 33 万円以上 49.5 万円未満である者	$16.5 - (\text{合計所得金額} \times 3.3 - 33)$
3. その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得であり、その給与所得等と給与所得等以外の金額の 3.3 倍が 33 万円以上 49.5 万円未満である者	$16.5 - (\text{給与所得等の金額} + \text{給与所得等以外の所得金額} \times 3.3 - 33)$

出所：財務省財務総合政策研究所財政史室(2003)表 3-2-7

図 3-5 1987(昭和 62)年度配偶者特別控除の図示



出所：税制調査会(1986)資料より筆者作成

4-3 1988(昭和 63)年の改正

1987(昭和 62)年度に導入された配偶者特別控除は勤労性所得と資産性所得を区分したことにより複雑極まりない制度であったこと、また、給与所得等の合計所得金額が 33 万円以上 49.5 万円未満のものについては最高でも 16.5 万円(配偶者控除の半分)の控除しか認められなかったために、パート問題の完全な解決にも至らなかった。

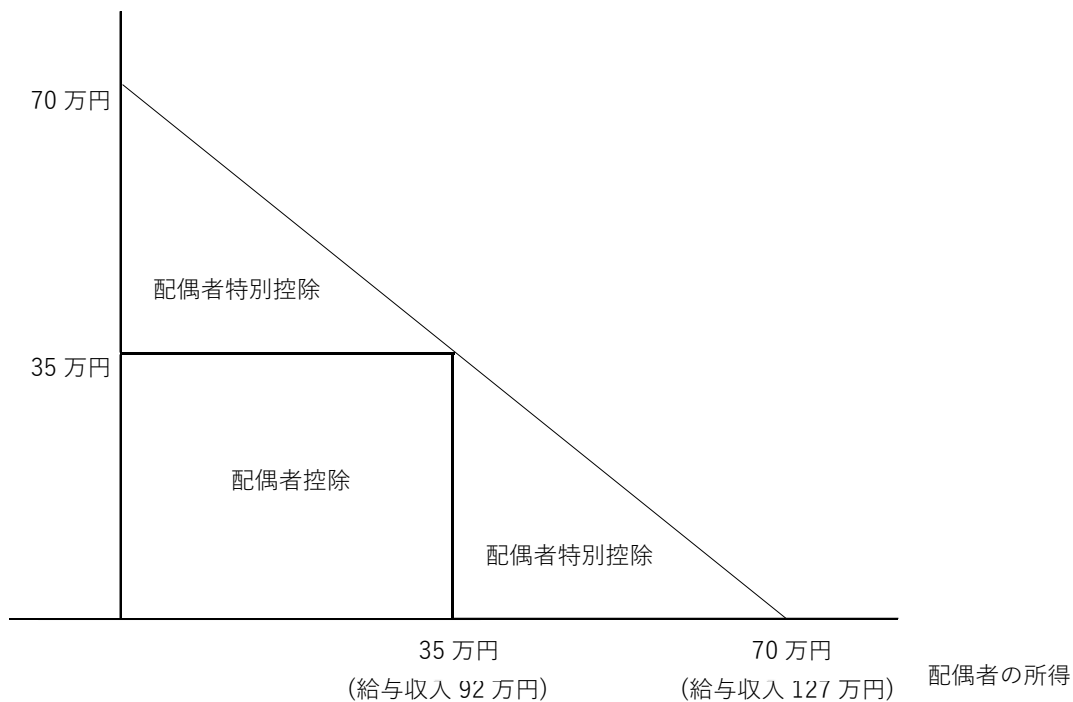
そこで 1988(昭和 63)年の改正により所得の源泉は問わず、一律 35 万円、そして配偶者特別控除の上限が 35 万円と 1988(昭和 63)年の改正により引き上げられた配偶者控除と同額(35 万円)になった。また、勤労性所得と資産性所得の区分も複雑であるため廃止された。控除対象配偶者の場合は合計所得金額が 5 万円未満である場合は、35 万円が配偶者控除に上乗せされる。合計所得金額が 5 万円以上 35 万円未満までは配偶者特別控除が逡減していく。そして、配偶者控除の対象外の配偶者である合計所得金額 35 万円以上となると手取りの逆転現象減少を解決するために配偶者の合計所得 70 万円未満までは合計所得金額が 5 万円増える毎に、配偶者特別控除が 35 万円より 5 万円ずつ逡減する制度となった。この制度を示したものが図 3-6 になる。

配偶者特別控除の創設理由のひとつとしてパート問題の解決があったが、それは消費税導入に対するサラリーマン世帯の税負担の緩和という抜本改革の一部として行われた。当該改革では、配偶者特別控除の創設とともに所得税の累進税率の大幅なフラット化が行わ

れた。税率のフラット化を行うためには、税制上の優遇措置の統廃合を行い、課税ベースを拡大し、税負担の不公平を是正し、水平的垂直的公平が確保されなければならない。しかし、税率のフラット化とともに配偶者特別控除の新設及び拡大をはじめとして人的控除が引き上げられたために課税ベースは縮小するため、新たな不公平の要因となりかねないという批判もされている¹⁸⁹。

1988(昭和 63)年の配偶者特別控除の拡大は、配偶者特別控除の創設時に指摘した単身者と夫婦の公平性をさらに損なうこととなり、結婚中立性も損なわれる。また、配偶者特別控除は配偶者が少額でも収入を得ると減額される仕組みも変わらないまま無収入の配偶者の控除額が引き上げられたため、配偶者の就労中立性もさらに損なわれることとなった。

図 3-6 1988(昭和 63)年改正後の配偶者特別控除の図示



出所：税制調査会(1987)資料より筆者作成

配偶者特別控除の仕組みは、1987(昭和 62)年と比較すると簡素化したと考えられるが、他の配偶者の収入によって控除額が変化するため、人的控除の中では最も複雑な制度であ

¹⁸⁹ 石(2008b)425 頁

ると言えよう。

4-4 バブル崩壊と過去最高の所得税の減税政策

1990年代始めにバブルが崩壊して以来、国民の勤労意欲を失わせないためにも、過去最高ともいわれる減税政策がとられた。1999(平成11)年まで恒久的減税が行われて給与所得者の税負担は毎年減少していった¹⁹⁰。

図3-4からもわかるように、1990年に入ると女性被雇用者総数のうちパートタイム労働者の占める割合は大きく増加する。また、パートタイム労働者総合実態調査によると、パートタイム労働者のうち70%以上が既婚女性であると答えている¹⁹¹。バブル崩壊により、企業は人件費を削減するため正社員を減らしてパートや契約社員、派遣社員を多用するようになり、そのパートタイム労働者として既婚女性の就労は大きく増加した。

本来は、パートタイム労働者の就業調整の原因とされる控除対象配偶者の税引き後手取りの逆転現象を税制上解消するために創設された配偶者特別控除であったが、配偶者控除の上乗せ部分と配偶者控除の遡減の2つの仕組みであるため、配偶者控除が適用される納税者に二つの控除が適用されることとなっていた。このような中でバブル崩壊に伴う所得税の減税政策の一環として配偶者特別控除の拡充が1997(平成9)年に行われた。この年から引き上げられた消費税率により圧迫される家計に配慮を行ったものである。これにより、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除が一律38万円まで増額された。税制調査会においても、この配偶者控除等の拡充については、配偶者控除等の所得制限による減額のない世帯の既婚女性の有業率をさらに押し上げ、特にパートタイム労働者化を推し進めることが目的とされた。また、配偶者控除等の恩恵が高所得の世帯に偏っており、世帯全体として一定の稼得収入を得る場合においても妻の収入を配偶者控除等の適用範囲内に抑えることがより高い世帯の可処分所得を得ることができるため、配偶者控除等の拡充は専業主婦として既婚女性を家庭に留まらせる要因となるのではなく、パートタイム労働者として労働市場参加を促進することが目的であることが明らかにされている¹⁹²。ただし、後にこの人的控除

¹⁹⁰ 税制調査会(2000)

¹⁹¹ 厚生労働省(1995)(2001)『平成7年パートタイム労働者総合実態調査』『平成13年パートタイム労働者総合実態調査』平成7年は77.6%が「配偶者がいる」と回答し、平成13年は72.6%が「配偶者がいる」と回答している。

¹⁹² 樋口、西崎、川崎、辻(2001)74-75頁

の拡充による所得税減税によって所得税の再分配効果が大きく減少することが指摘されている¹⁹³。つまり、配偶者に対する配慮である配偶者特別控除の創設及び拡充によって所得税の垂直的公平性が損なわれた。

5. 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

5-1 人的控除の憲法上の位置づけ

女性の社会進出が進み、序章で述べたように、1990年代半ばには共働き世帯数は、専業主婦世帯数を上回ることとなった。このような状況の中でよりライフスタイルに中立な税制が求められるようになる¹⁹⁴。

また、1997年には最高裁判所で配偶者控除について争われることとなる。この裁判では事実上婚姻関係にあった男女が女性を配偶者として配偶者控除等を適用したうえで所得税の申告を行ったが、税務署が配偶者控除等は適用されないとして、更正及び過少申告加算税の賦課が決定した。そのため異議申立及び審査請求を行ったが棄却されたため憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に違反するとして裁判となった。

民法や社会保障関連法では事実婚であっても、婚姻に準ずるものとしているため、広義の配偶者概念を採用しているが、所得税法では配偶者の定義規定を設けずに、内縁配偶者を含める場合にはその旨を明記していることから、狭義の配偶者概念を採用している。そのため、所得税法上の「配偶者」に内縁配偶者が含まれると解釈することは難しいため、憲法14条には違反しないとして棄却された。配偶者控除の制度趣旨からは、実際の扶養にかかる担税力の減少が考慮されない問題が生じるため、解釈論ではなく立法論による解決を図るべきだという指摘もある¹⁹⁵。

この裁判で論点となったのは、配偶者控除等を含めた人的控除の憲法的位置づけである。配偶者控除等は税法上の憲法25条に定める生存権の性質を有するという見解や、生存権だけでなく憲法13条の自由権を根拠とする見解、生存権に加えて憲法14条・24条に基づく平等権を根拠とする学説に分類されている。いずれの学説においても生存権がふくまれて

¹⁹³ 林(2015)42頁

¹⁹⁴ 岩田(2002)

¹⁹⁵ 奥谷(2011)92頁

いることから、配偶者控除は税法における生存権保障の具体化であることは明らかである¹⁹⁶という見解も出されている。配偶者控除創設時とは家族形態が多様化するなかで改めて配偶者控除等の意義について問われる裁判となった。金子(2005)は基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を挙げ、これら人的控除は、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたないとしている。そのため、これらの人的控除は、憲法 25 条の生存権の現れであるとして、配偶者控除等は配偶者の憲法上の生存権を税法上認める制度であるということを主張している¹⁹⁷。

5-2 配偶者特別控除の廃止に関する議論

男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等によるライフスタイルの多様化とともに、少子高齢化の進展といった構造の変化に対して税負担にゆがみのない、個々人の選択に介入しないような税制が重要であるとされる¹⁹⁸。そして、2000 年代に入ると税制調査会において初めて女性の働き方と配偶者控除等の改正に関する議論が行われることとなる。税制調査会は配偶者特別控除の廃止を踏まえた上で、さらなる人的控除の基本構造の見直しが必要であるとしている。

2001(平成 13)年 7 月に税制調査会は基礎問題小委員会を設置し、中長期的な税制のあり方について検討を開始した。2002(平成 14)年 1 月、小泉内閣総理大臣の指示を受け、抜本改革に向け本格的な審議を始めた。少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面している日本社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するために、2002(平成 14)年 6 月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が示された。

税制調査会はその答申のなかで「個人所得課税については、累次の減税の結果、税負担水準が極めて低いものとなっており、基幹税としての機能を回復する必要がある。同時に経済社会の構造変化に対応するため、諸控除の見直しなどを図る必要がある¹⁹⁹。」としている。

また、個人所得課税は、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な控除を設けている。このような控除のあり方について、「広く公平に負担を

¹⁹⁶ 加藤(2021)99 頁

¹⁹⁷ 金子(2021)209-210 頁

¹⁹⁸ 税制調査会(2002)5 頁

¹⁹⁹ 税制調査会(2002)4 頁

分かち合う」との理念の下、社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等の進展を考慮すれば、税制としては、できる限り簡素化・集約化する。そして、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制にする。さらに、「空洞化」を是正するため課税ベースを拡大する、との視点から見直すこととしている。このうち基礎控除、配偶者控除、扶養控除からなる人的控除の基本構造については、更に検討を深めるとしている。

所得税の人的控除については石政府税調会長が「過激な方向性」と述べるように複雑化している諸控除を廃止することを目的として3つの基本的な考え方が示された。まず第1に、基礎控除と配偶者控除と扶養控除（配偶者控除と扶養控除を統合し家族控除とすることも考え得る）の3控除に集約する。ただし男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきという考え方である。この、配偶者控除は税制によって、配偶者本人の就労に影響を与えている点が問題とされている。第2に、基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づき、成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除の対象とする。第3に、本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するとされた²⁰⁰。

その後行われた「税についての対話集会」においては、配偶者特別控除や特定扶養控除をはじめとする各種割増・加算措置等については、国民の生活上の諸事情に直接関わる事柄であり、慎重に検討すべきとの意見があった。その一方、男女共同参画社会の形成の観点からも配偶者特別控除の見直しを進めるとともに、ライフスタイル等が変化している中、複雑な各種割増・加算措置の見直しも必要であるとの意見が出されるなど、「基本方針」で示された考え方に対し、賛成する意見が多かった。そこで税制調査会は配偶者特別控除については基本的には廃止の方向で議論を進め、パート問題については配慮措置を検討するとした²⁰¹。

議会においては配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止は課税最低限の引き下げ、特に配偶者特別控除が適用できるのは合計所得 1,000 万円以下という所得制限があったため、中低所得者に対する増税となるとして反対意見が上がった。これに対し自民党は、配偶者特別控

²⁰⁰ 税制調査会(2002a)8 頁

²⁰¹ 税制調査会(2002b)

除の上乗せ部分の廃止により、既婚女性の就労に中立な税制を目指すこと、今後は子育て世帯を中心に支援を行っていくと反論している²⁰²。

税制調査会から提案された諸控除の集約についての3つの案については、諸控除の集約をすべて急激に行うというのは国民に大きな動揺を与えるために避け、段階的に行っていくことが重要である²⁰³として、今後も議論を進めていくことを前提に急激な控除の集約については保留となった。

また、配偶者特別控除のみならず、配偶者控除の廃止についても意見があったが、現行の配偶者に関する控除が「特定のライフスタイル」を前提にしているといっても、例えば、働きたくても働けない人も多数いるのが現実であり、配偶者控除まで廃止することは実際には難しいのではないかとの意見から却下された。

5-3 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

図 3-7 に示したように配偶者特別控除と配偶者控除の二重の控除になっている部分については廃止されたが、一方で、負担が急激とならないような工夫が必要であり、パートタイム労働者の手取りの逆転現象に対する対応策として配偶者特別控除の消失部分は有効であるとして、完全な廃止にはいたらず、上乗せ部分の廃止にとどまった。

この改正においては、税制調査会において初めて配偶者控除等が女性の働き方に影響を与える点につて言及された。大沢(2003)では、政府税調が「男性稼ぎ主」型の税制を見直し、女性の就労の選択にひずみを与えない「中立的」な税制のために配偶者控除等の見直しに踏み込んだのは初めてのことであり、画期的であったと評価している²⁰⁴。ただし、既婚女性の就労については、パート労働者の手取りの逆転に対応する制度は維持することとなっている。また、夫婦共働き世帯におけるパート労働者の配偶者と、正規労働者の配偶者の中立性については言及されて伊那市。2002年以降の税制調査会における配偶者控除等の改正の議論では配偶者控除等と既婚女性の就労の問題に焦点が当てられることとなる。

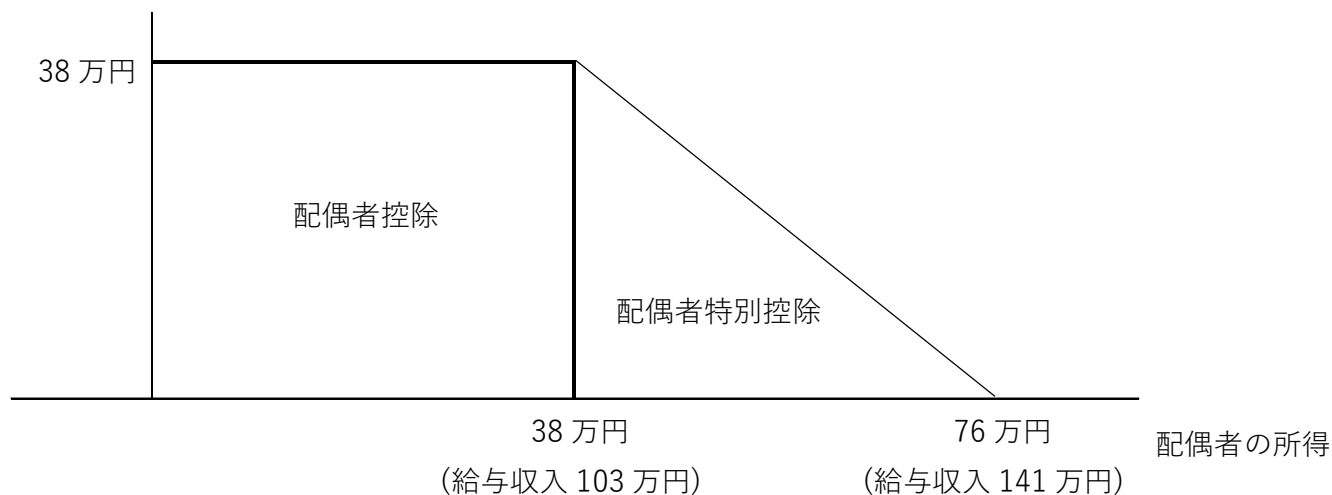
²⁰² 『第155回国会参議院予算委員会』第2号 2002.10.15 他

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=115515261X00220021025¤t=1>

²⁰³ 税制調査会(2002d)

²⁰⁴ 大沢(2003) 14頁

図 3-7 2003(平成 15)年度税制改正後の配偶者特別控除



出所：税制調査会(2002d)より筆者作成

坂田・C.R.McKenzie(2006)は 2003(平成 15)年度の税制改正により配偶者特別控除の上乗せ部分廃止が既婚女性の労働にどのような影響を与えたかを「慶應義塾家計パネル調査」を用いて分析している。就業率は増加しなかったが、労働時間は増加した。配偶者控除特別控除の一部廃止は金額が少額であったため女性労働への影響は少なかった。としている²⁰⁵。

森・浦川(2009)は、この改正における既婚女性の労働供給に与えた影響を分析しており、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止は控除廃止の影響を受ける年収 100 万円以下(2003 年時点)の既婚女性は、政策変更による実質的な家計所得の増税に対して労働供給量を相対的に増大させることが指摘されている²⁰⁶。

横山・児玉(2016)は、2004 年の配偶者特別控除の上乗せ部分廃止時において女性の労働がどのように変化したか家計パネル調査を用いて分析を行った結果、低所得者は 103 万円付近まで所得を増加させたが、中高所得者は 103 万円に所得移動を起し、103 万円の壁がより顕著になったことを指摘している。また、年収分布も 103 万円付近と 200 万円付近の

²⁰⁵ 坂田・C.R.McKenzie(2006)

²⁰⁶ 森・浦川(2009)29-34 頁

二極化が顕著となった²⁰⁷。これらのことを踏まえると、配偶者控除上乗せ部分の廃止により100万円以下の収入の配偶者の労働供給は増加したが、103万円の壁が顕著になる結果となった。これらのことから、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により、既婚女性の就労中立性は一部高まったと考えられるが、配偶者控除等が既婚女性の就業阻害要因となっていることが指摘されている。

6. 配偶者控除等の廃止に関する議論

6-1 配偶者控除の問題点

序章で述べたように、2000年代に入りますます夫婦共働き世帯は増加し、被雇用者総数のうち女性パートタイム労働者の総数も増加し続けた。女性パートタイム労働者のうち配偶者がいる割合は76.5%となっており²⁰⁸、既婚女性がパートタイム労働者として就業する数が増加しているため、夫婦共働き世帯数が増加している。そこで、税制調査会では男女共同参画が進む中で女性の働き方に対して税体系全体のあり方について抜本的な見直しを行うという中で世帯構成と税負担のあり方についてさらに議論を進めることとされた²⁰⁹。課税単位は個人課税を維持するが配偶者控除に関して制度が配偶者、特にパートタイム労働者の就労の中立性を阻害しており、また納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除を受けることで、二重に控除を受給するという二重控除の問題の解決が大きな課題として掲げられた。これまでも、配偶者控除等の廃止において基本的には本人の基礎控除のみにするべきであるという考えが示されていたことはあったが²¹⁰、納税者本人の二重控除について課題とされてのは初めてである。

6-2 民主党政権下における控除から手当化への議論と年少扶養控除の廃止

2009(平成21)年の政権交代後与党となった民主党は所得税制の抜本的な改革をマニフェストに掲げ、所得控除から税額控除・給付付き控除税額控除・手当への転換を進めることを

²⁰⁷ 横山・児玉(2016)

²⁰⁸ 厚生労働省(2006)第19表

²⁰⁹ 税制調査会(2007)

²¹⁰ 税制調査会(2002a)8頁

明言した²¹¹。相対的に高所得者有利な所得控除を税額控除化することで中低所得者支援を行うことを目標とした、これまでにない提案であった。給付付き税額控除の方法としては低所得者に対する生活支援策として、基礎控除を給付付き税額控除、消費税の逆進性緩和策として給付付き消費税額控除、就労促進策として、就労時間の増加に合わせて増額される給付付き税額控除の3つの方法の導入が提案された。また税額控除しきれない部分については給付でなく社会保険料負担分と相殺するとしている。まず民主党は第一に人的控除である扶養控除及び配偶者控除を廃止し、子育て支援政策として「子ども手当」へ転換することをマニフェストに示した²¹²。これに対して野党からは人的控除は課税最低限を構成するものであり、人的控除の廃止により最低生活費非課税の原則に反することとなると批判が起こる²¹³。

税制調査会においても人的控除廃止の議論は行われた。年少扶養控除を廃止した場合の税負担の増加は子ども手当によってある程度緩和することができるとしながらも、配偶者控除等については配偶者控除等を廃止しても、企業における配偶者に対する家族手当や社会保険料の被扶養者の所得制限が存在するため、必ずしも就労に対する中立性が確保されないという意見が出された。また、夫婦が生活の基本単位である点を重視する考え方、配偶者を含めて1人1人が基礎控除を持っているとの考え方もあるが、収入が少ない配偶者が基礎控除を適用できない場合もあるため、配偶者控除の廃止については慎重に考えるべきとの意見が出された。そのため配偶者控除の見直しに当たっては、配偶者控除を巡る様々な意見のほか、控除の適用実態、夫婦のあり方、社会経済状況の変化などを踏まえながら、議論を行う必要があるとされた²¹⁴。所得再分配機能を高めるため控除から「給付付き税額控除」の提案もなされたが、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論を踏まえながら、配偶者控除の改正については2012(平成24)年度税制改正以降抜本的に見直す方向で検討すると明記されている²¹⁵。そして2010(平成22)年3月に成立した「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」による子ども手当の導入に伴い年少扶養者に対する扶養控除が

²¹¹ 税制調査会(2009)

²¹² 民主党(2009)

²¹³ 『第173回国会衆議院本会議』第3号 2009.10.29 他

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=117305254X00320091029¤t=91>

²¹⁴ 税制調査会(2010a)

²¹⁵ 税制調査会(2010b)

廃止された²¹⁶。配偶者控除の廃止が個人単位課税における高所得者の税負担に着目しているのに対して、給付付き税額控除の給付単位をどのように行うか等の議論が望まれたが²¹⁷、配偶者控除等については翌年の東日本大震災等の影響で民主党政権下において抜本的な見直しに関する議論は行われなかった。

民主党政権時代には給付付き税額控除に対する議論が積極的に行われたが、給付付き税額控除の日本における導入については否定的な意見もあった。林(2009)は給付付き税額控除と生活扶助の現状を踏まえ、日本で実施されている生活保護制度(公的扶助)が、最低限度の生活保障のために、ほぼ課税最低限に近い水準の現金給付が行われている。アメリカなどで実施する公的扶助は現金給付ではなく、金券の支給が中心であったため、現金支給を税制の枠組みで行う負の所得税が提唱された。日本では福祉制度として現金支給の生活保護制度があり、生活保護制度にも問題や課題があるが税制に取り入れることでその問題点は解決できないだけでなく、税制が福祉的な部分を担うには審査や申請手続きが煩雑となってしまうという新たな問題が起こると指摘している。

7. 自民政権における配偶者控除等の廃止の議論

7-1 配偶者控除等の廃止と代替案の議論

2013(平成 25)年に自民党へと再び政権交代が行われ、安倍内閣は日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)「女性の活躍躍進」の項目において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障の検討を行う」とした。女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な制度を目指す中で税制においては配偶者控除等が女性の「心的な壁」として残っており配偶者の就労を抑制する効果をもたらしているため、見直しを行うことが明言された²¹⁸。

これによって、民主党政権において先送りされていた配偶者控除について再び税制調査会で議論されることとなった。

既婚女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解

²¹⁶ 民主党の選挙公約では一人当たり 26,000 円の支給予定であったが財源不足を理由に半額の 13,000 円となった。

²¹⁷ 『第 180 回国会衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会第 2 号』2012.5.16 においても「配偶者控除については当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ引き続き議論する」とされている。

²¹⁸ 税制調査会(2014a)3-6 頁

決を図ることは困難であるが、税制のあり方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくことが明記され、個人所得課税の所得再分配機能や財源調達機能といった基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除のあり方等についても議論を行っていくとしている。そして「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」の中で初めて配偶者控除廃止後の具体的な控除の提案²¹⁹が行われた。

税制調査会においては個人単位課税を基本とし、各種控除により個々人の事情に配慮する現行の所得課税の基本的な仕組みは有効であるとされており手当や給付ではなく控除を中心に選択肢が考えられている。

ここでまず指摘された配偶者控除の問題点としては3つが挙げられている。まず第1に、就労の中立性として共働きが増加している中で片働きを一方向的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当でないこと。第2に、二重控除の問題として「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けているため、「夫婦片働き世帯」や配偶者控除等の適用がない「夫婦共働き世帯」よりも控除額の合計額が多くアンバランスが生じていること。第3に、心理的な要因として103万円の壁は配偶者特別控除により税制上解消しているにもかかわらず心理的な壁として作用している。また、103万円が企業の配偶者手当の支給基準となっている。

この指摘に対して働き方の選択に対して中立的な税制の構築に向けて、配偶者がいることの税制上の配慮、特に若い世代を中心とする「結婚し子供を産み育てようとする世帯」への配慮をどのように行うか、所得再分配機能をどのように回復するかという視点から配偶者控除に加えて子育て支援を加味する3つの選択肢が提案された。3つの選択肢は、(A)配偶者控除の廃止、(B)配偶者控除に変えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み(いわゆる移転可能な基礎控除の導入)、(C)配偶者控除に代えて、夫婦世帯に適用される新たな控除の創設である。

さらにその3つの選択肢を基礎として表3-5に示したような、5つの改革案とそれぞれの論点が出された。

表3-5におけるA-1は、配偶者控除の完全な廃止であり、A-2は配偶者控除を完全に廃止するのではなく所得制限を設けて、適用できる人を制限する方法である。B-1は、配

²¹⁹ 税制調査会(2014b)ここからの議論は税制調査会(2014b)をもとに行う。

偶者控除を廃止し、諸外国で導入されている移転可能な基礎可能な控除を導入する方法である。B-2はその移転可能な基礎控除を所得控除方式ではなく、税額控除方式で行うところがB-1と異なる。Cは新たな控除の創設となる。

表 3-5 各選択肢の内容と論点

	内 容	論 点
A-1	配偶者控除の廃止と子育て支援の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の家庭内の貢献を配慮すべき ・ 子育て支援の改革については所得再分配の観点から低所得世帯を中心に考えるべき。
A-2	配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中低所得の世帯において現行の配偶者控除の影響が残る。 ・ 高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合にはその他人的控除についても同様の検討が必要。
B-1	移転可能な基礎控除の導入と子育て支援の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯単位で税負担を考える。 ・ 基礎控除を所得控除制度としたまま、移転可能な基礎控除を導入すると、夫婦で適用される税率が異なるときに、配偶者の就労抑制につながる²²⁰。 ・ 「パート世帯」の負担増となる。
B-2	移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再分配機能を回復するために、基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除も同様の検討が必要。 ・ 世帯単位の税負担となっており、夫婦別産制の下では個人単位課税を維持すべきである。
C	夫婦世帯を対象とする新たな控除と子育て支援の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高所得の「夫婦世帯」まで適用される。 ・ 税制が結婚に中立でなくなる。 ・ 夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯への配慮がない。

出所：税制調査会(2014b)7-11 頁より筆者作成

²²⁰ 基礎控除を所得控除制度としたまま移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低い場合、就労をせず納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受けるほうが税負担軽減額は大きくなるため。

A-1の論点としては、配偶者控除を廃止した場合、配偶者の家庭内での貢献が納税者本人の所得を増加させており、累進税率の下では、これによる税負担の増加を緩和するために配偶者控除による配慮が必要ではないかという点である。また、子育て支援改革については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないかという点もある。

A-2の論点としては、配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合、制限されない中低所得の世帯においては配偶者控除が存続し、引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受ける点である。また、高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合は、その他の人的控除においても同様の検討が必要となる点である。

B-1の論点としては、移転可能な基礎控除は世帯単位で税負担をとらえる考え方である点であり、個人単位課税が維持できない点である。また、移転可能な基礎控除が所得控除制度として導入した場合、夫婦で適用される税率が異なる場合には、税率の低い配偶者の就労を抑制する場合もあるため、配偶者の就労中立性が確保されない場合がある点である。また、この選択肢は夫婦共働き世帯の配偶者がパートタイム労働者である世帯の税負担が大きくなるため、所得再分配の観点から低所得の夫婦共働き世帯の税負担をどのように考えるかという点である。

B-2は、移転可能な基礎控除を導入する場合に、B-1とは異なり、税額控除とし、パートタイム労働者の夫婦共働き世帯の負担を軽減するものである。論点としては、基礎控除のみを税額控除化する場合、他の人的控除も同様の検討が必要である点がある。また、移転可能な基礎控除は世帯単位で税負担を考えるため、個人単位課税を維持できない点である。

Cの論点としては、夫婦世帯を対象とする新たな控除が高所得の夫婦世帯にまで適用される場合の、税負担の公平性の確保である。また、税制が結婚に対して中立的ではなくなる点もある。また、夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯に対する配慮についてどのように行うかという点である。

税制調査会の検討により上記のような選択肢が提案されたが、さらに幅広く丁寧な国民的議論が必要であるとされている。すべての提案において子育て支援の改革は低所得世帯を中心と考えるべきであるとし、様々なライフステージを通じて個人の税負担がどのようにあるべきであるかの検討や税収中立、財政中立も念頭において議論を行う必要があるとされた。

また、配偶者の働き方の選択については社会保険制度や企業の配偶者手当制度が大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたいと

されている。第一次レポート以降、さらに課題の論点整理及び広範な検討がなされる中で上記の 5 つの案に加えて配偶者控除について、税収中立の考え方を踏まえつつ、配偶者控除の収入制限である 103 万円を引き上げる案が出された²²¹。

7-2 配偶者控除等の改正

税制面で就業調整を意識しなくて済む仕組みとして、配偶者控除を廃止するという考え方や配偶者控除を廃止したうえで夫婦世帯を対象にした新たな控除を創設するという考え方の提案がこれまでなされていた。その中で 2017(平成 29)年度税制改正大綱においては配偶者控除等の改革が決定された²²²。

その理由としては現行の配偶者控除が納税者の担税力の減殺の調整として機能しており、諸外国においても配偶者に対して配慮が行われていることから配偶者控除を完全に廃止して配偶者に対する配慮を行わないことは問題があるとされたためである。

また、夫婦世帯を対象にした新たな控除については高所得者世帯まで配慮を行うことに多額の財源が必要であり、控除の適用に当たって夫婦世帯の所得の上限を設ける必要があるが、個人単位課税のなかで世帯単位で所得を把握することは難しいため、夫婦世帯に対する新たな控除についても見送られた。

配偶者の就業調整については一般的に「103 万円の壁」と言われるように納税者の配偶者控除の範囲内で就業調整を行うと指摘されているが、税制上は配偶者特別控除により「103 万円の壁」は解消している。ただし、企業の配偶者手当の支給基準が「103 万円」とされていることや心理的な壁として作用していると税制調査会は指摘している。さらに、2016(平成 28)年 10 月から大企業における社会保険の加入が厳格化されたことによる既婚女性の就労抑制の緩和を狙ったと考えられる。具体的には、所得税の場合配偶者特別控除について、所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 85 万円(給与所得のみの場合、給与収入が 150 万円)に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないよう控除額が逡減していく配偶者特別控除が設けられた。

この改正により心理的な壁である「103 万円の壁」の根本的な解決になったとは言えない

²²¹ 税制調査会(2016a)

²²² 税制調査会(2016a)

が、給与収入が 150 万円までは世帯の税負担を軽減することができる²²³。「103 万円の壁」は、税負担の点では解消されたが、企業の従業員向けの配偶者手当の基準や社会保険料の加入基準が同時に引き上げられないと「壁」はなくならないという意見もある²²⁴。また、夫婦に対する配慮がさらに手厚くなったため、単身者との公平性や結婚の中立性はさらに損なわれることとなる。夫婦共働き世帯のなかでも、正規労働者と非正規労働者の中でも配偶者控除等を適用できる人とできない人の間の公平性が損なわれ、適用できるかできないかの境界が配偶者の給与収入 201 万円とかなり大きな金額になっている。

また、この改正においてはこれまでは配偶者特別控除にのみ設けられていた所得制限が配偶者控除にも適用されることとなり、高所得者に有利である所得控除の問題点について一定の所得を超える納税者については改善された。配偶者控除・配偶者特別控除の適用される納税者本人の合計所得金額が 900 万円超で配偶者控除、配偶者特別控除額の減額及び 1,000 万円超で配偶者控除、配偶者特別控除の適用を行わない。この所得制限は、配偶者特別控除が合計所得金額 1,000 万円超で適用されないこととなっているため、その所得制限が配偶者控除にも適用される。また、1,000 万円超で配偶者控除等の適用が一切なくなると納税者本人の就業阻害要因となりうるため、900 万円超 950 万円以下と 950 万円超 1,000 万円以下で配偶者控除等が逡減されることとなった。合計所得金額 900 万円超で配偶者控除等が逡減、1,000 万円超で配偶者控除等の適用がなくなるという合計所得金額の設定根拠としては担税力の調整や所得再分配機能の回復を目的としたなかで、国と地方の税収中立の観点であると税制調査会で説明されている²²⁵。

同一世帯で生活を営んでいる配偶者や子供に対して適用される所得控除を家族の扶養に對した税負担の軽減と捉えると、同額の所得控除は所得が高く適用される限界税率が高い納税者ほど大きな税負担の軽減をもたらすこととなる。所得水準による軽減の効果の差が生じないためには、家族の扶養に対する配慮は所得控除ではなく税額控除で行うべきであるという主張に結び付く。税制調査会が所得控除の仕組みを維持する根拠は、個人単位課税の中で所得控除制度を通じて各個人の担税力を調整しているためであり、高所得者ほど税負担の減少額が大きくなることについては、高所得者がもともと多くの税を負担している

²²³ この 150 万円という給与水準はパートで働く女性の 8 割以上をカバーするとされている。

²²⁴ 金子(2021)212 頁

²²⁵ 税制調査会(2017)2 頁

ことの裏返しであると考えられる。また、他の人的控除が所得控除方式で行われている中で、配偶者控除等のみ税額控除化することによる税制の複雑化も問題となる²²⁶。高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなるという定額控除方式の問題点を解決しようという点から、納税者や配偶者などの所得を複数の段階に分け、上の段階に進むにしたがって控除額を逡減、消失させる逡減消失方式の所得控除が累進所得税制度の趣旨・目的に最もよく適合した妥当な方式であると評価もされている²²⁷。

税制調査会においては、男性の被雇用者と無職の妻からなる夫婦片働き世帯は減少する一方、夫婦共働き世帯が増加するなど、女性のライフスタイルが多様化しているなかで、既婚女性の働き方に中立な税制を検討するとした。さらに、家族類型毎の世帯構成では夫婦と子どものいる世帯の割合は減少する一方、夫婦のみの世帯と単身世帯の割合が増加するなど、家族のあり方も大きく変化した。単身世帯は、高齢者のみならず、現役世代においても割合が上昇している。所得分配の面においても、労働の二極化等を背景に、所得格差が拡大する傾向にあり、格差を固定化させないために諸制度の見直しを行うことが求められている²²⁸として夫婦と単身者との格差是正について言及されていた。その後の議論は、働き方に対する中立的な税制の構築と、所得再分配機能の回復に焦点があてられるようになった²²⁹。そのため、夫婦共働き世帯の妻の就業調整が起こらないようにするため、心理的な就業阻害要因となっている103万円の壁をなくすための配偶者等所等の拡充が決定され、所得再分配機能回復のために配偶者控除等に所得制限が加えられることとなった。

一度は、夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の公平性、夫婦共働き世帯において配偶者控除等が適用できる夫婦世帯とできない夫婦世帯の公平性、夫婦世帯と単身者との公平性が議題に挙げられたにもかかわらず、現行の制度ではこれらについては考慮されていないこととなる。

²²⁶ 林(2009)44頁

²²⁷ 金子(2021)211頁

²²⁸ 税制調査会(2014b)2頁

²²⁹ 税制調査会(2016c)2-17頁

8. 2017(平成 29)年度の配偶者控除等改正による配偶者控除適用割合と女性就業状況の社会的な変化

ここまでは、日本における夫婦に対する配慮としての配偶者控除等の導入とその改革について歴史的経緯を説明した。これを踏まえて、現在の配偶者控除等の適用状況及び既婚女性の就業の変化について分析を行う。

8-1 配偶者控除等の適用状況の変化

2017(平成 29)年の配偶者控除等改正による配偶者控除等の適用状況の変化を確認する前に、配偶者控除等が導入されて以降、配偶者控除等の適用人数がどのように推移しているか確認する。なお、総務省『市町村税課税状況の調』は全国データが昭和 40 年から昭和 60 年までしか把握できなかったため、『民間給与実態調査』各年版より表 3-6 を作成した。

表 3-6 配偶者控除等の給与所得者総数に占める配偶者控除等の適用率

(単位:千人)

	給与所得者数	配偶者控除適用者数	配偶者控除適用率	配偶者特別控除適用者数	配偶者特別控除適用率
1965年(昭和40年)	16,869	4,761	28.22%	—	—
1970年(昭和45年)	23,720	7,368	31.06%	—	—
1975年(昭和50年)	29,431	9,567	32.51%	—	—
1980年(昭和55年)	31,828	11,266	35.40%	—	—
1985年(昭和60年)	31,312	11,351	36.25%	—	—
1990年(平成2年)	37,032	11,601	31.33%	11,730	31.68%
1995年(平成7年)	41,079	12,598	30.67%	12,023	29.27%
2000年(平成12年)	52,504	10,997	20.95%	9,945	18.94%
2005年(平成17年)	53,043	10,156	19.15%	713	1.34%
2010年(平成22年)	54,153	10,808	19.96%	814	1.50%
2015年(平成27年)	56,463	9,765	17.29%	1,064	1.88%
2020年(令和2年)	59,281	9,698	16.36%	1,217	2.05%

出所：国税庁『民間給与実態調査』各年版より筆者作成

表 3-6 は給与所得者の配偶者控除等の適用率をまとめたものである。給与所得者のうち配偶者控除及び配偶者特別控除を適用した人数と、その配偶者控除及び配偶者特別控除を

適用している給与所得者の割合を適用率で示した²³⁰。

配偶者控除は 1985(昭和 60)年の 36.25%を頂点にその後配偶者控除適用率は減少している。これは、既婚女性の就業が増加し、配偶者控除の適用できる合計所得金額を超えたためであると考えられる。2020(令和 2)年には配偶者控除適用率は 16.36%となっており、配偶者控除等に所得制限が加わったことを加味しても、1985 年の半分以下となっている。給与所得者数自体が増加しているため、いずれの適用率も減少するとも考えられるが、配偶者控除適用者数自体も 1995(平成 7)年の 12,598 千人をピークに減少している。配偶者特別控除も上乗せ部分が存在したときは適用された人数も多かったが、2004(平成 16)年の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により 2005(平成 17)年から配偶者特別控除適用率も配偶者特別控除適用者数も急激に減少した。2020(令和 2)年時点では 5 年前の 2015(平成 27)年と比較すると税制改正により配偶者特別控除の適用できる配偶者の収入の範囲がかなり増額されているが、配偶者特別控除適用者数は 15 万人の増加、配偶者特別控除適用率は 0.17%の増加とそれほど増加していない。現在では配偶者控除等を適用しているのは、配偶者控除設立時と比較するとかなり限定されていることがわかる。ただし、この適用率は 5 年ごとのデータであるため、2017(平成 29)年度改正の配偶者控除等の所得制限の追加及び配偶者特別控除の拡充によって配偶者控除等の適用者数がどのように変動したかを、総務省『市町村税課税状況の調』に基づいた表 3-7 によってより詳しく確認する。

表 3-7 では、改正の影響をよりわかりやすくするため、適用者数と併せて前年度の比較も示している。配偶者控除等は 2018(平成 30)年から所得制限が行われたが、市町村民税の課税は前年の申告に基づき行われるため 1 年遅れる。適用者数は 2018(平成 30)年よりも 2019(令和元)年は一般配偶者控除適用者数が前年度比 12.91%の減少と他年度よりも減少率が大きいいため、配偶者控除等の改正の影響があったと考えられる。それ以降も一般配偶者控除適用者数は減少している。老人配偶者控除は 70 歳以上の配偶者が適用されるため高齢化の影響を受け、2012(平成 24)年以降増加している。ただし、2018(平成 30)年と比較して 2019(令和元)年のみ 0.26%減少しているため、こちらも配偶者控除の改正の影響があったと考えられる。配偶者特別控除は 2019(令和元)年に前年比較 92.02%と大幅に増加してい

²³⁰ 1990 年(平成 2 年)、1995 年(平成 7 年)、2000 年(平成 12 年)は配偶者特別控除の配偶者控除に上乗せされて適用される部分があるため、配偶者控除適用者と配偶者特別控除適用者の両に該当する者がいることに留意が必要である。

る。2019(令和元)年に配偶者控除の適用者数が減少し、配偶者特別控除の適用者数が大幅に増加した理由として配偶者控除等の改正により配偶者控除の範囲内に就労を抑制していた配偶者の就労が増加し、配偶者特別控除が適用されるようになったと見ることもできるが、配偶者控除等の改正において所得制限が加わったことにより配偶者控除の適用者数が減少し、配偶者特別控除を適用できる配偶者の収入要件が拡充されたことによって改正前は配偶者特別控除が適用されなかった収入 141 万円以上 201 万円未満の配偶者が配偶者特別控除を適用できるようになったため適用者数が増加した可能性も高い。また、2021 年の納税義務者は 64,249,644 人であるため、配偶者控除を適用している割合は納税者の 13.2%、配偶者特別控除を適用している割合は 4.23%となっている。

表 3-7 配偶者控除等適用者数の推移

(単位:人)

	一般配偶者控除	前年比	老人配偶者控除	前年比	配偶者控除計	前年比	配偶者特別控除	前年比
2012年 平成24年	12,554,177	—	2,065,849	—	14,620,026	—	1,220,603	—
2013年 平成25年	12,252,438	△2.40%	2,132,548	3.23%	14,384,986	△1.61%	1,283,750	5.17%
2014年 平成26年	11,923,897	△2.68%	2,183,312	2.38%	14,107,209	△1.93%	1,311,573	2.17%
2015年 平成27年	11,562,368	△3.03%	2,193,146	0.45%	13,755,514	△2.49%	1,333,852	1.70%
2016年 平成28年	11,292,414	△2.33%	2,221,206	1.28%	13,513,620	△1.76%	1,401,224	5.05%
2017年 平成29年	11,033,984	△2.29%	2,261,906	1.83%	13,295,890	△1.61%	1,367,304	△2.42%
2018年 平成30年	10,619,195	△3.76%	2,372,871	4.91%	12,992,066	△2.29%	1,370,998	0.27%
2019年 令和元年	9,247,858	△12.91%	2,366,680	△0.26%	11,614,538	△10.60%	2,632,603	92.02%
2020年 令和2年	8,795,549	△4.89%	2,492,268	5.31%	11,287,817	△2.81%	2,726,013	3.55%
2021年 令和3年	8,486,262	△3.52%	2,577,492	3.42%	11,063,754	△1.98%	2,719,996	△0.22%

出所：法務省『市町村税課税状況等の調』第 14 表(調査票第 19 表)各年版より筆者作成

『市町村税課税状況等の調』では収入階級ごとの配偶者控除等の適用割合の変化は把握できないため、配偶者控除等改正後の国税庁『令和 2 年分民間給与実態調査』(表 3-8)と配偶者控除等改正前の『平成 29 年分民間給与実態調査』(表 3-9)を比較して収入階級における配偶者控除の適用割合の変化を確認する。

配偶者控除等改正後の 2020(令和 2)年において、配偶者控除を適用している給与所得者で最も多いのは表 3-8 より、給与収入 500 万円以下の収入層の 1,348,310 人であり、続いて 600 万円以下の 1,283,367 人、400 万円以下の 1,128,062 人となる。給与所得者総数に占める各給与収入における配偶者控除適用者数である配偶者控除適用率を計算すると、最も多いのは給与収入 500 万円以下の 16.74%であり、続いてそれが 600 万円以下の 15.93%、次いでそれが 400 万円以下の 14.01%となる。給与所得者総数が最も多いのは 400 万円以下

の給与収入階級であり、続いて 300 万円以下のそれであるため配偶者控除は低所得者より中所得者での適用が多いと考えられる。

表 3-8 2020(令和 2)年給与収入別の配偶者控除適用納税者数

		給与所得者総数 (人)	配偶者控除 適用者数 (人)	配偶者控除 適用率 (%)	収入階級内 配偶者控除 適用率 (%)	給与所得者 総数内配偶者控除 適用率 (%)
給 与 収 入	100万円以下	4,420,031	-			
	200 "	7,225,658	169,696	2.11	2.35	0.32
	300 "	8,141,952	730,770	9.07	8.98	1.39
	400 "	9,130,277	1,128,062	14.01	12.36	2.15
	500 "	7,642,554	1,348,310	16.74	17.64	2.57
	600 "	5,366,489	1,283,367	15.93	23.91	2.45
	700 "	3,395,274	1,003,059	12.45	29.54	1.91
	800 "	2,312,970	857,213	10.64	37.06	1.63
	900 "	1,452,525	640,636	7.95	44.10	1.22
	1,000 "	952,149	438,741	5.45	46.08	0.84
	1,500 "	1,753,060	454,150	5.64	25.91	0.87
	1,500万円超	653,061	-			
	計	52,446,000	8,054,004	100.00		

出所：国税庁(2021)第 16 表、第 18 表より筆者作成

そこで、表 3-8 に各収入階級内の配偶者控除適用率を示している。当該率が最も多いのは給与収入 1,000 万円以下の 46.08%で、つづいて給与収入 900 万円以下の 44.10%であり、この収入階級内配偶者控除適用率は他の収入層より多く、この収入階級の配偶者は 4 割以上が 103 万円以内の収入である。また、1,500 万円以下の給与収入で適用率が低くなるのは所得制限によるものであると考えられる。配偶者控除は 100 万円から 300 万円以下の収入の低所得者の適用率は 10%未満と低く、これらの世帯においては夫婦共働きであり、配偶者控除の恩恵は少ないことがわかる。さらに、配偶者控除適用者の給与所得者総数内適用率をみると、500 万円以下の世帯が 2.57%と最も多く、続いて 600 万円以下の 2.45%となっている。これらの現状から、日本の配偶者控除はイギリスのような低所得者の最低限の生活保障より、中高所得者の配偶者のパートタイム労働者支援の役割を担っていることがわかる。

表3-9 2017(平成29)年給与収入別の配偶者控除適用納税者数

		給与所得者総数 (人)	配偶者控除 適用者数 (人)	配偶者控除 適用率 (%)	収入階級内 配偶者控除 適用率 (%)	給与所得者 総数内配偶者控除 適用率 (%)
給 与 収 入	100万円以下	4,152,397	-			
	200 "	6,699,340	121,991	1.51	1.82	0.25
	300 "	7,811,638	628,817	7.78	8.05	1.27
	400 "	8,666,213	1,011,962	12.53	11.68	2.05
	500 "	7,307,810	1,272,490	15.75	17.41	2.57
	600 "	4,977,688	1,168,651	14.47	23.48	2.36
	700 "	3,127,110	953,681	11.81	30.50	1.93
	800 "	2,136,887	822,164	10.18	38.47	1.66
	900 "	1,425,215	656,912	8.13	46.09	1.33
	1,000 "	925,821	457,418	5.66	49.41	0.92
	1,500 "	1,627,554	830,236	10.28	51.01	1.68
	1,500万円超	593,066	153,174	1.90	25.83	0.31
	計	49,450,739	8,077,496	100.00		

出所：国税庁(2018)第16表、第18表より筆者作成

表3-9の配偶者控除等の改正前と改正後の配偶者控除適用率を比較すると、2017(平成29)年は1,500万円超の収入階級を除いて、収入階級が高くなるにつれて収入階級内での配偶者控除適用率が大きくなっていることがわかる。特に900万円超の給与収入については半数若しくはそれ以上が配偶者控除を適用している。2020(令和2)年では配偶者控除等の所得制限が設定されたため納税者本人の合計所得金額が900万円超で配偶者控除等が逡減し、合計所得金額が1,000万円超で消失することとなった。合計所得金額1,000万円は給与収入では1,195万円超となるため収入1,000万円以下からの1,500万円超の収入階級における配偶者控除を適用する給与所得者総数と適用率が減少していることを見ると、所得制限によって配偶者控除が高所得者に有利であるという問題を一定程度解決していることが確認できる。給与所得者総数における収入階級別の配偶者控除適用率を比較すると、改正前よりも改正後の方が、中高所得者である700万円以下の収入から1,500万円以下の収入階級の適用率が減少しており、低中所得者における配偶者控除の適用率が増加している。ここからも、高所得者有利である配偶者控除の問題点を一部解決できたと考えられるが、コロナ禍による配偶者の収入の減少により配偶者控除を適用する低中所得者が増加した影響も考えられるため、今後の給与所得者総数内の適用率の変化も注目しなければならない。

8-2 女性の就業形態の推移

ここでは、既婚女性の就業状況の推移を確認する。表 3-10 は既婚女性の就業状況の推移である。女性 15 歳以上人口のうちの既婚女性で労働者として就業している人数を抽出し、その就業率を求めたものである。また、前年と比較してどれほど既婚女性の就業率が変化したかを変動率として表している²³¹。労働者は就業者のうち、自営業主と家族従事者を除いた被雇用者を表している。

表 3-10 既婚女性の就業状況の推移

(単位:万人)

	女性15歳以上人口		有配偶者の 就業率	変動率
	有配偶者	労働者		
2000年(平成12年)	5,583	3,313	36.88%	—
2005年(平成17年)	5,684	3,334	38.06%	3.19%
2006年(平成18年)	5,693	3,324	38.81%	1.96%
2007年(平成19年)	5,701	3,332	39.56%	1.93%
2008年(平成20年)	5,706	3,326	39.87%	0.79%
2009年(平成21年)	5,709	3,307	40.10%	0.57%
2010年(平成22年)	5,712	3,289	40.68%	1.46%
2011年(平成23年)	5,455	3,140	41.05%	0.91%
2012年(平成24年)	5,742	3,299	41.25%	0.50%
2013年(平成25年)	5,738	3,281	42.33%	2.62%
2014年(平成26年)	5,736	3,273	43.20%	2.05%
2015年(平成27年)	5,733	3,258	44.26%	2.45%
2016年(平成28年)	5,732	3,247	45.55%	2.91%
2017年(平成29年)	5,743	3,246	46.77%	2.67%
2018年(平成30年)	5,739	3,219	48.21%	3.10%
2019年(令和元年)	5,733	3,219	49.36%	2.38%
2020年(令和2年)	5,726	3,197	49.30%	△0.14%

出所：厚生労働省(2021)付表 23 より筆者作成

この表において、2020(令和2)年は有配偶の女性の労働者は前年と比較するとわずかながら減少している。2000(平成12)年と比較すると2020(令和2)年の有配偶女性は116万人減少しているが、有配偶女性のうちの労働者数は約354万人増加しており、女性15歳以上人

²³¹ 2011年(平成23年)の調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いた調査であるため、数値が低くなっている。

口の有配偶女性の就業率も 36.88%から 49.30%まで大きく上昇している。そのため、専業主婦世帯も減少していることが明らかとなる。また、この表で注目すべき点は 2018(平成 30)年である。2018(平成 30)年から配偶者控除等に所得制限が追加されたうえで配偶者控除等が適用できる納税者については配偶者控除等の拡充が行われたが、有配偶女性の就業率は増加している。有配偶女性の就業率は 2000(平成 12)年から増加し続けているが、2013(平成 25)年以降は特に増加率が大きくなっているため、2018(平成 30)年が極端に増加したものではないが、少なくとも配偶者控除等の改正により専業主婦で無業であった配偶者の就業を阻害するものではなかったことは評価できる。

8-3 既婚女性の就業形態

配偶者控除等が既婚女性の中でもパートタイム労働者を優遇する制度であるため、既婚女性の就業者の就業形態がどのように推移しているかを表 3-11 に示した。各年の労働力調査の女性の非正規労働者の総数から未婚者を差引いて既婚女性の非正規労働者の総数を集計した。また、その人数が既婚女性の労働者のうちのどれだけを占めるか算定した。

この表から有配偶労働者の半数以上は非正規労働者であることがわかる。年によって多少の増減はあるが、2008(平成 20)年以降は、有配偶者の非正規労働者率は 70%前後で推移している。表 3-10 において既婚女性の労働者としての就業が増加していることから、既婚女性の就業率の増加は非正規労働者と正規労働者がほぼ同じ割合で増加していると考えられる。つまり、既婚女性の労働者の約 30%が正規労働者で 70%が非正規労働者である。非正規労働者とパート・アルバイトは 50%前後で推移しており、派遣社員や契約社員として正社員とほとんど変わらない就業形態である非正規労働者が 10%以上存在することがわかる。ただし、非正規労働者やパート・アルバイト労働者はあくまで労働者区分であって、収入が配偶者控除等の範囲内であるかどうかの判断はできないことは注意しなければならない。

表 3-11 既婚女性の非正規労働者割合

(単位:万人)

	有配偶者 労働者 総数	非正規労働者		非正規労働者割合	
		労働者の うち 非正規労働者	非正規労働者 のうち パート・アル バイト	労働者の うち 非正規労働者率	労働者のうち パート・アル バイト率
2005年(平成17年)	1,269	837	686	65.96%	54.06%
2006年(平成18年)	1,290	860	690	66.67%	53.49%
2007年(平成19年)	1,318	890	717	67.53%	54.40%
2008年(平成20年)	1,326	905	722	68.25%	54.45%
2009年(平成21年)	1,326	901	719	67.95%	54.22%
2010年(平成22年)	1,338	917	734	68.54%	54.86%
2011年(平成23年)	1,289	939	755	72.85%	58.57%
2012年(平成24年)	1,361	947	768	69.58%	56.43%
2013年(平成25年)	1,389	985	809	70.91%	58.24%
2014年(平成26年)	1,414	1,007	827	71.22%	58.49%
2015年(平成27年)	1,442	1,025	840	71.08%	58.25%
2016年(平成28年)	1,479	1,048	855	70.86%	57.81%
2017年(平成29年)	1,518	1,072	874	70.62%	57.58%
2018年(平成30年)	1,552	1,133	910	73.00%	58.63%
2019年(令和元年)	1,589	1,129	924	71.05%	58.15%
2020年(令和2年)	1,576	1,095	892	69.48%	56.60%

出所：総務省『労働力調査』各年Ⅱ-A-第11表、第13表(2017)、第21表(2012)より筆者作成

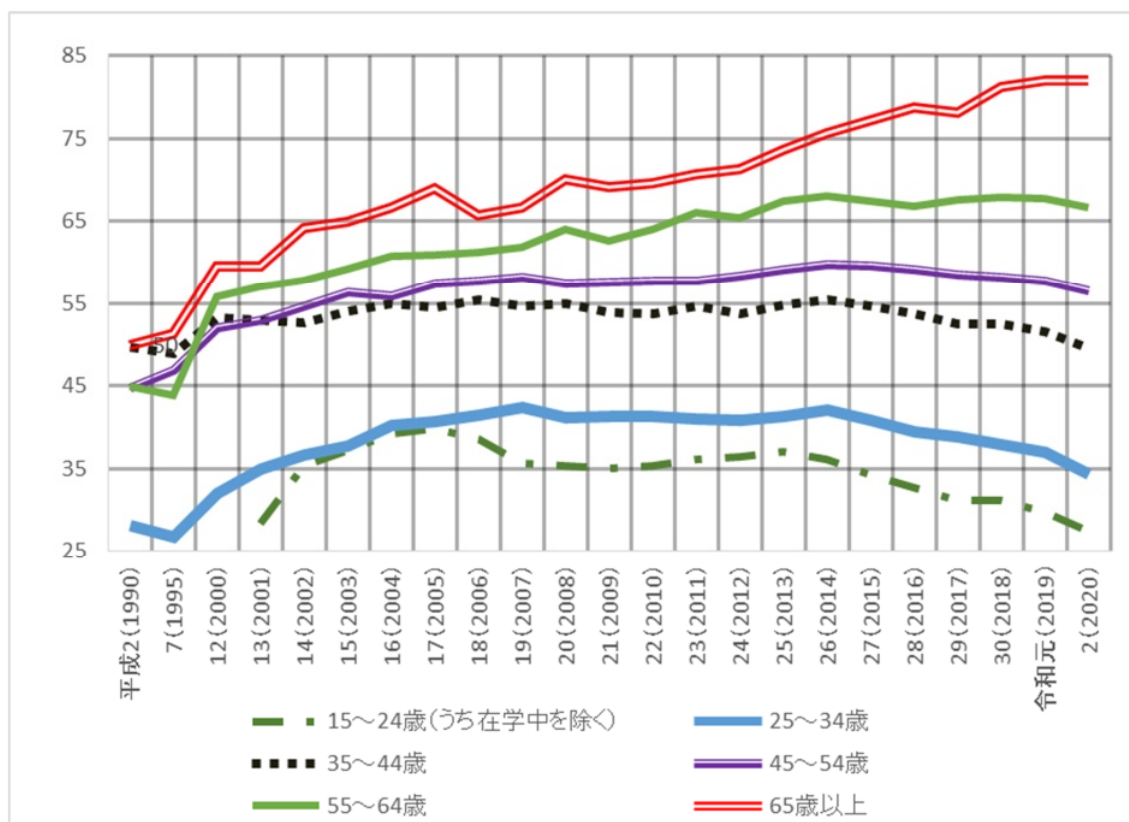
女性の非正規労働者の推移を図3-8に表している。この図は婚姻関係別にではないが年齢階級別に推移が示されており、女性労働者の非正規労働の増加の要因を知ることができる。この図によると、女性の非正規労働者の増加は65歳以上で最も顕著である。厚生労働省(2019)によると、年金受給額の月の平均額は男性が17万1,305円であるのに対して、女性は10万8,813円となっており、その差が7万円ほどある。さらに、専業主婦で国民年金のみの場合、受給額は月に5万5,946円である。年金を受給している女性であっても、生活費確保のため就業を増加させていることが伺える。次に55歳から64歳の増加がみられる。公的年金の受給年齢の引き上げと、65歳で年金を受給した場合でも、上記のように年金額が少ない。働き続けて年金受給の年齢を繰り下げれば、割増年金を受けられることができる²³²。

²³² 藤森(2018)10-13頁

このようなことから、55 歳から 64 歳以下の女性は収入の確保として非正規労働として労働を増加させていると考えられる。

それ以下の世帯においては近年では横ばい、若しくは減少の傾向がみられる。つまり、15 から 44 歳までの年齢階級における既婚女性の労働者数割合の増加は正規雇用による労働力率の変化であり、55 歳以上の既婚女性の労働者数割合の増加は非正規労働による労働力率の変化である。そのため、配偶者控除の改正の恩恵を最も受けるようになったのは 55 歳以上の年齢階級の配偶者を持つ世帯である。また、1990(平成 2)年と比較して 55 歳以上の女性の非正規労働者は増加、65 歳以上は大きく増加している。高齢期の女性が夫と死別し寡婦となった場合や、公的年金の給付水準の低下によって高齢期の女性が働かなくてはならない状況に陥っていることに関連するであろう。

図 3-8 年齢階級別女性非正規労働者の割合の推移 (単位：%)



出所：内閣府(2022)『令和 3 年男女共同参画白書』 I -2-7 より筆者作成

9. 2017(2019)年度税制改正後の議論

2017(平成 29)年度税制改正によって、配偶者控除適用に際して所得制限が追加され、配偶者控除等が適用できる納税者については配偶者特別控除の拡充が決定された。その後も配偶者控除等の人的控除については、働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能の観点も踏まえながら、諸控除の見直しを進めることが重要であるとされている²³³。配偶者控除等の廃止が明言されているものではないが、今後、何らかの形で改正の議論が行われると考えられる。

10. 本章のまとめ

日本の所得税は、1949(昭和 24)年のシャープ勧告以降、個人単位主義が採用されたとされているが、シャープ勧告以前の戦後の日本の要望においても世帯単位課税の改正について言及されていた。そのため、シャープ勧告において個人単位課税の導入が提案された際には日本側からの大きな反論はなく、個人単位課税が導入された。

その後、事業所得者の配偶者の「内助の功」を専従者控除という形で認められるようになると給与所得者の妻との不公平が生じるため、給与所得者の配偶者に対する配慮が必要となった。夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯間の税負担の不平等や、給与所得者と家族に専従者給与を支給する事業所得者との税負担の不平等を解決するために、課税単位についても再び議論されるが、個人単位課税の中で配偶者控除として配慮を行うことで、それぞれの税負担の不公平感を是正した。夫婦片働き世帯の、妻の「内助の功」を認めるものであった。これは、当時の状況として農業や自営業以外で就労している配偶者が少なかったため、配偶者控除によって給与所得者の夫婦片働き世帯に対して配慮を行ったものである。

1980年代になると既婚女性の就労が徐々に増加しその夫の税負担が問題となる。消費税導入後の給与所得者世帯の税負担の増加に配慮するため、当時はまだ主流であった専業主婦と、パート労働により少額の収入を得ている配偶者に対する配慮として配偶者特別控除が導入された。この配偶者特別控除の消失部分は、配偶者がパートタイム労働者の場合の、世帯の手取りの逆転現象に対応したものであった。しかし、配偶者特別控除の配偶者控除の上乗せ部分は、給与所得者の夫婦片働き世帯に対する配慮であり、この時点でも配偶者の家

²³³ 税制調査会(2019)

事労働の貢献を認める制度であったと考えられる。

1990年代に入り、既婚女性の就業が大幅に増加し夫婦共働き世帯が夫婦片働き世帯の数を上回ると、女性の働き方に中立な税制を実現することが重要であるとされる。そして、2002(平成14)年の税制調査会においては配偶者控除等の廃止について初めて本格的に言及されることとなる。その結果、夫婦片働き世帯に対する配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止された。

民主党政権時には高所得者有利であるとされる所得控除から税額控除若しくは給付を行うことで中低所得者支援、その中でも子育て世帯への支援を行うとして、これまで行われてきた所得控除の改革のみならず、その対象を夫婦のみならず子育て支援と大きく転換したものであったと考えられる。

その後、再び自民党政権となった後は、配偶者控除の廃止を含む検討として、初めて具体的に配偶者控除改革としていくつかの案が提案される。その中でも配偶者控除の二重控除の問題を解決するためにイギリス等で導入されている移転可能な基礎控除が提案された。しかし、配偶者控除改正の議論の中で社会保険加入要件の厳格化や消費税増税による家計への負担へ配慮するため2017(平成29)年度の税制改正では、配偶者特別控除の拡充が決定された。ただし、配偶者控除等に所得制限が加えられたことは高所得者有利である所得控除の問題点を一部解決できた点は評価できる。

これらの日本の配偶者控除等の改革を諸外国の所得税における夫婦に対する配慮と比較すると、どのように評価できるであろうか。諸外国においては夫婦に対する配慮は世帯単位課税から個人単位課税に移行する際に世帯の税負担が増加することに対する移行措置として導入される例が多かったが、日本の配偶者控除の導入においては夫婦片働き世帯の妻の家事労働の貢献を「内助の功」として評価し、夫婦片働き世帯の税負担を減少させるために導入された点は、日本独自の考え方である。その後、所得税減税のため配偶者控除が拡大された点は国際的な風潮と合致している。ただし、配偶者特別控除の創設に当たっては、パートタイム労働者である既婚女性の世帯の手取りの減少に対応するという点では諸外国と同様に既婚女性の就業に配慮したものであると考えられるが、パートタイム労働者及び夫婦片働き世帯を優遇する制度であり、日本独自の考え方であった。その後、夫婦片働き世帯を過度に優遇する配偶者特別控除の上乗せ部分は廃止されたが、夫婦共働き世帯の増加に伴い、所得控除が高所得者有利であるという点から2017(平成29)年度税制改正においては配偶者控除等の適用に所得制限が加えられる。この点は国際的な風潮と合致していると言え

よう。

日本における配偶者控除等の適用者は、配偶者控除等の導入時点と比較して、大きく減少している。2017(平成 29)年度税制改正後は、配偶者控除の適用者は大きく減少し、配偶者特別控除の適用者は大きく増加した。しかし、配偶者控除等の適用者は、所得制限内の中高所得層である。

有配偶者の就業率も、2017(平成 29)年度の税制改正によって、所得制限内であれば、控除額が増加したにもかかわらず、就業率も増加している。ただし、2020 年はコロナ禍の影響で減少してしまっている。ただし、その就業形態としては、非正規就業率が 70%を超えているのが、既婚女性の就業の現状である。

次章ではこの 2017(平成 29)年度の税制改正の税負担等の効果の分析を実際の数値を用いて行いながら、残された課題について検討を行う。さらに、この課題に対する解決策を諸外国の制度を参考に提案しその効果を確認する。

第四章 配偶者控除の改革課題

—2017(平成 29)年度税制改正の効果分析をふまえて—

はじめに

2017(平成 29)年度税制改正において、2003(平成 15)年度税制改正以降約 15 年ぶりとなる配偶者控除及び配偶者特別控除の大規模な改革が行われた。この改革が配偶者控除の適用割合と女性の就労状況の変化にどう影響をしたかは前章の最後で検討した。本章では、就労形態別に見て各世帯にどのような税負担等の変化をもたらすのかを分析することにより配偶者控除等の改革の意義と残された課題を見出したい。また、課題に対する解決方法をいくつかシミュレーションし、今後の配偶者控除等の在り方について議論を進める。

本章ではまず 2017(平成 29)年度税制改正がどのように決定されたかを、改めて明らかにする。次に当該改正では配偶者控除等の適用に納税者の所得制限が加わったため、納税者の合計所得金額と配偶者の合計所得によって世帯の税負担がどのように変化するか推計を行う²³⁴。さらに、2018(平成 30)年度の税制改正により 2020(令和 2)年から給与所得控除及び基礎控除の改正が行われた。このような状況を踏まえ、2017 年に行った推計と現在の配偶者控除等の税負担を比較し、どのような変化が起こったかを明らかにする。

また、2017(平成 29)年税制改正以前は納税者の配偶者控除として配偶者の年収 103 万円までは 38 万円であったが、当該改正により配偶者の年収 150 万円まで 38 万円控除されることとなる。配偶者が就業調整を行わず年収を 150 万円まで増やす場合、年収 130 万円で社会保険の被保険者となるため、社会保険料が差し引かれ、配偶者本人の手取金額が減少することとなる。たとえ配偶者控除の年収要件が拡大されたとしても、社会保険料の負担は配偶者の就労に対して影響があると考えられる。そこで、現行制度における社会保険加入による配偶者本人の手取り額の減少を確認したうえで世帯における所得税の負担と配偶者の社会保険料負担に対して 2017(平成 29)年度の改正がどのような効果をおよぼすか推計を行い、評価する。

最後に、これまで税制調査会で議論されてきた配偶者控除等の問題点に対する改正の効果と今回行った推計も踏まえ改めて検討を行い、改正が行われてもなお残されると考えら

²³⁴ なお、今回の推計はすべて主たる稼得者が給与所得者で厚生年金及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であることを前提としている。

れる配偶者控除等の課題への解決策について提案し、シミュレーションする。

1. 2017(平成 29)年度税制改正における配偶者控除の改正

1-1 改正の経緯

配偶者が就業調整を意識しなくてすむ中立的な税制の仕組みとして、税制調査会において配偶者控除と配偶者特別控除の見直しを行うこととなった。これまで税制調査会では配偶者控除の廃止、移転可能な基礎控除、夫婦世帯を対象とした夫婦控除の提案がなされていた。配偶者控除については、配偶者控除が納税者の担税力の減殺の調整として機能しており、諸外国においても配偶者に対して何らかの配慮が行われている。夫婦は生活の基礎単位であるため、配偶者控除の完全な廃止は問題があるとして配偶者控除の存続が決定された²³⁵。

また、夫婦控除という夫婦を対象とした新しい控除については高所得者世帯まで配慮を行うことに多額の財源が必要であるため、控除の適用に当たって夫婦世帯の所得の上限を設ける等の対策が必要であるが、個人単位課税のなか世帯単位で所得を把握することは厳しいため、見送られた。移転可能な基礎控除は二重控除の問題は解決できるが、夫婦で適用される税率が異なるときに配偶者の就労抑制につながる問題が浮上することからこの案も見送られた。

結論として共働き世帯は増加しているが、あくまで夫フルタイム労働者、妻がパートタイム労働者である世帯における、パートタイム労働者の就業調整という「喫緊の課題」に対応するため配偶者特別控除の拡充が決定された²³⁶。さらに所得控除制度は高い税率が課される高所得者ほどその控除額が大きくなるという批判に対して所得制限が加えられることとなった。この配偶者特別控除の拡充は一部のパートタイム労働者において 2016 年 10 月から社会保険の適用範囲がこれまでの年収 130 万円から年収 106 万円に拡大されたことによる世帯の社会保険料負担への配慮もあると考えられる。また、配偶者特別控除が配偶者控除と同額となる 38 万円の所得控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 85 万円²³⁷とした理

²³⁵ 自由民主党・公明党(2017)3-6 頁

²³⁶ 税制調査会においては配偶者特別控除の創設により税制上の世帯における手取りの逆転現象は解決しているとしており、2014 年の経済財政諮問会議において当時の麻生太郎財務大臣も手取りの逆転現象は解決されているというのが正しい認識であるとしている

²³⁷ 給与所得のみの場合、給与収入が 150 万円と給与所得控除の 65 万円控除後の合計所得金額が 85 万円となる。

由として、安倍首相が目指す最低賃金の全国加重平均額である 1,000 円の時給で 1 日 6 時間、週 5 日勤務した場合の年収 144 万円を上回るためであるとされた²³⁸。

1-2 配偶者控除等の改正

2017(平成 29)年度税制改正では、納税者本人の受ける控除額は、配偶者控除の所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が現行 38 万円から 85 万円に引き上げられ、その後、合計所得金額 123 万円までは配偶者特別控除額が配偶者の合計所得金額が 5 万円増加するごとに 5 万円逓減する。また、配偶者特別控除のみならず配偶者控除においても納税者本人の所得制限が適用されることとなる。したがって表 4-1 に示したように合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下の場合は配偶者控除等の上限額 26 万円となり、合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の場合は配偶者控除等の上限額は 13 万円となり、合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には配偶者控除等の適用はできなくなる。

表 4-1 2018(平成 30)年から配偶者控除の所得制限

		配偶者の合計所得金額										(単位:万円)
合計所得本人額	配偶者控除	配偶者特別控除										
	38~85未満	85	90	95	100	105	110	115	120	123	123超	
900万円以下	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0	
900万円超 950万円未満	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0	
950万円超 1000万円以下	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	0	
1,000万円超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出所:2017年法令より筆者作成

表 4-2 2020(令和 2)年から配偶者控除の所得制限

		配偶者の合計所得金額										(単位:万円)
合計所得本人額	配偶者控除	配偶者特別控除										
	48~95未満	95	100	105	110	115	120	125	130	133	133超	
900万円以下	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0	
900万円超 950万円未満	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0	
950万円超 1000万円以下	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	0	
1,000万円超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出所:2020年法令より筆者作成

さらに、2018(平成 30)年度の税制改正により、2020(令和 2)年より給与所得控除から基

²³⁸ 税制調査会(2017)2 頁

基礎控除への10万円の振替が行われることとなり、配偶者控除等も改正された。改正後の制度は4-2となっている。給与所得控除から基礎控除への振替であるため、配偶者が給与所得者である場合は、配偶者控除等が適用される収入は変わらないこととなっている。また、納税者本人の所得制限について変更はない。ただし、給与所得控除に上限が設けられたため、所得制限となる納税者の収入が変更することとなった。

1-3 先行研究

配偶者控除等の改革の税負担等の効果についてはこれまでも多くの研究がなされてきた。具体的な数値を用いて配偶者控除等の効果分析をされたものについては以下のようなものが挙げられる。

森信・中本（2013）は、所得税課税ベースの推移をマクロ推計し、2000年代半ばに課税ベースは拡大したものの、その後減少していく傾向を指摘している。この課税ベースの減少を回避するための推計からのインプリケーションとして、配偶者控除の所得控除から税額控除方式又は給付付き税額控除方式へ転換することや、配偶者控除の見直しは課税ベース拡大の見直しに当たって最初に手をつけるべきであることを挙げ、配偶者控除の縮小・廃止による所得控除から税額控除へのシフトの改革を提案している。

佐藤（2014）は配偶者の収入が103万を超えて配偶者控除と基礎控除が二重に適用される部分を超えると税負担が増加することにより、既婚女性の就労阻害要因になることに着目し、配偶者本人が就労した場合に減少する帰属所得を補う、配偶者本人が適用できる勤労配偶者控除について推計を行っている。この控除により二重控除の問題は解決し、夫婦の税負担の増加を緩やかにすることにより既婚女性の就労を阻害しないとしている。

高山・白石（2016）では所得税において配偶者控除を廃止し、夫婦のどちらかが利用できる所得控除方式の夫婦控除に改正した場合又は税額控除方式の夫婦税額控除に改正した場合、税負担が増加する世帯を推計している。それに加え高山・白石（2017）では所得税における配偶者控除等を廃止し、住民税において所得控除方式の夫婦控除が導入された場合、又は、所得制限付きの税額控除方式の夫婦控除が導入された場合に、税負担が増加する世帯数、世帯収入をシミュレーションしている。その結果、配偶者控除等の所得控除方式の夫婦控除及び税額控除方式の夫婦控除により最も税負担が増加するのは所得制限により夫婦控除が適用されない世帯で、その配偶者が非正規若しくは専業主婦である世帯の税負担が増加し、負担が増加するのは高所得者世帯ほど多いという結果が出されている。ただし、このシミュ

レーシヨンの所得制限は世帯収入 670 万円(合計所得 483 万円)となっているため現行の制度と比較してかなり、厳しいものとなっている。また、移転可能な基礎控除方式については触れられていない。

矢吹・吉岡・岩田・渡辺・深沢(2017)は、2017(平成 29)年度の改正が税収と再分配に及ぼす効果について収入分布関数を利用して分析している。この分析によると、この改正では税収については所得税が増税となり、住民税が減税となったが、その税額は大きな金額ではないため、2017(平成 29)年度改正は税収中立に基づいた制度改革であることを明らかにしている。また、ジニ係数を用いた再分配効果の検証によって高所得者の税負担が大きくなり、中低所得者の税負担が軽減され、所得税、住民税いずれも再分配効果を高めることができるとしている。また、配偶者控除を完全に廃止した場合を仮想のデータのもとで検証し、配偶者控除の廃止によって再分配効果が弱まる結果を示している。

田近・横田(2018)は、2017(平成 29)年度の配偶者控除等の改正を受けて、配偶者控除等が低減する世帯における社会保険料も加味した手取りの減少を推計している。さらに、配偶者控除等の拡大によって生じる社会保険加入による手取りの減少額による配偶者の就業調整を回避するために、就業調整をしない方法として社会保険料の減額による手取りの減少を緩和する社会保険料の減額を推計したものである。ただし、配偶者控除の改正がどのような収入の世帯に対して影響を与えるのかについての言及はない。

所得制限については河野(2019)において配偶者控除等の金額が減額される合計所得金額の前後における所得の逆転現象が指摘されており、逆転現象を解決するために配偶者控除額を連続的に減少させる方法が提案されている。

本章ではこれらの先行研究をふまえて、初めに 2017(平成 29)年度の配偶者控除等の改正の効果を「2017 年(平成 29)年度改正」として推計する。なお、本章は 2017(平成 29)年に国際公共経済学会で発表し加筆・修正し、学会誌に発表した森(2018)に大幅に修正を加えたものである。学会発表時点では配偶者控除等の改正の効果の推計であったが、2020(令和 2)年度税制改正における基礎控除の改正に伴い、配偶者控除等も改正がなされたことから、現状の配偶者控除等の効果を「2018(平成 30)年度改正後」として分析する。このように分けて分析することにより基礎控除及び給与所得控除の改正が配偶者控除等に与えた影響を明らかにできる。また、推計時点と現行制度の違いを明らかにする点はまだ分析が行われていないため、配偶者控除等の所得制限の影響を明らかにするために、かかる分析を行うことは、重要であると考えられる。

そして、配偶者控除等の改正の効果を評価したうえで配偶者控除等に残された問題点を詳細に明らかにする。そのうえでこれらの問題解決の方法を諸外国の制度や先行研究に提案された改善案を具体的な数値を利用しシミュレーションする。さらに、世帯の収入ごとの効果をシミュレーションして比較し、分析を行うことで配偶者控除等の改革の方向性を示すことが本章の目的である。

2. 税制改正の効果の推計と現行制度の比較

2017(平成 29)年度税制改正によって配偶者控除等に所得制限が設けられ、高所得者の配偶者控除等が逡減・消失することになった。この所得制限が 2017(平成 29)年における配偶者控除制度と比べて税負担がどのように変化したか世帯ごとの税負担の推計を行った。さらに 2018(平成 30)年度の改正により基礎控除及び給与所得控除が改正された。特に給与所得控除には上限が設けられたため、合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の世帯、合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の世帯、合計所得 1,000 万円超の世帯の世帯収入が変化することになった。そのため、これらの世帯における 2017(平成 29)年度改正前と「2017(平成 29)年度改正後」、2017(平成 29)年度改正前と「2018(平成 30)年度改正後」を比較し、世帯ごとの税負担がどのように変化したかを確認する。

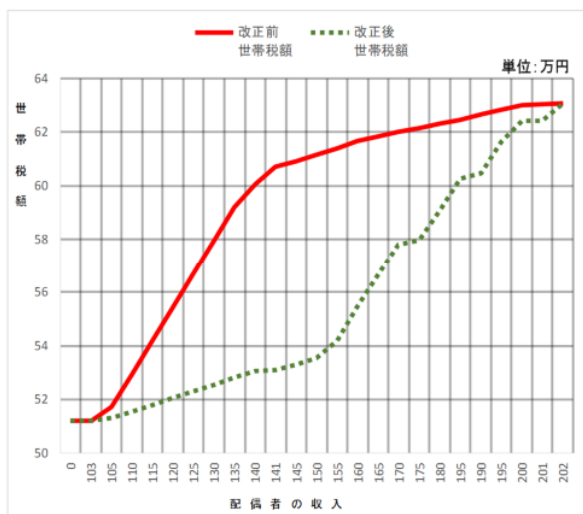
2-1 標準世帯

標準世帯として厚生労働省「国民生活基礎調査」(2016)の世帯単位での平均所得金額 545 万 8 千円を配偶者控除が適用できる納税者の合計所得と仮定した²³⁹。「2017(平成 29)年度改正」におけるこの標準世帯における世帯の税額の変化の推計を示したものが図 4-1 である。「2018(平成 30)年度改正後」におけるこの標準世帯の税額の変化が図 4-2 となる。

「2017(平成 29)年度改正」によると、所得制限以下で配偶者控除等が適用できる標準世帯の納税者については配偶者控除等の金額が拡充されたため、配偶者の給与収入が 201 万円までは現行制度より世帯の税負担が少なくなり、配偶者の就労により現行制度より世帯の収入を増加させることが確認できる。

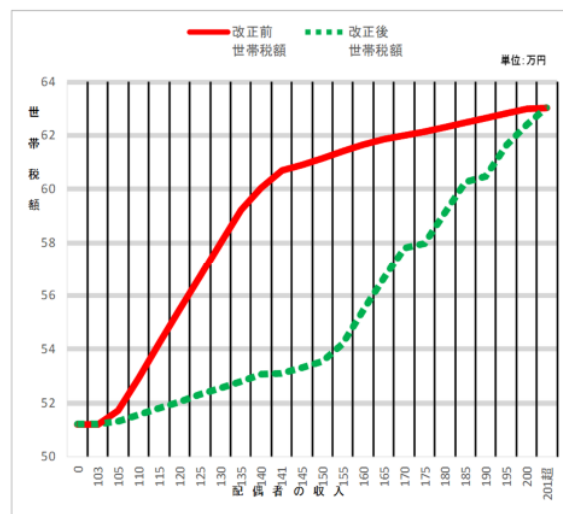
²³⁹ 標準世帯の所得は給与収入のみとし、給与所得控除を逆算して給与収入を 7,397,700 円としている。

図4-1 標準世帯「2017(平成29)年度改正」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 2017年法令より筆者作成

図4-2 標準世帯「2018(平成30)年度改正後」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 各法令より筆者作成

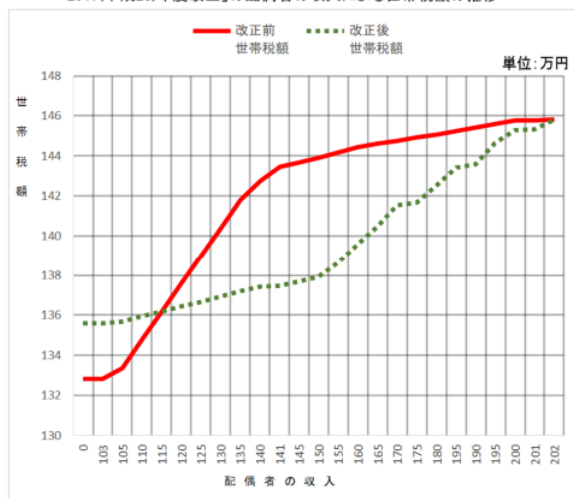
「2018(平成 30)年度改正後」よると、給与所得控除の改正が行われたが、この世帯においては給与所得控除の 10 万円の減額の効果は基礎控除の 10 万円の増額と相殺されるために配偶者の収入 201 万円までは「2017(平成 29)年度改正」と同様に世帯の税負担が少なくなる。税負担が最も少なくなるのは「2017(平成 29)年度改正」の推計と同様に配偶者特別控除の最高額 38 万円適用される配偶者収入 141 万円で最大となり、その後逡減していく。標準世帯においては「2017(平成 29)年度改正後」「2018(平成 30)年度改正後」は、ほぼ、同じ税負担なっていることがわかる

2-2 納税者本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の世帯

「2017(平成 29)年度改正」におけるこの 900 万円超 950 万円以下における世帯の税額の変化の推計を示したものが図 4-3 である。そして、「2018(平成 30)年度改正後」におけるこの世帯の税額の変化が図 4-4 となる。2017 年の推計の時点では配偶者控除等の改正により配偶者控除等の金額が減額されるため、納税者本人の合計所得 950 万円以下の世帯では配偶者の収入が 115 万円に満たない世帯での税負担が増加することが推計された。現在の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下は給与所得控除の改正により、給与収入 1,095 万円超となる。2017 年時点の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の場合、給与収入は 1,126 万円超となる。税負担額は 2017 年の推計によると「2017(平成 29)年度改正」前の配偶者特別控除が適用されていた範囲においては世帯税額が高いが、配偶者控除の減額によりそれ以

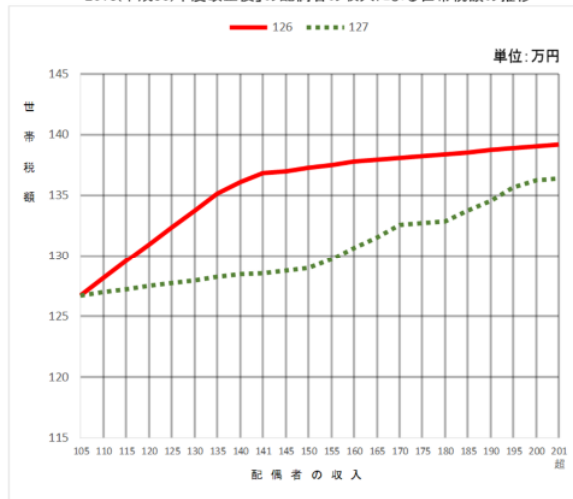
降は配偶者が配偶者特別控除の範囲内で就労する限り世帯の税額が減少するという推計であったが、「2018(平成 30)年度改正後」は「2017(平成 29)年度改正」前の配偶者控除が適用されていた配偶者の収入 103 万円までは世帯税額が少ないが、103 万円以上については配偶者の就労に関わらず世帯税額が減少している。

図4-3 合計所得900万円超950万円以下世帯
「2017(平成29)年度改正」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所:2017年法令より筆者作成

図4-4 合計所得900万円超950万円以下世帯
「2018(平成30)年度改正後」の配偶者の収入による世帯税額の推移



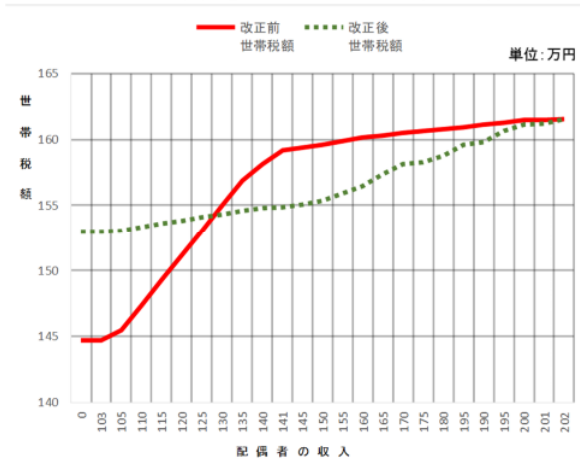
出所:各法令より筆者作成

2-3 納税者本人の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の世帯

「2017(平成 29)年度改正」における 950 万円超 1,000 万円以下における世帯の税額の変化の推計を示したものが図 4-5 である。そして、「2018(平成 30)年度改正後」におけるこの世帯の税額の変化が図 4-6 となる。「2017(平成 29)年度改正」の時点では 130 万円以上配偶者の収入が増加すると配偶者特別控除等が適用される配偶者の収入 202 万円までは配偶者の収入によって「2017(平成 29)年度改正」前より世帯の税額を減少させることができるため、世帯の収入が増加すると推計されている。ただし、「2018(平成 30)年度改正後」はこの合計所得 950 万円超 1,000 万円以下世帯も給与所得控除の改正によって給与収入 1,145 万円超となる。「2017(平成 29)年度改正」前後の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の給与収入は 1,176 万超であった。このため、900 万超 1,000 万以下世帯と同様に税負担額は「2017(平成 29)年度改正」は「2017(平成 29)年度改正」前の配偶者特別控除が適用される範囲内で配偶者が就労する場合は世帯の税額が減少するという推計であったが、「2018(平成 30)年度改正後」では配偶者の収入 120 万円で「2017(平成 29)年度改正」前の世帯税額

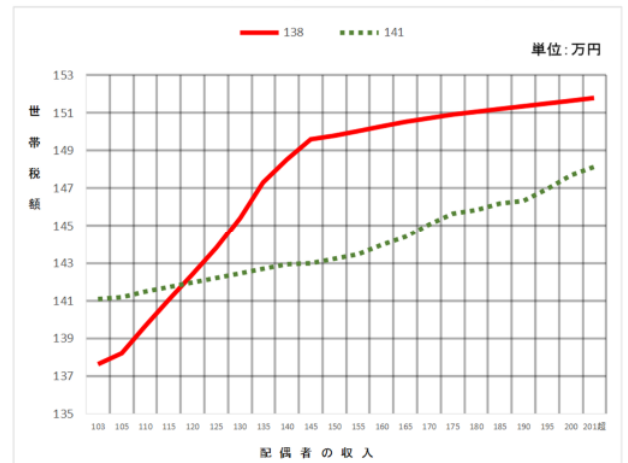
より「2018(平成 30)年度改正後」の世帯税額が少なくなる。これは配偶者控除が適用できない納税者の給与収入の差額 31 万円と配偶者控除等の減額から算出された数字である。

図4-5 合計所得950万円超1,000万円以下世帯
「2017(平成29)年度改正」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 2017年法令より筆者作成

図4-6 合計所得950万円超1,000万円以下世帯
「2018(平成30)年度改正後」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 各法令より筆者作成

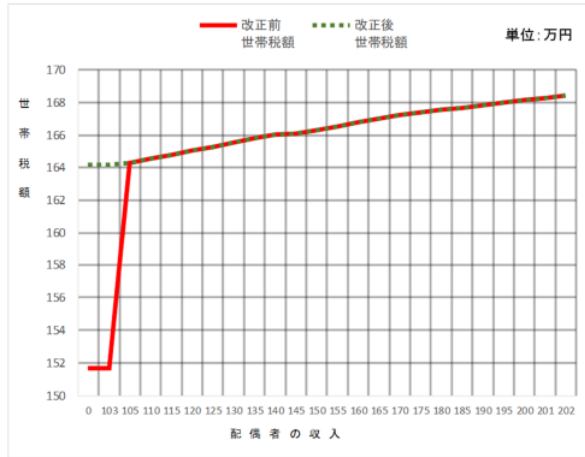
2-4 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円超の世帯

納税者本人の「2017(平成 29)年度改正」における納税者の合計所得金額が 1,000 万円超世帯の税額の変化の推計を示したものが図 4-7 である。そして、「2018(平成 30)年度改正後」におけるこの世帯の税額の変化が図 4-8 となる。

合計所得金額 1,001 万円で計算しているため、給与所得控除の改正により、給与収入は、「2017(平成 29)年度改正」は 1,231 万円、「2018(平成 30)年度改正」は 1,196 万円となる。

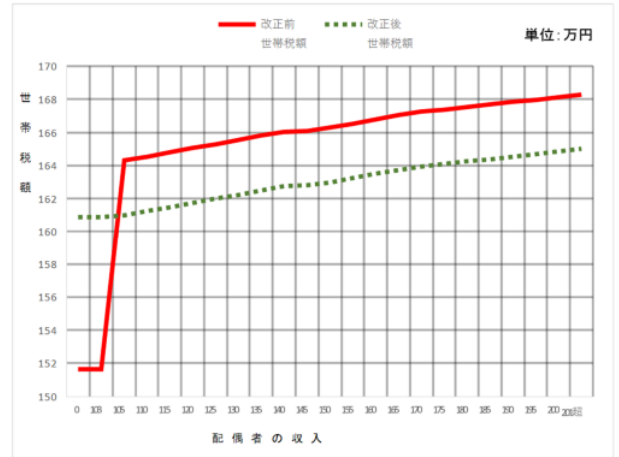
「2017(平成 29)年度改正」の推計によると納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えることにより配偶者控除がなくなり、配偶者控除が適用されている配偶者の収入 103 万円までは改正前の制度と比べて改正後の世帯の税額は大きくなると推計している。世帯税額については配偶者控除が適用されなくなったために、配偶者の収入が 103 万円を超えると増加することが推計されていたが、「2018(平成 30)年度改正後」でも 103 万円を超えると「2017(平成 29)年度改正」前より世帯税額が大きくなる。また、世帯税額は「2017(平成 29)年度改正」時より少なくなっていることがわかる。

図4-7 合計所得1,000万円超世帯
「2017(平成29)年度改正」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 2017年法令より筆者作成

図4-8 合計所得1,000万円超世帯
「2018(平成30)年度改正後」の配偶者の収入による世帯税額の推移



出所: 各法令より筆者作成

2-5 世帯の種類別収入増加率

「2017(平成29)年度改正後」は「2017(平成29)年度改正」前と比較して、世帯の合計所得金額ごとに配偶者の収入の増加による税負担と、配偶者の収入の増加に伴い配偶者控除等が遡減する納税者本人の税負担を計算し、配偶者の収入の増加によって世帯の収入金額がどのように変化したかを計算し、表4-3に示した。納税者本人の合計所得金額によって配偶者控除が遡減されるため、納税者本人の合計所得金額が標準世帯、900万円超950万円以下の世帯、950万円超1000万円以下の世帯、1000万円超の世帯と区分して確認する。

納税者本人の合計所得金額が標準世帯である場合においては、収入変化率は配偶者の収入が増加するにつれて大きくなり、配偶者控除特別控除の最高額38万円適用される配偶者収入141万円と145万円と0.93%と最大の増加率となり、その後遡減していく。ただし、納税者本人の合計所得金額が900万円を超える世帯については、給与所得控除の改正により配偶者が就労しても、配偶者控除等改正前と比較すると現在は世帯の収入はマイナスになっている。

納税者の合計所得金額が標準世帯であるのみならず、納税者本人の合計所得が900万円以下の世帯においては配偶者控除等の改正により就労抑制要因である配偶者控除の年収要件103万円が大幅に引き上げられたため、103万円から145万円まで収入を増加させるために就業を増やすことで世帯の収入を最も増加させられる。

表 4-3 世帯種類別収入変化率

配偶者収入 (万円)	標準世帯	900万円超 950万円以下 世帯	950万円超 1,000万円以下 世帯	1,000万円 超世帯
0	0.00%	△3.18%	△3.59%	△4.10%
103	0.00%	△2.88%	△3.27%	△3.74%
105	0.05%	△2.84%	△3.23%	△2.71%
110	0.18%	△2.72%	△3.12%	△2.69%
115	0.30%	△2.61%	△3.01%	△2.68%
120	0.42%	△2.50%	△2.90%	△2.67%
125	0.55%	△2.39%	△2.79%	△2.66%
130	0.67%	△2.28%	△2.67%	△2.65%
135	0.79%	△2.17%	△2.52%	△2.64%
140	0.86%	△2.10%	△2.42%	△2.63%
145	0.93%	△2.03%	△2.33%	△2.62%
150	0.92%	△2.03%	△2.32%	△2.61%
155	0.87%	△2.06%	△2.33%	△2.60%
160	0.74%	△2.11%	△2.34%	△2.59%
165	0.63%	△2.16%	△2.37%	△2.58%
170	0.52%	△2.23%	△2.40%	△2.57%
175	0.52%	△2.22%	△2.39%	△2.56%
180	0.42%	△2.21%	△2.40%	△2.55%
185	0.26%	△2.26%	△2.39%	△2.54%
190	0.25%	△2.31%	△2.42%	△2.53%
195	0.14%	△2.38%	△2.46%	△2.52%
200	0.07%	△2.41%	△2.47%	△2.51%
201	0.07%	△2.40%	△2.46%	△2.50%
201万円超	0.00%	△2.44%	△2.49%	△2.50%

出所：各法令より筆者作成

税制だけで考えると、配偶者控除等改正前に就業調整を行うと言われていた 103 万円の壁から配偶者特別控除が 38 万円適用される 150 万円付近が新たな壁となることが考えられる。必ずしも配偶者の収入 150 万円でないのは、103 万円であれば配偶者の所得税負担はないが、配偶者の収入が 150 万円であると配偶者本人が所得税を負担しなければならないためである。そのため、150 万円前後で就業を調整する可能性があるため、就労抑制要因になることも考えられる。

納税者本人の合計所得が 900 万円超 1,000 万円以下の世帯においては世帯の収入変化率は減少してしまう。ただし、配偶者の収入が 0 であるより、配偶者の収入がある方が変化率の減少幅も少なくなる。これらの世帯では 900 万円以下の世帯と同様に 150 万円前後で減少幅が少なくなるため、就労抑制要因になることも考えられる。

また、納税者本人の合計所得が1,000万円超の世帯の配偶者については、配偶者控除等の改正前にパートタイム労働者で配偶者控除の範囲内に就業調整を行っていた場合、配偶者控除等の改正後は世帯での税負担が増加するのみである。ただし、配偶者の収入が0であるより、配偶者の収入が少しでもある方が世帯の収入変化率が大きくなるため、就労中立性の問題は解決できている。

2022年現在の税負担の計算により配偶者控除等の所得要件と給与所得控除の改正により納税者の合計所得金額が900万円超の世帯においては配偶者控除等の所得制限と廃止によって世帯での税負担が増加しているため、収入変化率がマイナスになっている。高所得者における配偶者控除等が高所得者有利であるという点を一部解決できたことは評価できる点である。

2-6 社会保険加入による手取りの減少に対する影響

所得制限以下の納税者が配偶者特別控除の拡充により世帯における税負担を軽減させた場合でも配偶者の就労抑制要因となりうるのが社会保険料の負担である。配偶者控除特別控除の拡充により、配偶者控除と同額の38万円の控除となる配偶者の収入が社会保険料加入の収入である130万円を上回ることとなった。社会保険料との関係を表4-4に示している。

表 4-4 配偶者控除の改正による社会保険料加入との関係

2019年以前				
配偶者の収入	～103万円	～106万円または130万円	～約134万円	
	配偶者控除38万円	社会保険料被扶養者	配偶者特別控除の喪失	
2019年以降				
配偶者の収入	～103万円	～106万円または130万円	～150万円	～約201万円
	配偶者控除38万円	社会保険料被扶養者	配偶者特別控除38万円	配偶者特別控除の喪失

出所:各法令より筆者作成

さらに、これまでは年収が130万円を超えると、配偶者本人が社会保険被保険者となっていたが2016年10月よりその加入要件が拡大し、従業員が501人以上の企業においては年収106万円以上で社会保険の被保険者となることとなった。社会保険料は所得税より料

率が高く²⁴⁰、配偶者本人の収入の手取りの逆転現象をもたらすため、配偶者本人の収入の増加と、所得税と社会保険料の負担によって、手取り額がいくらになるかを計算した。ただし、厚生年金及び国民年金は、将来受け取る年金の掛金という性質であるため、単純に手取りの減少とは言えないことには留意が必要である。

表 4-5 収入の増加に伴う配偶者本人の所得税と社会保険料負担による手取り額の変化

(単位：円)

収入	国民年金 国民健康 保険	厚生年金 協会けんぽ (130万円)	厚生年金 協会けんぽ (106万円)
0	0	0	0
1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,030,000
1,050,000	1,049,000	1,049,000	1,049,000
1,100,000	1,096,500	1,096,500	942,060
1,150,000	1,144,000	1,144,000	982,540
1,200,000	1,191,500	1,191,500	1,023,020
1,250,000	1,239,000	1,239,000	1,063,500
1,300,000	1,030,220	1,103,980	1,103,980
1,350,000	1,077,720	1,144,460	1,144,460
1,400,000	1,125,220	1,184,940	1,184,940
1,410,000	1,134,720	1,193,036	1,193,036
1,450,000	1,172,720	1,225,420	1,225,420
1,500,000	1,216,888	1,265,900	1,265,900
1,550,000	1,260,223	1,306,380	1,306,380
1,600,000	1,303,558	1,346,860	1,346,860
1,650,000	1,348,226	1,387,840	1,387,840
1,700,000	1,394,227	1,429,320	1,429,320
1,750,000	1,440,478	1,471,050	1,471,050
1,800,000	1,486,229	1,512,280	1,512,280
1,850,000	1,531,980	1,553,510	1,553,510
1,900,000	1,577,731	1,594,740	1,594,740
1,950,000	1,623,482	1,635,970	1,635,970
2,000,000	1,669,233	1,677,200	1,677,200
2,010,000超	1,714,984	1,718,430	1,718,430

出所：各法令から筆者作成

²⁴⁰ 2022年において厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険の本人負担分は14.065%であり、国民年金は年額199,080円と定額であるためパートタイム労働者への負担は大きい。国民健康保険も加入すると均等割や平等割があるため所得割部分より負担が大きくなる。累進課税制度である所得税の税率は195万円まで5%、330万円までは10%である。

夫の社会保険料の被扶養者であった配偶者が、収入を得て社会保険の扶養の適用除外になった場合の所得税と社会保険料の負担による配偶者本人の手取り額の変化を表 4-5 に示した。国民年金、国民健康保険に加入する場合(以下「国民年金」とする)場合と、収入 130 万円で厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「厚生年金」とする。)に加入する場合と、2016 年から適用拡大された収入 106 万円で厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「厚生年金 106 万円」とする)に加入する場合では、手取りの減少率は異なる。130 万円以上で国民年金に加入すると手取金額は 1,030,220 円となり、手取金額は収入の 79.24%に減少してしまう。厚生年金の場合は、収入 130 万円で加入すると手取金額は 1,103,980 円と収入の 84.92%に減少する。厚生年金 106 万円は年収 110 万円で手取り額は 942,060 円と収入の 85.64%に減少する。厚生年金 106 万円は標準報酬月額が低い段階で加入するため、社会保険料の負担がそれほど大きくないことに加えて、所得控除として支払った社会保険料は社会保険料控除として所得から差し引かれるため、所得税の負担も軽減できるという利点がある。

ここで「2017(平成 29)年度改正」が社会保険を考慮した世帯での手取りの逆転現象にどのような影響を与えるか推計を行った。表 4-6 は「2017(平成 29)年度改正」前後の社会保険加入による配偶者本人の社会保険料と所得税の負担と納税者の所得税額を計算し、世帯収入から差し引き世帯の手取り額がどれほど変化したかを比較した。減少のない場合は 100%となり、100%を下回ると減少したことを表している。配偶者の社会保険については収入 130 万円以上で国民年金に加入する場合、収入 130 万円以上で厚生年金に加入する場合、2016 年から適用拡大された厚生年金 106 万円の 3 パターンで推計を行った。なお、この場合の夫の収入は世帯の平均所得金額 545 万 8 千円と仮定した。

2017(平成 29)年度の配偶者控除等改正前後を比較すると、配偶者控除等の改正が社会保険加入による手取り金額の減少を緩和していることがわかる。収入 130 万円が 100%であった場合、国民年金に加入した時の世帯の収入に対する手取り額は、改正前 90.43%から改正後 91.06%になっている。同様に厚生年金に加入する場合、改正前 91.28%から改正後 91.91%となっている。社会保険の拡充により 106 万円で厚生年金に加入する場合、収入 110 万円を 100%とした場合、世帯の手取り減少は改正前の 92%から改正後 92.17%となっていることが確認できる。特に厚生年金 106 万円の場合はほかの社会保険に比べて、105 万円で手取り 93.99%から 110 万円で社会保険に加入した場合の手取り 92.17%となり、世帯の手取金額は 1.82%の減少となり、社会保険加入による手取りの逆転現象が大きく緩和される。

また、社会保険加入時のみならず、配偶者控除等改正後のすべての世帯において社会保険料加入後の世帯手取り額の減少が改善されていることがわかる。つまり、配偶者控除等の改正は配偶者の就業調整の一因となっている「103万円の壁」の解消のみならず、社会保険の加入に伴う手取り金額の減少を世帯として低減できる点において評価することができる。

表 4-6 配偶者本人の社会保険の加入による世帯の手取り額の変化

配偶者の収入 (万円)	国民年金 国民健康保険		厚生年金 協会けんぽ (130万円)		厚生年金 協会けんぽ (106万円)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
0	93.14%	93.14%	93.14%	93.14%	93.14%	93.14%
103	93.99%	93.99%	93.99%	93.99%	93.99%	93.99%
105	93.94%	93.99%	93.94%	93.99%	93.94%	93.99%
110	93.83%	93.99%	93.83%	93.99%	92.00%	92.17%
115	93.72%	94.00%	93.72%	94.00%	91.82%	92.10%
120	93.61%	94.01%	93.61%	94.01%	91.64%	92.04%
125	93.50%	94.01%	93.50%	94.01%	91.46%	91.97%
130	90.43%	91.06%	91.28%	91.91%	91.28%	91.91%
135	90.34%	91.08%	91.11%	91.85%	91.11%	91.85%
140	90.30%	91.10%	90.98%	91.78%	90.98%	91.78%
145	90.24%	91.11%	90.90%	91.77%	90.90%	91.77%
150	90.26%	91.12%	90.86%	91.72%	90.86%	91.72%
155	90.25%	91.11%	90.80%	91.66%	90.80%	91.66%
160	90.23%	91.04%	90.75%	91.56%	90.75%	91.56%
165	90.21%	90.90%	90.69%	91.38%	90.69%	91.38%
170	90.20%	90.78%	90.64%	91.22%	90.64%	91.22%
175	90.21%	90.68%	90.60%	91.07%	90.60%	91.07%
180	90.22%	90.69%	90.56%	91.02%	90.56%	91.02%
185	90.23%	90.58%	90.52%	90.87%	90.52%	90.87%
190	90.24%	90.48%	90.47%	90.71%	90.47%	90.71%
195	90.25%	90.48%	90.43%	90.67%	90.43%	90.67%
200	90.25%	90.38%	90.39%	90.52%	90.39%	90.52%
205	90.26%	90.32%	90.35%	90.41%	90.35%	90.41%
201万超	90.27%	90.27%	90.30%	90.30%	90.30%	90.37%

出所：各法令より筆者作成

3. 配偶者控除等の改正により残された課題

本章においては配偶者控除等に所得制限を設定したうえでの配偶者控除等の拡充がこれまで税制調査会において議論されてきた配偶者控除等に対する問題に対してどのような効果をもたらすかの検討を行う。

3-1 就労の中立性

納税者の配偶者控除の範囲内で就業調整を行うパートタイム労働者の年収制限が引き上げられたため、これまで 103 万円までに就労を調整していた配偶者の就労を促進することが目的とされ税制改正が行われた²⁴¹。しかし、配偶者の給与収入が 150 万円を超えると納税者の配偶者特別控除が 38 万円から逡減されるため、新たな壁として就労抑制効果が生まれる可能性がある。そのため、就労の中立性の根本的な完全な解決とはならない。

103 万円から、150 万円まで収入を増やす場合、もう一つの大きな壁として社会保険の加入による手取りの逆転現象があげられる。今回の配偶者控除等の改正により所得制限により配偶者控除等が減額されない世帯の世帯全体の社会保険料と税負担は 2017(平成 29)年度改正前より改善されていることは明らかとなった。ただし、現在でも社会保険料の加入と税負担は手取りの逆転現象として存続している。

厚生労働省(2020)の調査によれば、配偶者がいる女性のパートタイム労働者で就業調整を行っている割合が調査により 21.0%となっているが²⁴²、その理由として第 1 は「103 万円を超えると所得税を支払わなければならない(63.0%)」であり、次に「一定額を超えると配偶者の厚生年金等の被扶養者から外れ、自分で加入しなければならない(49.3%)」であることから、納税者の控除として所得制限以下の納税者の配偶者特別控除が拡充され、世帯としての手取りの逆転を緩和することができても配偶者本人の所得税や社会保険料の負担による手取りの減少については効果が及ばないため、配偶者の手取りの減少は既婚女性の就業調整に影響があると考えられる。そのため、2018 年(平成 30)年の調査でも配偶者がいるパートタイム労働者の 73.7%が年収 130 万円未満の収入となっていることが明らかになっている²⁴³。これらのことから、既婚女性の就業調整としては配偶者特別控除の適用範囲の拡大による 150 万円の収入より、社会保険加入に加入することとなる 130 万円が就業調整の大きな壁となっている。

野村総合研究所(2022)の調査によると、既婚女性のパートタイム労働者の 61.9%が就業調整をしており、就業調整をしている既婚女性のパートタイム労働者のうち 78.9%が社会保険や税による「年収の壁」がなくなれば、現在の年収が多くなるように働きたいと答えて

²⁴¹ 税制調査会(2016a)

²⁴² 厚生労働省(2020)

²⁴³ 厚生労働省(2020)

いる²⁴⁴。

また、夫婦共働き世帯のなかで、正規労働者と非正規労働者の中でも配偶者控除等を適用できる人とできない人の間の公平性が損なわれ、配偶者控除等を適用できるかできないかの境界が配偶者の給与収入 201 万円とかなり大きな金額になっている。配偶者控除等は収入で適用できるかどうか判断されるため、正規労働者か非正規労働者かは問われない。

配偶者控除等が納税者の合計所得 900 万円超 1,000 万円以下で逡減、1,000 万円超で消失してしまうことを考えると、これらの世帯における配偶者にとっては就労することにより世帯での税負担が増加してしまうが、本章 2-5 で確認したように、給与所得控除の改正によりこれらの世帯では配偶者の収入が少しでもある方が税金を負担しても世帯の収入を増加させることができる。今回の改正はあくまで、900 万円以下の納税者の配偶者がパートタイム労働者である場合を優遇するものであるが、そのパートタイム労働者の就業の中立性について根本的な解決にはなっていない。ただし、所得制限により配偶者控除等が逡減する世帯、配偶者控除が又は配偶者控除等が適用されない世帯については、就労の中立性の問題は解決している。

3-2 二重控除の問題

配偶者控除の問題点として、夫婦世帯において納税者本人と配偶者の基礎控除に加えて配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける二重控除について議論されてきた。

「2017(平成 29)年度改正」前の制度においては配偶者の給与所得控除を超える給与収入 65 万円以上から配偶者特別控除が適用される給与収入 141 万円までが二重控除の部分であった。しかし、「2017(平成 29)年度改正」によって、配偶者控除の所得制限以下の納税者は配偶者特別控除の拡充により二重控除の部分は給与収入 65 万円以上から配偶者特別控除が適用される給与収入約 201 万円まで拡大することとなった。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)では二重控除削減のために移転的基礎控除や、配偶者控除の廃止が提案されていたが「2017(平成 29)年度改正」では、二重控除の解決ができていないのみならず、二重控除の拡大となることが明らかである。

2020(令和 2)年からは基礎控除が 48 万円となったが給与所得控除が 10 万円減額された

²⁴⁴ 野村総合研究所(2022)

ため、「2018(平成 30)年度改正後」においても二重控除の部分は配偶者の給与収入 65 万円以上から配偶者特別控除が適用される給与収入 201 万円までとなり「2017(平成 29)年度改正」と変化はない。

3-3 配偶者控除を含む人的控除が高所得者に有利な点

配偶者控除は所得控除であるため、高所得者で適用される限界税率が高いほどその恩恵は大きいとされている。配偶者控除等の改正もあくまで控除の拡充であるため、高所得者に有利であることは予測できる。ただし、納税者の合計所得が 900 万円超の場合は配偶者控除等の遡減、1,000 万円超で配偶者控除等が撤廃されるため、配偶者控除等が遡減若しくは消失する合計所得である納税者のいる世帯に関しては、人的控除である配偶者控除等が高所得者に有利であるという問題は解決されたと考えられるため、確認を行う。

本章の 1-4 で示したように配偶者控除の拡充は所得税の世帯における負担の減少のみならず社会保険料の世帯における負担を減少させる効果があることが分かった。そこで、配偶者控除等が適用できる納税者の年収別に、配偶者の収入の増加に伴って増加する世帯における所得税と、社会保険料の負担が配偶者控除等の改正によってどう変化するか推計を行った。その結果を図 4-9 に示している²⁴⁵。

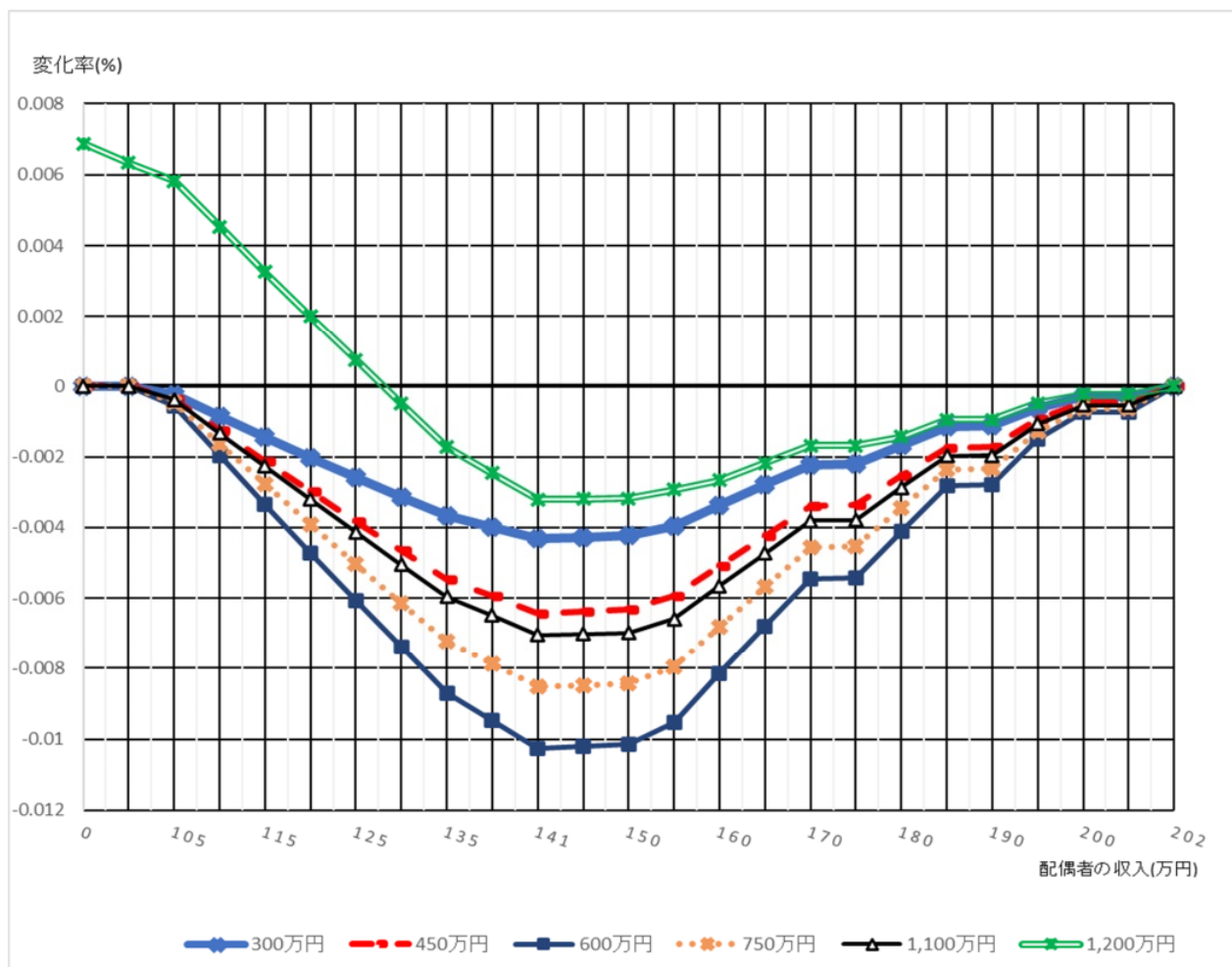
「2017(平成 29)年度改正」前後の所得税及び社会保険料の合計額の世帯収入割合を算出し、改正前後の所得税及び社会保険料の税負担変化率とした。当該比率が負であれば、所得税及び社会保険料の世帯収入における割合が減少したことを意味しており、その減少割合が大きいほど同一収入における所得税及び社会保険料の負担の減少が大きいことを表している。

納税者の合計所得が 900 万円超の場合は配偶者控除等の遡減、1,000 万円超で配偶者控除

²⁴⁵ この推計では、まず、「2017(平成 29)年度改正」前の配偶者控除等が適用できる納税者の所得税に、配偶者の収入の増加に伴う配偶者の所得税及び社会保険料負担額を合計する。この合計金額を、「2017(平成 29)年度改正」前の配偶者控除等が適用できる納税者の収入と配偶者の収入を合計したもので割る。同様の計算を「2017(平成 29)年度改正」後も行い、その変化率を表した。配偶者控除等が適用できる納税者は、配偶者の収入によって配偶者控除等の金額が変化し、所得税が変わるため、世帯の所得税の変化を推計したものである。配偶者控除等が適用できる納税者の社会保険料負担額は、改正前後で変化しないため、考慮していない。

等の撤廃されているため、配偶者控除等が適用できる納税者の年収 1,200 万円の世帯については配偶者控除等が減額され、負担の減少幅が最も少なくなっている。この配偶者控除等が逡減若しくは消失する合計所得である配偶者控除等の適用できる納税者のいる世帯に関しては人的控除である配偶者控除等が高所得者に有利であるという問題は解決できていることが明らかとなった。

図 4-9 世帯収入別所得税及び社会保険料税負担変化率



出所：各法令より筆者作成

しかし、逡減・消失がない世帯で見ると、図 4-9 から分かるように今回の改正で最も負担が減少するのは年収 600 万円の世帯であり、その後年収 750 万円から年収 1,100 万円の世帯にかけて徐々に減少率は下がるものの、年収 600 万円未満の減少率と比較すると大きくなっている。年収 1,000 万円に次いで最も減少率が少ないのは年収 300 万円の世帯とな

っている。この推計から、今回の改正は社会保険料の負担を加味しても、低所得者世帯よりも年収 600 万円から合計所得金額が 900 万円未満となる年収 1,100 万円以下の中高所得者世帯の負担減となっている。

3-4 結婚の中立性、単身者との公平性

個人の選択に中立的な税制の実現のためには、結婚の選択に中立でなければならない。現在、配偶者控除等の適用できる人は結婚した夫婦のみである。諸外国においても夫婦に対する配慮を行う国としてイギリス、フランス、アメリカ等があげられるが、いずれの国においても法律上の夫婦でない場合でも法律上の夫婦と同様の制度を利用することができる制度が存在する。しかし、日本では所得税法においては「配偶者」について規定はないものの「配偶者」は納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られるとされており²⁴⁶、結婚という個人の選択において中立的であるとは言えないであろう。

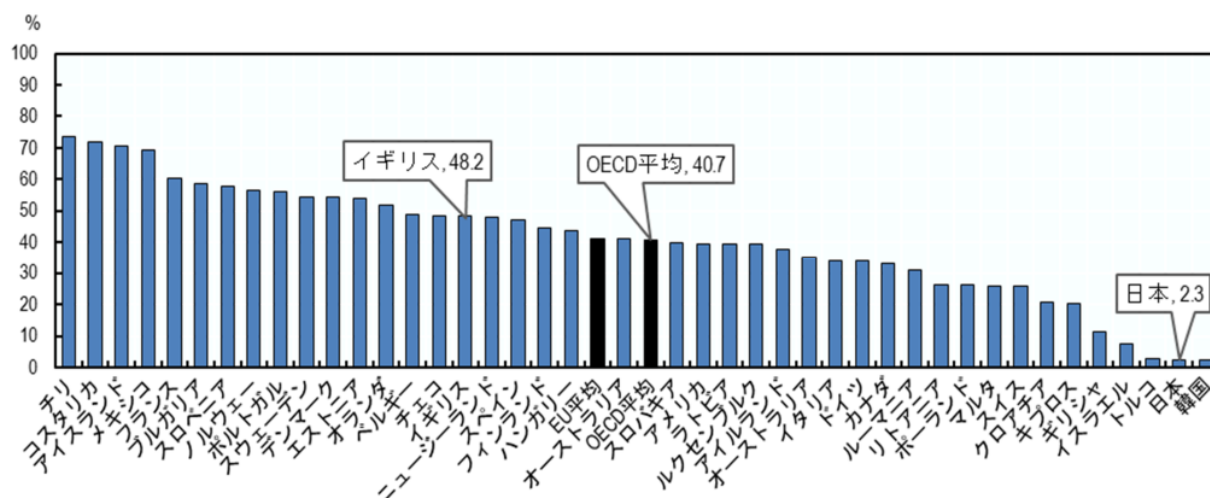
また、配偶者控除等が結婚した夫婦にのみ適用できることは単身者と比較して結婚へのボーナスとなる。簡単な数値で表すと、男性の給与 400 万円、女性の給与 150 万円のカップル 2 人の所得税と住民税の合計額は 444,000 円であるが、この 2 人が結婚するだけで所得税と住民税の合計額は 373,000 円と 71,000 円減少する。このことから、単身者と既婚者の公平性が阻害されていると考えられる。

イギリスでは夫婦控除の廃止においては結婚したものしか利用できなかったため、結婚中立性が問題となり、給付付き税額控除については結婚ペナルティが問題となった。これは図 4-10 に示したように、イギリスでは約半分 48.2%の子供が婚外子で生まれており、結婚の中立性は大きな関心となる。

日本は婚外子の割合が 2.3%と OECD 諸国においても韓国に次いで低い水準となっている。言い換えると、日本では大多数が結婚をしない限り子供を産まないと考えられる。結婚控除は結婚の奨励する制度とされているため、少子化対策としては結婚を奨励する税制も考慮する必要があると考えられる。しかし、日本は配偶者控除等によってイギリスと比較すると手厚く結婚を奨励しているにもかかわらず、序-3 で確認したように婚姻件数及び婚姻率は低下を続けている。日本の配偶者控除等の制度は結婚を奨励しているのにも関わらず、結婚に関して大きな影響を与えるものではないと言える。

²⁴⁶ 最高裁平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決

図 4-10 2018 年時点での婚外子割合の国際比較



出所：OECD (2022)Family Database Chart SF2.4.A より筆者作成。

ただし、配偶者控除等の改正により配偶者控除等の所得制限が設けられたため、所得制限により配偶者控除が適用できない男女においては結婚においても中立であり、単身者との公平性も保たれている。

4. 問題の解決方法のシミュレーション

現在の日本の配偶者控除にはいくつかの課題があるが、それらを解決するためにはどのような方法が考えられるだろうか。これまでの推計や、既婚女性の就労の状況を確認すると配偶者控除等は社会保険料の負担を加味しても所得制限内の中高所得者に恩恵が多く、適用割合も高い。

配偶者控除等が中低所得者支援となるよう配偶者控除の税額控除化、移転可能な基礎控除方式、移転可能な基礎控除の税額控除化、配偶者控除等の廃止がどのような効果を及ぼすか所得税のみならず住民税の負担も含めてシミュレーションを行う。すべてのシミュレーションにおいて配偶者控除等の適用できる納税者の収入を 300 万円、450 万円、600 万円、750 万円、900 万円、1,100 万円の 6 区分とした。2019 年『国民生活基礎調査』の所得金額の中央値 437 万円を参考とし、収入 450 万円を基準の中所得者とし、それより 150 万円少ない 300 万円を低所得者とする。収入 450 万円以上について 150 万円ずつ区分を設ける。900 万円に 150 万円を加算した金額は 1,050 万円となるが、この収入においては配偶者控除等が減額なく全額適用されるため、配偶者控除等の一部減額となる世帯の収入の変化を

調べるために 1,100 万円とし 6 つに区分した。それ以上の収入においては現行の制度においても、配偶者控除等の適用がなくなるためにシミュレーションは行わない。

4-1 配偶者控除の税額控除化

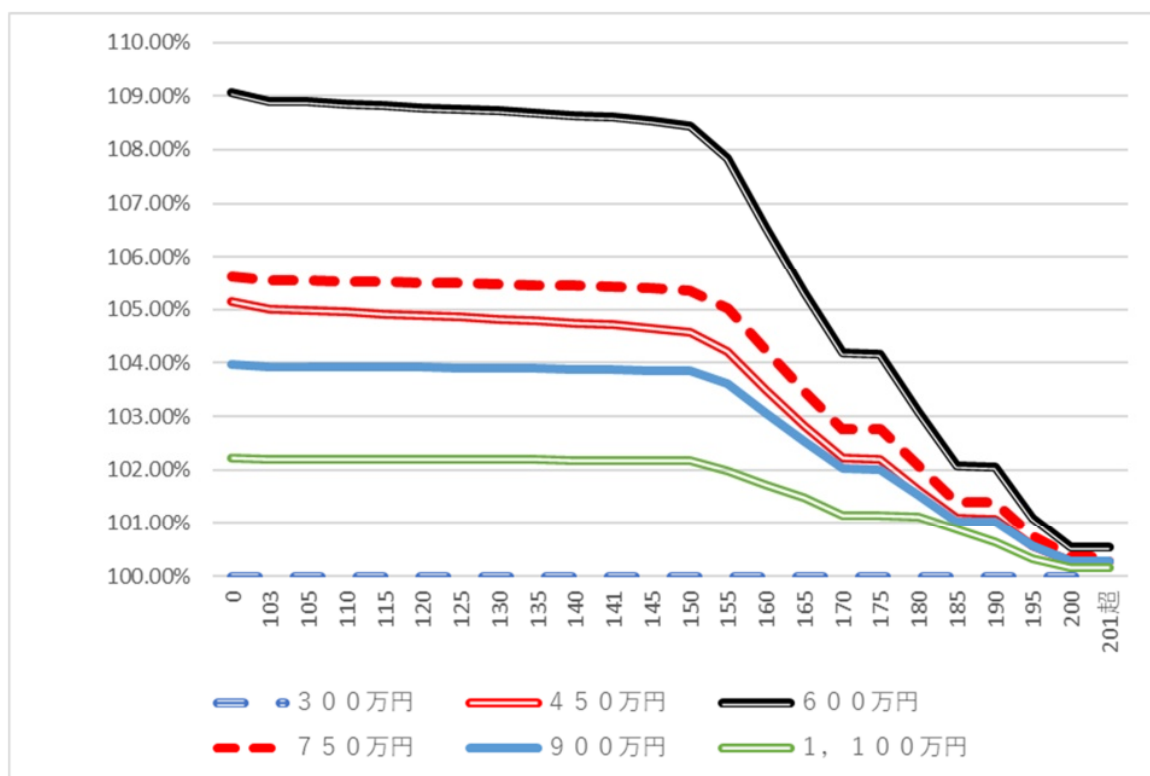
これまでの分析により、配偶者控除が所得控除であるため、累進税率の下では高所得者有利であり、現在では中高所得者に多く適用されており低所得者層には恩恵が少ないことが明らかとなった。2019 年の配偶者控除の改正により所得制限が加えられたが、それでも、合計所得 900 万円以下の納税者においては高い税率であるほど控除できる税額が大きくなる。つまり、課税所得が 900 万円の 23%の税率が適用される納税者が配偶者控除を適用した場合に最も控除できる税額が大きくなる。この問題を解決するにはかつてイギリスで行われたような人的控除の税額控除化が有効であると考えられる。そこで、現在の配偶者控除等を所得控除方式から税額控除方式として所得税から引く場合、現行の制度と比較して税負担がどのように変化するかシミュレーションを行う。

配偶者の合計所得により逡減する現在の配偶者控除等の金額を税額控除とし、配偶者控除等の適用できる納税者の所得税額から差し引くこととする。税額控除化するに当たり、最低税率の 5%でシミュレーションを行い、現行の制度から世帯の収入における税負担割合が配偶者の収入によりどのように変化したかを計算した。イギリスでかつて所得控除方式であった夫婦控除が高所得者に有利である点が問題となった際に、最低税率である 20%の税額控除化とされた²⁴⁷。その後制限が加えられ 15%、10%と税額控除は減少された。そのため、日本で導入する際も最低税率である 5%での税額控除化についてシミュレーションを行いその効果を確認する。配偶者控除等が所得控除方式であることの問題点は、所得税には累進税率が採用されているからであるが、日本において住民税は 10%の比例税率が採用されている。この累進税率の所得税と比例税率の住民税における配偶者控除等の合計額を税額控除化し、配偶者控除等の適用できる納税者の税額から控除した金額を配偶者控除等の適用できる納税者の税額とする。納税者の税額と配偶者の税額の合計額から世帯収入における税負担率を算出する。この配偶者控除等を税額控除化した場合の世帯の税負担率を、現

²⁴⁷ 夫婦控除が税額控除化された 1994 年当時、イギリスでは 20%と 40%の税率しかなかった。また、イギリスには日本の住民税にあたる税制はないため、国税の所得税率の最低税率 5%とした。

行制度における世帯の税負担率で除した割合を税負担変化率として算出した。配偶者特別控除についても現在の制度と同様配偶者の収入が増加するにつれて低減することとし、その逡減した控除額を税額控除化した。税負担変化率が100%であれば現行制度との税負担率は変わらず、100%までであれば税額控除化により税負担率が減少したこととなる。100%を超えると現行制度より税負担が増加することとなる。

図 4-11 配偶者税額控除時の税負担変化率



出所：各法令から著者作成

図 4-11 は配偶者控除を所得税において、5%の税額控除とし、住民税は10%の税額控除とした場合を示したものである。縦軸が税負担変化率を示しており、横軸に配偶者の収入を示している。収入300万円の世帯の配偶者控除等の適用できる納税者は、現行でも、適用される税率は5%であるため、税額控除化しても所得控除である場合と税負担は変化しない。5%の税額控除化は収入600万円の夫婦片働き世帯の税負担を最も多く年間628,500円から685,500円まで増加させ、税負担変化率は最大で約9%増加する。次に税負担変化率の多いのは750万円の世帯、450万円の世帯の順となり、中所得者の450万円の世帯では最大で

約5%税負担が増加することとなる。現行の制度と比較すると中所得者の税負担変化率が高所得者よりも高くなる。

シミュレーションからわかることは900万円、1,100万円は税負担変化率が低いので、税額控除化を行った場合、最も税負担が増加するのは配偶者控除等の適用できる納税者の年収600万円の中所得者層になる。就労の中立性の点では、所得控除方式の配偶者控除と比較すると税額控除の場合は控除される金額はどの所得階級でも所得税は最大で19,000円、住民税は33,000円の合計52,000円であるが、配偶者の収入が増加すると配偶者特別控除と同様に税額控除額が減少するため、現行の制度と同様に就労の中立性は損なわれると考えられる。5%の税額控除化は300万円の世帯を除く、世帯における税負担を所得控除方式と比較して増加させてしまう。二重控除の問題は、二重控除の金額は現行制度と比較すると300万円の世帯以外においては減額されるが、税額控除方式になっても納税者の基礎控除と配偶者の基礎控除と税額控除が適用される部分は現行制度と同様に配偶者の収入55万円から201万円までとなるため解決できない。夫婦共働き世帯と夫婦片働き世帯の公平性の観点からは配偶者控除が適用できる夫婦については、控除額が同額となるため、当該公平性が確保できる。ただし、夫婦共働き世帯でも、配偶者控除等が適用できない夫婦と、適用できる夫婦の公平性は確保できない。ただし、現行の制度と比較すると300万円世帯以外は配偶者控除等による減税額が少なくなるため配偶者控除等が適用できる夫婦と、適用できない夫婦間の公平性は多少改善されたと考えられる。

結婚の中立性については配偶者控除が結婚した夫婦に適用される限り損なわれる。ただし、現行の制度と比較すると300万円世帯以外は配偶者控除等による減税額が少なくなるため単身者と夫婦の公平性は多少改善されたと考えられる。

4-2 二重控除の問題を解決するための移転可能な基礎控除

配偶者控除等の問題として二重控除が挙げられるが、4-1でシミュレーションを行った配偶者控除等の税額控除化では、二重控除の問題解決とはならない。

二重控除が問題となるのは、既婚女性が就労した場合に、本人の基礎控除と配偶者控除等が二重の控除となることである。そこで、既婚女性の非正規労働者のうち、どれくらいの割合が二重控除となっているかを示す。さらに、非正規労働者の既婚女性が配偶者控除等を適用するための就業調整を行っているかを確認する。表4-7に非正規労働者の配偶関係別の収入及び就業調整の有無を示している。この表の網掛けの部分が二重控除の対象となる配

偶者の収入である。まず、非正規労働者において現在就業調整をしていると思われる配偶者より、就業調整をしていない配偶者の人数が多くなっている。就業調整をしている配偶者はほとんどが50万円から99万円か100万円から149万円に調整している。103万円は100万円から149万円の範囲に入ると考えると103万円若しくは社会保険の加入要件である130万円までに就業を調整していることが考えられる。しかし、収入分布を確認すると、既婚女性の非正規労働者は、就業調整をしていない場合においても80%以上が配偶者控除等の適用範囲内の収入であることがわかる。有配偶女性の非正規労働者は、その多くが二重控除の適用を受けている。

表 4-7 非正規労働者、配偶関係別収入及び就業調整の有無 (単位:人)

所得（主な仕事からの 年間収入・収益）	有配偶者非正規労働者数			有配偶女性	
	総 数	就業調整を している	就業調整を していない	就業調整有無別の収入分布	
				就業調整を している人 の収入分布	就業調整を していない人 の収入分布
総数	9,464,800	3,862,100	5,209,100	100.00%	100.00%
50万円未満	922,800	219,200	659,400	5.68%	12.66%
50～99万円	3,774,400	2,092,500	1,548,700	54.18%	29.73%
100～149万円	2,707,200	1,424,500	1,194,900	36.88%	22.94%
150～199万円	877,500	57,200	785,300	1.48%	15.08%
200～249万円	640,300	35,900	579,700	0.93%	11.13%
250～299万円	216,700	9,400	198,100	0.24%	3.80%
300～399万円	169,600	6,900	154,700	0.18%	2.97%
400～499万円	46,300	1,800	42,600	0.05%	0.82%
500万円以上	28,900	100	26,800	0.00%	0.51%

出所：『平成29年度就業構造基本調査』第7表より筆者作成

既婚女性の非正規労働者の場合、就業調整をしていない場合においても99万円未満しか収入がない割合が42.39%存在している。就業調整をしている人は、59.86%が99万円未満の収入である。99万円未満の収入しかない場合、就業調整をしている既婚女性のみならず、就業調整をしていない既婚女性も自分の基礎控除をすべて使用することができない。二重控除の問題を解決しながら、自己の合計所得が基礎控除以下であった場合に使用できなかった基礎控除を夫婦間で移転する移転可能な基礎控除であれば、この問題は解決できる。そ

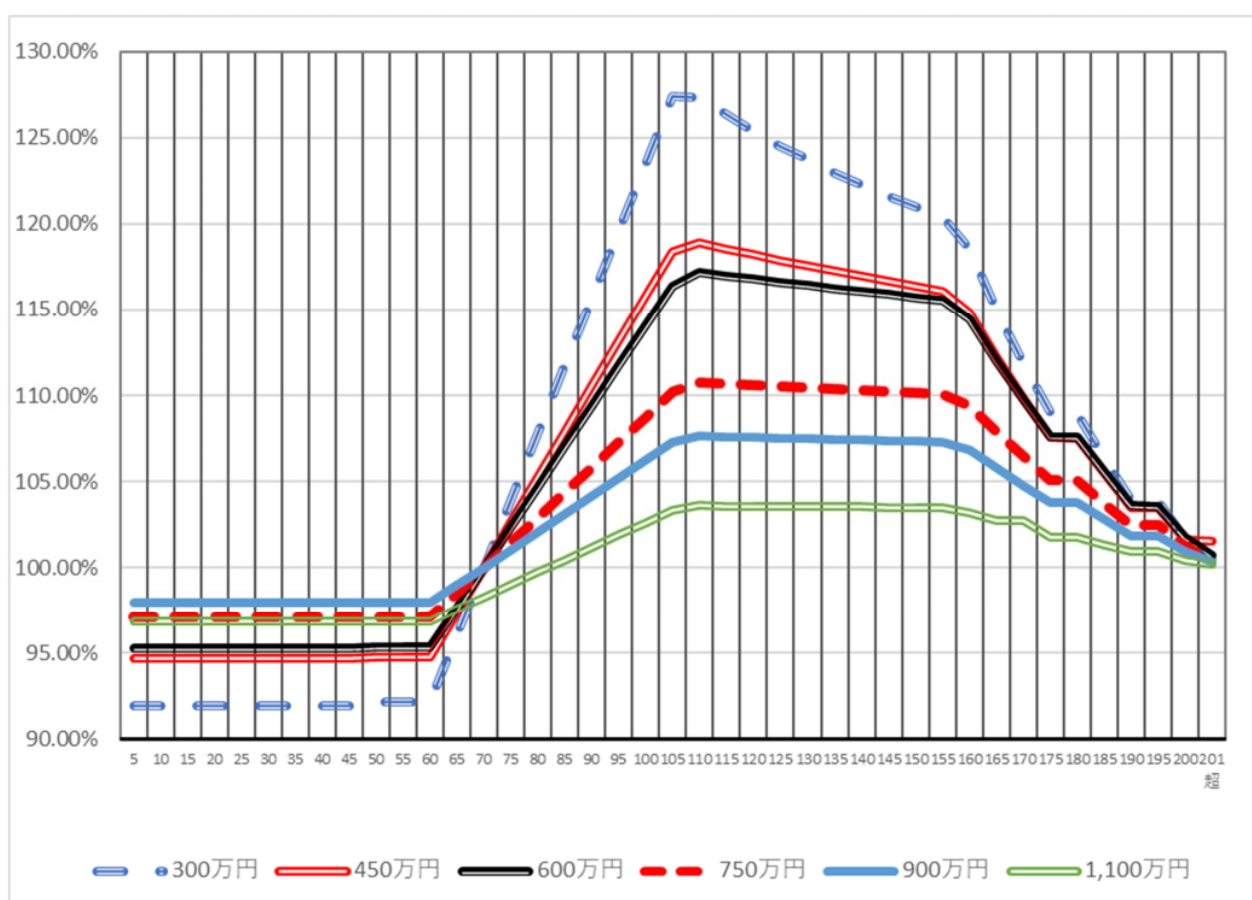
ここで、配偶者控除等を廃止し、移転可能な基礎控除が導入された場合、現在の配偶者控除等の制度と比較してどのように世帯の税負担が変化するか所得税及び住民税のシミュレーションを行い、図 4-11 に示した。世帯としては配偶者控除等の適用できる納税者の年収が 300 万円、450 万円、600 万円、750 万円、900 万円、1,100 万円とした。現在、配偶者控除は最高 38 万円の控除であるが、基礎控除は 48 万円となっているため、今回のシミュレーションでは移転可能な基礎控除という点から 48 万円とした。住民税は基礎控除 43 万円を移転可能な基礎控除とした。配偶者が就労した場合、自分の基礎控除を全て使用する所得 48 万円となる収入 103 万円までは、使用しなかった基礎控除を夫に移転する。現行の制度の下で、収入における税負担の割合に占める移転可能な基礎控除が導入されたときの収入における税負担の割合を税負担変化率として、図 4-12 に示した。縦軸が税負担変化率、横軸が配偶者の収入になっている。

配偶者控除が 38 万円(住民税 33 万円)のところ、基礎控除 48 万円(住民税 43 万円)で算定しているため、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯で配偶者の収入が 55 万円以下のすべての世帯において税負担変化率は減少している。最も税負担が減少するのは 300 万円世帯である。ただし、配偶者が収入を得て、基礎控除を使用すると移転できる基礎控除が少なくなり、世帯の税負担が上昇する。移転可能な基礎控除方式は控除の最大額は、配偶者の収入が 55 万円以下の場合に納税者本人に配偶者の基礎控除 48 万円(住民税 43 万円)である。つまり、配偶者控除と基礎控除の差額 10 万円分においては配偶者の収入が増加しても現行の制度より税負担が少なくなる。配偶者が基礎控除を利用すると現行の配偶者控除等が適用される配偶者の収入 201 万円までは税負担が増加することとなる。配偶者本人の収入が 55 万円をこえると、現行の制度で配偶者が所得税も負担せず、配偶者控除が適用される 103 万円までは移転可能な基礎控除は税負担変化率が增加する。特に、税負担変化率の増加は配偶者控除の廃止により、収入における税額の影響が大きい 300 万円世帯が最も大きく、次に高い 450 万円世帯の税負担変化率より約 15%以上高い増加となる。また、移転可能な基礎控除方式は所得控除方式であるため、適用される税率が高いほど税負担変化率が少なくなる。このシミュレーションにおいても、収入が低い世帯ほど税負担変化率が高く、所得が高くなるにつれて税負担変化率が低くなっている。

就労中立性の観点からは、配偶者の収入 55 万円までは現行の配偶者控除等の控除額より高い配偶者の基礎控除 48 万円(住民税 43 万円)の控除が適用されるため、特に就労の必要性のない高所得者の配偶者の就業阻害要因となる可能性は現行の制度より高いと言える。

二重控除の問題は基礎控除を移転するため、解決できる。現行の制度と比較すると、基礎控除を移転できる金額が配偶者控除の限度額 38 万円より 10 万円高いため、配偶者の収入 55 万円以下の場合、高所得者においても現行制度より税負担が減少するが、最大でも所得税と住民税を合計して 91 万円の控除が配偶者の収入 55 万円までその後逡減するという限定された控除であるためシミュレーションによると配偶者の収入が 55 万円までは低所得者に最も恩恵がある制度となる。

図 4-12 移転可能な基礎控除方式の税負担変化率



出所：各法令から著者作成

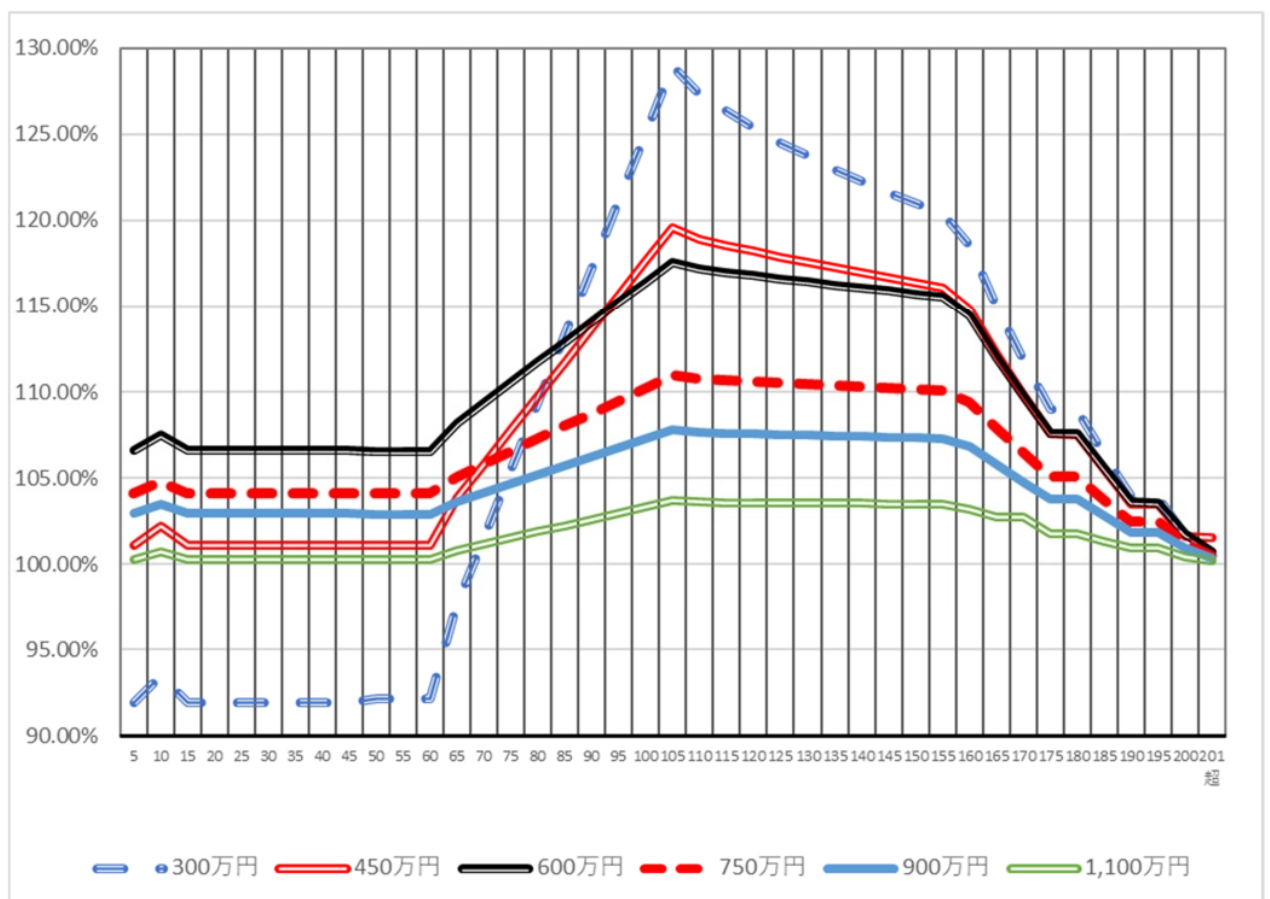
夫婦片働き世帯と配偶者控除等を適用している夫婦共働き世帯については、配偶者の収入が給与所得控除内である 55 万円までは図 4-12 からわかるように税負担は公平であると言える。それ以上の配偶者の収入がある夫婦共働き世帯については、基礎控除の移転額が減少することにより世帯の税負担が大きくなり、夫婦片働き世帯との公平性は損なわれる。

配偶者控除等の適用される夫婦共働き世帯と、適用されない夫婦共働き世帯は、現行の制度及び配偶者控除等の税額控除化と比較して、現行の配偶者控除等より控除額が減少するため、結婚の中立性及び単身者との公平性は多少改善されたと考えられる。

4-3 移転可能な基礎控除の税額控除化

移転可能な基礎控除は所得控除方式であるため、高所得者で、適用税率が高いほど控除額が大きくなるという問題点がシミュレーションからも明らかとなった。そこで、移転可能な基礎控除を税額控除化した場合、現行の制度と比較してどのような変化があるか図 4-13 に示した。

図 4-13 移転可能な基礎控除を 5% 税額控除化した場合の税負担変化率



出所：各法令から著者作成

配偶者の収入が 103 万円までで、自分の基礎控除を使用できない部分を 5% の税額控除

として配偶者控除等の適用できる納税者の所得税額から控除し、基礎控除の使用できない部分の10%を税額控除として住民税額から控除する。税額控除の最大額は所得税2万4千円、住民税4万3千円の合計6万7千円となる。この結果、300万円の世帯を除いてすべての世帯で所得控除方式よりも税負担が大きくなる。300万円の世帯は配偶者が自分の基礎控除を適用し、移転できる基礎控除が減額するまでの収入55万円までは現行制度と比較すると税負担が減少していることが確認できる。しかし、配偶者の収入が増加し、移転できる基礎控除が減少し税額控除額が減少すると、現行制度に比べて配偶者控除と基礎控除の二重控除の部分の配偶者控除がなくなることで税負担が増加することとなる。配偶者控除と基礎控除の控除を移転可能な基礎控除方式を5%の税額控除化することによって配偶者が就労し、自分の基礎控除を利用し、移転する基礎控除が減少するにつれて税負担は大きくなる。この税負担の増加は他の世帯でも同様に起こっており、配偶者の収入103万円で現行制度との税負担率の差額が最も大きくなる。

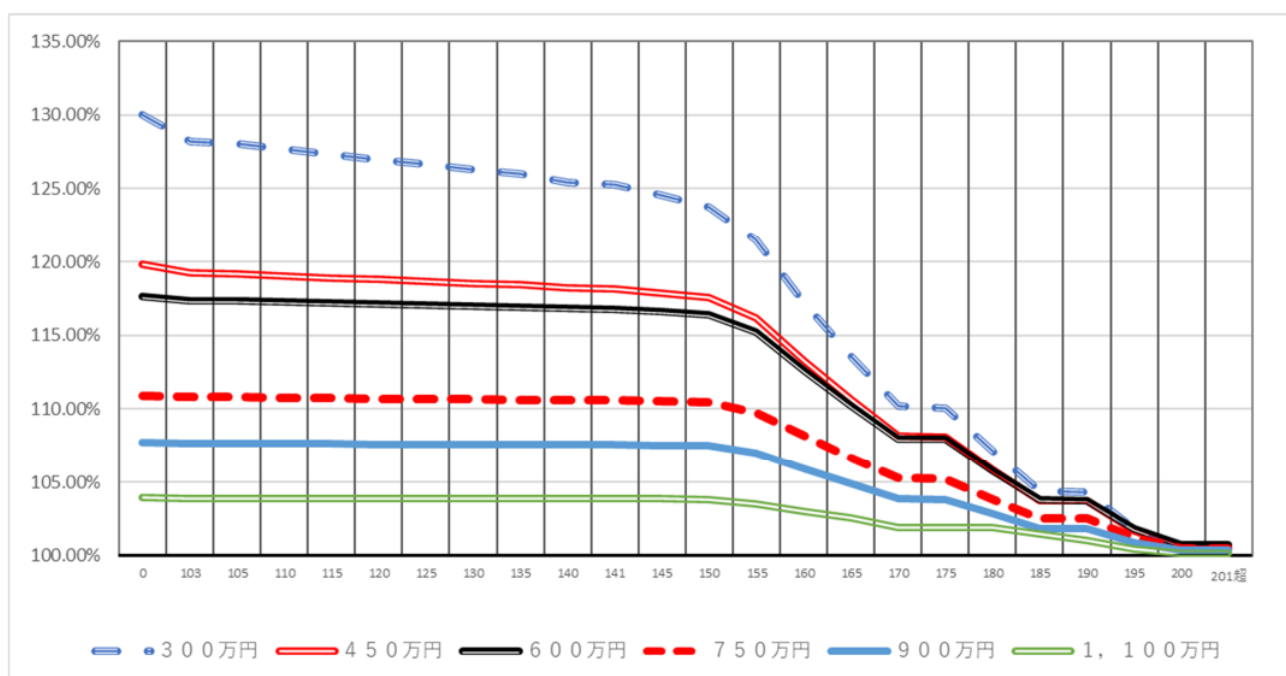
移転可能な基礎控除を税額控除化することにより、控除できる税額が所得税と住民税を合わせて6万7千円と一律化したため、300万円の世帯のみ配偶者の収入55万円までは税負担を減少させることができるため、垂直的公平性が確保できると考えられる。その他の世帯においては配偶者の収入に関わらず現行の制度よりも税負担が増加するため現行の配偶者控除等と比較して就労中立性が改善されていると考えられる。6万7千円の税額控除が配偶者の収入55万円まで適用されその後逡減するという限定された控除となっているため低所得者に恩恵がある制度となる。夫婦片働き世帯と配偶者控除等を適用している夫婦共働き世帯については、所得控除方式の移転可能な基礎控除と同様に、夫婦共働き世帯でも、配偶者の収入が給与所得控除内である55万円までは図4-13からもわかるように税負担は公平であると言える。それ以上の配偶者の収入がある夫婦共働き世帯については、基礎控除を移転することにより世帯の税負担が大きくなり、夫婦片働き世帯との公平性は損なわれる。結婚の中立性は制度が結婚している夫婦に適用されるため、解決できないが、現行の制度と比較すると、控除額が減少するため単身者との公平性は多少改善されたと考えられる。

ただし、低所得者ほど配偶者の収入55万円を超えると、現行の制度と比較して税負担が大きくなるため配偶者の就労阻害要因となる可能性もある。ただし、現行の配偶者控除等が適用できる配偶者の収入201万円よりも、かなり低い配偶者の収入55万円までは低所得者に大きな恩恵を与えることができるため、高所得者有利である配偶者控除等の問題点を解決できていると考える。

4-4 配偶者控除を廃止した場合の税負担変化率

配偶者控除を廃止した場合の住民税と所得税の税負担は収入によってどのように変化するかを図 4-14 に示した。配偶者控除を廃止した場合、すべての世帯の税負担は現行制度と比較すると大きくなり、増加額は低所得者層である世帯年収 300 万円の世帯の税負担増変化率が最も大きいことが明らかである。ただし、三章の表 3-9 で確認したように世帯の給与収入 300 万円の配偶者控除等の利用割合は低いため、配偶者控除等を廃止した場合に影響を受ける人数は他の所得階級より少ないと予想される。

図 4-14 配偶者控除を廃止した場合の税負担変化率



出所：各法令から著者作成

配偶者控除の完全な廃止により、就労の中立性は確保され、二重控除の問題もなくなり、高所得者に有利であるという控除の問題や結婚中立性も確保されることとなる。配偶者控除の廃止により増加する税収は 4,000 億円ほど見込まれるため²⁴⁸、この金額を財源にして

²⁴⁸ 民間給与実態統計調査(2020)の第 18 表『給与階級別の扶養人員別表』の人員数と給与額から 1 人当たりの給与額を算出し、給与所得控除、配偶者控除及び基礎控除を差し引いた金額の税率を算出し、配偶者控除等 38 万円に税率を乗じ、人員数を乗じて合計した。

低所得者世帯支援やひとり親世帯へ支援も考慮に値するのではないだろうか。民主党政権時には配偶者控除等の廃止を財源に子育て支援を行うことが明言されていた。民主党の政権時に予定された月額 26,000 円の子ども手当には 2.7 兆円の予算がかかるため、4,000 億円では足りないが、現行の子ども手当が小学生から中学生までは月額 10,000 円で令和 2 年度の児童手当の予算は 1 兆 3,262 億円であったが²⁴⁹、4,000 億円を加算しより手厚い給付を行うことも考えられる。

ただし、配偶者控除等を完全に廃止した場合、収入が少ないほど現行制度と比較して税負担変化率が増加するため、垂直的公平性において問題があると考えられる。また、配偶者控除等が憲法の生存権を税法上認める控除であるという解釈もあるため配偶者控除等の完全な廃止は望ましくないと考えられる。この問題は、配偶者控除等を廃止する場合には、配偶者控除等と同様に憲法 25 条の生存権を保障する控除である基礎控除を配偶者が使用できない場合には移転可能にすることで解決することができる。それでは、配偶者控除を廃止し、移転可能な基礎控除を導入した場合税負担はどのように変化するかを、図 4-12 で行った現在の所得控除の配偶者控除と移転可能な基礎控除との税負担変化率ではなく、移転可能な基礎控除の税負担率を、配偶者控除廃止した場合の税負担率で除した割合を、配偶者控除等を廃止し、移転可能な基礎控除を導入した場合の税負担変化率として、図 4-15 で確かめる。

配偶者控除を廃止し、基礎控除部分について配偶者が使用できない場合に移転可能な基礎控除方式を導入した場合、税負担変化率がどのようになるかを示したものが図 4-15 になる。この移転可能な基礎控除方式は所得控除方式である。

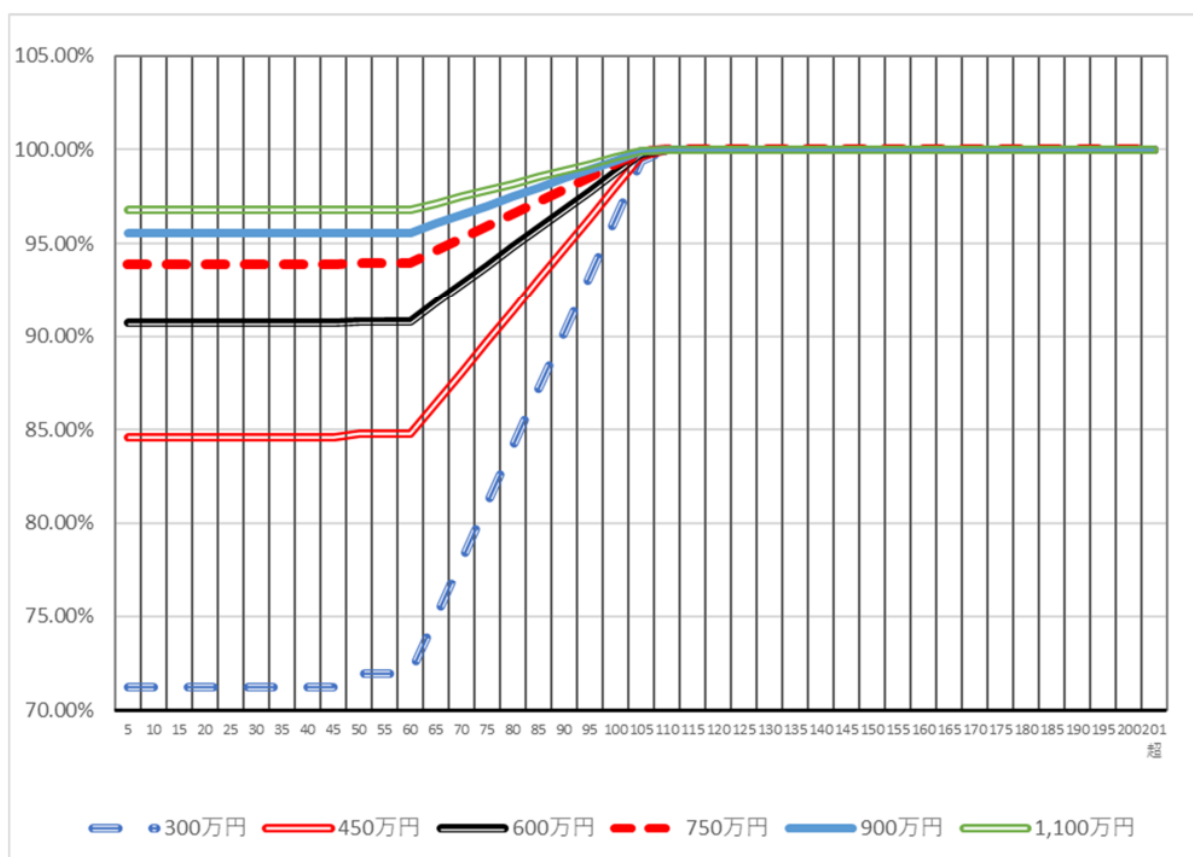
配偶者の収入 55 万円までは配偶者が基礎控除を使用することができず、その基礎控除を夫婦間で移転することができるため、配偶者控除廃止による夫婦の税負担率の増加を軽減することができる。その後、配偶者が自分の基礎控除を利用するにつれて税負担が徐々に増加する。また、配偶者控除が廃止された場合と比較すると、移転可能な基礎控除による税負担の軽減は世帯全体の収入が少ないほど大きくなるため、税負担率は年収 300 万円世帯の低所得者ほど減税効果大きい。移転可能な基礎控除は所得控除方式であるため、中高所得者にとって有利になる点が懸念される。しかし、現行の配偶者控除等は、配偶者の収入 55

民主党政権時の配偶者控除等の廃止の試算では 6,000 億円の税収の増加が試算されたが、その時点より配偶者控除等の適用人数は減少している。

²⁴⁹ 内閣府(2020)『令和 2 年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について』

万円から 201 万円まで二重控除が発生しているため、配偶者控除等を廃止し、移転可能な基礎控除を導入した場合の二重控除の削減による高所得者の税負担の増加率が高く、中高所得者有利とされる所得控除方式の移転可能な基礎控除の問題点を解決している。

図 4-15 配偶者控除等を廃止した場合と比較した移転可能な基礎控除を導入した場合の税負担変化率



出所：各法令から著者作成

なお、移転可能な基礎控除方式を税額控除方式にした場合の推計も行ったが、移転可能な基礎控除を5%の税額控除方式にした場合においても、配偶者控除等廃止による中高所得者の税負担の増加が大きくなり、所得控除方式と同様の効果が見込まれる。また、移転可能な基礎控除を税額控除化はより税制を複雑にすること考えられるため、本文では割愛する。

移転可能な基礎控除方式を導入した場合の各世帯の税負担も、低所得者層少ほど税負担額は少なくなり、収入が多くなるにつれて税負担が高くなるため垂直的公平性が確保できると考えられる。就労中立性の観点からは配偶者の収入55万円まではどの世帯においても

税負担の変化はないため、就労の中立性は確保できる。55万円から103万円まで配偶者が基礎控除を利用すると世帯の税負担額は上昇するため、その範囲において就労中立性は損なわれる可能性もある。

配偶者控除の完全な廃止よりも、税務行政的には煩雑になることも考えられるが、現行の配偶者特別控除も配偶者の収入によって控除額が変更されるため、それほど大きな問題となるとは考えられない。また、2017(平成29)年度改正は税込中立に基づいた制度改革であったため、移転可能な基礎控除方式は、配偶者控除等の廃止ほど大きな税収は見込めないが、控除額が縮小されるため現行の配偶者控除等よりは税収は多くなるため、子育て支援等に対する新たな配慮の財源となることも考えられる。

4-5 検討した制度のまとめ

最後に本章で検討した配偶者控除等の代替案はどのように評価できるであろうか。配偶者控除等が所得控除方式であるため、適用される税率が高いほど控除額が増加するという問題点を解決するため配偶者控除等を5%の税額控除方式にした場合、控除額が一定となるため、配偶者控除等が適用できる世帯間の公平性は確保することができる。また、控除額が一定であるため、垂直的公平性を実現することができる。配偶者控除等が適用できない夫婦と適用できる夫婦の公平性は確保できない。また、二重控除の問題は解決することはできない。

配偶者の就労の中立性、結婚中立性、単身者との公平性については、配偶者に対する配慮が行われる限り損なわれるが、5%の税額控除化は現行制度と比較すると、適用される税率が5%を超える世帯においては控除税額が減少するため少し改善できる。税制としても現行の制度と比較して控除額が税額控除により一定になるため簡素になると考えられる。

二重控除の問題を解決するためには移転可能な基礎控除が有効であると考えられる。所得控除方式の移転可能な基礎控除は世帯によって控除できる金額が異なるため、同じ所得の世帯間の公平性は損なわれることとなる。二重控除の問題は解決することができるが、垂直的公平性も損なわれることとなる。配偶者の就労の中立性、結婚中立性、単身者との公平性については、配偶者に対する配慮が行われる限り損なわれるが、移転可能な基礎控除は現行制度と比較すると、配偶者の収入が55万円を超えて基礎控除を利用するようになると控除税額が徐々に減少するため少し改善できる。税制としては、複雑な制度であるが、現行の配偶者特別控除も配偶者の収入によって控除額が変更されるという制度であるため、極端に複

雑にはならないと評価する。

移転可能な基礎控除を税額控除化した場合、控除できる金額が一定になるため配偶者控除等が適用できる世帯間の公平性を維持することができる。二重控除の問題も解決でき、垂直的公平性も維持することができる。現行制度と比較して、配偶者の就労中立性、結婚中立性、単身者との公平性は損なわれるが、移転可能な基礎控除の5%の税額控除化によって控除できる税額は住民税と合計しても最大でも67,000円となっている。現行の制度において、配偶者控除等が適用できる、所得階級の所得税率23%、住民税10%の納税者が、配偶者控除等によって減額できる税額は最大で120,400円である。移転可能な基礎控除の5%の税額控除化と比較して少なくなると考えると、その効果が限定されるため、結婚中立性、単身者との公平性は多少改善できると考えられる。税制としては移転可能な基礎控除の税額控除化であるためかなり複雑になると考えられる。

配偶者控除等の廃止は世帯間の公平性、二重控除の問題、垂直的公平性、配偶者の就労の中立性、結婚の中立性及び税制の簡素化を実現することができる。表4-8はそれぞれの評価を一覧にしたものである。

配偶者控除等を廃止して移転可能な基礎控除方式を導入した場合、理論上では高所得者で適用税率が高い場合の税負担軽減率が高くなると考えられる。しかし、配偶者控除等の廃止時と比較すると、その金額が基礎控除の48万円と少額である場合、低所得者ほど税負担率が軽減できることが明らかとなった。配偶者の就労の中立性においては、配偶者控除等の税額控除化を行った場合は税額控除がなくなることによる税負担の増加、移転可能な基礎控除方式においてはより高い税率が適用される納税者に多くの控除があると税負担が減少することによって配偶者の就労に影響を与えたと考えられる。

ただし、配偶者の収入55万円までは移転可能な基礎控除によって税負担は変化せず、配偶者の収入55万円から103万円の間で税負担が増加する。現行の配偶者控除等が配偶者の収入201万円まで影響を与えることと比較すると、就業中立性も改善できる。結婚中立性、単身者との公平性についても、移転可能な基礎控除が、現行の配偶者控除等と比較して、より狭く限定した世帯にのみ効果を与えることにより改善できると考えられる。

表 4-8 配偶者控除等に代わる制度の評価

		所得税 5% 税額控除化	移転可能な 基礎控除	移転可能な 基礎控除 5% 税額控除化	配偶者控除 の廃止
公平	世帯間	○	×	○	○
	二重控除	×	○	○	○
	垂直的公平	○	×	○	○
	単身者・ 配偶者控除 等の適用の ない世帯	○	○	○	○
中立	配偶者の 就労	○	○	○	○
	結婚	○	○	○	○
簡素	税制	○	○	×	○

出所：鎌倉(2017)表 1 及び金子(1996a)67-72 頁をもとに筆者作成

このように代替案を評価すると、すべての項目を満たすことができるのは配偶者控除等の廃止しかない。ただし、配偶者控除等は配偶者の憲法 25 条の生存権を税法上認める制度であるという解釈もあるため、配偶者控除等の代替措置のない廃止は望ましくないと考えられる。配偶者控除等を廃止して移転可能な基礎控除が導入されれば、配偶者の生存権について配慮を行うことができる。既婚女性の就業割合は 20 年ほど前から 50%を超えているが、就業形態において最も多いのは非正規労働者となっている。表 4-7 で確認したように、非正規労働者であっても半数以上が就業調整をしていないため、配偶者控除等の廃止と移転可能な基礎控除方式の導入によって、現行の配偶者控除等より対象を限定した夫婦に

対する配慮とすることが望ましいのではないだろうか。

5. 本章のまとめ

2017(平成 29)年度の税制改正により厚生労働省(2017)においても、パートタイム労働者の就業調整の要因となっているとされる²⁵⁰配偶者控除 38 万円の要件である年収 103 万円が年収 150 万円まで大幅に引き上がることとなった。また、この引き上げにより配偶者が収入を増やし、年収 130 万円又は 106 万円を超えて社会保険の被保険者になる場合、今回の改正が世帯での所得税及び社会保険料の負担による手取金額の減少を緩和させる働きがあることも確認できた。このため、主たる稼得者がいるパートタイム労働者であり年収 103 万円で就業調整を行っている場合の就労抑制要因は緩和されると予測される。さらに、配偶者控除等の改正により、配偶者特別控除額の適用範囲と社会保険加入要件の逆転現象が生じることとなるが、配偶者控除等の改正により配偶者控除等の所得制限による減額がない世帯の配偶者の社会保険加入と税負担による手取りの減少を緩和する働きがあることも確認できた。今後、社会保険加入の要件がさらに拡大されることが決定されているため²⁵¹、配偶者控除等により年収 106 万円の社会保険加入による手取りの逆転現象の緩和が図られることが期待される。また、改正により納税者の合計所得 900 万円超で配偶者控除等の逡減、1,000 万円超で配偶者控除等の消失がなされるため、以前から問題視されてきた高所得者に有利な人的控除の問題を一部解決できたと言えよう。さらに、2020(令和 2)年からは基礎控除及び給与所得控除にも所得制限が設けられており、人的控除に所得制限を設け、逡減消失控除とすることで高所得者有利であると批判される所得控除に対する対応を行っていると考えられる。

ただし、配偶者控除等が拡充という形で行われたため税制調査会で議論されてきた二重控除の問題は、所得制限以下で配偶者控除等が適用できる世帯においては解決しただけでなく拡大してしまう。就労の中立性においても、中高所得者の配偶者を正社員でなくパートタイム労働者でいることを優遇する措置であり、夫婦共働きで夫婦が共にフルタイム労働者である場合や、夫婦ともにパートタイム労働者である場合の恩恵は少ない。同じ所得の

²⁵⁰ 厚生労働省(2017)29 頁

²⁵¹ 2016 年 10 月から従業員数 501 人以上の企業に勤務する短時間労働者の社会保険加入義務が導入されたが、2022 年 10 月からは従業員数 101 人以上の企業に拡大され、2024 年 10 月以降は 51 人以上の企業も対象となることが決定されている。

世帯であっても、夫婦それぞれの所得の稼得割合によって配偶者控除等の適用額が異なることにより、世帯間の公平性が損なわれる。また、配偶者控除等は所得控除であるため垂直的公平性も問題となり、夫婦に対する配慮が手厚くなったために単身者との公平性も問題となる。

これらの問題を解決するために、配偶者控除等の税額控除化、移転可能な基礎控除化、移転可能な基礎控除の税額控除化、配偶者控除等の廃止の検討を試みた。現行の配偶者控除等と比較して、すべての制度で控除できる税額が減少したため、就労中立性、結婚中立性、単身者との公平性が多少改善される。その中でも移転可能な基礎控除方式は二重控除の問題も解決できる点で優れている。配偶者が収入 55 万円以下で本人の基礎控除を利用するまでは、移転可能な基礎控除方式の税額控除化は移転可能な基礎控除方式よりも低所得者支援となるが、所得税の諸控除が所得控除方式である中で、基礎控除のみ税額控除方式を導入することは税制を複雑にすることが懸念される。配偶者控除等の廃止は現行の配偶者控除等の問題点を全て解決することができるが、配偶者控除等が税法における憲法 25 条の生存権を認める制度であるという解釈もあるため、何らかの代替措置のない配偶者控除等の完全な廃止は望ましいものではないとも考えられる。そこで配偶者控除等を廃止して移転可能な基礎控除方式の導入を検討した。配偶者の収入 55 万円までは垂直的公平性を実現することができ、配偶者の収入 55 万円から 103 万円までの収入の範囲で税負担が増加する。そのため、就労阻害要因となりうることも考えられる。ただし、55 万円までの収入となると、表 4-9 で示した 50 万円未満の収入となり、既婚女性の非正規労働者のうち 18.34%しか該当しない。さらにそのうち就業調整を行っているのは 5.68%である。非正規労働者でも適用できる配偶者が限定されるため、夫婦共働き世帯の中でも、移転可能な基礎控除を適用できる世帯と、移転可能な基礎控除が適用できない世帯の公平性が現在の制度と比較して確保できるだろう。

また、配偶者控除廃止と移転可能な基礎控除導入のシミュレーションによって移転可能な基礎控除が現行の配偶者控除等と比較して控除金額が少なくなるため、所得控除方式であっても垂直的公平性が保たれることが明らかとなった。配偶者控除等の廃止と移転可能な基礎控除の導入は、働きたくても働けない、若しくは働いても収入が少ない、一時的に収入が少なくなってしまう低所得者支援として有効な支援であると考えられる。

終章 所得税制における夫婦の取り扱いの望ましい方向

本論文は、所得税制における夫婦の取り扱いの変容について国際的動向を確認したうえで、日本の配偶者控除等改革の方向性を示した。第一章では諸外国における夫婦の取り扱いを体系的にまとめた。夫婦への配慮のあり方としては課税単位が大きく関わる問題である。そこで課税単位を世帯単位課税とすることによって配慮を行う国と、個人単位課税のなかで夫婦に対して特別な配慮を行う国のその制度の経緯と現在の状況を明らかにした。第二章では、イギリスの個人単位課税移行以後の夫婦に対する取り扱いの変容についてその制度の変遷の理由と経緯をまとめ、日本の配偶者控除等改革に必要な論点を整理した。第三章では、戦後日本の所得税制における配偶者控除等の創設、改正の経緯を税制調査会の議論と議論が行われた当時の女性の就業状況について確認した。そして2017(平成29)年度税制改正において行われた配偶者控除等の改正から現在まで残された課題を確認した。第四章では2017(平成29)年度配偶者控除等の改正の効果を確認し、残された課題を解決するためにイギリスの制度を参考にした配偶者控除等改革案を提案し、その効果をシミュレーションによって推計した。本章ではこれまでの章で明らかになったことを整理し、今後の所得税における夫婦の取り扱いの改革の展望を示すことにする。

1. 諸外国における所得税における夫婦に対する取り扱いの変容

所得税における夫婦に対する配慮の方法としては、まず課税単位が考えられる。個人単位課税は個人間の公平性が確保され、中立性に優れているが世帯間の公平性が阻害される。世帯単位課税は世帯間の公平性を保つことができるが、結婚や配偶者の就労といった個人の選択に対して中立的ではない²⁵²。また、単身者と比較しても不公平となる。そのため、すべての人に対して公平・中立・簡素の租税三原則を満たす課税単位は存在しないこととなる。

現在、諸外国においては個人単位課税が主流となっているが、世帯単位課税を採用している国もいくつか存在する。世帯単位課税には夫婦単位合算非分割主義、夫婦単位合算均等分割主義、夫婦単位合算均等分割主義があるが、現在、夫婦単位合算非分割主義を採用している国はない。1990年まではイギリスにおいて夫婦単位合算非分割主義が採用されていたが、既婚女性のプライバシーの問題から個人単位課税に移行した。世帯単位課税から個人単位

²⁵² 鎌倉(2017)73頁

課税に移行する場合、夫婦片働き世帯の税負担の急激な増加が問題となる。税負担の増加を緩和するためにイギリスでは個人単位課税の移行と同時に所得控除方式の夫婦控除が導入される。ベルギーも 1989 年と比較的近年に個人単位課税に移行したため、世帯単位課税から個人単位課税への移行によって夫婦片働き世帯の税負担の増加に対応するため、配偶者間で所得が移転可能となっている。イギリスの夫婦控除やベルギーの所得移転制度は世帯単位課税から個人単位課税に変更する際の移行措置の意味合いが大きい。

アメリカでは夫婦単位合算均等分割主義の二分二乗方式と個人単位課税の選択制が採用されている。アメリカで夫婦単位合算均等分割主義が採用された経緯にはアメリカでは州によって財産制度が異なり、夫婦別産制を採用している州と夫婦共有財産制を採用している州における夫婦の税負担の地域格差が問題となったためである。その後、夫婦が単身者と比較して税負担が重くなること、夫婦の中でも夫婦片働き世帯の税負担の軽減が大きいことから 1969 年の内国歳入法典の改正によって複数税率表制度が採用された。しかし、この複数税率表によって夫婦共働き世帯の第二稼得者の直面する税率が高くなり、夫婦片働き世帯の税負担も増加した。特に 1970 年代に女性の社会進出が進むと、夫婦共働き世帯の税負担の増加が大きな問題となった。そこで 1981 年に第二稼得者に対する勤労配偶者控除が導入される。1986 年には高所得者層と低所得者層の格差の是正のため税区分の簡素化と税率の変更が行われた。所得税の再分配機能を高めるため、高所得者層の徴税を強化し、中低所得者の税率を下げた。勤労配偶者控除は廃止されたが、税率及び税区分が簡素化されたことにより、夫婦共同申告による税負担が緩和され第二稼得者の就労阻害要因は減少した。ここまでは夫婦と単身者、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の水平的公平性を確保するために様々な改革が行われてきた。ただし、夫婦に対して課税単位上において配慮を行っているため、Bittker,B (1975)が指摘していたように、結婚の中立性を確保することはできていない。

その後、アメリカでは格差是正が重要視され 1990 年には低所得者対策として 1977 年に導入されていた EITC の拡大が行われるようになる。1996 年には税率及び税区分が増加し、夫婦共働き世帯の税負担の増加が問題となるが、同時に子供を持つ親への特別な支援策として 1998 年に児童税額控除の増設及び給付付き税額控除である EITC の大幅な増額、さらに未婚で子供をもつ低所得者のための税額控除や、児童の世話にかかる費用の税額控除等の減税政策が行われた。アメリカでは世帯間の公平性から二分二乗方式が導入され、夫婦と単身者との公平性から複数税率表が導入され、夫婦共働き世帯の税負担の増加に夫婦を対

象にした支援策が多かったが、現在では子を持つ低所得者世帯に対する子育て支援策の拡充へと税制上の配慮が変わったと言える。

フランスは所得税導入以降世帯単位課税が導入されたが、1945年以降家族単位合算不均等分割主義の家族序数制度いわゆる n 分 n 乗方式が採用されている。フランスでは第一次世界大戦による人口減少に対応するため、家族を対象とした普遍的な家族給付制度である家族手当が導入されていた。給付は子供を含めた世帯で行われており、給付額は子供の数が多くなるほど大きくなるため家族序数制度は税負担を是正することによって家族の消費能力にできる限り中立な税制を確立するために導入された。

n 分 n 乗方式は既婚者、特に子供のいる納税者の税負担を子供の人数に比例して減少させることができるため、夫婦片働き世帯で高所得者ほど税負担の減少額が大きくなり、所得税の累進性を弱める働きがあるが、税負担の減少が子供の扶養の負担軽減になるとされている。

高所得者ほど減税額が大きいという問題に対応するため2013年からは高所得者は n 分 n 乗方式でなく、扶養家族がいない者として税額を算出し、扶養家族の人数によって一定額を控除する計算方式が、用いられている。また、子供のいない低所得の夫婦においては税額の軽減の効果がないため、低所得者の夫婦に対して n 分 n 乗で税額を算出した後に税額控除が行われている。2017年にはその範囲を広げた付加的税額控除によって低所得者支援を行っている。

個人単位課税を採用している国においても夫婦に対する配慮を行う国はいくつか存在する。所得税制上の配慮の方法としては、所得控除方式、税額控除方式、移転可能な基礎控除方式があげられる。

日本は所得控除方式によって夫婦に対する配慮を行っているが、所得控除方式は適用される税率が高いと控除される税額も高くなるため、第2章のイギリスでも指摘されたように高所得者に有利である点が問題となる。税額控除方式であれば控除できる金額が一定であるため、高所得者有利である問題点を解決できる。カナダは、1988年から税額控除方式によって夫婦に対する配慮を行っている。配偶者税額控除によって高所得者層の配偶者の就業率が上昇した。所得控除方式であっても税額控除方式であっても配偶者本人の基礎控除が配偶者税額控除と二重になる二重控除が問題となるが、カナダは配偶者の収入が逡増すると、それに比例して配偶者税額控除が逡減する仕組みになっているため二重控除の問題は起こらない。さらに、カナダは夫婦に所得が少ないほうに所得控除の保育費控除を認め

ることで子育て支援と女性の就業促進を目指している。

二重控除の問題を解決する方法として移転可能な基礎控除が考えられる。デンマークでは世帯単位課税から個人単位課税に移行した際に増加する夫婦の税負担に対応するため税額控除方式の配偶者税額控除が導入されたが、世帯間の公平性を確保するため1982年から移転可能な基礎控除が導入される。移転可能な基礎控除は夫婦のどちらか一方の収入が少ない場合、相手に基礎控除を移転することで世帯の税負担を減少させる。

第二章で詳しく扱ったイギリスも給付付き税額控除による結婚ペナルティの解消のため現在では移転可能な基礎控除方式を採用している。イギリス移転可能な基礎控除は基礎控除の10%のみを、最低税率が適用される納税者と非課税の配偶者間で移転することでその効果を限定し、結婚を過度に優遇せず、また既婚女性の就業阻害要因にならないように工夫がされている。

移転可能な基礎控除は、夫婦それぞれの基礎控除を使用できるため個人単位課税の中で世帯間の公平性についても改善できる方法である。オランダは夫婦間で移転可能な一般税額控除が社会保険料と相殺できるが、税額控除の恩恵が大きい高所得者の妻の就業阻害要因となるため段階的に消滅することとなっている。しかし、パートタイム労働者に対する税額控除を増額し、パートタイム労働者を優遇することにより、柔軟な働き方が可能となり結果として既婚女性の就業率が高くなっている。

個人単位課税の中で夫婦に対して配慮を行う国を確認すると税制において既婚女性の就業を促進することや、子育て支援を行うことによって既婚女性の就業を促進しつつ低所得者支援を行うことが諸外国の配慮のあり方である。個人単位課税の中で夫婦に対する配慮を行う国においてはO'Donoghue, C. and Sutherland, H. (1999)の指摘にあったように家庭の中の二番目の稼得者である既婚女性の就業に配慮した制度が多いことが明らかである。

課税単位で夫婦に対する配慮を行ってきたアメリカでも現在では子育て支援や低所得者支援が税制によって行われている。n分n乗方式という課税単位で子育て支援を行ってきたフランスでも所得者支援を税制で行っている。

2. 日本の配偶者控除等の変遷と評価

日本のような所得控除方式による夫婦に対する配慮はどのように評価すべきであろうか。第二章で確認したように、イギリスでは所得控除方式の夫婦控除は高所得者に有利である点から税額控除方式に変更された。税額控除方式の夫婦控除は結婚中立性を阻害するとい

う理由から廃止されることとなる。日本の配偶者控除等については、その制度の創設から改正における議論の確認を第三章で行ったが、日本は1949年にシャープ勧告によって個人単位課税が導入され、個人単位課税へ移行したが、当初は扶養控除を適用される扶養親族の所得は納税者の所得に合算されていたため、戦前の家族合算制度と余り変わらない制度であった。配偶者はあくまで扶養控除の第1人目という考え方であったが、戦前の扶養控除が税額控除方式を採用されていたため、所得に関係なく控除額は同額であったが、シャープ勧告により所得の計算と納税の簡素化の観点から人的控除は所得控除方式に統一された。

配偶者控除の創設は1960年代に入ってからとなる。日本の配偶者に対する配慮は、事業所得者と給与所得者との税負担の公平性と、夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の税負担の公平性を確保するため、当時多数派であった給与所得者の夫婦片働き世帯の妻の家事労働の貢献を「内助の功」として認めることで、個人単位課税を維持した中で夫婦片働き世帯の税負担を軽減する目的であった。配偶者控除は世帯単位課税から個人単位課税の移行措置でもなく、既婚女性の就業に配慮したものではなく、夫婦合算課税の代替措置として設立され、現在まで存在している。

1987(昭和62)年に創設された配偶者特別控除の創設は、パートタイム労働者の増加による世帯の手取りの逆転現象の解消という部分では既婚女性の就業に配慮したものであると言える。ただし、この制度はあくまでパートタイム労働者として労働市場参加を促進することが目的であった²⁵³。さらに、配偶者特別控除は配偶者控除に上乗せされる部分があり、この部分においても、事業所得者と給与所得者との税負担の公平性と夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯の税負担の公平性を確保するため、給与所得者の夫婦片働き世帯の税負担の軽減のために設けられた。

1997年には夫婦共働き世帯数が夫婦片働き世帯数を上回り、女性の社会進出がすすみ、様々なライフスタイルに中立な税制が求められると、2000年代には配偶者控除等の廃止を含めた議論が行われることとなる。これは政府税調が「男性稼ぎ主」型の税制を見直し、女性の就労の選択にひずみを与えない「中立的」な税制のために配偶者控除等の見直しに踏み込んだ。この議論ではこれまで行われていた配偶者控除が家事、育児で世帯における所得の稼得に貢献する「内助の功」について触れられない議論が行われた²⁵⁴点において女性は結婚

²⁵³ 樋口、西崎、川崎、辻(2001)74-75頁

²⁵⁴ 大沢(2003)14頁

をし、「内助の功」として夫を支える配偶者となるのではなく、ただの既婚女性であるという扱いになったことは大きな変化であると考える。その後、2003(平成 15)年度税制改正では配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止された。この改正以降は女性の就労中立性について言及されるようになり、2009 年の民主党政権においても配偶者控除等の見直しについて言及された。さらに、税制調査会(2014b)の「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」においては配偶者控除等の廃止のみならず、初めて配偶者控除等に代わる制度として、移転可能な基礎控除や移転可能な基礎控除の税額控除化制度について検討がされることになる。

2017(平成 29)年度税制改正では配偶者控除等に納税者本人の所得制限が設けられ、所得要件以下の納税者の配偶者特別控除の適用金額が拡充された。所得制限は配偶者控除等が高所得者に有利である点を一部解決し、配偶者特別控除等の拡充は既婚女性の就労における「心理的な壁」を排除することを目的とされた。

3. 配偶者控除等の課題と改革の方向性

第三章では配偶者特別控除等の適用状況と既婚女性の就業状況を確認した。これによると、2017(平成 29)年度税制改正は配偶者控除等の適用を減少させ、配偶者特別控除の適用を増加させた。また、所得制限が加えられたことにより高所得者有利である所得控除の問題点を多少解決できた。ただし、既婚女性の就業状況を確認すると、既婚女性の就業率は 2000 年代に入ってから上昇傾向にあり、2017(平成 29)年度税制改正が影響を与えたかどうかは断定できない。

既婚女性の就業形態としては依然として非正規労働者が最も多いが、近年では正規労働者も増加している。専業主婦も減少している。また、非正規労働者の中でも就業調整を行うものは少なくなっており、所得制限によって配偶者控除等の適用ができない高所得者を除いた高所得者において配偶者控除等の適用割合が高くなっている。

これらをふまえて 2017(平成 29)年度税制改正における配偶者控除等の改正の効果を第四章で確認した。配偶者控除等の改正は配偶者の収入が一定の金額を超えて、社会保険料を負担しなければならなくなった場合の世帯における税と社会保険料による手取りの逆転現象を軽減することができる。しかし、その税負担軽減の効果は所得制限により配偶者控除等が適用されない納税者を除く中高所得者ほど低所得者より大きいことがシミュレーションにより明らかとなった。

残された課題として就労の中立性、二重控除の問題、配偶者控除が所得控除方式であるため高所得者に有利な点、結婚の中立性、単身者との公平性が挙げられる。

就労の中立性という観点からは、第四章で示したように、配偶者控除等により就業調整を行っている人数は限られている。現在、配偶者控除等が配偶者の収入 201 万円まで適用されるため、配偶者自身が所得税を支払わなければならない収入 103 万円や、社会保険料の加入の要件となる 130 万円もひとつの要因となっている。また、就業調整を行っていない既婚女性も多くなっており、配偶者控除等による心理的な壁がなくなるか、もっと低ければ、より多くの既婚女性が就業を増加させるのではないだろうか。

二重控除の問題を解決するためには、所得控除方式であっても税額控除方式であっても基礎控除と二重に適用される場合はその問題が残る。この問題を解決する方法としては所得控除方式や税額控除方式を採用する場合は、カナダのように配偶者の収入が増加するにつれてその控除額が逡減する仕組みでなければならない。また、移転可能な基礎控除方式が導入されれば二重控除の問題は解決できることとなる。

配偶者控除等が所得控除方式であるため高所得者であるほど税負担が多く軽減される問題については所得控除方式を税額控除方式に変更し、控除額を一定にすることが考えられる。結婚の中立性を問題とするならば、夫婦に対する特別な配慮を所得税制上で行わないことしかない。単身者との公平性についても同様である。

これらの問題解決の方法として、配偶者控除等の税額控除化、移転可能な基礎控除化、移転可能な基礎控除の税額控除化、配偶者控除等の廃止の検討を試みた。現行の配偶者控除等と比較して、すべての制度で控除できる税額が減少したため、就労中立性、結婚中立性、単身者との公平性が多少改善される。その中でも移転可能な基礎控除方式は二重控除の問題も解決できる点で優れている。

移転可能な基礎控除は、現行の配偶者控除等と比較するとその控除額は減少する。夫婦片働き世帯と夫婦共働き世帯で配偶者の収入が 55 万円以下のすべての世帯において税負担率は減少し、低所得者で最も大きくなる。ただし、配偶者が収入を得て、基礎控除を使用すると移転できる基礎控除が少なくなり、世帯の税負担が上昇する。移転可能な基礎控除方式の控除額が最も大きくなるのは、配偶者の給与収入が 55 万円以下の場合に納税者本人に配偶者の基礎控除 48 万円(住民税 43 万円)が移転できる範囲であり、現行の配偶者控除等の控除額が最も大きくなる配偶者の給与収入 150 万円と比較するとかなり限定されることとなる。その後、配偶者控除と基礎控除の差額 10 万円分においては配偶者の収入が増加しても

現行の制度より税負担が少なくなるが、配偶者が基礎控除を利用すると現行の配偶者控除等が適用される配偶者の収入 201 万円までは税負担が増加することとなる。

移転可能な基礎控除は所得控除方式であるため、移転可能な基礎控除を税額控除化した場合のシミュレーションも行った。税額控除化することでより配偶者の給与収入 55 万円以下の場合にはより低所得者支援となることが明らかとなった。

配偶者控除を廃止した場合のシミュレーションも行ったが、税負担は低所得者ほど増加することとなる。また、配偶者控除が憲法 25 条の生存権を認める制度であるという解釈もあることから、代替措置のない配偶者控除の廃止は問題となりうるが、配偶者控除等の廃止とともに移転可能な基礎控除が導入されれば、基礎控除を利用できない配偶者の生存権を保障することができるのではないだろうか。

就労中立性の観点からは配偶者の収入 55 万円まではどの世帯においても税負担の変化はないため、就労の中立性は確保できる。55 万円から 103 万円まで配偶者が基礎控除を利用すると世帯の税負担額は上昇するため、その範囲において就労中立性は損なわれる可能性もある。既婚女性の就労を重視するならば、配偶者控除等の適用範囲をさらに高くすることも考えられる。しかし、単身者の公平性、配偶者控除等を適用できる世帯と、適用できない世帯の世帯間の公平性が損なわれる。結婚中立性や、垂直的公平も現状よりさらに問題となる。そのため、夫婦に対する配慮の範囲を限定することが、現在の配偶者控除等の問題の解決として望ましい。その中で、配偶者控除等に代わる制度として移転可能な基礎控除制度が導入されれば、イギリスのように夫婦の生活を最低限保障できる制度となるため、検討に値するのではないだろうか。

最後に、配偶者控除等の制度について現在は法律上婚姻している夫婦しか適用することができない。ライフスタイルの多様性に対応するためには、諸外国のように事実婚や同性婚を含むすべてのカップルが適用できる制度であるべきであろう。

謝辞

本論文は、滋賀大学経済学研究科博士前期課程及び、博士後期課程における研究成果をまとめたものである。

2005年に滋賀大学経済学研究科博士前期課程において、恩師であり、滋賀大学経済学研究科・北村裕明教授に出会い、御指導を賜り、修士論文を完成させることができました。2016年から再び滋賀大学経済学研究科博士後期課程に進む機会を得て、7年間にもわたり、基礎から終始丁寧で親切な御指導、御教示を頂き、心より感謝申し上げます。税理士として、研究者として、今後も知識を深めることを怠らず、先生に教えていただいたことを忘れず、研究を続けたいです。

そして、本論文の作成に当たり、常に親切に丁寧に御指導を頂きました滋賀大学経済学研究科・松田有加教授に深く感謝いたします。松田先生からいつも伝わる、親切なお気持ちに心より感謝しています。また、研究を進める上で、税法の分野だけでなく、諸外国の制度まで幅広く御教示を頂きました滋賀大学経済学研究科・増山裕一教授にも心から感謝いたします。先生方には、休日も関係なく、いつも4人で演習をしていただき、本当に感謝の言葉しかありません。

外部評価において、京都府立大学・川勝健志教授には貴重なご意見を頂き、御礼を申し上げます。本論文の第4章は『国際公共経済研究』第29号、第2章は『財政研究』第17巻の投稿論文を加筆修正したものであります。国際公共経済学会での森由美子教授、和田尚久教授の御指導、日本財政学会での関口智教授の御指導に心より感謝いたします。査読の先生方にも、本当に丁寧に御指導頂き、論文を作成することができました。また、2015年に滋賀大学で公開授業を受講させていただき、博士後期課程に進みたいと思わせていただいた吉川英治教授にも感謝いたします。

社会人にも学びの場を提供し、知識を深めるシステムが構築されている滋賀大学は卒業生の誇りです。生涯学習は重要であるため、今後ますます、滋賀大学が多くの人の学びの場として発展していくことは、卒業生としてだけでなく、滋賀に住む筆者の希望でもあります。

最後に、常に支えてくれた家族、両親、友人、北村ゼミで出会い公私ともにお世話になった全明氏、滋賀大学院生会の皆様、学務課の皆様、心より感謝いたします。以上をもって謝辞とさせていただきます。

参考文献

[日本語文献]

- 赤石孝次(1986)「アメリカにおける連邦所得税制度の確立 1894-1921」『経済論究』65巻
九州大学大学院経済学会
- 石弘光(2008a)『税制改正の渦中であって』岩波書店
- (2008b)『現代税制改革史—終戦からバブル崩壊まで—』株式会社東洋経済社
- 石塚浩美(2003)「女性の就業選択と制度の中立性に関する実証研究—「パートの壁」にかかわる制度の影響—」『季刊 家計経済研究』第59号家計経済研究所
- 石村耕司(2017)『アメリカ連邦所得課税法の展開—申告納税制の現状と課題分析—』財経詳報社
- 一由俊造(2020)『マーリーズ・レビュー研究: 普遍的租税制度への接近』税務経理協会
- 岩田陽子(2000)「イギリスの新しい家族税制の枠組み」『レファレンス』50(3) 国立国会図
- (2002)「課税単位と配偶者控除・配偶者特別控除」『調査と情報』第401号 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 江口隆裕(2009)「フランスの少子化対策の系譜—出産奨励策から一般施策へ—」『筑波ロー・ジャーナル』6号
- 遠藤みち(1997)「配偶者控除を考える—高齢社会に向けて所得控除のあり方とともに」『税経通信』6月号、7月号
- 大石亜希子(2003)「既婚女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊 社会保障研究』第39巻第3号
- 大蔵省(1957)『明治大正財政史 <6>内国税上』財政経済学会
- 大蔵省財政史室(1965)『昭和財政史 戦前編<5>租税』東洋経済新聞社
- (1977a)『昭和財政史 終戦から講和まで<7>租税(1)』東洋経済新聞社
- (1977b)『昭和財政史 終戦から講和まで<7>租税(2)』東洋経済新聞社
- (1990)『昭和財政史 昭和27-48年度<6>租税』東洋経済新聞社
- 大沢真理(2003)「男性稼ぎ主型からの脱却を」『女も男も』No.96(株)労働教育センター
- 大田弘子(1994)「女性の変化と税制—課税単位をめぐって」『税制改革の新設計』日本経済新聞社
- 大田弘子(1997)「女性と税制—配偶者控除等の検討」『税研』13巻76号
- 奥谷健(2011)『租税判例百選』第5版 有斐閣
- 岡村忠生(2018)「所得税と家族—課税単位および配偶者控除を中心として」『日税研論集』

VOL74 公益財団法人日本税務研究センター

- 加藤友佳(2020)「多様化する家族と税制の対応」『家族と税制租税法研究』第48号有斐閣
———(2021)『租税判例百選』第7版 有斐閣
- 金子宏(1985)「ポーリス・ビトカーの課税単位論」『公法の課題』有斐閣
———(1996a)『課税単位及び譲渡所得の研究：所得課税の基礎理論 中巻』有斐閣
———(2021)『租税法(第24版)』弘文堂
- 金子宏編著(1996b)『所得税の理論と課題』税務経理協会
- 鎌倉治子(2009)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』No706
———(2017)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—配偶者控除の見直しをめぐって—」『レファレンス』No798
- 倉地真太郎(2017)「デンマークにおける児童手当と移転的基礎控除—税制上のジェンダー平等化過程に着目して—」『生活経済研究』No.243
- 小石侑子(1998)「イギリスにおける夫婦への課税—夫婦合算課税から個人単位課税へ—」人見康子・木村弘之亮編『家族と税制』弘文堂
- 小泉和重(1996)「アメリカ政府間租税関係と州税制の多様性：連邦所得税の州・地方税所得控除制度の意義と役割」『アドミニストレーション』第3巻3号熊本県立大学
- 厚生労働省(2016)『国民生活基礎調査』
———(2017)『平成29年版労働経済の分析—イノベーションの促進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題—』
———(2006)『平成18年パートタイム労働者総合実態調査』
———(2019)『令和元年・厚生年金保険・国民年金事業の概況』
———(2020)『平成28年パートタイム労働者総合実態調査』
———(2021)『令和3年働く女性の状況』
———(2006)(2011)(2016)『全国ひとり親世帯調査』
- 河野惟隆(2019)「配偶者控除変更の前後の所得の逆転」『八洲学園大学紀要第15号』
- 国税庁(1974)『改正税法のすべて』
———(1976)『改正税法のすべて』
———(1989)『改正税法のすべて』
———(2016)(2017)(2018)(2019)(2020)『申告所得税標本調査』

- (各)年『民間給与実態統計調査』
- 国立社会保障・人口問題研究所(2015)『現代日本の結婚と出産第15回出生動向基本調査
(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書』
- 小澤義信(2001)「フランス所得税制度についての一考察—1948年以前の所得税の変遷を中心」『中央大学大学院論究』Vol.34.No.1
- 財務省財務総合政策研究所財政史室(2003)『昭和財政史—昭和49～63年度<4>租税』東洋
経済新聞社
- 坂田圭・McKenzie.C(2006)「配偶者特別控除の廃止は既婚女性の労働供給を促進したか」
『日本の家計行動のダイナミズム[II]』慶応義塾大学出版会
- 作田隆史(2010)「青色専業従事者給与の「専ら従事」の要件について」『税大ジャーナル』
14.2010.6
- 佐藤英明(2014)「世帯単位課税と配偶者控除—勤労配偶者控除の可能性を含めて」『税研』
No.177 公益財団法人日本税務研究センター
- 柴由花(2014)「所得控除から税額控除への変更による効果—海外事例研究 オランダ所得
税改正の影響—」『ファイナンシャルレビュー』第118号
- 嶋田一葉(2006)戦後日本の所得税制と配偶者控除と配偶者控除
- 島村玲雄(2014)「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について—1990年改
革を中心に」『財政研究』第10巻有斐閣
- 自由民主党・公明党(2017)『平成29年度税制改正大綱』
- 神野直彦(2015)「配偶者控除と課税単位」『国際文化研究』2015春 vol.87
- 鈴木克洋(2011)「子どもに対する手当の増額と年少扶養者控除廃止の影響—世帯構成別及
び所得別の影響試算—」『経済のプリズム』96号参議院
税制審議会(1949)『税制改正に関する中間報告』
税制調査会(1960)『当面の税制改革に関する答申』
——(1983)『今後の税制のあり方についての答申』
——(1986)『税制の抜本的見直しについての答申』
——(1988)『税制改革についての中間答申』
——(2000)『日本の税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』
——(2002a)『あるべき税制の構築に向けた基本方針』
——(2002b)『あるべき税制の実現に向けた議論の中間整理』

- (2002c)『平成 15 年度税制改正に関する答申』
- (2002d)「第 9 回基礎問題小委員会資料」
- (2003)『少子高齢化における税制のあり方』
- (2007)『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』
- (2009)『平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～』
- (2010a)『「科目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告』
- (2010b)『平成 23 年度税制大綱』
- (2014a)『女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理』
- (2014b)『働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)』
- (2016a)『経済社会の構造変化を踏まえた税制の在り方に関する中間報告』
- (2016b)『平成 29 年度税制改正大綱』
- (2016c)『第 6 回総会議事録』
- (2017)『第 9 回総会議事録』
- (2019)『経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方』
- 税務経理教会(1986)『税制の抜本改革』
- 全国婦人税理士連盟(1994)『配偶者控除なんていらぬ～税制を考える働き方を変える～』
日本評論社
- 総務省統計局『労働力調査年報』各年版
- 高山憲之・白石浩介(2016)「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション(I)」
『WEB Journal 年金研究』No.5 <https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu/>公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- 高山憲之・白石浩介(2017)「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション(II)」
『WEB Journal 年金研究』No.6 <https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu/>公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- 田口卯一(1950)『最新所得税法詳解』双珠社
- 田近栄治・横田崇(2018)「配偶者控除・配偶者特別控除の改正一世帯収入影響額の推計と配偶者就業調整の改善提案」『租税研究』821号
- 内閣府(2019)『少子化社会対策に関する意識調査』

- <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h30/zentai-pdf/index.html>
- (2022)『令和3年男女共同参画白書』
- (2022)『令和4年版 少子化社会対策白書』
- 長坂寿久(2000)『オランダモデル』日本経済新聞社
- 西沢和彦(2021)『子育て関連支出をベンチマークとした政策目標設定の留意点』東京財団政策研究所 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.phpid=3778>(2022.12.7 閲覧)
- 野村総合研究所(2022)『有配偶パート女性の就労の実態と移行に関する調査』
- https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/1st/2022/cc/0930_1(2022.11.7 閲覧)
- 服部有希(2013)「フランス 2013 年度予算法及び 2012 年度第 3 次補正予算法」『外国の立法』No.255-2
- 林宏昭(2009)「所得税改革の方向性」『大阪大学経済学』第 59 巻第 3 号大阪大学大学院経済学研究科
- (2015)「所得税改革の論点と方向性」『租税研究』第 791 巻公共社団法人日本租税研究協会
- 阪東眞理子(2009)『日本の女性政策—男女共同参画社会と少子化対策の行方—』ミネルヴァ書房
- 樋口美雄、西崎文平、川崎暁、辻健彦(2001)「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」『月例経済月報』13 年 9 月号内閣府
- 広瀬義朗(2014)「カナダの 1987 年所得税改革後の低所得者層・世代別租税負担構造の変化」『中央大学経済研究所年報』第 45 号
- 藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社
- 藤村直未(2012)「所得控除制度の再考」『租税資料館賞受賞論文集』21 下巻
- 藤森克彦(2018)「高齢単身女性と貧困」『学術と動向』2018 年 10 月号
- 法務省(2018)『平成 29 年度就業構造基本調査』
- (各)年『市町村税課税状況等の調』
- 松田忠三(1999)「所得税課税単位の選択問題」『千葉大学経済研究』第 14 巻第 3 号
- 三木義一(2003)『日本の税金』岩波新書
- 民主党(2009)『民主党政策集 INDEX2009』
- <http://archive.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/10.html>(2022.4.19 閲覧)
- 村松怜(2019)「戦前日本における大蔵省の所得税思想「社会政策的税制」の再検討」『歴史と

経済』242号

森一葉(2017)「戦後の所得税制と配偶者控除」『びわ湖経済論集』第23号

森一葉(2018)「戦後の所得税制と配偶者控除」『国際公共経済研究』No.29

森(2017)との内容上の違いについては、序章注28を参照。

森一葉(2021)「イギリスの所得税改革における夫婦の取り扱いの変容」『財政研究』第17巻

森恒夫(1967)『フランスの資本主義と租税』東京大学出版社

森剛志、浦川邦夫(2009)「配偶者特別控除の廃止が労働供給に与えた影響のパネルデータ分析」『甲南経済学論集』第49巻第2・3・4号

森信茂樹(2008)『給付付き税額控除 日本型児童税額控除の提言』中央経済社

森信茂樹・中本淳(2013)「日本所得税課税ベースの新推計」『フィナンシャル・レビュー』第112号財務省財務総合政策研究所

山田真治(2018)「人的控除：移転的基礎控除の導入の検討」『年次大会研究報告書』54号
東京税理士会

山田美枝子(1998)「家族の多様化とフランス個人所得税一家族序数制度を中心として」人見康子・木村弘之亮編『家族と税制』弘文堂

山本栄一(1971)「所得税の負担配分問題：カーター委員会報告の場合を中心として」『経済学研究』第25巻3号

横山泉・児玉直美(2016)「女性の労働と税—データを用いた現状分析—」『フィナンシャル・レビュー』平成28年第2号

[英語文献]

Adam,S., Besley,T., Blundell,R., Bond,S., Chote,R., Gammie,M., Johnson,P., Myles,G.,and Poterb,J.(2010)*Dimensions of tax design The Mirrlees Review*,Oxford University Press

Adam,S., Brewer,M.,Browne,J., and Phillips,D. (2010)“Taxes and benefits: the parties’ plans”
Institute for Fiscal Studies Election Briefing Note. No. 13

Alastair ,T.and Pierce ,O.(2016) “The Impact of Tax and Benefit Systems on the Workforce Participation Incentives of Women”, OECD Taxation Working Papers No. 29

Alm,j.and Melni,M. (2005)*Taxing The “Family” In The Individual Income Tax* Andrew Young School of Policy Studies at Georgia State University

Anderberg,D.(2006) “ Tax credits, income support and partnership decisions ” *paper*

presented at RES conference, University of Nottingham

André,D.,Isabelle,S.,Christian,V.,Guy,C.(2000)"What makes Personal Income Taxes progressive The case of Belgium," *Public Economics Working Paper Series ces0008*, Katholieke Universiteit Leuven, Centrum voor Economische Studiën, Working Group Public Economics.

Atkinson, A. (2015) *Inequality: What Can Be Done* Harvard University Press (邦訳) 山形浩生・森本正史 (2015)『21 世紀の不平等』東洋経済新報社

Ayla A. (1999) *Sharing Alike: French Family Taxation as a Model for Reform*, 37 *Duquesne Law Review* 207<https://dsc.duq.edu/dlr/vol37/iss2/4/>(2021.11.15 閲覧)

Bosch,N &Klaauw.B(2012)“Analyzing female labor supply-Evidence from a Dutch tax reform” *Labour Economics*19

Beighton,L.and Draper,D. (2013)*independent taxation –25 years on Does it meet today’s needs* . CARE

Bittker,B (1975)“Federal Income Taxation and the Family” *Stanford Law Review* 27

Brice,A.(1982) *The tax treatment of the family unit* University of London

Brazer,H.(1980) *Income Tax Treatment of the Family in the Economics of Taxation*

Brys, B.,Perret, T.and O’Reilly,P.(2016) “Tax Design for Inclusive Economic Growth” *OECD Taxation Working Papers*, No. 26, OECD Publishing, Paris.

Canada Revenue Agency(2019) *Income Statistics- Final-Statistics,2017 TaxYear* Table4 <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/programs/about-canada-revenue-agency-cra/income-statistics-gst-hst-statistics/t1-final-statistics/2017-tax-year.html>(2022.11.5 閲覧)

Chartered Institute of Taxation(2018) “Debate on Taxing Families, 30 years after the introduction of independent taxation–review” <https://www.tax.org.uk/media-centre/blog/media-and-politics/debate-taxing-families-30-years-after-introduction-independent>(2020. 9 .12 閲覧)

Chote,R.,Emmerson,C.,Leicester,A. and Miles,D. (2007) *Green Budget 2007* Institute for Fiscal Studies

Conservative Party(2010)*Invitation to join the Government of Britain: the Conservative Manifesto*13 April 2010

Eissa, N. and Hilary, H. (2004) "Taxes and the Labor Market Participation of Married Couples: The Earned Income Tax Credit." *Journal of Public Economics* 88 (9).

Eissa, N. and Liebman, B. (1996) "Labor supply response to the Earned Income Tax Credit." *Quarterly Journal of Economics* 111, pp.605-637.

Equal Opportunities Commission (1986) *Taxation Without Discrimination*

Ferragina, E. and Kaiser, M. (2015) "Determinants of a Silent (R)evolution: Understanding the Expansion of Family Policy in Rich OECD Countries" *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society*, Volume 22, Issue 1

Fraser, F. (2021) *Family Fortunes Onward*.

GOV.UK < <https://www.gov.uk/marriage-allowance> >

Great Britain HM Treasury (1980) *The Taxation of Husband and Wife* HMSO

————— (1986) *The Reform of Personal Taxation* Cmnd 9756, HMSO

————— (2013) *Autumn Statement: Policy Costing* HMSO

Green, D. (2009) *Individualists Who Co-operate* Civitas Institute for the Study of Civil Society London

HM Government (2010) *The Coalition: our program for government*

HM Revenue & Customs (2020), *Income tax personal allowances and reliefs, 1990-91 to 2020-21*

House of Commons (1986a) *Taxation And Male/Female Equality: Ecc Report*, 17, February

————— (1986b) *Parliamentary Debate*, 6 November

————— (1987) *Parliamentary Debate*, 23 April

————— (1988) *Parliamentary Debate*, 14 February

————— (2007) *Parliamentary Debate*, 25 July

————— (2011) *Parliamentary Debate*, 29 June

————— (2012) *Parliamentary Debate*, 11 December

Internal Revenue Service (2021) *Earned Income and Earned Income Tax Credit (EITC) Tables* <https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/earned-income-and-earned-income-tax-credit-eitc-tables> (2021.9.24 閱覽)

————— (2020) *Your Federal Income Tax For Individuals* IRS Publication 17

Jaumotte, F. (2004) *Female Labour Force Participation: past trends and main determinants in*

- OECD countries. OECD Economic Department Working Papers. OECD publishing.
- Jeon, S.(2004) “The Impacts of the 1988 Tax Reform on Married Women’s Labor Supply in Canada,” *Department of Economics Working Paper* Vol. 19 Hamilton Ontario McMaster University
- Jones,R(2017) “ The £230-a-year marriage allowance you could be missing out on ” *TheGuardian*2017.9.23 <https://www.theguardian.com/money/2017/sep/23/230-pounds-marriage-allowance-hasnt-been-claimed>(2020.9.18 閲覧)
- Joyce,R.(2013) *The new tax break for some married couples* Institute for Fiscal Studies
- Kay,J .and Sandler,C.(1982) *Taxation of Husband & Wife A View of the Debate in the Green Paper* Institute for Fiscal Studies
- Kearney,S. and Lesley ,T (2013) “Giving Secondary Earners a Tax Break: A Proposal to Help Low-and Middle-Income Families.” *Discussion Paper 2013-07*, The Hamilton Project, Brookings Institution, Washington, DC
- Kimberly J.(2009) “The Origins of Tax Systems: A French - American Comparison “ *American Journal of Sociology*, Vol. 114, No. 5 University of Chicago Press
- Labour Party (2019) *Manifesto 2019 Labour Party Manifesto*
<https://labour.org.uk/manifesto-2019/>(2021.4.15 閲覧)
- Lawrence ,Z(1993) “Marriage and the Income Tax” *California Law Review* 339
- Leigh, A. (2007) “Earned Income Tax Credits and Labor Supply: New Evidence from a British Natural Experiment,” *National Tax Journal* Vol. 60, No. 2 2007
- Lester,W.大橋為宣、椎名市郎(1990) 「アメリカ連邦所得税の基本構造(1)」『中央学院大学商経論叢』4巻2号
- Loutzenhiser,G(2019) *Tiley’s Revenue Law* Hart Publishing
- Meade,J.(1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation*, The Institute for Fiscal Studies
- Morgan,P.(1995) *Farewell to the Family .Public Policy & Family Breakdown in Britain and the USA* Institute of Economic Affairs
- OECD(2012) 『日本再生のための政策 OECD の提言』
<https://www.oecd.org/general/50190707.pdf> (2021.7.15 閲覧)
- (2022) *Family Database*
<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>(2022.11.5 閲覧)

- OECD Stat(2022)<https://stats.oecd.org>
- O'Donoghue,C. and Sutherland,H(1999)“Accounting for the family in European income tax systems“ *Cambridge Journal of Economics* 23
- Oliver,O. and Ralph,T. (1960) Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons, *STANFORD LAW REVIEW*585
- Osborne, G. (2013) “ Five problems with the Tories ’ marriage tax allowance ” <https://www.newstatesman.com/politics/2013/09/five-problems-tories-marriage-tax-allowance>(2020.9.18 閲覧)
- Royal Commission on Taxation(1967) *Report of the Royal Commission on Taxation*.Far Eastern
- Sara ,L. (2017) “Tax Policies to Encourage Women’s Labor Force Participation” *The 51%Driving Growth through Women’s Economic Participation* The Hamilton Project,Brookings Institution,71-80
- Seely,A. (1995) *Tax and Marriage* Commons Library Briefing
 ——— (2019a) *Tax, marriage & transferable allowances* Commons Library Briefing
 ——— (2019b) *Income tax allowances for married couples* Commons Library Briefing
- Shoup Mission (1949) *Report On Japanese Taxation By The Shoup Mission* General Headquarters(日本経済新聞社訳(1949)『税制の改革シャウプ勧告全文：日本税制報告書』日本経済新聞社)
- Smith,I.(2007)*Breakthrough Britain Ending the costs of social break down*The Centre for Social Justice
- Stark.G(1988)“Partially Transferable Allowances ” *Fiscal Studies*, Vol. 9, No. 1
- Tax Foundation(2021) *historical income tax rates brackets*
<https://taxfoundation.org/historical-income-tax-rates-brackets/>(2021.8.26 閲覧)
- The Centre for Social Justice(2011)*Mental Health: Poverty, Ethnicity and FamilyBreakdown Interim Policy Briefing* The Centre for Social Justice
 —————(2012)*IT IS TIME TO BACK MARRIAGE*The Centre for Social Justice
 —————(2019) *WHY FAMILY MATTERS A comprehensive analysis of the consequences of family breakdown*The Centre for Social Justice

US Congress(1977) *Tax Reduction and Simplification Act of 1977*

<https://www.congress.gov/bill/95th-congress/house-bill/3477>(2021.9.18 閱覽)

—————(2001) *Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 Title III: Marriage Penalty Relief*

<https://www.congress.gov/bill/112th-congress/house-bill/8/text>(2021.9.20 閱覽)

Women's Budget Group (2013) *The Impact on Women of Budget 2013: A Budget for inequality and recession*

http://wbg.org.uk/pdfs/WBG_Budget-Analysis_2013.pdf(2021.4.16 參照)